

会 議 録 目 次

令和 6 年第 2 回曾於市議會定例会

会期日程	1
○ 6 月 7 日（金）	
議事日程第 1 号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
報告第 1 号～報告第 3 号	10
承認案第 2 号～承認案第 5 号	19
議案第 47 号	27
議案第 48 号～議案第 50 号	37
議案第 43 号	42
議案第 44 号	45
議案第 45 号、議案第 46 号	45
議案第 51 号	47
議案第 52 号～議案第 54 号	65
議案第 55 号～議案第 57 号	66
陳情第 6 号～陳情第 8 号	68
散 会	68
○ 6 月 10 日（月）	
議事日程第 2 号	69
開 議	71
一般質問	
渡辺 利治 議員	71
徳峰 一成 議員	83
矢上 弘幸 議員	107
今鶴 治信 議員	121
散 会	133

○ 6 月 14 日（金）

議事日程第 3 号	135
開 議	137
一般質問	
山中 雅人 議員	137
原田賢一郎 議員	161
瀬戸口恵理 議員	181
岩水 豊 議員	209
散 会	224

○ 6 月 26 日（水）

議事日程第 4 号	225
開 議	228
議案第 43 号	228
議案第 44 号	229
議案第 45 号、議案第 46 号	230
議案第 51 号	233
議案第 52 号～議案第 54 号	238
議案第 55 号～議案第 57 号	240
陳情第 1 号～陳情第 3 号	241
陳情第 6 号、陳情第 7 号	246
発議第 3 号	247
同意案第 1 号	249
閉会中の継続審査申出について	252
閉会中の継続調査申出について	252
議員派遣の件	252
閉 会	253

令和6年第2回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和6年第2回曾於市議會定例会会期日程

会期20日間

月	日	曜	会 議	摘 要
6	7	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明・議案等の 審議・委員会付託
	8	土	休 日	
	9	日	休 日	
	10	月	本 会 議	○一般質問
	11	火	休 会	
	12	水	休 会	
	13	木	休 会	
	14	金	本 会 議	○一般質問
	15	土	休 日	
	16	日	休 日	
	17	月	休 会	
	18	火	休 会	
	19	水	委 員 会	委員会
	20	木	委 員 会	委員会
	21	金	休 会	
	22	土	休 日	
	23	日	休 日	
	24	月	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	2 5	火	休 会	
	2 6	水	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和6年第2回曾於市議會定例会

令和6年6月7日

(第1日目)

令和6年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月7日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第6 報告第1号 令和5年度曾於市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

第7 報告第2号 令和5年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第8 報告第3号 令和5年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

（以下4件一括議題）

第9 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）

第10 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）

第11 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

第12 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度曾於市一般会計補正予算（第14号））

第13 議案第47号 請負契約の締結について

（以下3件一括議題）

第14 議案第48号 財産の取得について（末吉方面隊中央分団消防車）

第15 議案第49号 財産の取得について（大隅方面隊中央分団消防車）

第16 議案第50号 財産の取得について（曾於市学校給食センター改築厨房機器）

第17 議案第43号 曾於市税条例の一部改正について

第18 議案第44号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(以下2件一括議題)

第19 議案第45号 曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第20 議案第46号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

第21 議案第51号 令和6年度曾於市一般会計補正予算(第1号)について

(以下3件一括議題)

第22 議案第52号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第23 議案第53号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第24 議案第54号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(以下3件一括議題)

第25 議案第55号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について

第26 議案第56号 令和6年度曾於市水道事業会計補正予算(第1号)について

第27 議案第57号 令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について

(以下3件一括議題)

第28 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

第29 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

第30 陳情第8号 (刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	浏览昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛

16番 (欠員) 17番 渡辺 利治 18番 久長 登良男
 19番 徳峰 一成 20番 迫 杉雄

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
 主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	中 西 昭 人	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保 健 課 長	渡 邊 博 之	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こども未来課長	新澤津 友 子	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

開会 午前10時00分

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、令和6年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（迫 杉雄）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫 杉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、岩水豊議員及び
比治昌昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの20日間といたします。これに御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

1、調査地及び調査事項。

（1）千葉県流山市、「子育て支援」について。

（2）東京都渋谷区、「渋谷区子育てネウボラ」について。

（3）神奈川県茅ヶ崎市、茅ヶ崎市立浜之郷小学校における「学びの共同体」について。

2、調査期間。

令和6年5月15日水曜日から17日金曜日、3日間。

3、調査委員。

岩水豊、矢上弘幸、瀬戸口恵理、上村龍生、原田賢一郎、徳峰一成。

4、調査内容。

（1）千葉県流山市。

流山市は、人口21万1,795人、面積は35.32km²、人口密度は1km²当たり5,977人のまちであります。

つくばエクスプレスが開業した平成17年以降、都心まで20分と利便性の良さに、人口が5万8,000人増加しています。駅周辺の商業施設やマンション・戸建て住宅の建設が進み、転入者の多くを「共働きの子育て世代」と定め、仕事をしながら子育てしやすいまちづくりを展開しています。

全国の自治体で初の総合政策部「マーケティング課」を設置し、流山市の目指す都市イメージ「都心から一番近い森のまち」をベースに、「母になるなら、流山市」「父になるなら、流山市」などのキャッチコピーをポスターなどで発信し、定住人口増加策として「共働き子育て世代」をターゲットとしており、夫婦共に仕事と育児を楽しみながら両立する生活スタイルを支援しています。

流山市独自の子育て支援策として、特徴的な「駅前送迎保育ステーション」は、保育需要の地域的偏在等による問題を解消するため、保育所の入所者数の均衡を図るとともに、待機児童の解消及び子供の送迎に係る保護者の負担を軽減することを

目的に始まりました。市内2か所の駅の近くにある「送迎保育ステーション」と市内の指定保育所をバスで結び、登・降園するシステムで、延長保育にも対応しています。

流山市全体がコンパクトシティと言えるほど人口密度の高い都市ですが、積極的な子育てニーズの取り入れ方、そのニーズに対して積極的に向き合う姿勢、マーケティング論に基づいたデータ分析と公表などは、参考にしたい点でありました。

（2）東京都渋谷区。

渋谷区は、人口23万1,499人、面積は15.11km²、人口密度1km²当たり1万5,320人と非常に人口密度が高いまちであります。

「渋谷区子育てネウボラ」とは、子育てに関わる全ての人々がずっと寄り添い、つながれる場所を意味します。市民が不安なく、少しでも喜びの多い子育てができるよう、妊娠期から18歳になるまでの子供とその家族をサポートする拠点施設として、区役所、小学校に隣接した8階建てのビルに、子育て広場から保健相談所、子ども発達相談センター、子ども家庭支援センター等が集約されており、プライバシーに十分配慮しつつ、相談の内容や発達の具合によって関係部署とすぐ連携できるように工夫されていました。妊娠期から伴走する保健師は担当性をとっているため、特に初めての出産を迎える母親にとって、この上ない心強さだと思いました。

本市においても担当課の不断努力によって、きめ細やかな子育て支援を実現できつつあるものの、さらに丁寧で、かつ、より気軽に相談できる体制を構築していく途上であり、参考にしたい取組でありました。

（3）神奈川県茅ヶ崎市。

茅ヶ崎市は人口24万5,578人、面積は35.7km²、人口密度1km²当たり6,878人であり、人口が増加し続けているまちであります。

浜之郷小学校は、「学びの共同体」としての学校であるという「創学の理念」が先にあり、その後に、学校教育目標や教育目標がある学校であります。現在、多くの小学校で一般的とされている「教員が前に立って一斉に教える授業」ではなく、児童がグループで課題を話し合い、共に学び合う仕組みとなっており、低学年は2人1組のペア、中学年からは4人1組のグループを基本形として、児童が向い合ってディスカッションや助け合い、提案等をしながら答えを見出せるようにしており、教員は答えを誘導するのではなく児童自身で学びを深められるように配慮されていました。

また、阿部校長のお話の中で、「教師は知識を子供に教えるのではなく、学び上手にさせることである。私たち教師は、子供たちより少し先にいるだけである」と

の言葉が印象的でありました。

報告は以上であります。今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（渕合昌昭）

産業建設常任委員会閉会中所管事務調査報告。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

農林業・畜産振興に関する調査。

１、調査事項。

①曾於市春季畜産品評会。

調査地。曾於中央家畜市場、曾於市末吉畜産指導センター、曾於市財部畜産指導センター。

調査期間。令和６年４月１１日木曜日、１２日金曜日、１５日月曜日、３日間。

②曾於地区春季畜産共進会。

調査地。曾於中央家畜市場。

調査期間。令和６年５月１０日金曜日、１日間。

２、調査委員。渕合昌昭、出水優樹、鈴木栄一、九日克典、土屋健一、迫杉雄。

３、調査結果。

曾於市春季畜産品評会は、曾於市畜産振興協議会主催で大隅地区４月１１日、末吉地区４月１２日、財部地区４月１５日にそれぞれ開催しました。

地区別の出品頭数は、末吉地区５０頭、大隅地区２２頭、財部地区２１頭で、曾於地区春季畜産共進会への出品牛が３１頭選考されました。

曾於地区春季畜産共進会は、そお鹿児島農協とおあぞら農協の共催で、旧曾於郡８町から出品された８０頭で競われました。

審査の結果、本市関係分においては、肉用牛１部（１２か月齢未満）では６頭が最優秀賞に選ばれ、中でも最優秀賞１席、４席及び７席に本市の出品牛が選ばれております。肉用牛２部（１３から１９か月齢）では６頭が最優秀賞に選ばれ、最優秀賞１席に本市の出品牛が選ばれております。肉用牛３部（父系群）（３頭１組）では、最優秀賞２席及び４席に本市の出品牛が選ばれております。

出品牛の全体の種雄牛別では、夏百合が１９頭（２３．７％）、秀幸福１６頭（２０％）、華忠良１４頭（１７．５％）が出品頭数の６１．２％を占めております。

依然として飼料・肥料・資材高騰が続く、農家にとって厳しい経営環境であります。引き続き、畜産振興に邁進されるとともに、県畜産共進会に向けて取り組まれることを期待いたします。

結果については、資料を添付してありますので御参照ください。

終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 報告第1号 令和5年度曾於市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第2号 令和5年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第8 報告第3号 令和5年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第6、報告第1号、令和5年度曾於市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第3号、令和5年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、報告第1号から日程第8、報告第3号まで一括して説明をいたします。

日程第6、報告第1号、令和5年度曾於市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について説明をいたします。

令和5年度曾於市一般会計予算継続費繰越計算書のとおり、総務費の大隅支所庁舎整備事業及び教育費の学校給食センター施設整備事業の2件、7億965万円を令和6年度へ繰り越しました。大隅支所庁舎整備事業については、令和5年度継続費予算現額8,150万9,000円のうち支出済額及び支出見込額は無しとなり、残額の8,150万9,000円を令和6年度へ繰り越しました。また学校給食センター施設整備事業については、令和5年度継続費予算現額11億3,064万3,000円のうち支出済額及び支出見込額は5億250万1,200円となり、残額のうち6億2,814万1,000円を令和6年度へ繰り越しました。

次に、日程第7、報告第2号、令和5年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明をいたします。

令和5年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の大隅支

所庁舎整備事業をはじめとする31件、14億8,097万円を令和6年度へ繰り越しました。

繰越しの理由についてですが、まず総務費の大隅支所庁舎整備事業は、実施設計業務との協議に時間を要したため、南九州畜産獣医学拠点事業は、他工種との調整により、適切な工法検討に時間を要し、年度内での工期が確保できなかったため、物価高騰対応定額減税事業は、プログラムの構築等の工期が確保できなかったため、戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民記録システム改修委託料は、システム改修に関する仕様書等が令和6年1月に公表され、年度内に完了しなかったためです。

民生費の物価高騰対応低所得者支援給付金支給事業は、4月1日以降も給付するためです。

衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、主に3月末ワクチン接種分の国保連からの請求が6月上旬となるためです。

農林水産業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業は、県の予算が繰越事業となったため、資源リサイクル畜産環境整備事業は、堆肥化处理施設の設計見直し等により年度内での工期が確保できなかったため、農地耕作条件改善事業は、混層耕作業を4月末まで施工する農地があるため、治山事業は、台風6号において測量に遅れが生じたためです。

商工費の地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が令和6年12月までとなっているためです。

土木費の普通貨物自動車購入は、型式認証の遅れに伴う納期遅延により完了できないため、道路維持費、市単独事業、辺地対策事業、緊急自然災害防止対策事業、排水路整備事業及び橋梁長寿命化修繕事業は、主に工法の検討、用地交渉や関係者、関係機関との協議等に不測の日数を要したため、過疎対策事業は、主に令和6年度当初予算前倒し分の補正予算対応により、年度内での工期が確保できなかったため、河川総務費は、補正予算対応となり、年度内での工期が確保できなかったため、都市公園管理費は、法面の安定化を図る必要があり、標準工期では不足するためです。

消防費の消防車両購入事業は、車両等の製造に日数を要し、年度内に納品できなかったためです。

教育費の末吉小学校改築事業は、改築基本構想及び計画の策定に時間を要し、審査等に十分な日数を確保できないため、中学校管理費の財部中学校法面工事は、補正予算対応となり、年度内での工期が確保できなかったため、大隅文化会館管理費の空調設備工事及びその他社会教育施設費の諏訪地区公民館改築等工事は、令和6年度当初予算前倒し分の補正予算対応により、年度内での工期が確保できなかったためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、主に災害査定時期による標準的な工期確保のため、過年発生農地・農業用施設災害復旧費及び過年発生公共土木施設災害復旧費は、工法検討等により発注が遅延し、標準的な工期確保ができなかったためです。

次に、日程第8、報告第3号、令和5年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について説明をいたします。

令和5年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書のとおり、農林水産業費の産地パワーアップ事業ほか1件の5億6,818万4,000円を令和6年度へ繰り越しました。

繰越しの理由についてですが、農林水産業費の産地パワーアップ事業は、電気ケーブルや電子部品の全国的な需要の高まりや世界的な影響等により納期遅延が発生したため、年度内完成ができなかったためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費は、関係者、関係機関との協議等に不測の日数を要したためです。

以上で、日程第6、報告第1号から日程第8、報告第3号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず報告の1号でありますけれども、毎年、今の時期に繰越明許が出されており、もう全ての理由についてただいま市長から説明がありましたが、これを踏まえて質問をいたします。

今回、提案されているのは全部で31事業の14億8,097万円、この中には今、説明があった中にも入っておりますが、この予算額を全て令和6年度に執行しているというのが31事業の中で17事業であります。この中で、例えば若干、説明がありましたけれども、まず質問の第1点、治山事業の1億2,000万円、測量に遅れが生じたということではありますが、それだけではちょっとこの十分な説明になっていないと思っております。担当課長でもいいですので、場所を含めて、金額が大きいので測量に遅れを含めて、そして令和6年度の何月までに一応事業を終わる予定であるのか、これが質問の第1点であります。

それから質問の第2点目は、大隅の文化会館についても、この3月議会で提案されておりますが、この事業はどういった請負契約等によりまして空調の改修を行うのかですね、そして6年度の何月までにこの事業は終わる予定であるのか、これが

質問の２点目。

それから３点目はですね、これも若干説明がありましたけれども、現年発生 of 農業災害 4 億 9,203 万 6,000 円、合わせて土木災害の 2 億 5,895 万 6,000 円ですね、これもこの主な災害場所とその内容についても、そして併せて工事終了の予定見込み、見通しについても説明してください。これが報告の 1 号であります。

それから報告の 2 号、事故繰越しについてでございます。これは報告 3 号ですね、前後いたしました。ただいまのが報告 2 号ですね。それから報告の 1 号を遡りまして、継続費の計算書についてでございます。

大隅町の支所庁舎の整備事業は令和 4 年度から土地取得を含めて始まっておりますが、この令和 4 年度は継続期間に入れなくて、令和 5 年度、6 年度、7 年度、3 か年度をベースとして継続事業扱いしておりますけれども、単純な質問であります、4 年度は入れなかった理由について教えてください。

そして、4 年度の事業費についても教えてください。執行済みであります。

質問の 2 点目、関連いたしまして、令和 5 年、6 年、7 年度の事業、これがここに記載されている事業費で、継続事業費の総額であると理解いたしておりますが、この財源内訳だけを説明してください。財源内訳はどうなっているか。

次に、教育総務費の学校給食センターですね、これは、継続扱いでは令和 5 年と 6 年の 2 か年で扱っておりますけれども、先日の全員協議会でも説明がありましたけれども、この工期は若干遅れておりますけれども、まだ予算計上されていない、例えば備品購入費を含めていくらか予算提出、予定されているのがあるのかどうか、細かい質問でありますけれども、これを質問いたします。これ 1 点であります。

それから報告の第 3 号、事故繰越しについてであります。以前は確か旧町時代を含めてこの提案はなかったと記憶いたしておりますが、最近、件数は僅かでありますけれども、事故繰越しも報告されております。

質問の第 1 点は、若干説明にもありましたけれども、この産地パワーアップ事業と農業災害復旧の 2 つの事業内容について、改めてこの予算計上されたのはこの 2 つは、令和何年の何月議会であったのか確認いたします。この事故繰越しとの関係での単純な質問であります、確認方々の。

質問の 2 点目、これも単純な質問でありますけれども、繰越明許と事故繰越しの違いについて、これまでも質問したことがあるんですけども説明答弁してください。地方自治体がこの 2 か年にわたる事業を遅れを含めて一応議会との関係で対応するには、この継続扱いと繰越明許と事故繰越しの 3 つがあると理解いたしておりますが、その中で、今回、出されている繰越明許と事故繰越しの違いについて説明してください。

質問の3点目は、この2つの事業の終了予定時は令和6年度の何月で予定しているのかどうか。

以上です、1回目は。

○市長（五位塚剛）

私から最初にお答えしたいと思います。

継続費の計算書や、また事故繰越しについても、基本的には説明をいたしました。やむを得ない理由で令和5年度内の予算を令和5年度内に完成できなかったというのが内容でございます。ただ5年度内の最後の補正で提案をしたものもあります。それは、例えば大隅の空調工事につきましては、補正で予算をいただきました。それは検討の相談をいたしましたら、補正で対応してもいいということでもいただきましたが、実際は工事的にはもう繰越ししなければ対応はできません。これについては大隅の工務店の方々を含めて、どうしても文化センターの空調工事については引き続き市民のための活用場所であるからしてほしいという相談でありました。基本的には一般財源で対応しかないのかなということでもいろいろ検討いたしましたら、建物全体を含めて長寿命化ということが望めますならば、過疎債に対応はできるということで返答をいただきまして、そのように対応いたしました。今、予算を執行する準備に入っておりますが、空調機全体の見直しをかけまして、今から事業を発注したいと思います。

また産地パワーアップについては、これは当初予算でJ Aさんの冷蔵庫の施設工事であります。説明いたしましたように、いろいろと物価高騰によって資材等が大幅に入らないという現象が出てまいりまして、やむを得なく繰越しという形でのお願いであります。全体を通じていつまでに完成をする予定かというのは各担当課から説明をいたしますが、全体的に議員の皆さんたちは予算の内容は十分分かっていらっしゃると思いますので、その辺りを配慮しながら質問してもらえばありがたいというふうに思います。

○財政課長（池上武志）

それでは財政課関係についてお答えいたします。

まず報告第1号の継続費繰越計算書におけます財源内訳でございます。

今回、財源の内訳としましては、市債で6億4,900万円となっております。この内訳としましては、過疎債が6億1,500万円、合併特例債が3,400万円でございます。

それからその他800万円とありますが、これは市立学校施設整備基金でございます。

それから報告第3号の事故繰越し関係でございますけれども……。

（「令和4年度は入れなかった理由は」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

それにつきましては、大隅支所地域振興課長のほうから答弁させていただきます。

それでは続きまして、報告第3号の事故繰越し関係のところでございますけれども、今回、この繰越明許と事故繰越しとの違いということでございます。

まず、繰越明許費につきましては、その年度内に支払いが終わらない見込みのあるものにつきましては、予算の定めるところによりまして繰り越すものでございます。これは、地方自治法の第213条でうたわれております。そして、これについての報告につきましては、同地方自治法の施行令第146条でうたっているところでございます。

次に事故繰越しの関係でございます。事故繰越しにつきましては、あらかじめ繰越しを予定していなかったものの、避けることのできない事故のために年度内に支出が終わらない場合に行われるものでございます。これにつきましては地方自治法の第220条第3項でうたわれており、この報告につきましては施行令第150条でうたわれているところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

それではお答えいたします。

まず、令和4年度が継続費の中に含まれていないということでございました。令和4年度につきましては、まず継続費の性質的なものですが、大規模な建設事業等で2か年以上にわたる工事については全体事業費と年割を決めて予算で定めるということになっておりますけれども、工事のほうは令和5年度から始まるということで、令和5年、6年度、当初、継続費をお願いしたところでした。そしてまた3月補正のほうで開庁が5月になるということで、どうしても一部工事のほうは6年度中に終わらないということで、7年度まで延ばしていただいたところでございました。

そうということで、令和4年度につきましては、用地買収と基本設計基本計画の策定ということが主なものでございましたので、決算額としまして5,488万6,694円ということで、その主なものが用地取得費の4,991万7,420円、基本構想基本設計委託が394万3,500円というような形になっているところでございます。

以上でございます。

○耕地林務課長（國武次宏）

治山事業についてお答えします。

治山事業であります緊急自然災害防止対策事業で実施しております、この繰り越す理由につきましては、委託契約を令和5年の7月3日ということで発注しており

ましたが、台風6号が8月7日から10日まで4日間襲来しておりまして、地形が変わってしまった関係がありまして、再度測量に手間がかかりました。それと工期が400日かかるということで、早期発注を目指したのですが、一応12月の議会で承認をいただきまして繰越しということで対応いたしまして、一応工事としましては株式会社渡辺組が受注しておりまして、工期は令和6年2月1日から令和7年の3月6日の400日で完了する予定でございます。

（「場所はどこか」と言う者あり）

○耕地林務課長（國武次宏）

施工箇所ですか、大隅の中之内の建場地区です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

答弁が少し前後いたしまして申し訳ございません。

報告第1号の通次繰越しの教育総務費についてでございます。今回の継続費の総額の中に厨房機器等も含まれるのかということの質問でありましたけれども、後ほど提案されます議案第55号の財産の取得等も今回の継続費の総額に含まれているところでございます。

以上です。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは大隅文化会館の件につきまして説明したいと思います。

先ほど市長のほうが予算関係の3月議会で承認いただきまして、過疎債を利用したの改修ということで御説明をしたところでございますが、現在、文化会館につきましては入札等の準備をしているところでございます。一応終了につきましては11月の弥五郎どんがございまして、それまでには終了を、10月までには終了したいというふうに考えているところです。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは土木課の現年発生公共土木施設災害復旧費の繰越しについてお答えします。

繰越しについては11件繰越ししておりますが、早いものは6月に完了するもので、全て完了するのが年度末の3月と考えております。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

農政課分の報告3号、事故繰越しの産地パワーアップ事業について御説明いたします。

この事業につきましては、そお鹿児島農協さんが実施されております荒茶加工施

設及び冷凍保管施設のうちの保管冷蔵施設についての事故繰でございます。予算計上につきましては、令和5年第1回定例会の令和4年度補正予算10号で、国の令和4年度2次補正で採択されたために補正をお願いしたところでございます。完了予定については年内で完成を予定しております。年内、12月を予定しております。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

併せまして事故繰越し、報告の第3号の現年発生農地・農業用施設災害復旧事業の説明をいたします。

これにつきましては、地権者の同意を得まして仮設道路を計画しておりましたが、その地権者の同意が得られなくなりまして、新たな仮設道路の路線変更ということでも事故繰越しとなっております。受注者は株式会社今村建設が受注しておりますが、工期としましては令和7年12月10日に終了予定でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2点に絞って質問いたします。

まず第1点は、この大隅町の文化会館の空調ですありますけれども、今、入札の準備に入っておって、10月の、あるいは11月にかけての弥五郎のお祭りまでには一応完成させたいということではありますが、1回目も単純な質問したんですが、これは普通の建設業者への請負ではないと思うんですね。こういった業者をこの対象としてのこの指名競争に入札なるのかといった立場からの、この入札の在り方を含めての、工事の在り方を含めての単純な質問であります。

質問の2点目は、この事故繰越しと繰越明許の違いについて今回も質問いたしました。財政課長のそれなりの答弁がありましたけれども、財政課長が一番詳しく知っておられるように、この地方自治体がもろもろの事情、理由によって2か年以上にまたがる場合は、事業費が、継続扱い、それから繰越明許、それから事故繰越しの3つありますよね。私の理解、記憶では、旧町時代はこの3番目の事故繰越しについてはあったかもしれませんが、ちょっと記憶にないんですよ。この数年、合併後も数年、毎年、数は少ないですけども事故繰越しが出ている。読む限りにおいては、文章ですね、課長が答弁されたとおりなんです。しかし、実際、中身を具体的に今回提案されているのを見ますと、どこまでが繰越明許で、どこまでが事故、事故に対する解釈ですよね、によっては、一般論、抽象論的な対応での提案にならざるを得ない側面があるのではないかと私は感じております。そういった点で、具体的に、議会に分かりやすい形で、こういった場合は事故繰越しになりますよっていう、そうした市独自の、もっと明確な、立ち入った方針があると思うんですね。今後も恐らく出てくることになるかもしれませんので、その点で、事故繰越しと繰

越明許の、特に事故繰越しの場合の提案される理由についての市の基本的な考え方を説明をいただきたいと思っております。一般論的、抽象的な説明では、この想像がなかなか働かない点がありますので答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

事故繰越しについては、具体的に今までも議会に説明をしております。例えば、深川の迫地域といいますか、宇都の地域に用水路がありましたけど、これの用水路のトンネル工事をする中で事故が発生して、この内容を県やら国に説明して事故扱いということで当然、延期をいたしまして、内容も変更しまして、事故扱いということでした。

また南之郷の橋野のところの河川の堤防、給水をするところは台風で壊れまして、復旧のときにまた壊れました。当然、こういうことで、こういう理由で当初の計画から事故が発生したために変更になりましたということで、具体的に議会には相談をして、その内容を説明しております。単なる繰越明許とは違うわけでございます。

あと空調の工事の件であります。当然、空調工事の場合は建設業の許可ではありません。分類的には管工事扱いの中で入っております。その中に管工事の指名願いを出している電気屋さん、水道屋さん、空調屋さんを含めた管工事の中でそれなりの入札の実績があるところを調整しながら、提案をするところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、まず大隅の文化会館については、ただいま説明がありましたように、管工事の、分類的には分類ということですが、その場合も金額から見て、この第3の業者に設計関係の業務委託をするのかどうかですね。それとも、そこはしないで頭からのこの請負になるのかどうかの確認であります。

それから、この繰越明許と事故繰越しについて、ただいま2回目の答弁の中で市長から具体的な事例が出されました。それはもうだから分かるわけですよ。ですから、市の基本方針と言いますか、もう明らかに誰が見ても、第三者、議会を含めて見ても、明確な事故に伴う繰越しだったら言うまでもなく事故繰越し。そうでなくて、やはり事例としては過去にも、事故扱いすべきか、繰越明許扱いすべきかという内容のあったのじゃないか。その場合は一般的にもう繰越明許として曾於市の方針としては対応したいという点での質問でありまして、まあそういった理解でいいのかどうか、確認方々の答弁をどなたかしてください。以上です。

基本的にはもう明確に事故という客観的にどなたが見ても判断できるのは事故、それ以外は一般的には繰越明許という分類の在り方でいいのかでございませう。

以上です。

○市長（五位塚剛）

大隅の文化会館につきましては、ランク付けをしております、今のところはB級の管工事の資格を持っている点数に合うところを指名願いを出す、指名願いという入札の状況を今、準備をしているところでございます。

事故繰越しというのは我々曾於市だけが使っている文言ではありません。当然、予定をしている中で工事上の事故が発生したときに、これは県や国と相談して、ちゃんと認めてもらわないと、これは事故繰越しになりませんので、当然、何らかの事故扱いになります。その根拠については財政課から報告させます。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

事故繰越しの考え方につきましては、基本的にまず繰越しを設定しております。その繰越した事業が、いわゆる……。

（「繰越しがベースか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

まず、前提としてまず繰越しを設定しておりますので、その繰越しをしたその事業がその年度内に終わらない場合が事故繰になっていくという考え方でございます。

（「大隅文化会館は間に設計関係を入れるのか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

空調工事については、担当課のほうと生涯学習課とよく打ち合わせをしております、単純的な事業でありまして、わざわざこの事業を設計委託することはしていません。担当課のほうで図面を作成して、空調機の実力の選定、それに伴った電気工事の配線工事をどうすればいいかというのを綿密に打ち合わせしたときの状況でありましたので、設計委託はしていません。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

報告3件については、以上で終わります。

日程第9 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一

部改正)

日程第10 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて(曾於市税条例の一部改正)

日程第11 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて(曾於市国民健康保険税条例の一部改正)

日程第12 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度曾於市一般会計補正予算(第14号))

○議長(迫 杉雄)

次に、日程第9、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて(曾於市税条例の一部改正)についてから日程第12、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度曾於市一般会計補正予算(第14号))までの以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長(五位塚剛)

日程第9、承認案第2号から日程第12、承認案第5号まで一括して説明をいたします。

日程第9、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関連する規定を改正する必要性が生じたため、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以降の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものであります。

次に、日程第10、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関連する規定を改正する必要性が生じたため、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の追加であり、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除をするものです。

また、令和6年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長であります。

次に、日程第11、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関連する規定を改正する必要性が生じたため、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援分の限度額を22万円から24万円に引き上げるものです。

また、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を世帯員数1人当たり2割軽減が1万円、5割軽減が5,000円引き上げるものです。

次に、日程第12、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第14号）を、令和6年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分であります。歳入については、交付決定による地方交付税や地方消費税交付金の増、事業費確定による国県支出金や繰入金、市債等の減が主なものです。

歳出については、総務基金管理費や施設型給付費の増、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業や思いやりふるさと寄附金推進事業等の減が主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は3億7,533万2,000円減額し、予算総額は、歳入歳出それぞれ293億8,212万8,000円となりました。

以上で、日程第9、承認案第2号から日程第12、承認案第5号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは承認案第5号、一般会計補正予算（第14号）について質問いたします。

歳出の116ページ農地耕作条件改善事業についてお伺いいたします。

病虫害対策型助成金、マイナスの3,548万9,000円の減額の理由についてお伺いいたします。

○耕地林務課長（國武次宏）

歳出ページ116、農地耕作条件改善事業、病虫害対策型助成金マイナス3,548万9,000円の増減の理由は（基腐病が予測より改善してきたからなのか）についてお答えいたします。

農地耕作条件改善事業の病虫害対策型助成金の3,548万9,000円の減額の理由につきましては、補助金申請の実績に伴い補正をするものであります。

なお令和5年度は天候に恵まれた結果によることと、基腐れ対策事業の実施によりまして70%の圃場が改善されたことによるものでございます。

○議長（迫 杉雄）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、専決の2号の税の改正について質問いたします。

まず質問の第1点は、この内容の主な点について分かりやすく担当課のほうで説明してください。

2点目、このことで曾於市民に該当者は1人もいないと理解しておりますが、確認方々での質問であります。

次に、専決の第3号、これも能登半島の地震に関連がありますけれども、質問の第1点は、この改正の主な内容について説明してください。

同じく質問の2点目、曾於市民に該当者は1人もいないと理解いたしておりますが、確認方々の質問であります。

3点目、市長説明に若干ありましたけれども、固定資産税の負担調整が3年に1回行われておりまして、6年度がその年でございますけれども、この負担調整の今回提案されている内容について、またその影響額についても中心点を簡単に答弁してください。

次に、通告にはありませんけれども、承認の、議長、一緒によろしいですか、質問、後でですか。承認の4号は通告にないんですけれども、一緒によろしいですか。

○議長（迫 杉雄）

一緒にやってください。

○19番（徳峰一成議員）

同じく承認の第4号についても、地方税法の改正でありますけれども、改正額の内容について、またその影響額について、人数を含めて答弁してください。

以上です。

○税務課長（中西昭人）

それでは、先ほどの質問に対してお答えいたします。

まず第2号の内容ということでございますが、これは能登半島地震の改正の基本的な考え方について、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲におきまして生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害を生じており、かつ発災日が1月1日と令和6年度分の個人住民税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案いたしまして、地方税法附則第4条の4第4項に基づきまして、臨時・異例の対応として、本来であれば令和7年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象となりますが、令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とする特例でございます。

したがいまして、対象となる災害損失の物件等があれば、令和6年度か、もしくは令和7年度のどちらかで申告すれば控除されるものでございます。

この影響額でございますが、曾於市では今年の住民税申告で雑損控除を対象とする申告が5名ありましたけれども、今回のこの特例の対象にはならなかったところでございます。

また住所を曾於市においたまま能登半島に居住している方も現在のところはいらっしやらないところでございます。

したがいまして、影響額はないというところでございます。

続きまして、3号の改正内容でございますが、3号についての主な改正内容は、いわゆる定額減税と言われるものでございますが、賃金上昇が物価高に迫いついていない、市民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置としまして、国民の過処分所得、いわゆる手取りでございますが、直接的に下支えする令和6年度の所得税及び令和6年度分の個人住民税におきまして、定額減税を実施するために地方税法等の一部を改正する法律が国会で令和6年3月に成立したものでございますが、概要といたしまして、先ほど市長のほうからもございましたが納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族1人につき令和6年度における個人住民税から1万円減税されるものでございます。

続きまして、固定資産税でございますが……。

(「対象者はいるのか」と言う者あり)

○税務課長(中西昭人)

対象者でございますが、対象者は……失礼いたしました、対象者は1万8,808名でございます。

(「改正による影響を受ける対象者ですよ」と言う者あり)

○税務課長(中西昭人)

改正による影響の対象者は1万2,423名でございます。金額といたしまして合計で1億7,732万3,000円になるところでございます、合計で。

続きまして、固定資産税でございますが、固定資産税の負担調整の内容でございます。主な内容といたしまして、基本的な考え方でございますが、令和6年度は3年に1度の固定資産税の評価替えの年に当たりまして、この評価替えにより負担水準のばらつきが拡大することが見込まれ、税負担の公平性の観点から均衡化に向け取り組む必要があるため、前回の評価替えからさらに3年間、令和6年度から令和8年度まで適用期限を延長するものでございます。

また宅地については、工事価格の7割程度をめどに評価額が決定します。基本的には評価額と課税標準額はイコールでございますが、負担調整措置の適用により、評価額と課税標準額との差が出ているところでございます。この差の影響額でございますが、土地に関わる固定資産税の負担調整措置については、景気回復激変緩和の観点から課税標準の評価額に対する割合である負担水準が60%未満の土地は、曾於市内で124地点あるところでございます。そのうち令和6年度の評価額に5%を乗じ、令和5年度の課税標準額を足した土地は19地点あるところでございます。影響額といたしまして8,000円の増となるところでございます。

続きまして、国民健康保険税になると思うんですけども、この影響額について申し上げます。

国民健康保険税の影響額ですが、まず今回、後期高齢者支援分の限度額を22万円から24万円に引き上げた場合の対象世帯数ですが、令和5年度ベースの試算ですけども、29世帯であります。影響額といたしまして34万400円の増額ということになります。

また減額措置に関わる軽減判定所得の基準額の見直し分ですけども、今回は2割軽減が1万円引き上げになり、5割軽減が5,000円引き上げるものですが、まず医療分の2割軽減では該当世帯が15世帯、軽減額が18万5,783円となり、5割軽減では該当世帯が20世帯、軽減額は57万41円になるところで。

また介護分ですが、2割軽減では該当世帯が4世帯、軽減額は8,800円。

(「ゆっくり言ってください」と言う者あり)

○税務課長(中西昭人)

介護分2割軽減では該当世帯が4世帯、軽減額が8,800円です。5割軽減では該当世帯が10世帯、軽減額は6万1,812円でございます。

後期高齢者支援分ですが、2割軽減では該当世帯が15世帯、軽減額は3万9,716円です。5割軽減では該当世帯が20世帯、軽減額が12万1,833円で、合計額が98万7,985円の軽減額となります。

したがって、この超過の見直しによる増額と軽減判定所得の見直しによる軽減額を差し引いた64万7,585円が減額分となるところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

ただいま課長から詳しい説明がありましたけれども、例えば専決の承認案の2号では、能登に関わるので、結果として曾於市の在住者でこの影響を受けるのは1人もいないということでありました。これはずっと継続的な事業ではありませんので、もしなかった場合は、これも単純な質問でありますけれども、敢えてわざわざ議会に改正をすることはしなくていいのではないかという一つの単純な見方も考えられますけれども、まあ対象者いなくても、やはりしなければならないのでしょうか。しなければならない理由についても答弁してください。これが質問の第1点であります。

それから質問の第2点目でありますけれども、この承認案の第3号のこの影響額については少くない金額であります、固定資産を含めて。これは一応、予算計上の扱いではどういった扱いに、一般的にはもう補正予算で対応することになりますけれども、どういった対応になるのかどうか、対応されているのか、今後の課題であるのか、検討の課題であるのか、これが質問の2点目でございます。

それから3点目、固定資産については課長答弁がありましたように3年に1回の見直しであります、曾於市内の場合が、この固定資産の、これは土地ですね、対象となっているのは全部で何万件、あるいは何十万件あるのかどうか。これはもうしっかり把握されていると思いますのでお答え願いたいと考えております。

それから、この承認案の第4号についても詳しく課長から説明がありまして、基本的には理解いたしました。これも、この予算計上との関係で、予算計上との扱いはどうなっているのか、そう大きな金額じゃないということで現行のままであるのかどうか、お答え願いたいと考えております。

また、この軽減額については、国の措置費との関係で、措置費が減額、あるいは加算される対象になっていると思うんですけれども、その点についても一応確認方々答弁してください。

以上です。

○税務課長（中西昭人）

それではお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、能登半島のこの改正内容ですが、なかった場合でもこの議案に提案しないといけないかということだと思っておりますけれども、これは単年度でございますので、対象になった場合であれば提案しないといけないということになると思います。

（「対象者がいないのに変える必要があるのか聞いている」と言う者あり）

○税務課長（中西昭人）

失礼いたしました。地方税法の改正でございますので、この改正を地方税法の附則第4条の4第4項に基づきまして、雑損控除の特例の新設ということでございますので、それに基づいて適用するというような流れでございます。

続きまして、固定資産税の補正の対応でございますけれども、これは金額に基づいて補正を対応するんですが、今後、この対象者が対象筆数が多くなれば、またこの補正で対応したいというふうに考えております。

（「土地の筆数は」と言う者あり）

○税務課長（中西昭人）

筆数でございますね、筆数については手元に資料がございませんので、後もってまた回答ということでよろしいでしょうか。

続きまして、国民健康保険税の予算との整合性ということでございますが、この件についても先ほど申し上げましたように、金額に応じて、金額が、この対象となる金額が多くなれば9月補正とかというところに対応したいというふうに考えているところでございます。

（「軽減額について国の交付税との関係は」と言う者あり）

○税務課長（中西昭人）

交付税につきましては保健課長のほうでお答えいたします。

○保健課長（渡邊博之）

それではお答えいたします。

交付の対象になるというふうに思います。

○議長（迫 杉雄）

よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、承認案4件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案4件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。承認案4件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、承認案4件は承認することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時15分
再開 午前11時25分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○税務課長（中西昭人）

先ほどの徳峰議員の質問に対して答弁漏れがございましたので、その質問に対してお答えいたします。

固定資産税の筆数ということでございましたけれども、まず、宅地が5万2,652筆、田んぼが2万5,994筆です。畑が3万6,017筆でございます。山林が11万3,314筆でございます。その他でございますが、原野とか雑種地とかそれを全て合わせまして、7万3,140筆でございます。合計で30万1,117筆でございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

—————・—————

日程第13 議案第47号 請負契約の締結について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第13、議案第47号、請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第13、議案第47号、請負契約の締結について説明をいたします。

曾於市役所財部支所庁舎改築本体工事につきましては、条件付一般競争入札により執行した結果、川畑建設株式会社が2億5,850万円で落札者となり、5月15日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものです。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果及び工事概要書を添付しておりますので、御参照ください。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、質疑いたします。

まず、議案第47号、請負契約でございますが、低入札事案等発生したのか。発生したのであれば、その詳細について説明を求めます。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

参考資料のほうで説明させていただきたいと思います。

5ページのほうに記載してありますけれども、概要書の中の（2）関連工事等のところで説明いたします。

まず、上から4番目、電気設備工事の1工区、それから、2つ下の機械設備工事の1工区、その下の機械設備工事の2工区、以上、3件が低入札となっているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して、質問いたします。

その低入札事案でございますが、入札審査会等は開かれたのか。その審査の中で、特段、問題はなかったのか。その点をお伺いいたします。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

低入札審査委員会については、工事発注委員会の委員会が兼ねることになっておりますので、私のほうからお答えいたします。

曾於市低入札価格調査に関する要綱というのを制定しております。

その中で、第6条のほうに低入札価格調査の実施ということで、第2項のほうなんですが、1号の「その価格により入札した理由」から、12号「信用状況」まで、13号もですね、項目にわたって全部調査をすることになっております。

以上の調査も適当ということで認めましたので、問題はないということでございます。

○1番（山中雅人議員）

一応、確認というか、そういうことになると思うんですけども、低入札事案等で請け負った業者が信用状況等が悪化しており、途中で工事ができなくなるといった事例もあると思いますが、一応、その調査の内部で事業者の財政状況等や工事の能力というのも問題はなかったといったことでよろしいのでしょうか。その点、お伺いいたします。

○副市長（大休寺拓夫）

例えばの話ですが、機械工事の2工区、これが、落札率が61.2%とかなり低いということで、その価格でできるのかどうか、そういうところも調査をいたします。要は、手持ち資料があるのかどうか、手持ち資材。

あと、スタッフの状況はどうなのか。要は、人が足りなくなると非常に経費もかさみますので、そこでコストカットをして品質が落ちると非常に困りますから、そのスタッフの状況。

あと、下請けがどれぐらい入れるのかどうか、そこも全て調査をいたしております。

あとは、財政的にも経営がどうなのかというのも、経営審査事項から、県のほうの資料から来ますので。

それとあと、財務資料、決算資料、全て問題はないということでございます。

○議長（迫 杉雄）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第47号、請負契約の締結について、続けて質問させていただきます。

大隅支所庁舎でも請負契約について委員会付託の省略の話がありましたが、結局は、委員会に付託されました。今回の財部支所庁舎改築本体工事は、2億5,850万円もの高額な請負契約の締結にもかかわらず、早い議決が必要な理由についてお伺いいたします。

また、建設後、駐車台数は既存と変わらないか。

市民ワークショップ等で出た意見は反映されているのか。例えば、学習スペース、子供用トイレなど。

さらに、財部庁舎建設は、財部中央公民館の改修とセットで検討されているのかについて伺いたします。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

では、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、早い議決が必要な理由ということですが、新庁舎の改築を令和7年5月7日、5月の連休明けに考えているところです。そのために必要な標準工期を確保するために、この議決をお願いするところでございます。

次に、駐車台数でございますけれども、既存が中央公民館の前の駐車場、それから北側の駐車場を合わせまして200台ほど止まるようでございます。新庁舎建設後は、それが133台となる予定でございます。

あと、次に、市民ワークショップで出た意見は反映されているのかですが、子供用トイレについては設置しておりませんけれども、多目的トイレを1か所、その中に幼児用補助便座を設置する予定でございます。

あと、男女トイレにベビーチェアを設置、また、授乳室を1か所設けてあるところです。

あと、学習スペースについては、今年度の中央公民館の改修設計で検討されるところでございます。

次に、中央公民館とセットで検討されているかですが、支所庁舎改築設計業務につきましては、中央公民館改修と併せたプロポーザル方式にて提案されているところでございますので、セットで検討されているところでございます。

以上でございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

開庁を令和7年の5月7日を目指すということですが、工事完了は何月の予定になるのか。

また、それを、例えば、よく財部支所庁舎の建築に関して審査するために後ろにずらすということは検討はされなかったのか。

また、委員会では説明があったかもしれないんですけれども、全協等でプロポーザルで案が出ていたと思いますが、その後、今に至る経緯の中で分かっている範囲で説明をしていただきたいと思います。

また、その委員会付託の省略に関しては一般的なのか。委員会の中で審査されることが複数の目でチェックするという意味で、これからの工事においても円滑な進行を導くものと私自身は認識しておりますが、先を急ぐあまり、大切なものを見落

としてしますのではないかと心配しているところでもありますけれども、それについて検討があったのか伺いいたします。

また、駐車台数は200台から133台ということで、この不足はどのようにして補うのか等についても伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今回は、請負契約の締結についての議決を議会に求めているわけでございます。

予算の内容というのは、当然、もう既に議会にお示しをして、内容を詳しく提示して、審議を受けております。それを受けて、事業を進めるための建設業者を指名委員会にかけて、その結果、この会社、この金額で入札の結果、なりましたよということで議会に承認を求めるという流れでありまして、この請負金額の中身を議会に求めているわけではありません。金額の契約が妥当であるかということを提案しているわけでございますので、やはり早く事業を完成するためにも、請負契約については、今後も即決していただければありがたいというふうに思っております。当然、事業の内容については、議会で十分審議してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

まず、工期はいつまでかということでしたけれども、予定は2月末、2月28日を予定しているところでございます。これで即決になった場合は、267日の工期が取れると。標準工期が271日となっていますので、大まか、いいのかなということになっております。

その後、5月に開庁するために、3月に外構工事の舗装の張り替えを予定しているところでございます。それが30日程度かかるということでもございました。

あと、その後に、支所庁舎のほうに、今の現庁舎のほうに震度計があるんですけども、その震度計の移設があります。震度計の移設が、なるべく空白期間を作らないようにということでしたので、5月の移転を考えたときに、4月になってから移転をしたいということで考えております。それが、大体、4週間ほどかかるということで、事業者のほうから連絡を頂いているところでございます。

そのほか、引っ越し作業とか、備品の搬入とか、もろもろ、いろんな移転等がありますので、そのことを考えまして、2か月程度予定、期間を設けているところでございます。

5月7日の開庁については、令和5年2月の財部支所庁舎建設基本計画というのを策定しております。

そのスケジュールの中にも5月の開庁を目指すという形でうたっておりますので、

それに基づいたスケジュールで今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

いいですか。

（「答弁漏れがあります」と言う者あり）

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

すいません、駐車場の関係。駐車場につきましては、先ほど答弁しましたけど、57台ほど、少なくなってきましたけれども、現庁舎の駐車場、それから保健福祉センターの駐車場、あと、今の現庁舎の南側の駐車場等を合わせますと、370台を超える駐車ができるようでございますので、特に、今のところ問題はないのかなというふうには考えているところです。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私の質問の答弁漏れがまだあるようですので、三度目、質問させていただきます。

今回、予算の審議ではないということは私も理解しているんですが、ほかの自治体でも委員会付託で請負契約を審査する際に、注意事項等を執行部のほうと確認をしながら、請負契約の締結について、全会一致を目指して審査をするという流れになるかと思うので、それに関しては、委員会付託を省略することについて、一般的なのかという質問にも今、答弁されていらっしゃらないんですけれども、それをするによってデメリットが出ないのかということが一番の心配なので。

そこについて、今回、委員会付託を省略することについては執行部の中で話合いがあったかと思うんですけれども、それについて、どういった形で、複数の目でチェックするという意味で補っていくのか、内容が出ておりましたら、それについて答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

予算については、どういう事業をするかということで十分設計を含めて審議をして、最終的には予算を議会に提案いたします。その中で工事の規定がありまして、金額が一定以上になると議会の議決を求めなければならないという法律がありますので、当然、それは出します。

ただ、もう一般的に、今のこういう請負契約については、一般的には、もう議会でも委員会付託じゃなくて即決でお願いしているのが大分増えているというふうに思っております。だから、そのことによってデメリットが発生しているというのはあまりないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

4点、質問いたします。

まず、質問の第1点は、落札業者の川畑建設について、1つは資本金、従業員数、従業員の中には技術職員がそれは何名いるか。3点目は、令和5年度でも4年度でもいいんですが、年間の事業高、この以上3点であります。

それから、質問の2点目は、若干、今も工期のことがありましたが、工期の開始時期は公布の日からということでもいいのか。その公布時期はいつの予定であるのか。工期の、一応、現在の段階は2月28日で、5月7日の開庁に間に合わせるということですが、最終的には、備品を含めて、令和7年度の何月に予定されているのかどうか。併せて、解体関係については、予算と今後の対応はどうなっているか。

次の質問、低入札が今、議論されておりますが、副市長の答弁にもありましたけれども、関連事業の中で落札率が60%台が2つあります。2つの事業があります。この2つの事業について質問であります。設計業者は、それぞれの設計業者だったのか。その設計額は、それぞれ幾らであったのか。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

今、事前に打合せ、質問がなかったために資料があるか分かりませんが、徳峰議員は、曾於市の入札の、請負を取ったのをランクづけをして出していますね。いやいや、要するに、我々は議会と……。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

あなたの質問は、川畑建設が資本金が幾らだとか、従業員が何人だとか、技術者が何人だとか、ちょっとその辺りを本当に質問したいんだったら事前に出していただきたいと思います。

それと、年間の工事が幾らあったのかというのは、あなたは民報で発表……。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

そういうことはちょっと理解をしてほしいんですね。理解をしてほしいんですよ。

○議長（迫 杉雄）

静粛にお願いします。

○市長（五位塚剛）

今答弁ができませんので、後で答弁させます。

（「できる内容でいい」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

ちょっと今、持ち合わせている資料で申し上げますが、設計のほうは東条設計株式会社のほうです。設計額は2,398万円、東条設計でございます。

あと、今議員のほうからありました入札率の話ですが、60%台は1つでございます。機械設備工事2工区、カナダ設備が61.24%ということで、ほかの低入札につきましては、電気工事の1工区が竹之下電工、これが90.19%、それから、機械工事1工区が光信商会、85.8%ということでございます。

（「カナダ設備の設計額と設計業者は」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

カナダ設備につきましては、設計額が3,347万4,000円でございます。

設計のほうは東条設計が全てしますので、それを市の職員で仕様書に直して発注をかけますから、全て東条設計ということになります。

○議長（迫 杉雄）

いいですか。

（「工期については。いつから始まるのか」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

工期のほうは、この請負契約の議決を頂ければ、業者さんと相談をして、そこで本契約ということで工期を決めてまいります。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

工期の始まりは、大休寺副市長の説明では、答弁では、業者に打合せということで、一応、基本的には、公布の日からということで、一定の、念頭にあると思うんですけども、経験則からして。答弁ができたなら答弁をしてください。

工期終わりもはっきりいたしております。通常はいつからいつまでというのは、建設業に限らず、やはり議会の本会議での大きな事業の確認でありますので、一応、いつからいつまでというのは答弁を、可能な限りしていただきたい大事な案件じゃないかという立場での質問であります。これが質問の第1点であります。

あとの質問は、一般質問でも予定されているようでありますが、関連事業の中で落札率が非常に6割台と低い金額が今回も2件あります。以前はなかった。あったかもしれませんが、ほとんどなかったと記憶いたしております。これがいいか悪いかという、単純な判断はできません。その立場からの質問じゃないですけども、しかし、こうした事例が出てきております。

特に副市長答弁にありましたように、設計額は、基本的には予定価格に近いと。しかし、落札率が設計額から大きくかけ離れて60%であると。これは、予算と並び

に関連する設計額については検証が必要じゃないかと。あまりにも金額、率が、落差が大き過ぎます。検証が必要というのは、今から検証じゃなくて、当然、経験則から見てもこれまでもありました。その1点について、特に副市長に、大休寺副市長が担当でありますので、今後の教訓点はないかを含めて答弁してください。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

機械工事2工区のほうですが、61.24%ということで非常に低いかなとは思っております。

ほかの業者さんにつきましても88から、高いところで106.4%ということで、この業者のほうが極端に低いということで、我々はそこを低入札価格調査委員会のほうで詳細に調査をしております。

それと、これまでの事業実績とか、成果の在り方とか、そこも全部調査をして、できるという判断でございましたので。これは、いろいろ建設工事、建築本体になりますとなかなか資材等も高騰をしておりますして、コストカットが非常に難しいところがございます。

しかしながら、管工事、そういうものにつきましては、電気工事も含めてですけど、手持ちの資材とかスタッフ、そういうものに依じて、いろいろ業者さんのほうで努力されてコストを下げることができます。そういうこともありまして、本来は最低制限価格でまいますけど、75%から92%の範囲内で設定を、計算式でされます。これはもう92%を超えるという話で92%で止まりますけれども。

基本的には、最低制限価格でございますが、こういう議会の議決を伴う大きな予算につきましては、なるべく市の財政負担を軽くし、あと、今後、工事執行に伴う変更契約等も多数出てくると思います。それに対応するためにも、努力されるものについては低入札価格を導入するというので、今回はこの業者さんがいっぱい努力をしていただいたということで考えております。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、繰り返しますが、この低入札がいいとか悪いとかいう単純な判断で質問はしていないんですよ。その点は、大休寺副市長、理解いただけますよね。

私が言いたいのは、繰り返しますが、予算、あるいは設計額と落札額の間にも金額、あるいは比率の落差が出ている。今回が初めてじゃないということで、結果として、予算の設定、あるいは設計額の設定そのものにやはり教訓点、もっと言って、反省点があるんじゃないか。そういった分析的な検証が必要じゃないかと

いうことを提起しているんですよ。これは過去にもありましたので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

これは正常なというか、一般的な判断を越えた落差でありますので、その点で最後にコメントがあったら、答弁をしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

先ほどの質問にもありましたけれども、設計価格と落札価格が乖離があるということで、乖離といいますか、若干、低かったということですが。設計額につきましては、公共工事の単価が設定をされておりますので、どこの市町村がやっても同じ金額になります。これをまた低くすると、歩切り、そういう価格になりますから、曾於市の場合は、予定価格と設計額は同一ということで何ら問題ないと思っております。

落札された業者さんの工事内訳書、これも全て出せるようになっております。

また、うちが出した設計図書と同じものを業者さんに出していただいて、そこも検討を、建築の担当課がやります。それで、確かにこの基準の製品ができるか、そこまで全てチェックをかけますので、基本的に設計額は正しいもので、あと、落札が低くなるのは、業者さんの努力だということでございます。

○財政課長（池上武志）

先ほど質問がありました川畑建設の資本金につきましては、2,000万円でございます。従業員は18名。それから、直近の売上高ですが、10億7,447万円となっております。

以上です。

（「これは5年度か」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

5年度です。

○議長（迫 杉雄）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第47号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

—————・—————

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————

日程第14 議案第48号 財産の取得について（末吉方面隊中央分団消防車）

日程第15 議案第49号 財産の取得について（大隅方面隊中央分団消防車）

日程第16 議案第50号 財産の取得について（曾於市学校給食センター改築厨房機器）

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第14、議案第48号、財産の取得について（末吉方面隊中央分団消防車）から日程第16、議案第50号、財産の取得について（曾於市学校給食センター改築厨房機器）までの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第14、議案第48号から日程第16、議案第50号まで一括して説明をいたします。

日程第14、議案第48号、財産の取得について説明をいたします。

曾於市消防団末吉方面隊中央分団に配置している平成16年購入の消防ポンプ自動車を更新するため、指名競争入札を執行した結果、鹿児島市に本店を有する株式会社K S Bが3,190万円で落札者となり、5月21日付けで仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものです。

なお、参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果、消防ポンプ自動車の主要諸元表等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第15、議案第49号、財産の取得について説明をいたします。

曾於市消防団大隅方面隊中央分団に配置している平成16年購入の消防ポンプ自動車を更新するため、指名競争入札を執行した結果、鹿児島市に本店を有する株式会社K S Bが3,212万円で落札者となり、5月21日付けで仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものです。

なお、参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果、消防ポンプ自動車の主要諸元表等を添付しておりますので、御参照ください。

次に、日程第16、議案第50号、財産の取得について説明をいたします。

改築する曾於市学校給食センターで使用する調理・配膳等備品を購入するため、指名競争入札により執行した結果、株式会社中西製作所鹿児島営業所が2,577万3,000円で落札者となり、5月21日付けで仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものです。

なお、参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果及び工事概要書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、日程第14、議案第48号から日程第16、議案第50号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは、議案第50号、財産の取得（曾於市学校給食センター改築厨房機器）について質疑いたします。

参考資料の34ページを見ますと、中西製作所さんが落札はされているんですけども、その中で、辞退が2件、無効が2件、棄権が2件ということになっておりまして、非常にあまり適正な入札がなかったといったところでございます。これ多くなった理由について、答弁できる範囲で答弁をよろしく願います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

通告を頂いておりませんでしたので、的確に答弁ができるか分かりませんが、答弁させていただきたいと思います。

今回の仮契約に関わる入札は、県内の7業者、それから、隣接する3業者の10社を指名いたしまして、指名通知書を出しました。

その中で、まず、辞退と申しますのは、辞退の申出があった業者でございます。

次に、棄権ですけれども、指名通知を出したにもかかわらず、何の連絡もなく棄権をした業者でございます。

それから、無効でありますけれども、入札までは実施したんですけれども、入札書に不備があったため、適格な入札ができなかったための無効という判断でございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して、質疑いたします。

無効についてなんですけど、連絡がなかったということなんですけれども、そういう業者がこういう入札に参加するに当たって、連絡がないみたいなことというのはよくあることなんでしょうか。その点について伺うのが1点。

あと、2点目として、入札書に不備ということなんですけど、どういった不備だったんでしょうか。その点について伺いをいたします。

○教育総務課長（鶴田洋一）

私のほうでは、入札書の不備についてお答えしたいと思います。

入札書と併せまして明細書を添付していただくことになっていたんですけれども、その明細書に記入漏れがあったということで、今回、無効となっております。

以上です。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

棄権があるかということでしたけれども、ケースによっては、そういったケースもこれまであったことはあります。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

3点目の質疑でございます。

明細書に不備というのはヒューマンエラーのようなものだと思うんですけれども、通常、そういったものがないように事前に説明等などして、そういった記入漏れ等が行われないように説明や指導等はしないんでしょうか。

2点目として、棄権があると。私も、通常、棄権されるような業者を見ることはあるんですけれども、連絡を絶つといったことは、今後のその業者の信用にも関わることなのであんまりないようにも思うんですけれども、そういったことというの

はよくあることなんでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

指名に当たりましては、こちらから厳密な仕様書というのをお送りしております。その仕様書に基づいて入札していただけるものと我々は思っております。その仕様書を満たしておりませんでしたので、今回、無効となったところでございます。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑は受けるんですが、通告がありませんので、執行部の答弁にはかきません。

○19番（徳峰一成議員）

議案の48号と49号について、まず質問いたします。

同じK S Bでありますけれども、まず、それぞれの予算額について。

第2点目は、資本金は幾らであるか。

3点目は、従業員数について。

最後に、4番目であります。これは曾於市の場合と過去、実績があるのかどうか。

以上です。

それから、50号の学校給食センターについても、同じく予算額。それから、資本金、従業員、実績があるかどうか。

最後に、中西製作所というのは、主にどういった事業を展開している業者であるのか。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

予算額でございますけれども、こちらにつきましては、車両のほうのまず3,267万1,364円を1台当たりで、その2台、6,534万2,728円ということで、こちらを予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、株式会社K S B、こちらでございますけれども、資本金につきましては1,000万円ということと、従業員数につきましては12名ということになっているところでございます。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

K S Bの実績でございますが、これまで実績がございます。

直近で申しますと、大隅方面隊北分団の水槽付小型動力ポンプ積載車、それから、財部方面隊南分団の同じく水槽付小型動力ポンプ積載車がございます。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

まず、中西製作所について回答いたしたいと思います。

中西製作所、本店が大阪府大阪市でございます。代表取締役が中西一真、資本金、14億4,560万円、従業員数613人でございます。

直近の売上高としまして、306億6,874万円、業種といたしましては、厨房機器製造メーカーでございます。

これまでの実績につきましては、今回の給食センターの改築に関わる、厨房機器に関わる厨房の改築工事を請け負っているところでございます。それ以外にも、給食センター等修繕等をしていただいている事例もございます。

○19番（徳峰一成議員）

消防の関係については、毎年のように出されていて、前回までは、たしか、2社とか3社という限られた業者が参入ということで、私も本会議の質疑の中で、可能な限り、宮崎県を含めて、できたら数社、5社辺りをめどにとということで提起もしてきたわけであります。その点は、努力を評価したいと思います。

こうした取組の中で、予算との関係で予算に近い金額になっておりますが、限られた業者しかないと思うんですけれども、どのようなことで、この間、入札参加業者を増やす取組をされたのかどうか。

そうした中で、今後の検証すべき課題とかいうのも出てきていると思うんですが、その辺り検討された結果があったら、今後に生かすという意味で答弁をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回、財産の取得については、消防ポンプ自動車の更新ですけど、普通の車両と違って、特殊な購入でございます。

また、特殊な会社が手を挙げられます。一般の自動車会社では、なかなか改造をめったにできないところでありまして、私たちもいろいろとできる業者を選定しながらやっておりますが、基本的には、指名願を出さないと参加できない部分もあります。今後も広く努力をしていきたいと思います。

あと、こういう給食センターの関係は、やはり地元の企業ではなかなか現実には難しいです。ですから、こういう厨房調理機器を製造販売をしている大手のところに参加してもらおうと非常にありがたいと思っております。メンテナンスを含めて責任施工してくれますので、その辺りも配慮しながら、今後も努力はしたいと思います。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案３件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案３件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案３件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案３件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案３件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第43号 曾於市税条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第17、議案第43号、曾於市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第17、議案第43号、曾於市税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

主な内容は、公益信託やこれに寄附を行う個人に対する課税に、公益法人並みの税制措置が講じられるものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

3点、質問いたします。

第1点は、搾汁機器の利用料を引き上げる理由について答弁してください。

2点目は、令和6年度利用者をどの程度、今年度の利用者を見込んでいるか。処理量と併せて関連する利用料の収入について。そして、今回の条例改正に伴う増収額についても答弁してください。

3点目、冷凍庫の量の設定を、今後、廃止する改正もありますが……。これは……。

○議長（迫 杉雄）

徳峰議員、曾於市税条例のところで質疑です。

○19番（徳峰一成議員）

45号じゃない。

最初から。ちょっと待ってくださいね。

○議長（迫 杉雄）

43号。

○19番（徳峰一成議員）

分かりました。

市条例の改正について質問いたします。

質問の第1点は、改正の主な内容について。個人会社が信託銀行に寄附金を預けることについての改正であります、なかなか分かりづらい内容でありますので、改正の主な内容について説明してください。

それから、2点目、曾於市で該当者がいないと思うんですけれども、確認方々の質問であります。

以上、2点です。

○税務課長（中西昭人）

それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

公益信託の内容についてということでございますが、なかなか日頃からこの言葉を使うことがないために、普段、親しんでいないということもありますけれども、公益活動のために自ら財産を提供する個人や、利益の一部を社会に還元しようとする企業等が財産を信託銀行等に信託し、信託銀行等は定められた公益目的に従いまして、その財産を管理運用し、公益のために役立てようという制度でございます。

2点目でございますが、該当者は、曾於市はいないところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

事前の課長とのレクチャーでは、もう長年、これは法律では改正されなかったということではありますが、改正がされなかった理由、今回、また改正された理由、答弁できたら答弁してください。

○税務課長（中西昭人）

それでは、お答えいたします。

この法律は、大正11年に制定されて以来、約100年改正がないところでございますけれども、受託者が信託財産として受け入れる財産等に制約が多いところから、普及はなかなか進んでいないということでございます。

市におきましても、寄附金等がないことでございますけれども、今後は、国といたしましても、公益信託の認可の要件を緩和したり、あと、新たな信託制度を構築するもので、今後、助成金の数を増やしていきたいというふうに考えていると考えられております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

私の記憶で言えば、理解では、曾於市も合併後はもちろんですけど、合併前も旧町時代から、これは1件でも利用されたことはない、活用されたことはないと思うんですが、課長の知り得る範囲内で、ないと思うんですが、その確認を答弁してください。

今回、改正されたからといって、長年の過程がありますので、そう簡単に、曾於市だけじゃないんですけれども、これがそれで利用される、活用されるということとはなかなか難しいと思うんです、現実的に。実際は、この間どうなんですか。

○税務課長（中西昭人）

それでは、お答えいたします。

今まで活用したことがあるかという確認でございますけれども、私の情報の範囲内ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第44号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第18、議案第44号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第44号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準の見直しに伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第45号 曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第46号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第19、議案第45号、曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第20、議案第46号、曾於市公共下水道条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、議案第45号及び日程第20、議案第46号を一括して説明をいたします。

日程第19、議案第45号、曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

国の産地パワーアップ事業で整備したゆず搾汁センターの完了に伴い、利用料を定める別表を改正するものです。

主な内容は、設備増設により廃止した冷凍庫の削除及び能力向上した搾汁施設の利用料の改正になります。

次に、日程第20、議案第46号、曾於市公共下水道条例の一部改正について説明をいたします。

下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

主な内容は、特定事業場からの、下水の排水の制限に係る水質基準の見直しによるものです。

以上で、日程第19、議案第45号及び日程第20、議案第46号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどは失礼しました。議案の45号のゆず関係について質問をいたします。

質問の第1点は、搾汁機器の今回、利用料を引き上げた理由について説明してください。

また、この利用料金については、消費税を含めて入っていると思うんですが、この点も答弁してください。

2点目、6年度の、今年度の利用をどの程度見込んでおるか。処理量、あるいは利用料金の収入。今回の改正に伴っての増収額も答弁してください。

冷凍庫については、先ほど市長から答弁がありました。廃止ということで受け止めておきたいと思います。

以上、2点です。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

改正の理由につきましては、国の産地パワーアップ事業で整備しました新設の搾汁設備について、事業が完了し、搾汁センター増設に関する工事が完了したことか

ら、利用料を定める別表を改正するものでございます。

令和6年度の見込みにつきましては、まだ花が咲きまして、今、1次落果、生理落果の途中で、まだ、おおよその数字になると思うんですけども、昨年が表で1,280トンほど収量がございまして、若干、減って1,100、その前後になるのかと考えております。

あと、利用料につきましては、メセナ食彩センターが搾汁作業をされますので、指定管理者でございまして、これについて、収入、そういった利用料の発生はないところでございまして。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

メセナ食彩センターが指定管理ということは、私も重々承知しているんですよ。

その中で、今回、改正を含めて増設ということで、処理量は、昨年1,280万トンより100万トンぐらい減るかもしれないと大まかな見通しです。それを前提として考えた場合、処理量とそれに伴う、今回の改正に伴う利用料金の収入は想定がされるわけでありまして、その基本点を私は聞いているんですよ。それはもうすぐできる問題でありますので、答弁してください。

○農政課長（吉田秀樹）

すいません、お待たせして。処理量の額としましては、1日当たり8万円ですので、30日利用と考えたときに240万円の利用料となっております。税込みでございまして。

以上です。

（「消費税も含んでいるか」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

消費税も含んで、この額です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第51号 令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第21、議案第51号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第51号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に5億7,936万円を追加し、総額を274億9,495万2,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、6ページの第2表のとおり、かごしまの農業未来創造支援事業ほか1件について、限度額を追加し、県単急傾斜地崩壊防止対策事業について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明しますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明しますと、国庫支出金は、民生費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4億4,310万4,000円追加するものが主なものです。

県支出金は、災害復旧費県補助金の過年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金を8,968万円追加するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を1億6,851万6,000円減額し、介護保険特別会計繰入金を7,628万7,000円追加するものが主なものです。

諸収入は、雑入の新型コロナワクチン接種補助金を5,810万円追加しています。

市債は、農林水産業債の治山事業を2,000万円追加するものが主なものです。

歳出については、物価高騰対応低所得者支援給付金等の追加により物価高騰対応低所得者支援給付金支給事業を1億2,778万8,000円、定額減税補足給付金等の追加により定額減税補足給付金の調整給付支給事業を3億1,531万6,000円、予防接種委託料の追加により予防事業費を8,295万円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、議案第51号について、2点、質疑をいたします。

まず、1点目として、35ページ、財部温泉健康センターに関する住民意向調査等委託料が計上されておりますが、これについて、まず、こういった業者を想定しているのか。そして、どのような規模で行うのか。そして、何を目的として行うのか。その点についてお伺いをいたします。

2点目として、同資料の51ページ、向江公園測量設計委託料が増加されております、その理由を見ますと、隣接する民家の地盤対策に関わる調査設計業務とありますが、その詳細についてお伺いをいたします。

○保健課長（渡邊博之）

それでは、補正予算（第1号）説明資料の35ページ、保健課関係について、財部温泉健康センターに関する住民意向調査等委託料の詳細についてお答えをいたします。

まず初めに、こういった意図でということをございましたけれども、3月の定例会等でもいろいろ御意見を頂きまして、検討したところでありましたけれども、まず、一から住民の皆様方の意見を伺いたいということで、今回、アンケート調査のお願いをするところであります。

次に、規模についてですけれども、規模につきましては、アンケートを3,000通ほど予定をしているところです。

3番目の目的についてということをございますけれども、目的につきましては、そのアンケートの結果を踏まえまして、今後どうするかということ、また、反映していきたいというところをございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、予算説明資料、51ページの向江公園測量設計委託料についてお答えをいたします。

現在、向江公園に東側法面の安定化を図る工事を行っております。この法面の上に位置をします宅地の地盤沈下がありまして、現状の宅地地盤がどのようになっているか、ボーリング等調査等を含めた測量設計を行う必要があることから、今回の補正予算を追加するものでございます。

測量設計委託の内容につきましては、宅地4棟分の地盤沈下修正の設計、地質調査、ボーリング調査を含めた地盤調査、そして、地盤改良の工法検討、こういったものを行う予定でございます。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

それでは、2 点目の質疑を行います。

まず、意見を聞きたいということなんですけれども、一応、執行部としては、財部温泉の譲渡に関して、今のところ前向きな意図などはあるのか、それを伺います。

そして、3,000通といったところなんですけれども、この3,000通というのは、どういったやり方で、どういった方に向けて行うのか、その点について伺います。

そして、その結果を踏まえてといったことなんですけれども、この3,000通の中で、例えば、半分返ってくるとしまして、仮に、2,000くらいが肯定的な反応だったらどうするのか。逆に、2,000通が否定的な内容だったらどうするのか。そういった対応や今後の方針などは定まっているのでしょうか。その点について伺いをいたします。

そして、2 点目、向江公園のお話なんですけれども、ボーリング調査、地質調査等いろいろお聞きしますと、結構、地盤の緩さというのが深刻なのかなというふうに思うんですけれども、現状の地盤というのは、どのような状態なのでしょうか。どのようなところに問題があるのか。その点について伺いをいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部温泉健康センターに関する住民意向調査の問題でありますが、この件については、3 月議会でも議会の皆さんたちからいろんな御意見がありました。私たちは、今の財部温泉健康センターの在り方について、ずっと検討してまいりました。

今、1 年間に指定管理料3,000万円ずつ払う中で、このままでいいのかということと、やはりもうちょっと民間の力を借りた活性化ができないものかということを議論してまいりました。

これに対して、私たちの考え方をちゃんと市民にお伝えした上で、アンケートを取りたいなと思っております。市民の中でもいろんな御意見があると思います。その御意見は御意見として、どう改善できるかということも含めて、私たちは前に進めていきたいというふうに思っております。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、お答えいたします。

向江公園東側法面の上にあります宅地、ここの地盤沈下の状況というところでございます。向江公園につきましては、地盤がもともと軟弱地盤でありまして、令和3 年10 月、近隣の住民の要望などから、令和3 年10 月に立木伐採を行ったところでございます。

この立木伐採をした後、住民から建物のひび、ブロックなどの亀裂進行、こうい

ったものを見てほしいという相談がございまして、現地調査、確認を行っているところでございます。

この地盤沈下の状況につきましては、昨年10月の補正予算の中で建物調査委託料というところで今、繰越明許によって令和6年の今月、今月末にこの委託の内容等が示されるところでございしますが、現在、どこまで地盤沈下が起きているということは把握しておりませんが、現地等を見て、そういうような形で把握はしているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

3点目の質疑を行います。

1点目のところなんですけれども、住民の意向を通して、今後、前に進めていきたいといった答弁でありました。それはいいんですけれども、これも私の考えとして、これをやる以上は、ある程度、執行部内で進めていきたいといった考えはあるのかなと思うんですけれども。

私も討論の、前回の議会の討論のときに申し上げたところではあるんですけれども、ほかの自治体等を見ますと、公共温泉施設計画など、そういった計画を立てているところもございまして、そういった計画を立てて住民の意向調査等をするようなところもあるんですね。

本市において、そういった公共温泉、そもそもの財部温泉だけじゃなくて、末吉や弥五郎の里はほかの業者も入っているところであるんですけれども、総体として、温泉をどうしていくのかといった計画の立案の必要性も感じる場所であるんですけれども、それを立てる意図はないのか。それについてお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市には、市が関わる温泉センターが、入浴できる場所が3つあります。

今の現状では、大隅の弥五郎の里の施設は、どちらかというと、本当の意味でのお湯をボイラーで沸かした一般的な入浴施設ということで、限られた施設ありますので、たくさんの人を呼ぶということは非常にもう限界がある施設でございます。

末吉のメセナ温泉については、指定管理をしている中でも、今コロナ禍がもう過ぎてきて、ほぼ以前のところまで回復しつつあります。ただ、施設が非常に老朽化しておりますので、これ以上お客さんを呼ぶためには、修繕を含めた、全体の、全体のやはり施設の改良工事が必要になってくるだろうと思っております。これについても、株式会社の株主総会もありまして、このことも、一応、報告いたしました。全体としては、やはりメセナ温泉については、今は和室の10部屋ぐらいしか宿泊できない状況になっておりますので、リニューアル化する必要があるだろうと思っ

おります。

あと、宿泊の施設も含めて、もうちょっと手を入れる必要があると思っておりますので、これについては、やはり今後、検討していきたいと思っております。

財部温泉については、この間、議論いたしましたように、非常に老朽化もしてきておりますし、指定管理料3,000万円というような状況の中で、このままでいいのかということで、民間のいろんな発想のもと、もうちょっとあそこをうまく活用して、活性化できるような施設を充実したほうがいいなと思っておりますので。まず、今できることは、財部温泉から、SKLVの関係もありまして、非常に財部に多くの人たちが関心を持っておりますので、ここから手をつけて、進めていきたいという考えのもとに提案をするところでございます。

○議長（迫 杉雄）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、一般会計補正予算（第1号）の歳出について質問させていただきます。42ページ、43ページ、44ページと同様の予算が上がっておりますので、まとめて質問いたします。

道の駅及び四季祭市場施設管理費、きらら館管理費、大隅物産館管理費につきまして、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの各31万4,000円の詳細についてお伺いいたします。

また、当初ではなく補正予算で組んだ理由についてお答えください。

また、この予算に関しては、購入なのか、レンタルなのか。

また、使用期限後の更新費用、設置場所、営業時間外にも誰でも利用ができる配慮がなされているか。

また、従業員に対してAED研修を行っているかについてお伺いいたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

それでは、お答えいたします。

委員会資料の42ページ、道の駅及び四季祭市場施設管理費、43ページ、道の駅及びきらら館管理費、44ページ、道の駅大隅物産館管理費の自動体外式除細動器（AED）の備品購入につきましてお答えいたします。

今回の補正予算におきまして、市内3か所にあります道の駅の自動体外式除細動器（AED）本体の更新を行うためにお願いをするものでございます。

初めに、自動体外式除細動器（AED）の詳細についてであります。各道の駅に耐用年数8年の自動体外式除細動器（AED）本体1台、附属品としまして、バッテリーパック1個、成人・小児用の電極パッド各2組、タオルやはさみなどの入

ったレスキューキット1袋、収納用バッグ1個でありまして、既存の本体処分費用も含めておりまして、1台当たり、消費税込みの31万4,000円をお願いするものでございます。

次に、当初ではなく補正で組んだ理由につきましてではありますが、各道の駅の自動体外式除細動器（AED）につきましては、本体が本年の9月までの耐用年数となっておりまして、9月までに更新をしないといけませんが、令和6年度当初予算に計上していなかったために、今回の補正予算をお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでした。

次に、購入なのか、レンタルなのかについてではありますが、購入でございます。

次に、使用期限後の更新費用についてではありますが、耐用年数8年間である本体が更新されますと、附属品であります電極パッド、バッテリーパックの耐用期間の終了によります消耗品の交換作業及び費用につきましては、受注者側が負担することとなっております、AEDの使用がなかった場合には費用は発生しないこととなっております。

次に、設置場所についてではありますが、道の駅すえよし四季祭市場は、道の駅建物内の事務所横の壁にございます。道の駅たからべきらら館も道の駅建物内の店舗内レジ横の壁にございます。道の駅おおすみ弥五郎伝説の里も道の駅建物内の店舗内通用口横の壁に現在も設置してありますが、建物内の同じ場所に設置予定でございます。

次に、営業時間外に誰でも利用ができる配慮がなされているかについてではありますが、営業時間外は管理者が常駐しておりませんので、AEDの使用はできない状況でございます。

次に、従業員に対してAEDの研修は行っているかについてではありますが、数年前に研修を行っていたことを伺っていますが、現在は行われていないということがございまして、本年度、3つの道の駅におきまして、従業員向けの研修を行っていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

AEDを設置して、今回するのが道の駅ということで、夜間の利用をされる、キャンピングカーであるとか、トイレの使用などで利用される方が多いかと思います。

また、そういう方は、そこでそのまま、車中で宿泊される方もいらっしゃると思いますので、今回、利用実態に合わせて、営業時間外でも利用できるような検討はなされなかったのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいますとおり、利用時間外でも利用できるような方法というのも、一応、考えたんですけども、セキュリティーの問題があったり、盗難の問題があったり、そこ辺がまだクリアできなかったために、今回はA E D本体だけの購入ということでお願いしたところでございまして、これからそのような建物外への設置につきましては、今後、協議をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私は、一般会計補正予算書の35ページの、先ほど同僚の山中議員からもございましたが、財部温泉健康センターについて質問いたします。

先ほどかなり聞かれましたので、漏れたところだけ、一部にさせていただきます。

今回、財部市民の意向を聞くということで、3,000通ぐらいを出すということでございましたが、この3,000通というのは、財部市民の全世帯に当たるのか、そのうちの何%になるのか伺います。

それと、意向ということでございましたが、3月定例議会に提案された案件につきましては、温泉施設を無償譲渡ということで、その中で、全員協議会で副市長の説明は、あくまでも温泉施設についての無償譲渡ということでありましたが、市長もお呼びして意見を聞いたとき、宿泊施設等もあるような二通りの意見があって、議会もちょっと混乱したところでございましたが、その意向調査の意向というのは、現時点で何項目かあると思うんですけど、これから決められるか分かりませんが、特にどういう点を意向を聞くというのが、もし分かっていたらお伺いいたします。

続きまして、36ページの新型コロナワクチンについて伺います。

以前の説明では、もうこれからは、無償接種はもう最後で、有料接種になるというような説明でございましたが、今回、65歳以上と生活保護の方が対象ということでございますが、今後、それ以外の方々にもこういう新型コロナワクチン接種の助成が国からあるのかどうか、予定があるのか伺います。

それと、53ページの小規模水道整備事業でございますが、今回、300万円の補正を組まれたということで、3月に当初予算で予算を組んだばかりでございますが、申込みが多くて、300万円の補正を組まれたのか。どういう小規模水道整備の案件が上がっているのかどうか伺います。

続きまして、54ページと55ページのオーガニック給食についてでございますが、同僚議員の中でも、一般質問等でもこういうのを取り組むべきじゃないかという意

見があったんですけど、先進地研修ということでありますが、これまで曾於市の給食でもオーガニックを一部でも取り込まれたのか。

それと、また今後、研修されるわけですが、オーガニック給食の食材については、ある程度の数量をそろえるとなるとなかなか供給元が不安定なところがございますが、今回、研修されるからこれからののかもしれませんが、どういう食材等を、もしオーガニック給食等に取り組むんだったら検討されていくのか。これからののか、今現在、一部でもオーガニックの給食を提供されているのか伺います。

最後に、68ページの市民プール施設管理費でございます。

今回、屋外埋設給湯管改修工事ということでございますが、老朽化によって、今回、こういう工事をされることだと思いますけど、原因的なものについてどうだったのかどうか伺います。

以上です。

○保健課長（渡邊博之）

それでは、まず、保健課関係、35ページの財部温泉健康センターについてお答えをいたします。

まず、3,000通の内容ですけれども、これにつきましては、あくまでも市の施設でありますので、利用のあるないに関わらず、公平に各町1,000通ずつの合計3,000通と考えているところです。

回収率につきましては、民間リサーチ業者の示すものによりますと、大体、30%程度ということでありますので、今回のアンケートにつきましても三十数%程度を見込んでいるところであります。

それから、その意向調査の内容になりますけれども、まずは、当然、温泉施設共通するような全般的なもの、利用頻度でありますとか、重視するもの、入浴料、利用されない方はなぜ温泉施設を利用しないのかというようなところも必要かと思えますけれども、まずは、財部温泉健康センターの現状についてもしっかり示すべきであると思っているところです。

続きまして、36ページ、新型コロナワクチンについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種が令和6年3月31日で終了され、それまで無料で実施していたワクチン接種が今年度より定期接種となり、自己負担が発生することになるということです。

それに伴いまして、今回、被接種者の負担軽減を図るために、接種費用を助成するという事で予算の計上をしているところですが、内訳としましては、接種費用の総額が1万5,300円となっておりますので、そのうち、国からの助成金が8,000円、残り7,000円の2分の1、3,500円を市のほうで助成をしたいと思っているところで

あります。

それから、対象者につきましてですけれども、対象者につきましては、インフルエンザ同様、65歳以上、それから65歳から65歳未満の重症者リスクの高い方ということになっておりますけれども、それ以外の方については、今後、今のところは補助はないところであります。

ただ、定期接種の対象外の方や定期接種のタイミング以外で接種する場合であっても、有料になりますけれども、ワクチン接種を受けることは可能となっているところではあります。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

それでは、53ページ、小規模水道事業についてお答えいたします。

当初予算で小規模水道施設整備費補助金として450万円を計上しておりましたが、4月時点で4件、389万7,000円の補助金申請があり、うち1件は300万円を超えており、今後、予算不足となる見込みが生じたために補正をお願いするものでございます。

これは、どういう案件かということでございましたけれども、井戸の掘削工事、また、タンクの設置と施設整備の一式の工事でございます。

当初で組めなかった理由でございますが、これは年度末に相談がございまして、当初には間に合わなかったところでございます。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

それでは、教育総務課関係、議案第51号学校給食センター管理費のオーガニック給食についてお答えいたします。

まず、前提といたしまして、有機製品というものにつきましては、いわゆる有機農法で栽培された製品等でありまして、オーガニック製品というのは、化学合成された成分を含まない製品であるということを、我々、認識しております。

そういう中で、今までこういうオーガニック製品を使用した給食があったかということでございますけれども、それらについて、分類して給食を提供しているわけではございませんので、なかなかしているかということでありますと、調査が現在までは行われていないところでございます。

それから、これからでありますけれども、今回、計上いたしました補正予算で研修をいたしまして、これから本市でどのように取組を入れるかということを検討していきながら、前向きに進めていきたいと考えております。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、説明資料、68ページになります。

市民プール施設管理費の今回のプール施設修繕費、屋外埋設給湯管改修工事について御説明したいと思います。

今年の2月と3月にボイラー室からの給湯配管が漏水をいたしました。それに伴いまして、屋内のシャワーのお湯が出ないという状況になったところでございます。応急処置的なものの修繕はしたところではございますが、給湯配管が劣化しているということで、全体的に進んでいるということで、今後も同様の事例が起きることが推測されるということでございますので、今回、全体的に81mになるんですが、屋外の埋設給湯管を改修するところでございます。

現在、プールにおきましては、今年で30年を経過するということでございます。将来的に施設全体の抜本的な改修も必要になるんじゃないかなと考えているところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

では、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

財部温泉健康センターでございますが、各町全体にということでありました。

財部温泉健康センターにつきましては、コロナ禍で8万人ぐらいだったけど、もう年度末が済みましたので、1万人ほど利用者も増えて9万人ぐらいだということではありましたが。コロナ禍は、どこの温泉も利用者が少なかったわけでございますので、それで3,000万円の市のほうの持ち出しがあったということではあります。そういうコロナが終わった後のことも、客観的にそういう数字も出すべきだと思うし、今回は財部温泉に関することではありますが、どこの温泉施設もその間減ったわけではありますので、やはり客観的にそういう数値も示すべきじゃないかと思うんですけど、それについてはいかがお考えですか。

あと、今回の場合は、意向ということで、利用されたり利用されない、また、料金体系についてということでございましたが、市長が強くおっしゃる3,000万円の、維持費が相当かかるということを強くおっしゃって、それを解消するためにもということで、これはすぐ無償譲渡につながるわけじゃございませんが、全ての土地は市のもので、上に建っている建物が無償譲渡というのはありますんで、ある程度、その辺のことも意向調査に載せるべきじゃないかと思うんですけど、それについていかがかどうか伺います。

それと、新型コロナワクチンの一部助成ということで、これについては、これまで保健課のほうから対象になる人は通知が来ていたんですけど、これからも対象になる方にはそういう通知が市民に来るのかどうか伺います。

小規模水道でございますが、今回、300万円を超す集落の大きな予算があったということで、今後の予算がほとんど使うということで、また補正をしたということ。これについては、理解しているところでございます。

オーガニック給食についても、オーガニックということでございますが、今後、そういう無農薬栽培、あと、無化学肥料とかそういうものも含めてされるのかどうか。今後の前向きな検討ということでございましたので、今後を見守りたいと思います。

それと、プールの施設管理費であります。漏水のためやむを得ないということで、建設後、30年たったということでございますが、以前も修繕があったと思いますが、施設の今後、年次的に計画して維持をしていくんだったらしていかなくちゃいけないと思うんですけど、これからであると思うんですけど、今後、もし修繕を急がなくちゃいけないという部分があるとしたら、どこがあるか検討されていたら伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まず、財部の温泉については、市民の方々にアンケート調査をしますので、今の利用状況と実態と市がどれぐらいの指定管理料を払っているのか、その辺りはなかなか市民は理解されておられませんので、やはり言われるように、アンケートの中に、やはり実情をちゃんと伝えたほうがいいのかなと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

あと、温水プールの件であります。非常にこの温水プール、今後、大きな課題がいっぱいあります。プール全体が、若干、地盤沈下みたいな状況になっておりまして、かなりひずみが来ております。

また、ろ過器装置についても、ほぼ使えない状況まで今、来ております。また、天井の問題を含めて。

あと、内部の給湯器までの配管というのは、これ簡単に修繕ができません。今、外の分だけをパイパスという形で新しくやりますので、その間はちゃんと使えるようにして切り替えるようにしていきたいと思いますが。今後、大きな修繕費が出てくるだろうと思いますが、このままでいいのかという問題も含めて、今後、検討はしていきたいというふうに思います。

あとのことについては、各課長から答弁させます。

○保健課長（渡邊博之）

それでは、お答えいたします。

財部温泉健康センターにつきましては、ただいま市長からありましたとおりであ

りますけれども、参考までに、利用者数は昨年度からすると1万6,000人ほどは増えているところでありますが、今後、内容等につきましては、当然、コンサルのほうと少しでも回答しやすいような内容となるように、いろいろと皆さん方の意見も聞きながら、十分協議を進めてまいりたいと思っております。

それから、36ページの新型コロナワクチンについてですけれども、対象者に通知をするかというような御質問でありましたが、これにつきましては、定期接種となっておりますので、時期が大体決まっております。毎年秋から冬、9月の下旬若しくは10月から3月末に1回行うこととなっているところであります。でありますので、その前に住民の皆さん方に広報してまいりますので、時期が来たら打っていただくということになるかと思います。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

財部のほうも1万6,000人ほど増えているということで、コロナが回復して、利用者は増えているということで少しは安心しているところであります。老朽化施設であるということも、十分、私も承知していますが、やはり今後、運営していく上で値上げ等もやむなしじゃないか、まずは、このまま残す方策も、アンケート等も、料金体系についても載せるべきじゃないかとも私は思いますけど。その辺は市のほうで十二分に検討されて、最初からもう無償譲渡というんじゃないくて、存続するためにも市民の協力を頂けないかという。結果的に、民間委託になった場合も、いろいろ民間が投資されて、きれいな温泉施設になった場合は、どうしてもやはり永続的に経営をしていくためには料金値上げというある程度の設定をしないと、今までは福祉的な目的があったから、かなり220円とか安い料金設定もありましたので、そこら辺も、市民の方にも今までのようには安い料金ではできないということも訴えられていくべきだと思いますが。この件についても、ぜひアンケートの中にもうたっていたきたいと思います。それについても、後で答弁を求めます。

それと、市長が先ほど言われましたけれども、30年たったということで、市民プールもこの間、都城から、いろんな安くて利用できるということで利用者も多かったんであります。今回、出た温水プールに限らず、寿命化計画もありますけど、市の施設もやはりこれまでどおり運営できない場合は、こういうことにも対しても、市民の意向、利用者の意向を聞いて、今使えるうちに将来的なことも図っていくんじゃないかと思いますけど。今回、財部温泉で意向調査等をされるわけですから、3町の均衡ある発展というのが市民の願いであります。どうしても維持管理が難しくなってきた施設には、そうやって急に休館とかするわけにもいきませんので、その辺のことは、意向調査というのをほかのことにも使っていくべきじゃないかと

思うんですけど。ちょっと脱線していますけど、その辺についてはいかがかどうかを伺います。

○市長（五位塚剛）

財部温泉健康センターの問題については、やはり1つの過渡期に私は来ているというふうに思っております。やはり、今の現状を多くの市民に理解していただいて、市がやるべき仕事と民間の力を借りるもの、また、料金についても、基本的には、もう多くの方々が今の安い料金がいいというのは、大方だと思います。

ただ、現状としては、もう都城近辺を含めて、この料金でやっていけないというのは、ほとんど分かっておられます。

今言われるように、今の料金をそのまま維持したほうがいいのか、多少の値上げも可能なのか、そういうこともアンケートの中にはちょっと取り込んでみたいというふうに思います。

また、温水プールについても、非常に今、もう限界が来ております。仮に、プール本体自体をいじるとなったら、当然ながら、何億円単位のお金が必要になってきます。ですから、そのまま使えるところまで使ってするのか。大規模改修するのか、そういうことも含めて、今後、市の公共的ないろんな施設を含めて、総合的に議論をして、また、市との計画をどうすべきかというのを、今後、また、議会とも相談して、いろいろアンケート調査を含めて進めていきたいというふうに思います。

○議長（迫 杉雄）

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時12分
再開 午後 2時22分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

4項目、簡潔に質問いたします。

まず46ページの治山事業は、先ほどの繰越明許でも説明がありました2,000万円、1点だけ地方債のその中身について説明してください。

2番目、47ページの森林環境譲与税の61万3,000円ですね、まず、その財源の内訳について説明してください。

2点目、ドローンの購入品に充てるってことでありますが、今後、購入後、どのような規模と内容でドローンを活用したいと考えているか。

次に、51ページの都市公園整備も先ほど同僚の議員から質疑がありましたけども、これは具体的には略図が添付されておりませんけれども、答弁の口頭でもよろしいのですが、この向江公園周辺のどことこの地域が、民家が、地盤沈下が言われているのか、これが質問の第1点であります。今後、調査によって地盤沈下があり得るというのは、基本的にはこういった判断で市はそれを判断することになるのか。一般に、公共事業に関わるこうした事業の場合に、どの程度まで立証ができるのかというのがなかなか場合によっては悩ましい問題であろうかと思うんですが、今回のこの件についてはこういった内容でこの地盤沈下についての判断をするのかどうか、そのための調査であると思いますので。

次に、53ページの小規模水道、先ほども同僚議員から説明がありました。今回300万円ですが、課長答弁で400万円、当初で3件389万7,000円が申込があるということで、今回の300万円でいって残を加えた形での予算計上であります。

質問の第1点、3件の申込の地域について説明してください。

それから2点目ですが、前後いたしますが、小規模水道を市が把握している地域は全部で大体何百ぐらいに上るのかどうか。私が知り得る範囲内でも、もうほとんどが高齢者の方々であります。今後もやはり水はライフラインでありますので、似たような相談等、申入れがあると思うんですが、現状はどうであるのか。

最後に確認であります、これは2分の1補助ということで理解していいのかどうか、今回の場合ですね。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

46ページの2,000万円についてお答えいたします。

治山事業によりまして、昨年度から繰越事業として実施しております緊急自然災害防止対策事業の大隅町中之内建場地区内におきまして、山腹上部に亀裂が発生しまして0.02haが拡大崩壊したことによりまして、その復旧に係る工事費の増額分を補正するものであります。

それと、地方債の中身ということでしたが、財政措置としましては緊急自然災害防止対策事業債、充当率100%になります。元利償還金の70%を地方交付税措置されるものでございます。

続きまして、47ページの61万3,000円についてお答えします。

森林環境譲与税事業の林業経営体支援事業補助金につきましては、曾於市森林組合が国・県事業であります造林事業を実施しておりまして、植栽、下刈り、間伐の

補助金申請に事業区域の測量図が必要となっております。今までは地形測量を2名で対応しておりましたが、今年度からドローンによる衛星測量を活用しましたシステムにおきまして申請が可能になったものですから、事業費であります122万7,000円の2分の1を補助するものであります。

以上です。

(「どれぐらいの規模で活用するのか」と言う者あり)

○耕地林務課長(國武次宏)

規模は、森林組合の再造林と言いますか、造林事業で約300ha、下刈り作業で900haの活用となっております。

以上です。

○まちづくり推進課長(諸留貴久)

それでは予算説明資料51ページ、向江公園測量設計委託料についてお答えをいたします。

まず、どこが地盤沈下の影響を受けている建物かということでございます。これにつきましては、南棟から見て左側、公園全体では東側の南棟に近い場所、この法面の上に位置する6棟がこの法面の上部に位置している建物というところにあります。ですので、この6棟がこの地盤沈下の影響を受けているというふうに思われます。これにつきましては現地調査を行った上で、建物のひび、あるいはブロックなどの亀裂、こういったものを確認しているところでございます。

2点目の、この地盤沈下の状況等、どういうふうに市が判断するかというところでございますが、まだ目視等による判断しかできておりませんで、これがどれぐらい、いわゆるグランドレベルから落ちているかというところについては、昨年12月補正予算によって建物調査委託料というところで現在執行しております。この工期が今月末でありますので、この時点でどれぐらい地盤沈下しているということが判明するところでございます。

以上です。

○水道課長(吉田宏明)

小規模水道の、先ほど申しあげました4件のうち3件の内容でございます。これは3か所どれも給水ポンプの設置であったり、ポンプの取替え、改修等によるものでございます。総額で389万7,000円の申請額ということで、予算残額が60万3,000円となったところでございます。

あと小規模水道組合の組合数でございます。これは末吉が200戸、すいません10組合ですね、大隅地区が46組合、財部地区が31組合でございます。戸数が末吉地区が200戸、大隅地区が1,340戸、財部地区が800戸でございます。2分の1補助で

ざいます。

(「3地区はどこだったのか」と言う者あり)

○水道課長(吉田宏明)

申請のあった3地区でございますが、財部地区が2か所、大隅が1か所でございます。

(「地域名を言ってください」と言う者あり)

○水道課長(吉田宏明)

財部が板越水道組合と大峯水道組合です。大隅が葛原水道組合でございます。

○19番(徳峰一成議員)

2点に絞って質問いたします。

まず都市公園整備でありますけれども、一応深刻でなければいいんですけれども、この調査結果は本年度何月頃出ますか。

仮に、やはり客観的に地盤沈下が認められたら一定の、これはかなりの金額になるかもしれませんが、今後、計画を立てなければいけないと思うんですが、そのあたりの準備というか検討は今の段階、やっぱりすべきだと思うんですね。当初予算との関係もありますし、事業計画の関係、関連性もありますので、そのあたりは今の段階ではどの程度検討しているのか、これ質問の第1点であります。

それから第2点目の小規模水道については、今3か所ということではありますが、課長も実態を把握していると思うんですが、以前、合併後だと思っただけでも、ある程度の市は全体にわたる調査を行っているわけですよ。その基礎資料あると思うんですが、それからもう大分もう高齢化進んで変わってきていると思いますので、今、把握している全体の、全部で2,000戸を超えます、もう大変な戸数ですよ。それも農村地域だし、多くが高齢者だと思うんですね。ですから、これの実態調査をどういった形で、あるいは方法でやるかというのは十分検討するとして、それなりの実態調査をして、そして今後の曾於市の対応策についても2分の1の補助を含めて検討すべきじゃないかと思うんです。以前は3分の1補助だったのを、私の一般質問でも取り上げたんですが2分の1にさせていただいた経過ありますが、現状でも2分の1が、その利用者的高齢化を含めて、あるいは負担能力、支払い能力の関係で適切であるのかを含めて総合的に、やはり検討すべき時期だと思うんですが、検討はまだされていないのかどうか、検討する考えがあるのかを含めて答弁してください。

以上です。

○市長(五位塚剛)

地域水道について私がお答えしたいと思います。

曾於市内の地域の水道組合の実態把握はちゃんとしております。

また、市のほうでこういう補助事業がありますということもちゃんと理解をしていただいております。

ただ非常に、昔からすると、当初組合を設立したときからすると、非常に少子高齢化によって非常に厳しい実態があります。ただ市の水道と直結ができないという非常にまた問題を抱えております。ですから、最終的には地域水道を守るためには、仮に落雷等でポンプが故障した場合には、当然、自分たちで保険制度はありますので、保険をかけてもらうような指導とか、また地域内に集落で一緒に連結する自治体があるのであれば、そういうこともお願いをしております。今回の相談の中でも、1か所は地域でちょっと水道を連結した、お互いに使う方法をしてみたいという話もありました。具体的にはそういう状況も踏まえながら、また行政として当然ながらの指導を、援助をしていきたいというふうに思います。

あとまた担当課長から答弁させます。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えをいたします。

まず地盤沈下の数値についてということでございます。これについては6月末に現在、建物調査委託を行っている成果が届く予定でありまして、この数値を見ながら実際の現場等も含めてさらに調査をして、最終的な確認をしていきたいというふうに考えております。

そして今後の市の対応というところでございます。令和3年10月の立木伐採によって、この法面等が浸食しているというところがありまして、ブルーシートの保護等、今現在は法面の工事等を行っているところでございます。

この3年10月以降の地盤沈下があるというところが住民から来ておりまして、この立木伐採以前のいわゆる地盤沈下の調査というものを行っておりませんので、その以前の当然ながら地盤沈下もあつただろうというふうに考えております。ですので、地盤沈下全体を市が保証するというところにつきましても、今後、住民と協議を進めながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第52号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第23 議案第53号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第54号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第22、議案第52号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第24、議案第54号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第52号から日程第24、議案第54号まで一括して説明をいたします。

日程第22、議案第52号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に70万円を追加し、総額を55億4,664万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をしますと、県補助金の保険者努力支援分を59万6,000円追加するものが主なものです。

歳出については、国民健康保険システム改修業務委託料の追加により一般管理事務費を77万6,000円、野菜摂取量測定器の追加により保健衛生普及費を59万7,000円それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第23、議案第53号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から285万9,000円を減額し、総額を7億669万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、

7 ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を285万9,000円、歳出については、後期高齢者医療総務職員給を285万9,000円それぞれ減額しています。

次に、日程第24、議案第54号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3億2,689万8,000円を追加し、総額を59億4,680万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、令和5年度介護給付費償還金等の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を735万7,000円減額し、繰越金を3億3,425万5,000円追加しております。歳出については、償還金を2億5,796万7,000円、一般会計繰出金を7,628万8,000円それぞれ追加し、人事異動等により介護保険総務職員給を735万7,000円減額しております。

以上で、日程第22、議案第52号から日程第24、議案第54号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第55号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第56号 令和6年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第57号 令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第25、議案第55号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてから日程第27、議案第57号、令和6年度曾於市公共下水道

事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第55号から日程第27、議案第57号まで一括して説明をいたします。

日程第25、議案第55号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に8万円を追加し、総額を6,865万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、9ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を8万円、歳出については、生活排水処理職員給を8万円、それぞれ追加しております。

次に、日程第26、議案第56号、令和6年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に336万5,000円を追加し、予定額を5億7,676万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費を336万5,000円追加しております。

次に、日程第27、議案第57号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に62万4,000円を追加し、予定額を2億1,465万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費を62万4,000円追加しております。

以上で、日程第25、議案第55号から日程第27、議案第57号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案３件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第28 陳情第６号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第29 陳情第７号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025
年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第30 陳情第８号 （刑事訴訟法）再審の改正を求める意見書の提出を求める陳
情書

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第28、陳情第６号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についてから日程第30、陳情第８号、（刑事訴訟法）再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書までの以上３件については、配付いたしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、６月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

—————・—————

散会 午後 ２時４６分

令和6年第2回曾於市議會定例会

令和6年6月10日

(第2日目)

令和6年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月10日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 渡辺 利治 議員
通告第2 徳峰 一成 議員
通告第3 矢上 弘幸 議員
通告第4 今鶴 治信 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	（ 欠 員 ）	17番	渡 辺 利 治	18番	久 長 登良男
19番	徳 峰 一 成	20番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	中 西 昭 人	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
市 民 環 境 課 長	栢 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会計管理者・会計課長	吉 元 健 治
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、税務課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

○税務課長（中西昭人）

先日の総括質疑の徳峰議員の質問の中で、固定資産税の負担調整措置の影響額を8,000円の増と申し上げましたが、8,000円の減の誤りでした。訂正をもっておわびいたします。大変失礼いたしました。

○議長（迫 杉雄）

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（迫 杉雄）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可します。

○17番（渡辺利治議員）

17番、創政会所属、渡辺利治です。

通告に基づき、3項目について伺います。

4月25日の新聞に、消滅のおそれがあるのが744市町村あると公表され、鹿児島県においては15市町村、その中に我が曾於市が含まれておりました。

これらは、民間組織、人口戦略会議が2020年から50年の30年間で子供を産む中心世代の、20から30代女性が半数以下になると推計されたものであります。すなわち指摘を受けた74市町村は、人口減少の深刻さを真摯に受けて、減少対策を行政や民間に促す狙いがあると記されております。

この記事を見て、人それぞれ受け方は千差万別でありましょうけれど、そのときの市長の心境を伺います。これまでに多くの人口増加対策事業を取り入れてきましたが、結果はどうであったのかを伺います。

次に、消滅可能性の中で、自然減対策が必要な市町村と社会減対策が極めて必要な市町村に分類され、曾於市は社会減対策が極めて必要とありますが、どのような政策を打ち、曾於市を守っていくのか、市長の見解を伺います。

2 項目めの地産地消について、伺います。

地産地消とは、地域生産・地域消費の略で、地域で生産された様々な生産物や資源をその地域で消費することであり、主に農産物や水産物を対象として扱いますが、我が曾於市においては、畜種部門の生産額は日本のトップレベルであります。園芸野菜をはじめ、お茶も結構、生産されておりますが、これまでに地産地消として取り組まれた状況と今後の取組方について、伺います。

②で、1 日で一番楽しい時間といえば食事と言っても過言ではありませんが、いよいよ 9 月から学校給食センターが稼働されますが、学校給食によるこれまでの地産地消の取組状況と今後の計画について、伺います。

最後に、旧久木原医院跡地について、伺います。

3 月議会において多くの議員の方々が、この件について、一般質問されました。

「4 月に入札がある」、「構想については諦めない」旨の発言がありましたが、その後の状況と今後の考えを伺い、1 回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の 2 の②以外については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の 2 の②については、教育長に後から答弁させます。

1、消滅のおそれがある曾於市についての①公表されたときの心境について、お答えをいたします。

人口戦略会議が公表した内容を詳しく見ると、曾於市は、このまま若い女性が減少していく傾向が続けば消滅のおそれがあるという予測に衝撃があったところです。

1 の②人口増対策の結果について、お答えをいたします。

これまで、宅地分譲や住宅取得祝金、子ども医療や学校給食の無償化、保育料の減額など、子育て世帯支援を中心に行ってきました。これらの対策は、一定の効果があつたと認識していますが、それ以上に減少が進んでいることだと思います。

1 の③今後の社会減対策について、お答えをいたします。

今後の方向性として、若者の流出を防ぎながら郷土へ定着するような事業の展開と、市外からの移住を促進する新たな宅地分譲や子育て支援の充実、若者が住みたいと思えるような多様性のある事業を展開したいと考えています。

2、地産地消についての①曾於市のこれまでの取組状況と今後の取組について、お答えをいたします。

地産地消への取組状況につきましては、学校給食で地元農畜産物を使った献立を定期的に実施しております。また、道の駅で地元農畜産物の販売や地産地消の推進活動をされております、曾於市生活研究グループ連絡協議会への支援を行っており

ます。

今後も、地産地消は地域の自然、文化、産業等に関する理解を深め、食に関する感謝を育むことから、引き続き取り組んでまいります。

3、旧久木原医院跡地についての①その後の状況と今後の考えについて、お答えをいたします。

宮崎銀行様からの連絡では、4月に裁判所において土地の競売による入札がありましたが、落札者がいなかったと聞いております。基本的には、議会の皆様の賛同が得られれば、市政活性化のために生かしたいと考えております。

次は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、2の②学校給食でのこれまでの取組状況と今後の計画について、お答えいたします。

これまでも学校給食においては、食育の観点から地場産物を積極的に活用し、旬の食材を使った献立を提供しております。令和6年1月に実施した地場産物活用状況調査では、地場産食材の割合は、曾於市内産が37%、鹿児島県内産が39%となり、76%の地場産物を活用しています。また、曾於市の旬の食材を子供たちに味わってもらう「そおgood給食」も定期的の実施しています。

しかしながら、地場産物だけでは給食に必要な量を確保できない課題もございます。

今後も、新学校給食センターの開設を契機に、生産者や物資納入業者の意見を聞きながら、より一層の地場産食材の利用拡大に取り組んでまいります。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま1回目の答弁を頂きました。

この消滅の問題で、やはり、相当な衝撃を受けた方々も多かったらうと思っておりますが、やはり、市長も「衝撃を受けた」という答弁でございました。これほどまでに、やはり、世の中は減少が進んでいる状況なんです。

しかし、中には、一方、横ばい若しくは増加、そういった市町村もございます。特に宇検村なんかは、一番よい例じゃなかろうかと思っております。また、お隣、都城市もベッドタウンとして、相当いいまちづくりをなされております。

その中で、やはり、こういう難しい問題点でありましようけど、どうすればいいのかということが3の答えの中に出ておりますけど、宅地分譲や子育て支援の充実、若者が住みたいと思えるような多様性のある事業を、これを展開しようと考えておられるようです。

やはり、宅地分譲にしても、2か所は、まだほとんど手つかずの状態ですよ、企画政策課長。もう一方のほうは、造れば造るほど、結構、売れてくる。また、今回、財部のほうでも構想がございすけど、いい方向だと思っておりますが、この「若者が住みたいと思える」というような言葉、これはあまりにも抽象的であります。ちょっと具体的に何か考えることがありましたら、お答えください。

○市長（五位塚剛）

若者が住みたい町という意味では、まず、働く雇用の場所がその地域にあるかということが第一条件。そして、結婚をして、子供を産み育てられるような、子育て支援といえますか、充実しているかということです。

あとは、何といっても、その地域が魅力あるまちになっているかという、要するに、都会からでも帰ってきていただいて、自分の夢を描いて生きていけるような環境のまちづくりになっているかというのが、大きな要点になっていくのじゃないかなというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

働く場、やはり、私たちもよそにいる人たちに「帰ってこんかよ」と問いかけても、しかし、「自信がない。じゃあ、働く場所はどするの。子育てはどうするの」って。子育て関係におきましては、いろんな支援があるんですけど、働く場がない、そして今、誘致企業等でありますけど、まだその誘致企業も大量に雇ってくれるような大型の企業ではない。来ないことよりは、幾らかでも助かるわけですが、もっとこれを進めていってもらいたいと思います。

今回、大隅町の笠木の、アヤベ跡地問題もでしょうけど、やはり、あそこも大きな期待がありますので、トップセールスとして、早い時期での答えを求めていきたいと思っております。

この件につきましては、やはり非常に難しい問題であり、結論はそう簡単にはいかないでしょう。しかし、消滅可能性自治体に選ばれた垂水市、ここは40年近くなかった産婦人科を、鹿児島市の医療機関と提携して、週2回の診療を始めております。もちろん分娩はありませんけど。誠に、これはよいアイデアだと思っています。

国も地方も対策を尽くさなければならないときだと期されると思うんですけど、これについての何かの考えはございませんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、私たちの曾於市では、お産ができる施設、病院がありません。また、残念ながら、今までありました小児科医院というのもなくなくなりました。

そういう意味では、やはり子育て支援をできる環境という意味では、そういう病院等を、やっぱり誘致しなければならないんじゃないかというふうに思っております。

す。これについては、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

垂水市は、鹿児島市、鹿屋市、やはり遠いんですよね。ですから、非常に切実な問題だと思います。曾於市は甘えているんですよ。都城がある、志布志もある、どこでも行ける。ですから、市長はもっと、この点を痛切に考えながら進めていってもらいたいと思います。

1項目めを終わります。

次に、地産地消に入ります。あらゆる手だてを打って来ております、地産地消に関しましては。小学校にお茶の提供をしたり、今はないですよね、お茶のサーバーはないですよね。一時期、人気あったんですけど。いろんな環境面から考えて、やめたということでございます。

農家が地元で作る漬物等を直販所で売の場合、漬物の製造、販売が今回、許可制と、6月1日より改正食品衛生法が施行されました。ですよね。

そのことによって、生きがいや断念せざるを得なくなった方がおられると思いますか。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

今まで、曾於市の道の駅やら農協のいろんな施設なんかを含めて、自分の手作りの漬物とか梅干しとかしていた人たちが、国のほうで食品衛生法の改正がされて、ちゃんと許可の取ったところでないとなれば販売ができないというふうになったようでございます。

自分の楽しみができないということも、ちょっと聞いているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

件数的なことですので、課長のほうに尋ねます。

この6月1日の改正法、それ以前に漬物等、梅干しとかそういうのを製造して販売に出されていた方々の人数が把握されておりますか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

まず、道の駅のほうでの人数について、私のほうで御説明いたします。

まず、道の駅すえよしでございますが、梅干しにつきましては、7名の方が今まで出荷をしていただいております。こちらが4名ということで、3名減になっている状況でございます。この最初のほうが梅干しでございます。

次が漬物でございますが、これまで9名の方が出荷していただいておりますけれども、4名になりまして、5名の減となっているところでございます。

それから、道の駅たからべでございますが、梅干しにつきましては、9名の方が

出荷していただいておりますけれども、2名になったということで、7名の減となっております。

続きまして、漬物でございますが、6名の出荷者に対しまして、今回は3名になったということで、3名の減となっているところでございます。

それから、道の駅おおすみでございますが、梅干しにつきましては、2名出されておまして、そのまま2名ということで、増減はないところでございます。

漬物に関しましては、3名が出されておりましたけど、2名になったということで、1名の減となっているところで、道の駅の状況については、以上で報告を終わります。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、お答えいたします。

農政課のほうで、農協さんの、そお太くん市場の状況をお聞きいたしましたところ、曾於市内の方が漬物、梅干し、出荷されている方が7名いらっしゃって、今回の法の改正によりまして、2名の方が辞められるというふうにお伺いしているところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

1回目の答弁で、市長がいろんな組織に支援をしておりますよね。非常にありがたいことだと思っておりますが、やはり、今回の改正によりまして、この漬物を独自に自分で作っていた方々は、やむなく辞めざるを得ないと。理由は何かと言いますと、やはり設備投資が、これは許可を得るためには、換気扇の設備や手洗い専用場所、作業所などの設置に多額の設備投資が必要となるから、それが重荷となって、年齢的なこともありまして、いい潮どきかなということもありまして、辞める方が多いそうです。

特に、新聞にありました、延岡のほうですかね、大体半分に減っていますね。結局、半分に減ったということは、道の駅の食販の売上げに影響するということで、大きな問題となっていることが実態でございます。

こういう漬物等を製造するときに、個人で作業場をできない場合に、当然、これはもう、加工センターを使えば、これは販売を目的としたものは、これは認めておりませんので使えないわけですけど。何かの形で、みんなが集まってそこで作るようなことということは、考えられないものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このことが始まりまして、一応、シルバー人材センターのほうで、財部の施設をシルバー登録してもらえば、そこの施設を使って、シルバーに出荷してもらって出

されるということが、一応、準備がされているようでございます。

そのほかについては、国のこういう制度の改正ですから、自らが、やっぱり自分で施設を造ってやるしかないわけです。先ほども出ましたように、市の加工センターは、販売目的の場合は許可しておりません状況でありますので、現状はそういうことになっております。

○17番（渡辺利治議員）

ただいま、いい答えを聞きました。シルバーセンターのほうで、今、食堂のほうでしょうか、事務所のほう。あそこは当然、作ろうと思えばできるような感じですけど、そういう話があるということは、ほかの地域の方々にとりましても、明るい展望だと思っております。どうか、その地域に1か所でもあれば、そこで、持って行ってできるわけですから、そのような方向で、また広めていってもらいたいと思います。

ちょっと、市長のほうに個人的に伺うんですけど、市長は桑茶を進めておって、自分でも栽培され、販売されておりますか、今でも。そう。ちゅうことは、市長のこの桑茶は、食品衛生法に今回のやつには該当しないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私は、桑を生産をして、荒茶は丸山の千里食品のほうに加工してもらって、粉にするのは、また三股の情報図書館というところで粉にしてもらっております。

同時に、私の場合は、販売についても保健所に申請をして、販売の許可をもらっておりまして、2つのところの施設は、全部そういう意味での加工の許可をもらっておりますので、基本的には問題はないところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

完璧だと思っておりますが、実は、なぜこれを質問したかといいますと、鹿児島県は降灰地域であります。桜島の灰が降ります。ですから、それを、灰が降らない時期はそのまま摘み取って加工場へ、若しくは自分の加工場でできるんですけど、洗うところがもしなければ、これちょっと厄介なことだなと思ったものですから、それをちょっと尋ねたかったわけですが。

ちょっと先の話になります。西日本養鰻さんが、令和8年からでしょうかね、白焼きの販売に向けて進めているちゅうことでありますが。これは立派な、ふるさと納税品としても使えますよね。

そこで、これを当然、地産地消ということになります。こちらで養って製造販売ですから。これを地域で消費するというアイデア等は、何かございませんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

西日本養鰻さんが曾於市に来ていただいて、岩崎中学校の跡地に養殖場をしていただきました。その後、第2、第3の養殖場を今、造られまして、最終的には今の状況でいけば、多分、日本ではトップクラスの養殖の生産地域になってくるんじゃないかなと思っております。

そうなったときに私たちは、どうしてもウナギの加工を出す場合は、最終的に加工をできるところがカウントされまして、そこが非常にネックになっておりました。そのこともありまして、会社のほうと相談して、曾於市に、西日本養鰻さんが生産されたウナギを加工してもらって、曾於市から出していただきたいという願いをしましたら、令和8年度から創業を目指すということで、今、努力をされております。

そうなったときは、非常に、ふるさと納税も含めていろんな形で出荷できるだろうと思っております。また、市民祭でもいろいろ提供もありまして、地産地消の思いで安く提供していただいております。今後、大きな曾於市の振興につながるのではないかなというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

やっぱり、この地産地消を伸ばすには、行政と民間がコラボしながら進めていく必要が、大事だと思っております。

今後の大きな課題だと思っておりますので、次、教育長のほうへ地産地消の件について、伺いたいします。

自校方式給食と大隅、財部給食センターへの、地域で生産された品目、量目の納入状況について、分かっておられれば範囲内でお答えいただきます。

○教育総務課長（鶴田洋一）

それでは、答弁させていただきたいと思います。

まず、最初の答弁で、地元産の割合というのを教育長のほうが答弁しております。それは、大隅学校給食センター、財部学校給食センター、末吉小学校、末吉中学校を含んだものでございます。

今、渡辺議員のほうから言われます、末吉小学校、末吉中学校の分につきまして、御報告申し上げたいと思います。

同じ時期に実施いたしました、この状況調査で、末吉小学校が、市内産が29.2%、それから、末吉中学校が42%となっております。

これは、いわゆる地元で取れた農産物となっておりますけれども、末吉小中学校の場合は、地元の農家からも若干、提供を受けておりますので、その辺も含んでいるところでございます。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

末吉小、末吉中は、地元農家が納入をしておられますが、もちろん私も経験者ですけど。じゃあ、大隅、財部は現在までも、個々の農家からの直接の納入を頂いたことはないということですね。

○教育総務課長（鶴田洋一）

今、私が答弁いたしましたのは、現在の状況でありまして。過去には、例えば大隅の学校給食センターで、地元菅牟田の米を地元の農家から買って、納入していただいた例もあります。

さらには、今年定年いたしました、朝倉課長の家がシイタケを栽培いたしまして、そこからもシイタケを納入していただいた事例もありました。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

これまでは、毎日のように地元の食材が使われた経緯がありますよね。特に、数字でもちゃんと表れていますから、いいことだと思いますが、今後、センター一括方式でした場合に、この地元産の食材を使う、これを地産地消との関わりについては、どのような考えをお持ちでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

今は、教育委員会のほうといたしましては、この末吉小中学校で納入していただいた、農家の皆さんにお声かけをさせていただいております。その中で、我々がお願いをしている状況と、それから、実際、生産されている方の作物の納入できる状況、その辺がうまくマッチできれば、ぜひ取り入れていきたいと考えております。

○17番（渡辺利治議員）

やはり、地域でできたものを地域の方々が持って行って、前、末吉小中学校は、「どこどこの誰が作った、今日の食材ですよ」という放送がありましたよね。これを聞いていたら、「あ、これはうちのじいちゃん、あそこのじいちゃん、ばあちゃんのやつだ」という本当に親近感があって、非常にいいことだったと思っておりますが。

今回、一括になった場合、なかなか農家の方々から大量に、仮に「サツマイモ100キロください」とか「カボチャ100キロ」とか、なかなか、専門の方は持っても、それを納入する時間がない。逆に、庭先で楽しみながら作っている人は、量が間に合わない。本当に地産地消を目指すのにありながら、ジレンマを感じますよね。

しかし、やはりここは、農林振興課なんかとタイアップすれば、品目はピックアップできるんですよ、「誰が、どれだけ作っている」というような。そういうよう

な方向で、また検討もしてください。

資料で見たんですけど、各市町村が地域性を考慮し、特色のある給食を提供し、食育を行っていくことが大事であると考えらるんですけど。沖縄県的那覇市では、月三、四回、郷土料理。もちろん、先ほどの答弁でありましたが、やはり、伝統文化を継承する上では大事なことで思っておりますが、今後も、答えにありましたけど、やはり、今後もさらに充実していく考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、食育の観点からいうと、地元で取れた、これまでの郷土食とかそういう伝統のある食材、そういう料理を子供たちに提供するの、非常に私は大事なことで思っております。

今回、センター化されることで、我々が一番最大の問題と思っているのが、やはり供給量が非常に増えると。そうすると、自校方式、末吉小、末吉中で扱っていたような量よりも、はるかにたくさんの量が必要になってくると、なかなか地元の農家では賄えない部分が出る。そうすると、地産地消という我々の目標からすると、非常に厳しい状況がございます。

教育委員会としても、これは先ほど渡辺議員のほうからありましたけど、農政とか、ある程度、行政が主体となって農家と連携してやっていくと。そういう形が必要なのかなと思っております。

オーガニック給食も含めて、先進地で取り組んで、行政主体でやっているところもございます。まず、そういうところを我々も視察して、本当に子供たちに、地域でできた地域の食材を提供できたらなと思っております。

以上です。

○17番（渡辺利治議員）

今、伝統文化とか食育関係という言葉が出ましたが、平成17年6月ですよ、食育基本法が成立した。今月は、この月間でやりますよね、毎月においては、19日、それが定められておりますけど。

この食育基本法を、どのような形で児童生徒に教えているのか、食育基本法の3つの柱、5つの考え等を伺います。

○教育長（中村涼一）

食育基本法の中で、第3次食育推進基本計画が制定されて、その中で地場産食物の使用割合を増やしていきなさいってということで、各自治体に、そういうありました。

また、子供たちには、先ほど申し上げましたように、地元の伝統食について理解

を深めてもらっていく、そういうことも大きな目標だと思っております。

今、学校では本当に、今、渡辺議員のほうからありましたが、19日を食育の日と定めて、また、給食センターでも、その日にはできるだけ、地元産の食材また地元の伝統食を子供たちに提供するということで、食育推進基本計画にのっとった取組を、今現在、進めているところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

やはり、子供たちに幼少の頃から、食に関することを教えることが、一番これは大事だと思っております。この基本法の3つの柱にありますように、食を選ぶ力を身につける、伝統文化を継承する、地球規模で考える。やはり、環境を考えながらのところですよね。

そしてまた、基本法にはうたわれてありますが、国民の心身の健康の増進と、豊かな人間形成、また、2番目に、食に関する感謝の念と理解、3番目に、子供の食育における保護者、教育関係者等の役割、4番目に、伝統的な食文化、環境と調和した生産者への配慮、最後に、食品の安全性の確保等における食育の役割。やはり、これらがマッチして、心身ともに子供が健全に育つ。これが一番大事なことだと思っておりますので、やはり食に関しては、地産地消を含めながら取り組んでいてもらいたいと思います。

これで、地産地消については終わります。

最後に、旧久木原病院です。あそこの跡地問題でございますが。

3月の答弁でも、「不落のときは、また連絡があつて、それからどうしよう」ということを伺いまして、またさらに進めていく考えがあるということを申されました。

やはり、あのときでの提案の仕方は、当然、提案されていないんですけど、提案する前に至った経過というのは、もうちょっと、もっとしっかりと計画を立てた、そういうものを持ってから上げればということを言ったことがございますけど。

今回も、やはり、議会の賛同を得られれば、市政活性化のために生かしていくという考えですね。そこは、また当然、上程されるでしょうから、そのときの我々の考え、執行部の考えを伺いたいと思っております。

3月議会の中で現状を、写真を添えて、いろいろ見せていただきました。当然、執行部の方々も覚えていると思いますけど。外壁、崩落してあった。あれは、その後、一般質問をされた方々から、「質問に対して連絡をします」ちゅうことでしたけど。その後、宮銀でしょうか。あそこへの連絡、そしてまた、その後の対策はどのようなになっているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私も機会があるごとに、近くを歩いて状況を見ておりますが、大きなタイルの落下という状況は、そんなにはないところでございます。一応、状況だけは、宮銀さんにも伝えてありますので、今のところは問題ないというふうに思っております。

○17番（渡辺利治議員）

人ごとのように「今んところ大丈夫だよ」と言いますけど。今の世の中、いつ災害が来るか、地震が起きるか、非常に厳しい、分からないような状況なんですよ。

その中において、たまたまあそこを歩いてたときに落ちてくる。十分可能性は考えられます。ブロック塀が倒れて亡くなった方もおられますよね。生徒が。悲しい事故なんですよ。

そんな生ぬるい対策じゃ駄目なんですよ。何回も催促して、せめてネット、それぐらいは、すべきじゃないんでしょうか。強く言えませんか。

○市長（五位塚剛）

ネットが必要なのか分かりませんが、現状を伝えておりますけど。本当に、まず子供たちがその下を通らないように、安全柵については、すぐをお願いをしたいというふうに思います。

○17番（渡辺利治議員）

「子供たちがその下を通らないように」と言われますけど、それは、結局あそこを通行止めじゃない限り、バウンドして飛ぶ可能性が十分あるんですよ。高さ的に。それが考えられるから、早めの対策って言っているんですよ。起きてからでは、大変なんですよ。

それは、市長だけに問われる責任問題じゃないですよ。悲しむ人はいっぱいいますから。市長個人だけじゃないんですから。曾於市としての、これは汚点ですよ。そういうのを肝に銘じて、早めの対策を一日でも早くするようにお願いします。

いろいろ申しましたが、曾於市が発展するように私も祈っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

渡辺議員の質問がちょっと早かったですけれども、ただいまから質問に入ります。

私は日本共産党を代表して、大きくは3項目にわたり、質問いたします。

最初に、老朽化施設の対策強化について。

この質問は、数年前にも取り上げております。今や曾於市にとって、軽く見れない大きな課題の一つであります。

令和4年3月改訂の公共施設等総合管理計画の中では、曾於市が所有する建物系公共施設、公共施設は、行政財産と普通財産、普通財産の中でも、建物あるいは土木、あるいは下水道関係等も含んでおりますが、その中で、今回は建物系に絞って質問いたしますが、この施設が1,352棟であります。

市はこれらの施設について、平成29年度から令和8年度までの10年間に、用途廃止を含む中長期計画を策定することにしております。

質問の第1点は、この1,352棟の中で、築45年以上を経過しているのが何棟に上るか。

質問の②1,352棟の中で、これまでに廃止を求めたのは何棟であるか。

③この中で、解体、売却、譲渡等を決めたのは何棟であるか。

④管理計画では、令和8年度までに、あと令和7年、8年、2年間余しかありませんが、全体の16%の施設、約2,163棟を廃止する計画であります。現在の達成率について、お聞きしたい。

⑤16%に相当する廃止決定後の解体費の総額について、伺います。

⑥これらに係る解体費は、市の財政計画に反映されているか、確認いたします。
以上、6点です。

次に、質問の2点目、市が所有する財産の貸付けや譲渡等についてであります。

この質問も数年前に一般質問で取り上げており、当時の質疑を踏まえての今回の質問であります。

市が所有する財産は、今言ったように、行政財産と普通財産に大きくは分類されますが、ここでは普通財産に絞って質問いたします。

質問の①市が普通財産を貸し付ける、あるいは譲渡するときの、市の基本方針を伺いたい。

②市が現在、有償あるいは無償貸付けをしている総件数を、それぞれ伺いたい。

③お手元の資料を御覧ください。

具体的には、2回目以降質問いたしますが、有償、無償貸付けの線引きが、お手元の資料では明確でない。そうした貸付けが少なからず見られます。

私は、数年前の一般質問でもこの点を指摘し、ただ、貸付期間が、お手元の資料

でお気づきのように、ほとんどが平成30年ですか、の契約期間であったために、今後のその契約更新時の見直しを求めてきた経過がありますが、その後、ほとんどこうした曖昧な貸付けが見直しがされたのか、答弁してください。

質問の④、次に、合併後の土地、建物について、無償譲渡の事例や内容を報告してください。

⑤無償譲渡について、公共事業体の土地や建物を無料で第三者に与えるということは、有償や無償で貸し付けるのと本質的に違い、深く検討して対応すべき問題だと思います。市の無償譲渡についての基本方針というか、考え方を聞かせてください。

最後に、質問の3、子牛価格の下落に伴う所得減と税収入減について、質問いたします。

質問の①昨年の令和5年は、一昨年の令和4年に比べて、子牛価格の下落で畜産農家はどれほど所得減となり、影響が見られたのでしょうか。

さらに、このことで、市は住民税、国保税、介護保険料等の収入減となり、影響が見られると思いますが、報告してください。

②このことに関連して、曾於市の1頭100万円以上の子牛は、令和2年、3年、4年、5年、何頭であったか。

ここで100万以上としたのは、御承知のように、100万円以上の場合は免税の対象から外れます。住民税などの課税に大きく影響がある一つの側面が見られます。

先ほどの②でいいますと、所得税、住民税には影響が一つの側面でありますけれども、一方、国民健康保険や介護保険には、もろにその100万円以上の所得割額がかかっている、そうした2つの側面を考えての質問であります。

質問の③今年の5月まで子牛価格の下落が続いており、畜産農家は高齢化も相まって、厳しい経営環境にあります。

過去、私の長年の議員経験の中でも、何回か旧町時代から、いわゆる畜産危機はありましたけれども、その時々町長や市長が、市あるいは町独自の積極支援策を行っております。一過性でない、今でも続けられている施策も幾つかありますが、そうした積極支援策を可能な限り行ってきた経過があります。これは結果として、畜産農家を励ますことにもなったと理解いたしております。

市は、本年度、新たな支援策を打ち出す、今、時期に来ておると痛切に私は考えて、受け止めております。畜産農家が共感できる積極支援策を出すべき時期に来ていると思います。

残念ながら6月補正まで、当初予算を含めて、そうした支援策が見られません。市長の、この点での所見をお聞かせ願います。

私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

1、老朽化施設の対策強化をの①1,352棟の中で、築45年以上の施設は何棟かについて、お答えをいたします。

1,352棟については、令和3年3月31日現在の棟数となりますが、その時点で築45年以上は156棟となります。

1の②1,352棟の中で、廃止を決めたのは何棟かについて、お答えをいたします。

1,352棟の中で、廃止を決めたのは93棟です。

1の③上記②の中で、解体、売却、譲渡等を進めたのは何棟か。解体費の総額は幾らかについて、お答えいたします。

廃止を決めた93棟の中で、解体は25棟、売却は6棟、無償譲渡はありません。また、25棟の解体費の総額は2億1,600万円です。

1の④管理計画では、令和8年度までに全体の16%を廃止する計画である。現在、達成率は何%かについて、お答えをいたします。

公共施設等総合管理計画における、保有総数の縮小の基準となる延床面積は、平成27年度末で28万7,070㎡であります。

令和4年度末時点では、岩川小学校の改築や旧財部高校跡地の無償譲渡による南九州畜産獣医学拠点整備等に伴い、延床面積については30万6,308㎡となり、基準に対して6.7%の増となっております。

1の⑤16%に相当する廃止決定後の解体費総額は幾らかについて、お答えいたします。

16%の廃止につきましては、解体のほかに、売却や無償譲渡なども想定していることから、解体を伴わない処分もあるため、全て解体のみの試算は難しいところです。

1の⑥上記⑤の解体費は、市の財政計画に反映されているかについて、お答えいたします。

財政計画の策定に当たり、普通建設事業費を算定する際には、総合振興計画や各課の事業計画等に基づいて積算を行っております。計画されている事業の中で、建て替えや廃止などに伴う解体費用が含まれているものは、財政計画に反映されております。

2、市が所有する財産の貸付けや譲渡についての①貸付け、譲渡の基本方針を聞きたいについて、お答えいたします。

特に財産の貸付けや譲渡について、基本方針は定めておりませんが、「公共施設

等総合管理計画」における施設の管理に関する基本方針として、保有総量の縮小による将来負担額の軽減の中で、「廃止となった施設については、用途変更や積極的な売却、除却などに努める」と示しております。

2の②有償、無償貸付けの総件数をそれぞれ聞きたいについて、お答えいたします。

普通財産における、有償の貸付けは75件、無償の貸付けは56件となっております。

2の③有償、無償貸付けの区分けが明確とは言えない。これまで改善されてきたのかについて、お答えいたします。

基本的には有償貸付けが基本であります。その財産利活用目的が、市民サービスの向上及び地域活性化並びに雇用の創出など、曾於市に有益な場合は、無償貸付けを検討いたします。

2の④合併後の土地、建物の無償譲渡の事例、内容を聞きたいについて、お答えします。

旧南之郷中学校の校舎につきましては、平成24年3月の閉校に伴い、跡地施設の利活用について公募を行い、平成25年10月には社会福祉法人へ無償譲渡をしております。

なお、土地については、20年間の地上権設定を行っております。

2の⑤無償譲渡の考え方を聞きたいについて、お答えいたします。

基本的には有償が基本であります。その財産利活用目的が、市民サービスの向上及び地域活性化並びに雇用の創出など、曾於市に有益な場合は、無償譲渡を検討いたします。

3、子牛価格下落による所得減と税収入減についての①令和5年は、令和4年に比べ、畜産農家の所得減と税収入減の予想される影響額について、お答えをいたします。

まず、畜産農家の農業所得で、令和5年度と令和6年度を比較した場合、戸数は54戸の減、農業所得額が2億5,045万7,000円の減で、税額が174万8,000円の減となります。

また、令和5年度国保税と令和6年度国保税を比較した場合、農家戸数は25戸の減で、税額が1,907万3,000円の減となっております。

次に、介護保険料ですが、令和5年度の第1号被保険者数は370人で、保険料額の合計は2,780万8,000円、令和6年度は380人で2,464万1,000円となっており、対象者数は令和6年度が10人多いものの、保険料額は316万7,000円の減となっております。

3の②令和2、3、4、5年の子牛価格100万円以上の頭数について、お答えを

いたします。

令和2年が57頭、令和3年が69頭、令和4年が28頭、令和5年が11頭であります。

3の③令和6年度、新たな対策を打ち出すべきではないかについて、お答えいたします。

子牛の下落に対しては、国の支援が令和6年度から拡充されており、市の対策としては、今後の状況を見極めながら検討してまいります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、老朽化対策について、質問をいたします。

全体として、答弁の中で二、三、個別的には深入り質問をいたしますが、例えば、私が配布したお手元の資料——これは市が作った資料であります——からも見まして、市長答弁報告等の中で書いてあることと資料のですね、答弁との中でかけ離れた感じのする点が二、三、見られます。

質問の第1点であります。例えば、資料のナンバー2。ナンバー2の中では、真ん中どころに線を引いておりますが、今後40年間で、更新費用が1年平均で約61億円とあります。これはもう財政的に無理だからということで、下から3行目、投資可能見込額が1年平均で26億円とあります。これは投資可能じゃないか。

実際、この点でお聞きしますが、昨年度、2年間でいいです。令和5年度と4年度、この更新費用に曾於市は何十億円かけていますか。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

決算ベースで申しますが、令和4年度でいきますと、維持補修費ということで、3億1,310万4,000円でございます。

（「5年度は」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

5年度は、まだ決算が出ておりませんので、3年度でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

3年度でいきますと、2億8,781万7,000円となっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1回目の市長答弁と、実際、今言った財政投資可能見込額でも、1年間に26億円ですよ。61億円無理だっていうことで。26億円なのに、ただいま課長答弁では、令和4年度が3億1,000万円、そして、3年度ですよ、課長。3年度が2億8,000万

円ということで、3億円前後なんですよ。26億円との間では10分の1近い開きがあるんですよ。

だから、この点、最高責任者としての市長は、どう受け止めていますか。このあまりにも、この数字の落差、格差について。

○市長（五位塚剛）

計画は、いろいろと想定しながら計画を立てておりますが、予算編成においては、緊急性のあるもの、また必要性のあるものから、予算の配分をしていっている結果であります。

○19番（徳峰一成議員）

答弁としては、やはり自己分析的な答弁が弱いですね。これは、曾於市が責任を持って第三者に、専門機関に委託した文書で、これは全議員、数年前、配付になっているんですよ。その1つが、今、持っておられたこの本なんですよ。同僚議員の皆さん、みんな持っておられますが。

それから、もう一つが、若干関連いたしまして、令和3年、1年早くがこれあります。私は、これに基づいて質問しているんですよ。あまりにも実際のこの管理計画と実際の数字で、10分の1近い大変な格差が生じている。これでは、言葉はきついです。絵に描いたこの計画書にならざるを得ない、1つの側面があるんです。

時間の関係で、1つ指摘いたします。もう一つ指摘したいと思います。

資料の3ページ。管理計画では、全体の施設の中で、10年間にこれは保有面積であります。答弁が難しかったら、棟面積でよろしいです。

10年ということは、令和8年です。もう現在6年だから、8年までに16%を、これを処分したいと、残りの84%は存続させたい、維持させたい、長寿化を含めてという計画であります。

今現在、この全施設の中で何%達成したでしょうか。そして、最終的に、令和8年までに何%、16%削減ができますか。できないとしたら、何%を目標にしているでしょうか。

やはり、市が作った大事な資料ですから、そこを、やはり自己目標として位置付けながら、毎年の実績と検証を行う必要があるんじゃないですか。本日、私はそうした大本からの質問でありますので、その点からの答弁をしてください。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

先ほど、市長の答弁でもありましたが、平成27年度末の基準面積が28万7,070㎡とあります。これに対しまして、令和4年度末では30万6,308㎡ということで、実際は、面積でいきますと1万9,238㎡、パーセントでいきますと6.7%増えているの

が現状でございます。

これの主な要因としましては、岩川小学校の改築それからSKLVの整備、こういったものが大きく要因として挙げられているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問というのは、この30万㎡の中で、令和8年度までに16%、これは削減ですよ。つまり処分です。今後、用途廃止することを目指しているんですよ。

ですから、実際、今現在、そして令和8年度までに30万㎡の中で何%を削減、これは削減ですからね。建て替えとかそれは別ですよ。削減する、今、進捗率であるのかを聞いているんです。

○市長（五位塚剛）

大きな、これの削減は旧町時代からある町営住宅、これについては、かなり年数がたっておりますので、政策空家を取りながら、新しいところに移ってもらう努力をしております。全て、皆さんたちが移行できればいいんですけど、まだ移行できなくて、解体ができないという事実もあります。

そういう中で、この間、岩川高校の跡地に新たに岩川小学校ができたのと、財部高校跡地にSKLVという施設ができたために、結果的には、マイナスが全体的には進んでおりませんでした。

今後は、この市民の、この老朽化をした建物について、合意を伴って移転をしてもらえれば、確実にその解体を進めることができるわけですけど。そういう事情があるということだけは、理解してほしいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

事情は理解した上で聞いているんですよ。それはもう建て替えの項目ですから。

もう3回目の質問です。担当課長、答弁ができなかったら、「答弁できません」でいいですよ。

一番基本的な点ですよ。目標設定が、だから、令和8年までに、全体の保有面積の16%、今現在、何%進捗か。令和8年までに何%が一応、達成できる見通しであるのか。この2点を聞いているんですよ。

もう3回目であります。もう3回目で答弁できなかったら、「答弁できません」ということで答弁してください。次の質問に移りますので。

○財政課長（池上武志）

数字につきましては、今、なかなか難しいところでございます。答弁は難しいと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは、市長、副市長、市が自ら作った大事な計画。それが、だから今、幾らの進捗かが答弁ができないということは、検証が行われていないということです。目標に対しての、毎年の検証が行われていないって。そのまま計画が毎年進んでいるっていう。計画だけが先走りして。

これでは行政として、やはり1年間に400億円の一般会計だけで、事業300億円、400億円を特別会計を含めてやるわけだから、やっぱり考えていただきたい点だと思います。

これはもう、八木副市長が担当責任者であると思うんですけど、答弁よろしいですよ。令和8年度でありますので、私が指摘した点は一応、頭に入れながら、今後さらに、この計画は当然、これを踏まえて言及しなければいけませんので、参考にさせていただきたいと思います。もう答弁、よろしいです。

次の質問に移ります。

こうした計画の中でも、全てがこの計画の中に入っているわけではございません。例えば、一例を言いますと、曾於市の総合センターは、もう中心でありますので、一応省くとして、大隅と財部の、きらめきセンターなどの文化センターについては、あるいはこの前、総括質疑でもありました市民プールについては、今後どうするか。廃止するのか、あるいは維持するのかが、大事な施設であるのに、計画の中にも入っていないんですよ。

これは、なぜ計画の中に入れていないんですか。まだ新築して新しいんだったら、計画に入れていなくてもいいけれども、故障が出ている、あるいは、今後の改修が必要な、大事な施設ですよ。これは、なぜこの計画の中には入れていないんですか。この点から、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

曾於市には、各町ごとの昔からの施設がたくさんあります。当然ながら、今後は年数的に利用度の高いところについては残しながら、統一化という方向を、今、検討してまいりました。

大隅の文化センターについても、非常に古くなってきておりましたが、地区住民をはじめ残してほしいという相談もありまして、たまたま過疎債で長寿命化に該当するということが認められましたので、残す方向で今、準備をしているところでございます。財部についても、同じような考えでございます。

その他、温水プールについては、まだまだ利用度もあるんですけど、ただ今後、大規模な改修費用が出てくるとなると、これもまたいろいろと問題があるのではないかなと思っておりますけど。まだ確実にそのことを含めて、どうするかというの

は決定をしていない状況であります。

○19番（徳峰一成議員）

私の質問というのは、そういった観点からの質問じゃないんですよ。既に築30年前後あるいは30年以上たっている、そして、現在修繕が必要な、あるいは数年内に大規模な修繕が必要な大事な施設であります。細かい施設は、もう時間の関係で省きます。細かい施設は、いっぱいありますよ。

この大事な施設を、なぜ、この管理計画の中に入れなかったのかという、根本問題を問うているんですよ。管理計画に入れて廃止するか、あるいは維持して、今後改修を行いながらやっていくかという、大事な施設であればあるほど管理計画に入れるべきですよ。それを、なぜ入れなかったかという、そういった質問をしているんですよ。

○市長（五位塚剛）

基本的には、この大隅、財部の施設は、ここ2年ぐらい前までは十分活用できる施設でありましたので、引き続き使っていたわけでございます。温水プールについても全く同じであります。ここ1年いろいろと故障が出てきた関係で入れておりませんでしたけど、このことを含めて十分検討させていただき、今後の管理計画に入れさせるように指示をしたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

例えば、くどいようで3回目であります。この文化センターについても、あるいは市民プールについても、末吉の交流センター、温泉、一部は入っていますよ。一部入っていますが、温泉センターについてもしっかりと、大事な施設であればあるほど、管理計画に入れるって。そして、廃止するか。廃止するとなったら、利用者の合意が必要だから、時間がかかりますよ。それとも維持するか。維持するとしても、いずれの施設も、例えば、きらめきセンターも、文厚委員会の答弁では、やはり3億円、4億円規模の改修費が必要なんですよ。

ですから、維持するとなったら、やはり改修計画に入れて、財源をどこから持ってくるか。そうした中長期の計画に基づいて、財政計画も入れながら、やはり確実にやっていくっていうのが、今、取られていない。その点を今後、改善していただきたいと思います。

これは、例えば市民プールも同じですよ。この前の総括質疑で、「大きなお金がかかる、弱ったもんだ」という受け止め方の市長答弁であったんです。やはり、市のトップであるから、そうじゃいけなくって。まず管理計画に入れて、維持するんだったら維持するで、お金はかかっても、いつやるかは別問題として、財政もにらみながら、やはり、改修計画の中にしっかりと位置付けていくって。

あるいは、末吉の温泉交流センターも、億単位のボイラー関係の施設が必要なんです。これは宿泊施設だけじゃなくて、ボイラーだけでも。それが管理計画に入っていない、修繕計画にも入っていない。これは、いけないんじゃないかということの問題提起しているんですよ。

八木副市長、よろしくお願いします。答弁をまとめてください。

○副市長（八木達範）

お答えいたします。

基本的なことにつきましては、今、市長のほうで答弁がありましたけれども。関係課と、今後は十分な協議をして、進めていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

今言った点なんかは、やはり見直しが必要であります。今ある管理計画もあります。ですから、あるいはこれ、私から見ても不十分でありますけれども、個別施設計画もあります。令和3年度ですね。どれも不十分であります。誰が見ても。

ですから、この見直しを含めて、やっぱり、やるとなったら、いつが必要かを含めて。全て今、答弁はできないでしょうけれども、改めて、八木副市長、道理ある答弁を頂きます。

○副市長（八木達範）

今お答えしましたとおり、関係課と十分協議をしませんと前に進めませんので……。

（「めど」と言う者あり）

○副市長（八木達範）

めどっていうのははっきり言えませんけれども、できるだけ早めに関係課と協議をしていきたいとします。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、この問題は財源が必要なんです。例えば、いろんな施設を新しく造る場合は、国の補助あるいは起債がありまして、一定、対応ができます。SKLVは見るまでもなく。

しかし、特に解体となりますと、お金をどこから持ってくるか。例えば、今、ぱっと思い浮かぶ大きなのが、大隅の運動公園。運動公園のプールと研修館は、副市長、これはもう廃止ですよ。研修館も加わりました。これは、お金がどれぐらいかかるか。社会教育課長、可能な限り答弁してください。何億円かかりますか、この2つで。解体。そして、これは解体計画が入っていないですよ。概算でよろしいです。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

現在、大隅の運動公園のプールにつきましては、もう以前から使用をしておりませんが、これが2億円程度かかるんじゃないかなと。研修館につきましては、今、休止状態になっております。今後……。

（「それは、廃止になっているんでしょう」と言う者あり）

○生涯学習課長（竹下伸一）

今、休止、休んでいる状態になっています。研修館はですね。

（「廃止はプールだけか」と言う者あり）

○生涯学習課長（竹下伸一）

はい。廃止をしていこうということで、計画はしているんですが、施設的には、今、休止ということになっているところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

例えば一例でありますけれども、大隅の運動公園も、プールはもう何年も使われていないっていう、明確な廃止。そして、研修館も、前はどうするかっていう取扱いだったんだけど、この二、三年の中で、いわゆる休止。休止だからといって、今、使える状態じゃないですよ。かなりお金をかけなければ。

それで、これらのいわゆる廃止、解体の場合は、財政課長に伺います。財源的にはどこから持ってきますか。やっぱり、一般財源が基本にならざるを得ないでしょうか。起債等がありますか、解体については。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

解体だけの場合も起債はございます。ただし、この起債は交付税の見返りがありませんで、基本的に私どもの考え方としましては、今のところ、こういった起債を借りた経緯はございません。基本的には、一般財源の対応となると思われます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私がこの計画に入れるべきだと、そして、総合振興計画や財政計画に入れるべきだと、特に解体についてはですね。今、課長答弁がありましたが、基本的には一般財源なんですよ。1つのプールを解体するのに2億円ですよ。小さな建物までやったら、もういっぱいありますよ。今後、解体すべき問題は。

これも一気呵成にはできないから、やはり、5年、10年計画に盛り込んでいくって。もう5年、10年たったら、今度は今ある施設が、今度は解体が出てきますよ。これも計画性が、一連性が全く見えないんですよ。これではいけないということを、

問題提起しております。

もう答弁よろしいですけれども、これは市のトップとして、やはり、副市長を含めて考えていただきたいと思います。

次の大きな質問の、2番目に入ります。

市が所有する財産の貸付けや譲渡についてであります。

お手元の資料にもあります、基本的には地方自治法や条例等に照らしますと、一部答弁にもありましたけれども、普通財産については、有償貸付けが当然のことながら原則であります。原則外として、無償貸付けも行っております。

しかし、この無償貸付けの場合は、条例でも明記されておりますが、1つは公共団体、2つ目は公共的団体の範囲内での無償貸付けとなっております。

その点を念頭に入れて、お手元の資料の有償、無償を見ますと、どなたが見ても、これがもう、ばらばら、まちまちでございます。

例えば、国や県の機関が、有償だけでなく無償貸付けになったり、自治会なんかは公共的団体ということで、無償貸付けが多いんですが、一部有償貸付けもあります。

そのほかにも指摘したい点があります。これらは、契約期間が平成30年度が多いですけれども、担当課長に伺います。30年度を契機として、この有償、無償の線引きをはっきり、見直しが基本的には全てされたでしょうか。まず、この点から答弁してください。

○財政課長（池上武志）

はっきりと線引きというのは、していないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

一つ一つの項目、いっぱいあります。これは。曖昧模糊としたのが。

市長は、なぜこれは指示しなかったんでしょうか。本当だったら、もう市長が指示しなくても、担当課長のほうで、担当課長は今の課長じゃないから申し訳ないんですが。やはり、意見を上げて、トップのほうに意見具申して見直しをすべきですよ。もう誰が見ても、これは曖昧模糊とした、有償、無償であります。市長の所見を求めます。

○市長（五位塚剛）

今までの長い歴史の中で、有償にすべきか無償にすべきかというのは、十分内容を審査して進めてきました。相手方がその施設を民間人として利益を生み出しているところは、有償にずっとしてきております。無償というのは御存じのように、公共的な施設として、保育園とかそういう地域のためになるものについては無償としております。

そのときそのときの、一つの物件について、よく吟味した上で、有償と無償を決めているのが実態であります。

○19番（徳峰一成議員）

この資料を見ると、よく吟味していないから、私、取り上げているんですよ。これ、1例、2例だけじゃないですよ。

例えば、具体的に、もう冒頭分だけ言いますと、有償の中で、例えばナンバー1、2、3、4は、商工会、共済組合、警察署、これは有償であります。公共的団体、公共団体でありますけれども、しかし有償ですよ、有償。無償じゃないですよ。

しかし、ページを2つめくりまして、無償の中のナンバーの1、2、3、4も見ますと、シルバー人材センター、公共的団体。六町連合会、公共的団体。そして、あと、社会福祉が続きますが、あとNHKと南日本とか、公共、公共的団体。ずーっと下に行きますと、県知事とかそういったのがいっぱいありますよ。これが無償でありますよ。

だから、線引きが、誰が見ても、はっきり言って高校生じゃなくて、中学生が見ても、これはクエスチョンマークにならざるを得ない項目がいっぱいあるんですよ。先ほどの市長答弁は全く、この実態を踏まえていないんですよ。

だから、これはもう誰が見ても、市長、これ見ましたか。見ないまま答弁ということは、もう無責任ですよ。副市長、2人は見ておられますけれども。これは私が作った資料じゃなくて、市が作った資料ですよ。全議員に、これ配付になったんですよ。これは、だから実態が合っていないんですよ。皆さん、そうですね。誰が見ても。

だから、今からでも、もちろん終わったことはしょうがないから、今からこれは見直しをして、整合性を持たせるべきですよ。その答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

私も長いこと議員をしておりますと、例えば商工会についても、ちゃんと施設使用料という形で、もらってきております。それは、もう徳峰議員もよく分かっているように、公共的な施設ですけど、しかし、商工会としては一つの民間の団体であります。

当然それは、もらっているわけでございます。

そのようにして、ずっと一つ一つ、有償にしたほうがいいのか、無償にしたほうがいいのかというのは、そのときそのときで判断をして、その歴史が今あるわけでございますので、今後も基本はそれでいきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

一般論的な答弁をやってもらっては、困りますね。

じゃあ、今のお手元の資料は、ほぼ吟味した結果、適切な有償、無償の貸付け事例であるということで、受け止めていいんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、これをもって議会でも全て承認を頂いておりますので、基本はそれとおりだというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

この有償、無償というのは、議会の承認事項じゃないんですよ。これは譲渡となりましたら、地方自治法、条例にも書いてありますけれども、議会の議決は必要ですよ。これは議会の議決事項じゃないから、一般質問で取り上げているんですよ。

例えば、角度を変えて、身近な自治会の例を引き合いに出します。

例えば、有償でいいますと、これは指摘したから改善されたかも、個別にこの間、指摘した点なんです。例えば、ナンバー24の久木山水道組合、これは有償ですよ。これはもう改善されたかもしれない。もう当時、指摘いたしました。

あるいは、この有償についても、自治会の例が幾つかあります。あるいは、この公共的団体、きたん市場についても有償であります。ほかにも、下正ヶ峯自治会も、やはりナンバー58、有償であります。これ有償であります。

しかし、無償のページ、ナンバー6以下、幾つかの自治会関係が無償であります。これは経過があったかもしれませんが、やはり、もう合併後20年近くたっているから、無償にするんだったら無償にして、有償にすることは難しいですから、無償を。原則、無償に、やっぱり見直しをすべきですよ。

議会で指摘しなくても、その立場でやはり整合性を持たせるかといった、大きな立場での私は質問しているんですよ。市長、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

基本的な考えは、その受け手の方が利益を追求する形でのものは、やはり有償という形が、市民にとっても当たり前だというふうに思っております。全て無償にすることは考えておりません。

財部のきたん市場は、土地は市の土地で貸しております。だけど、そこで市場として利益を上げておりますので、それを含めた形でのお金を頂いております。

また、岩北小学校の隣の学校給食センターの跡地については、個人の方が利益を目的として借りておりますので、有償としてお金を頂いております。旧大隅町の保育園については、引き続き保育園を継続してもらうということで、施設を無償で貸付けしております。

一つ一つその状況に応じて、最初、契約をするときにそういう約束事をやっておりますので、今になって全て無償にするということは、今は考えていないところで

ございます。

○19番（徳峰一成議員）

私は、質問の観点というのは、大きく現在、客観的に見て、整合性が取られているか、市として行政として整合性が取られていないということが考えられるについては、やはり契約が見直しの時期に、いつでもということはいかんでしょうから。やはり、市としての統一方針を持って見直しをすべきだと。そういった、やはり総合的な観点からの、今日も一般質問なんですよ。

ですから、もう個別のことを言ったら、もう切りがないって。もう一例だけ言います。今、グローバルハートを言いましたけれども、グローバルハートは、4ページの中のナンバーの10にあります。1つは。さっきの中学校跡地です。

これは、土地と動産については有償です。市長答弁にありましたように。そして、一方、ナンバー6の中のナンバー6、グローバルハート。これは建物は無償なんですよ。こうした曖昧さが見られるんです。

じゃあ、ここでお聞きしますが、これはもう完全に株式会社と書いてある。民間に建物を無償譲渡する場合は、私が見る限り条例にないんです。これは条例上はですね。条例の何項に基づいての、グローバルハートは建物の無償貸付けになりますか。この点をお聞きいたします。

条例に即して答弁してください。条例に規定がありますか。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例はございます。

○19番（徳峰一成議員）

ここは小学校、中学校の議会じゃないんだから。私は法律を、条例に基づいて質問しているんですよ。民間の場合についての無償貸付け、無償貸付けは曾於市の条例に規定がありますか。規定があったら、私も納得できるんですよ。私が見た限り、規定が見当たらんから、質問しているんですよ。条例上、規定がありますか。あったら条例の第何項ということで、今日、例規集を持ってきております。答弁してください。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

大休寺副市長が言ったようにないんですよ。これは高校生の、はっきり言ってレベルですよ。

議長、時間がもったいない。条例にないんだったら、ないと答弁してください。前に進めんから。あるかないかの違いだから。2者選択しかないです。これは。

(何ごとか言う者あり)

○19番(徳峰一成議員)

民間にですよ、これは。株式会社だから。公共的団体じゃないから。これは南之郷の福祉施設とは違うんです。南之郷は公共的団体。

○議長(迫 杉雄)

財政課長、休憩を取りましょうか。いいですか。
暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分
—————・—————

○議長(迫 杉雄)

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

—————・—————
休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長(迫 杉雄)

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○企画政策課長(外山直英)

先ほどは大変失礼いたしました。企業政策の所管が企画政策課でありますので、私のほうが答弁させていただきます。

株式会社グローバルハートにつきましては、根拠となる条例がありません。よって、直近で言いますと令和2年第1回3月定例会において、議案として提案をさせていただいております。令和2年2月14日に提出した議案第17号で議決をいただいているものが根拠となるところでございます。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

条例上明記されてなくて、条例の中で議会の議決が必要ということで、それに沿っていただいた企画課長が言われた令和2年の3月の議案として、一応議決しているということで了解いたします。

先ほどの質問の敷延というか確認ではありますが、これは市長に質問いたします。

資料にもあって、たびたび申し上げておりますが、自治会にしても有償と無償が分かれております。原則として市の考え方は自治会に対しては無償であると理解し

ていいのかどうかです。まずその点から確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

曾於市内における市の財産を自治会が借りる場合は、基本的には無償が妥当だと思います。

ただ、その自治会が何らかの目的でお金を獲得するようなものが発生するのだったら、当然ながらそのあたりはよく相談して、金額はまだ出てくる可能性はありますけど、一般的な社会的な通念上のものについては無料というふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

原則的な方針でいいんです。一応自治会としては原則無償ということで。

じゃあシルバーをはじめとしていわゆる外殻団体についてはどうなんでしょうか。これも原則無償ということで受け止めていいのかどうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市の財産を法人的な公的なものの皆さんが借りているところがあります。それは無償扱いをしているところと有償扱いでしているところがあります。当然、それは最初の契約の時に相互の話し合いでしております。その後の変化によって相手方から減額なり、また無償扱いの要望書等が出れば、その時点でまた判断して対応は考えてまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

基本的な考え方としては、方針としてはいわゆる外殻団体、そう幾つもないです、については原則無償ということで最終的には、基本方針としては一応確認してほしいですか。

○市長（五位塚剛）

それは今、市の予算上は有償扱いにしております。商工会にしても共済にしても有償扱いにしております。それはもうスタートからその契約でなっております。今の段階で申し入れがありません。また、そのシルバーも無償にすることなどまだその話し合いもされておきませんので、基本的にはその状況を見ながらそういう必要性があれば当然ながら考えますが、今は今の状況で進んでいくだろうと思います。

○19番（徳峰一成議員）

外郭団体はそう多くないと言いました。例えば商工会の場合は外郭団体じゃないんです。これは副市長そうですね、商工会は外郭団体じゃないでしょ。商工会は曾於市の外郭団体じゃないでしょ。だから私商工会のこと言ってるんじゃないんです。例えば、社会福祉協議会も外郭団体じゃないんです。外郭団体のように思いが

ちだけでも、社協も外郭団体じゃない。だから外郭団体というのも限られてるんです。ですから、やっぱり市のしっかりした方針を持って、いろいろ経過、いきさつがあつたりしますから、一筋縄には一気にまとめることはできませんけども、基本方針は市として持っていなければやはり対応ができませんでしょう。ずるずるずると見直しができないままになっちゃう。だから、やはり大事な市の財産でありますので。

民間の場合はどうかと、これはもう聞くまでになく有償です。そして例えば自治会の場合は原則無償ということで市長から答弁がありました。だから外郭団体の場合はどうかって、シルバーなんかは典型です。数えるだけしかないです、市の外郭団体は。もう一回外郭団体について、基本方針を考えてください。もっと身近な外郭団体。

○市長（五位塚剛）

曾於市における外郭団体が、まだ私今すぐ精査できませんけど、例えばシルバー人材センターは年間3億二、三千万の売上げをしている一つの会社でございます、法人であります。市から毎年1億1,000万の事業を出しております。そういうことを考えたときに、シルバーを外郭団体として無料でいいのかということは、もうちょつと議論が必要だと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

例えば、外郭団体と一番身近な例は食彩センターです。これは明確な外郭団体です。数えるだけです。開発公社はもちろん入れていいと思うんですが、一応検討してください。商工会とかそういったのだったら非常に微妙だから、もう質問いたしません。外郭団体でもないです、森林組合を含めて。

あと、最後に公共福祉施設はどうなんですか。これは公共的団体ということで、南之郷の南之郷の例もありますけれども、福祉施設については公共的団体ということで無償ができないことはないです、できます。この場合は、市としては基本的な考え方はどうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市の財産を福祉的な施設として、民間の方が借りているところがあります。それは当然ながら、曾於市の福祉的な向上の発展に、市のために頑張っていただいている組織でありますので、当然ながら無償という形での考え方になると思います。

○19番（徳峰一成議員）

以上、答弁が割としやすい点を質問いたしましたけれども、財政課長、ほんの一部でありますけれども、有償無償について言えば、やはりこの整合性が弱い点が少なからず見られますので、そのあたりもただいまの質疑の答弁も含めて、また副市長、市長とも答弁して、見直しをこのできる点から早めにしていただきたいと申し

上げますけれども、答弁をしてください。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

今、市長からもありましたとおり、その財産の利活用目的につきまして、市民サービスの向上、それから地域活性化並びに雇用の創出など、曾於市にどういった影響があるのか、そういった点を踏まえながら、今後も有償なのか無償なのか、そういったところは検討させていただければと思っております。

○１９番（徳峰一成議員）

検討って一番簡単な答弁です。紙の上の検討だから。やる方向で検討させてくださいだと分かります。もっと官僚的でない、私も本気になって質問してるんだから前向きに、答弁してください。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

今、御指摘いただきました点につきましては、今後市長とも協議をさせていただきたいと思えます。

○１９番（徳峰一成議員）

やるかどうかを質問してるんです。見直しを含めて精査するか。一般論的な抽象的な答弁じゃ駄目です。

○財政課長（池上武志）

この件につきましては、今後、市長を含めまして議論、中身の議論をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

非常に残念です。そういった答弁では。

次に、関連して、最後に市有財産普通財産の無償譲渡について質問いたします。財部温泉の無償譲渡がこの間、議論されておりますが、民間であります。民間への地方自治体、曾於市の無償譲渡についての取扱い、条例上そういった条例がありますか。無償譲渡した場合は、どういった条例上は取扱いが必要ですか。まずこの点から質問いたします。

○市長（五位塚剛）

市の施設を民間の方に無償譲渡する場合は条例上ありませんので、例えば旧南之郷中学校の跡地についても、議会へ提案いたしまして議決という形で承認を頂いております。

ですから、仮に財部温泉健康センターも民間のほうに建物の無償譲渡する場合は、

議会に出して、議会が承認していただければ、そういう形に今のところはなるといふふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

民間への無償譲渡については、条例はできないと思うんです。作ろうとしてもできないと思うんですが、まずその確認からどなたでもいいから答弁してください。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

今ありましたとおり、条例では民間への譲渡に関しての条文はございません。それに代わりまして、そういった条例がない場合に関しましては、地方自治法第96条第1項第6号で、条例に定める場合を除いて適正な対価なくして財産を譲渡するときには必要、議決事項ということで定めてあるということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長、私の質問に噛み合った答弁してください。条例は作ろうと思ってもできないんじゃないかという質問なんです。条例がないあるの問題じゃないんです。今の日本の法体系みたらできないんじゃないかという確認なんです。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

条例ではできないと考えております。

○19番（徳峰一成議員）

これはしっかりお互い共通の認識していいきたいと思います。無償譲渡の場合は条例がない、条例を作ろうと思ってもできないんです、今の日本の法体系から見て。この点をはっきりしてください。

では翻って、議会議決ができるか。無償貸し付けについては、対価云々を含めて課長答弁をありましたように、議会の議決でできます。

無償譲渡についても条例にはないけれども、条例上ないということは、もう翻って法律になりますよね、課長そうですね、条例ないんだから。法律で数千万円の財産について民間、民間に議会議決を経たとして、これは法律的にできますか。非常に大事な問題であります。法律上、例えば裁判上にも叶うことができますか、法律論として。その点も答弁してください。

○市長（五位塚剛）

この問題については徳峰議員も記憶にあると思いますが、南之郷中学校の施設を法人の南之郷に無償譲渡をするということで議論をいたしました。最終的な方法としては、議会に提案をして議会が議決を頂きました。それで一応、無償譲渡は決ま

りました。このような形で、全国ではたくさんの事例があります。法律のことを言われましたけど、当然ながら議会の議決事項ですのでこれが優先をするというふう
に思っております。

○19番（徳峰一成議員）

南之郷は、この施設については委員会を含めて議会でも議論したし、私の所属している文厚委員会でも県外視察もしたんです。南之郷は民間じゃないんです。福祉団体です。つまり公共的団体です、公共的団体。だから一定の許容範囲があると私は判断したんです。これも全国的にはいろいろ研修でも議論が分かれていたんですけども。

しかし、今回の民間の株式会社については公共的団体ではないんです。公共的団体でない場合も、議会の議決を経たら今の法律体系から見て問題ないということで、では答弁してください。議事録に残ります。

○市長（五位塚剛）

私は全国のいろいろな例を見た上で、隣の都城も市の施設を民間のほうに無償譲渡をしております。議会で議決をしておりますので、当然可能であるというふう
に思っております。

○19番（徳峰一成議員）

思っておりますとか他の市町村がどうかとかいうのは一つの判断材料になりますけども、私の質問は法律から見てできますか。できるんだったらさっきのグローバルハートみたいに、もうすんなり認めるんです。担当課長でいいです、どなたでも。法律論から見て法の第何条に即して民間株式会社の場合も議会の議決があつたら、資産価値の大きい小さい関係なく無償譲渡できるっていうのを、法律の論拠で説明してください。どなたでもよろしいです。そしたらもう理解できます、私も納得できます。

○企画政策課長（外山直英）

まず根拠法ですが、地方自治法の232条の2になると思います。この場合は、普通地方公共団体は公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ
るという解釈です。ただ、無償譲渡が寄附又は補助に当たると解されているのは、この裁判の判例から解されておりますので、根拠としてはこの地方自治法が根拠になるものと考えております。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの課長の答弁、私もそこまで勉強してるんです。勉強してるからあえて質問してるんです。

今後、頭からダメってことで私質問してるんじゃないんです。ここは議会だから

法律、条例がないわけだから、の根拠について、やはりそれなりの客観性を持った論理的な答弁をしていただきたいという問題提起なんです。このあたりに本日はとどめておきます。頭からダメって単純な考え方で質問じゃないんです。その点は市長、副市長も理解してください。大休寺さんよろしいですね。大休寺さんが担当だから。

最後に、この子牛の価格下落について。市長、副市長、畜産課長はもう熟知されています。私も可能な限り畜産農家に足を運んでいろんな聞き取りをやっているんですけども、はっきり言って10年、20年、30年前の、いわゆる曾於市、末吉町を含めて畜産農家をめぐる環境と、今はちょっと本質的に違うような感じがいたします。課長、答弁よろしいです。高齢化の問題もあるし、飼料のダブルパンチもあります。

まず、市長にお聞きしたいんですが、やはり20年、30年前の当時は市長も同僚議員でありましたけども違って、今の特に繁殖農家を取り巻く経営環境というのはちょっと20年、30年前よりもより深刻だと客観的には感じておりますが、まずそのあたりから市長、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

今までいろんな子牛の下落がありました。その当時は20万前後で推移した時期もありました。また、大きな病気が発生した時は、もう10万円を下るという時もありました。その時の環境によって子牛の値段が変わってきましたけど、今回の場合は何とんでも飼料がやはり輸入に頼っている状況の中で、非常に高騰しているのが大きな要因でもあります。そういう意味では、今までにない問題がありますが、現状としてはそういう認識で同じでございます。

○19番（徳峰一成議員）

それに加えて、今申し上げたように高齢化です。高齢化の方々が非常に多くなっていて、30年前というのは記憶にあると、畜産農家の平均年齢が40代だったんです、畜産課長。畜産農家にかかわらず耕種農家を含めて。今はもう60、70代、場合によっては80代の方々が、特に小規模の畜産農家の場合は圧倒的に多いというのがやはりより厳しくなっているという点もあろうかと思えます。

質問の第2点目ですが、現在の子牛価格はなかなかこれが60万、特に70万円の回復は見通しが非常に厳しいと思うんです。今後の価格動向については、市長はどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

今の状況では、簡単には伸びないというふうに思っておりますが、ここ一、二年が我慢のしどころじゃないかというのは一般的な専門の方の声であります。特に畜産課長は非常に詳しいのでありますので、畜産課長のほうに見通しをちょっと答弁

をさせたいと思います。

○畜産課長（野村伸一）

それではお答えいたします。

今市長のほうからありましたとおり、非常に厳しい状況が続いていく中で、今後の見通しですけれども、今子牛価格の形成の中では、やはりキャトルサイクルというのがあります、どうしても頭数が多くなると子牛価格が下落する、少ないと価格が上がるというような、そういう一方でビーフサイクルとも申し上げますけれども、やはりそういう肉の需要と供給のバランス、こういうものが一般的でございまして、今非常に頭数が多くなって供給過多というようなこういう状況があるところでございます。

国のほうでも今後は増頭よりも中身の質というようなことで、今年度から更新加速事業というもので牛の更新をいい品物を出すというようなことで、頭数だけではなくて中身の質にこだわった政策が取られているようです。

そうすることによって、今現在、頭数も若干市場に出てくる頭数も全国的に減りつつございまして、また屠畜頭数、肉になる頭数も若干減ってきている状況の中で、今後1年から2年ぐらいがすると、こういう価格も回復してくるのではないかなというような見通しがあるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

畜産課長と考え方がダブる点もあるし、ちょっと違う点もあります。なぜかという、これは市長答弁してください。

一つは、やっぱり今の消費不況です。全国的に見て国民の、曾於市民を含めて、実質所得が上がってないでしょう、実質所得が。20年前、30年前、40年前は課長も含めて上がってたんです。大体右肩というまではいかなくても。今は所得は低迷してます。特に年金生活者が多いということもあって、実質目減りしているって。ですから、高い牛肉はよっぽどのことがない限り買えない、買わないというか。ですから、曾於市内でも養鶏、ブロイラー、鶏卵、それから豚肉は順調です。これだけ飼料が上がっているのに悪くはない、なんとか頑張ってる。安いほうにやっぱり目が向いてるからです。自分自身もお互い考えたらそうです。ここが根本が変わらなければ、やはり課長答弁も一つは側面でありますけれども、そう簡単には上がらない。

ですから、例えば但馬牛の場合は、課長からも教えてもらったんですけども、今でも80万から90万円なんです1頭あたり。下がってないですね。北海道の牛肉は頑張っているというか、あまり価格差がないんです、昔あったけども。そして北海道

の1か月の取扱量は宮崎県、鹿児島県と肩を並べている。月によってはこれを超えているという。そうした競争相手も増えている中でのいわゆる消費不況です。

ですから、その点はもう答弁よろしいですけども、そう簡単にいかない。加えて、残念ながら高齢化中心の繁殖農家非常に多い。毎年1割以上が繁殖をやめているという。そうしたもろもろを考えた場合にせつかく長年、私たちの先輩、現在の方々が行政を含めて努力をされてきての今日の我が曾於市の畜産の到達点があるわけだから、これはもう絶対に火を消してはいけないと思うんです。

ちょっと回り回って申し訳ないんですが、例えば曾於市の畜産は額は全体の八十数%ある、農業の中で。その中で養鶏、あるいは豚肉も大きいんですが、何と言っても曾於市の中心は和牛、特に経営する人が多い生産だと思うんです。これは絶対に潰してはならない。そういった意味で最後の質問でありますけれども、ぜひ曾於市独自の全面的ではできないとしても、あるいは財政上も制約があるにしても、特に兼業農家を大事にした市独自のやっぱり、支援策が必要じゃないか。30年ほど前は同僚の五位塚市長も議員だったんですけれども、記憶にあるように末吉町の田崎町長が幾つかの単独の支援策を行ってきました。今も残っておりますよ。

それで池田町長になってからも、市長じゃなくて、スタンション補助を含めて、課長、行っていますよね。ささやかであっても、今困っておられるわけありますので共感を覚えるような、抱くようなやはり施策がまさに今に必要じゃないか。今後検討するじゃなくて、これを何らかの手を打ってやはり元気づけるというか、市も頑張っている、一緒にやりましょうって形で。一般論的な予算計上だけでなく、これをぜひ私は進めていただきたいと強く提案、要求、要請をいたします。市長いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私も農家の実態は非常に理解をしていると非常に思っております。そのために畜産課のほうで農協とタイアップしてできるものをやろうということで、いろいろと取り組んでまいりました。今本当に厳しい状況ですので、何らかの対策をしたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

これも早ければ早いほどいろんな面で、いろんな面でいいと思うんです、いろんな意味で。ですから補正予算で、来年等じゃなくて、ぜひ検討をしてください。重ねての質問であります。

○市長（五位塚剛）

畜産農家を守る立場から、対策を必ずやります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時41分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、矢上弘幸議員の発言を許可します。

○4番（矢上弘幸議員）

4番、れいわ会、矢上弘幸。議長の許可を得ましたので、大きく7つの項目について質問いたします。

1、末吉小学校の建替えと今後の教育方針について。①老朽化により建て替える末吉小学校のイメージは。②昨年度、曾於市教育センターを立ち上げ、先生方も年間を通した研修報告をされていたが、今後の小中学校の教育方針は。

2、曾於高校について。①過去3年間の入学者数の推移は。また、市内の中学生の曾於高校への進学率は。

3、市営住宅の入居率について。①政策空家を除く市営住宅の入居率は。②今後の市営住宅の振興策について。

4、末吉町商店街活性化について。①タイヨー末吉店が閉店したことによる人通りの変化は。②末吉町商店街は閉店する店舗が増えてきている。今後の対応策は。

5、ゆずを使ったまちおこしについて。①過去3年間のゆずの生産量及び販売額は。②過去3年間のゆずの在庫の推移は。

6、台湾里港郷との交流について。①現在までどのような交流をしているか。②今後の予定は。

7、曾於市市制施行20周年について。①来年は曾於市市制施行20周年だが、記念イベントなどの予定は。

以上で、壇上の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の3から7については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1と2は教育長に後から答弁させます。

3、市営住宅の入居率についての①政策空家を除く市営住宅の入居率について、お答えをいたします。

令和6年4月1日時点での市営住宅の入居率は75.8%であります。

3の②今後の市営住宅の振興策について、お答えをいたします。

今後の振興策につきましては、令和5年3月に策定しました曾於市公営住宅等長寿命化計画を基本とし、計画による改善や建替えを行ってまいります。また建替えを行う中には公民連携の手法による事業の展開も検討してまいります。

4、末吉町商店街活性化についての①タイヨー末吉店が閉店したことによる人通りの変化はについて、お答えいたします。

令和4年9月にタイヨー末吉店が閉店しまして、タイヨー末吉店を利用されていた方々は、ほかの店舗を利用されるようになったため人通りが少なくなったと感じております。

4の②今後の対応策について、お答えいたします。

末吉の本町商店街及び上町商店街のエリアを指定しまして、商工会が空き店舗調査を行っており、過去4年間で3店舗の閉店、1店舗は移転により空き店舗となっているようです。今後は商工会とさらに連携を図りながら、空き店舗の利活用などについて協議をさせていただきたいと考えております。

5、ゆずを使ったまちおこしの①過去3年間のゆずの生産量及び販売額について、お答えをいたします。

令和3年度の実産量が1,013トン、生産額が1億2,865万円、令和4年度の実産量が1,005トン、生産額が1億2,767万円、令和5年度の実産量が1,281トン、生産額が1億6,272万円であります。

5の②過去3年間のゆずの在庫の推移について、お答えをいたします。

メセナ食彩センターの果汁の在庫量は令和3年度末が328トン、令和4年度末が171トン、令和5年度末が175トンで、コロナ禍により一時、在庫を抱える状況もありましたが、現在は適正な在庫量となっております。

6、台湾里港郷との交流についての①現在までの交流について、お答えをいたします。

令和4年度からスタートした相互交流事業は、令和5年1月に行政と議会の合同訪問。また5月には国際交流促進覚書を締結しました。11月には里港郷からの訪問団を受け入れ、市役所や山中顕彰館を視察され、相互交流を行っています。また、県の交流事業の一環で県内の中高生が交流しており、曾於高校生が台湾を訪問したと聞いております。

6の②今後の予定について、お答えいたします。

今後は、10月に里港郷からの訪問が予定されており、農業関係の視察を行う予定です。また令和7年2月頃の屏東県農業博覧会への参加を模索しているところです。併せて青少年の交流についても検討しております。

7、曾於市市制施行20周年についての①記念イベントなどの予定について、お答えいたします。

令和7年度に市制誕生20周年を迎えることとなります。20周年事業については曾於市市制施行20周年記念事業検討委員会設置要綱を定め、5月1日に庁内検討委員会を開催し検討事業を示すとともに、そのほかの事業提案を各課に検討させています。記念式典は令和7年6月28日に開催したいと考えております。

次は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

1の末吉小学校の建替えと今後の教育方針についての①老朽化により建て替える末吉小学校のイメージはについて、お答えいたします。

校舎改築に当たって、基本理念として、「充実した教育環境の中、夢実現のために安心して学べる学校づくり」を掲げ、「安全・安心な小学校」「機能的で効率性のある小学校」「地域住民も利用しやすく親しまれる小学校」の3つを基本方針に「これからの新しい時代の教育に対応できる小学校」の建設を目指しています。

特に、国が提唱する「個別最適化された学びと協働的な学びの一体化」が実現できる校舎として、学校内でどこでもICTを駆使して自由に学ぶことのできる校舎、多様性のある学びに対応できる広い空間のある校舎をイメージしています。

次に、1の②曾於市教育センターを立ち上げ、先生方も年間を通した研修報告をされていたが、今後の小中学校の基本方針はについて、お答えいたします。

曾於市教育センターは、市内教職員の資質向上を第一の目的として、身近な場所で効率的に学べる機会となるように運営しています。令和6年度からは、国も教職員が主体的に研修を受け、自らの資質を高めることにつなげられるように、「全国教員研修プラットフォーム」制度を設けました。

今後は、国の制度を活用しながら、教職員のニーズに応じた研修を提供し、曾於市の教職員の資質能力を高めることを通して、その成果が子供たちに還元できるように努めてまいりたいと思います。

次に、2曾於高校についての①過去3年間の入学者数の推移及び市内の中学生の曾於高校進学率について、お答えいたします。

曾於高校の過去3年間の入学者は、令和4年度が131人、令和5年度が139人、令和6年度が109人となっております。いずれも定員は200人です。

次に、市内中学校卒業生の過去3年間の曾於高校への進学率を申し上げます。令和4年度が35.1%で100人、令和5年度が41.4%で109人、令和6年度が31.0%で76人となっております。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

まず1番から。曾於市教育センターが設置されて、2月に研究実践発表会を見学に行ってきました。学びの共同体をテーマにして、先生方のいきいきとした発表を見て、ちょっと私たちも文教厚生常任委員会の所管事務調査で、神奈川県茅ヶ崎市の浜之郷小学校に行ってきました。その画像がありますので、よろしいですか。

（矢上議員、議場モニターに浜之郷小学校の教室の写真を表示）

○4 番（矢上弘幸議員）

浜之郷小学校なんですけど、廊下の仕切りがあって1つの教室というわけではなく、廊下の仕切りがなくて2つの教室が1つみたいな感じになっています。机は低学年1年生は2人1組、それ以上の2年生から6年生は3人1組、4人1組のグループになって学習するという感じ。学び合う感じの教室作りになっております。

ここでは、先生が教えるのをノートに書くのではなくて、子供たちが活発に意見を出し合い問題を解いていくという感じで、子供たちの目がキラキラしていたのがすごく印象的でした。例えば、こういうような感じで末吉小学校の改築イメージというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

我々の末吉小学校のイメージもこの画像と同じように、基本的にはオープンスペースで、先ほども申し上げましたが学校内で多様な学び、これまでの黒板のほうをみんなが向いて先生の話聞くだけの授業から、子供たちが自分たちで問いを立てて、そしてそれにみんなで共同で力を合わせて問題を解いていく。これがこれから必要とされる子供たちの能力を培っていく授業法だと思います。そういった意味で言うと、これまでの四角い黒板があって四角い教室ではなくて、こういう広いスペースがある学校が望ましいと思っております。できればこういう形の設計が出てくることを我々も今期待しているところでございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

学びの共同体を実施している学校では学力向上につながったり不登校の減少があったりと、プラスの面でもいろいろあります。それは多分、研修を受けた先生たちが手応えを感じていると思いますし、実際、浜之郷小学校でも4月からの進学期では4人、不登校から復活したと聞いております。

実際、不登校が今問題になっておりますので、また先生たちも手応えを感じているということは、先生たちが自分の子供たちを学校に通わせたいと思うんじゃないかなとは思っています。

例えば今、曾於市内、学びの共同体を実践している学校というのはどれくらいあ

るのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

基本的には、全ての学校で学びの共同体の理念に基づいた授業をしてほしいというところで取り組んでおります。学校として、この学校この学校と指定しているわけではございません。正直言って先生方も大きな戸惑いがあります。これまでどちらかというと何十年と教え込む授業をやらされてきた先生たちが、これから学習者主体、子供主体の授業をやりなさいと言われてもなかなか厳しい状況がございます。

ただ曾於市の中でも、若い先生方、中堅の先生方を中心に少しずつそういう授業に取り組んでいる先生も増えております。また校長先生の中にも、自分の学校ではこの学びの共同体の理念に基づいた学校改革授業改善に取り組んでいきたいという校長先生もいらっしゃいますので、ただ私は上からトップダウンでこれをやりなさいというと、ある面ではすごく見た目にはよくやったように見えるだろうけど、それは結局やらされ感なので、私としては先生たちが目の前の子供たちが変わっていくことによって、自分たちが取り組んでいることが間違いないというような形で進めてほしいなと思っております。

また、先ほどもありましたが不登校の問題も、できれば中学校でこういう取組をしてもらえれば、不登校も少し減っていくんじゃないかなと思っております。正直申し上げますと、この学校この学校と申し上げたいんですが、今のところは全ての学校には投げかけていますが、それぞれ学校間で少し取組の差はございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

ちなみに、県内の自治体で今全ての小中学校で学びの共同体を実践しているところはあるのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

過去に1人の校長先生がいらっしゃって、その学校が学びの共同体をされるっていうのはありました。ただそこはやっぱり校長先生が異動とか退職されたら、もうそれで終わってしまうと、そういう状況がございます。県内で唯一やっているのは、鹿児島市内に小さい学校なんですけど東昌小学校という学校が1校、この女性校長が頑張って取り組んでもう3年目になりますが、この校長先生も今年で退職ということで、これが次へつながるかというのは非常に不安なところでございます。いわゆる教育委員会、自治体で取り組んでいるのは曾於市だけです。

○4番（矢上弘幸議員）

学びの共同体を全ての小学校で実施しているほかのところを調べてみたんですけど、岩手県奥州市だったり茨城県の塩竈市が全ての小中学校で実践しています。で

きないことはないのかなと思いますので、例えばこれを実践することで子供たちの学力が上がり、不登校がなくなり、そういうことで市もバックアップしていけたらいいんじゃないのかなと思うんですけど、市長はこの件についてはどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

やはり今の子供たちの実態を見ると、非常に学校に行けなくなった子供たちが増えてきております。学力もほとんど伸びない状況が続いているのが今までの実態じゃないかなと思っております。そういう意味では、今、教育長が進めるような方向で、曾於市の小中学校の学びの仕組みが変わっていけば、子供たちにさらに笑顔が広がるような感じを受けます。

○4番（矢上弘幸議員）

ちょっと視点を変えて、現在の曾於市内の小中学校の先生方は、例えば市内から通えばいいんですけど、市外から通っている割合というのはどれぐらいかわかりますか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

約3分の2の教職員が市外から通っている状況になっております。残り3分の1が市内からということになっております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

3分の2の先生方が、今の学びの共同体で感銘を受けて、ぜひ私の子供たちにも教育を受けさせたい、曾於市内の小中学校で学校に通わせたいと思うようになれば、その3分の2の先生たちが曾於市内に通えるとなったらすごく夢があるような感じがして、それがまた鹿児島県内で発信されたら、どんどんそれが移住してくるんじゃないかなと思うんですけど、その点どうお考えでしょうか、市長。

○市長（五位塚剛）

やはり曾於市が魅力ある町になるためには、今言われたやり方というのは非常に私はそれこそ夢が広がるような気がいたします。そういう意味では、中村教育長の今後の決意が非常に大事になってくるんじゃないかなと思っておりますけど、これは上からの強制じゃなくて、やはり教職員の皆さんたちとその目的を共有することが大事だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

都城市は1人100万円、移住したら補助金が出るということなんですけど、曾於市は同じことはできないので、教育で差をつけていくような感じで移住政策を取れ

ていけたらなどは考えております。

次の質問に移ります。曾於高校の件なんですけど。今実際、答弁を聞いて、35%、41%、31%の曾於市内の学生の進学率っていう、残りが市外に通っているっていうことでちょっとびっくりしたんですけど。公立高校の問題としては、公共バスが減便するということだったりとか、あと私立の学校は私立学校がバスを持っているということでそういうところが強かったりするのかなと思うんですけど、この数字については市長はどう考えていますか。進学率、曾於市内の中学生の進学率が今31%なんです。この件についてはどうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

望むならば、地元の高校に進学してもらえれば非常にありがたいというふうに思っております。そういう意味では、曾於高校の良さをもうちょっと小学校、中学校から知らせるということも大きなことではないかなと思っておりますので、少し低いような気がして残念でございます。

○4番（矢上弘幸議員）

曾於高校は5学科あるにもかかわらず、ほかの私学に行ってしまうという残念な結果になっているんですけど、実際、昨年度は慶応義塾との連携を進めていたんですけど、慶応義塾との今後の取組とか、もうお分かりでしたらお聞かせいただけますか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

慶応義塾湘南キャンパスのほうと曾於高校のほうと交流を実施しております。昨年度の実績につきましては、1、2年生の文理科の生徒を中心に慶応義塾大学、それから他の学校を訪問しまして、現地で大学生と交流を実施したりとかして、曾於高校生の今後の進路の考え方の一つになったということで考えております。

また、今後につきましても引き続き高校の先生方とどのような方法がいいのかというのを話をしながら進めてまいりたいと思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

慶応義塾大学との接点というのが今までなかったことなので、これをきっかけにおそらく多分市民の方もあんまり分からない、知らないと思うので、こういう曾於高校の取組というのを市報とかに載せてみたらいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう余裕とかはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市報に紹介するのは全然問題ありません。よく曾於高校とうちの広報の係、また教育委員会に中に入ってもらって、市民の皆さんたちに関心を持ってもらうのは大事なことでありますので、それはまたできると思います。

○4 番（矢上弘幸議員）

今回、曾於高校は文理科が12名国立大学を受験して12名全員合格したというすばらしい実績がありますので、ただそれも高校の前の横断幕とあとは高校の高校だより、あれに載せるだけだとちょっとまだやっぱり学校関係者しか見ないので、市報を活用していけたらと思います。

ちょっと次の3番と関連してますので、3番の政策空家を除く入居率が75.8%なんですけど、今後また高齢化で市営住宅が空き家率がちょっと増えていくんじゃないかと思うんですけど、ちなみに川内団地の入居率っていうのは分かりますか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

市営住宅の川内団地ではありますが、現在入居率が67%でございます。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

以前は私も川内団地に住んでいたことがあるんですけど、抽選があってやっと入れたっていうイメージがあったんですけど、今その川内団地も67%になってっていうことで、やはりこれ今後この入居率が低くなっていくのかなと思うんです。

例えば、今、全員協議会で先日、公営住宅の集約建替えを予定されているということでしたけど、並行して既存の公営住宅を活用していくっていうことは、まだそういうのは考えていないんでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

既存の今の公営住宅等については、長寿命化を図りながら同時に建替えも当然ながら行っていきますけれども、この今ある公営住宅等についても、今後整備をしながら利用していくというところでございます。この内容につきましては、曾於市公営住宅等長寿命化計画の中で、例えば点検あるいは改善、こういったところで計画をしておりますので、この計画に沿って進めていくところでございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

例えば宮崎県の国富町の本庄高校ってあるんですけど、こちらは県立高校なんですけど、市営住宅なので市民の方しか借りれないということなんですけど、国に目的外使用の許可を取って、本庄高校の寮にしているということです。

また、宮崎市の佐土原高校も同じような感じです。結局何が言いたいかと言いますと、空き家がどんどん増えていく中で空き家をうまく活用していくには、例えば曾於高校も定員割れが続いているので、市外から人を来てもらって、市営住宅に寮として貸し出すっていうのもありんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょ

うか。

○市長（五位塚剛）

今年から曾於高校の野球の先生が、結構有名な先生であるようでございます。本来なら先生を慕って曾於高校に行きたかったんだけど、寮がないということで実現ができなかったみたいでございまして。そういう今言われるように、やっぱり一番近い川内団地さえも30%の空き家がありますので、ほとんど上の4階が、3階、4階だと思います。そういう意味ではそういう今言われるような目的外使用で、慶応大学の方々が曾於高校に来て、また勉強を教えるのにも寮がありませんので、そういうのにも使うとかいろんな方法があると思いますので、それについては前向きに検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

市営住宅を寮とすることで住宅と地域がともに活性化して、市にもお金が入ってくるので、また曾於高校は和牛で日本一になりましたので、ぜひ定員割れがする学科じゃなくて、外部から人を呼び込むことで定員オーバーするような感じになっていけたらなと思います。

では次、4番に移ります。商店街活性化についてです。

末吉だけでなく今、大隅、財部も商店街が人通りが少なくなってきましたが、地域の意見として100円ショップや生鮮食品、ドラッグストアができればいいなって、そういう声が多かったりします。実際協議をさせていただきたいと考えておりますが、市としてはどういう方向性で考えているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

タイヨーさんが撤退した後に、最初は関連の企業の方を呼び込んでいただけたのかなというふうに期待しておりましたが、最終的なその動きがなかったようでございます。私も市民の声の中から、100円ショップのダイソーさんを誘致していただければありがたいなということの相談を受けまして、1回そのためにちょっと動きをしたんですけど返事がまだ来ておりませんので、さらにまた詰めた交渉をしてみたいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

今後、免許返納者が増えますが、その免許返納者が安心して返納できるように思いやりタクシーやバスを利用していくんですけど、そこに例えば病院、皮膚科や眼科などを誘致していけたらなとは、それはどうかなと思うんですけど、その考えはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

病院の誘致というのは非常に理想的ではありますが、現実的にはなかなか来な

いのが実態であります。今、相談があるのは眼科について、いろんな形での診療ができるということで、オンライン診療という形で、そこにはちゃんと看護師さんなんかいて近くの病院とやり取りしながら話ができますので、そういうことを含めてまちの活性化のために何ができるかというのを含めて、また勉強させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

今後交通弱者が増えるんですけど、その方たちが思いやりタクシーやバスで市内、商店街に行って、1回で病院や買物を一度で済ますことができるような感じだと利用しやすいのではないのかなと思っております。また、志布志市や大崎町でも小児科とかの誘致について頑張っているの、曾於市もそういう感じで頑張っていけたらと思うんですけど、市長どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

近隣の志布志市が小児科誘致のために1億円を出しますというのを発表されました。続いて大崎町も1億円を出しますというのを発表されました。同じく1億円じゃちょっと気が引けますので、1億円を超えるものをできないかということを含めて前向きに今検討しているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

前向きな答弁ありがとうございます。今後、病院誘致ができればいいなと思っておりますので。

次の質問に移ります。5番のゆずを使ったまちおこしについてです。答弁にもありましたけど、コロナ禍で一時在庫を抱える状況もありました。現在は適正な在庫量となっておりますということですが、曾於市といえばユズというイメージがあるんですけど、ユズを使った特産品といたらユズドリンクとかユズゼリー、ユズドレッシングってあるんですけど、食べ物については何かあるでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

ユズを使った加工品等あるんですけども、それ以外で飲食関係でお答えいたしますと、コロナ前に観光協会さんと飲食店さんで企画をしていただきました、ユズざんまい料理、あとユズの懷石、こういったのに取り組んでいただいております。そしてその料理等をツアー客又は予約のお客様へ提供いただいておりますけれども、コロナ禍以降、その提供は今行っていないとお聞きしております。

また、あと観光協会さんと主催のそお市うまS o o ! フェス2024で開催されましたうまS o o ! めしG Pにおいて出品されましたユズを使った2品については、現在それぞれの店舗のほうで提供され、PRをいただいているところでございます。

以上です。

○4 番（矢上弘幸議員）

今の答弁でコロナでちょっとストップしてしまったということだったんですけど、今後復活する見込みはあるのでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

今のところはまだそういったお話はないところでございます。

○4 番（矢上弘幸議員）

では、ここでユズの画像を出していただいて、ユズじゃない、都城のメンチカツということで御存じの方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、都城が都城メンチで売り出している冊子があります。

（矢上議員、議場モニターに「都城メンチ」のPR画像を4枚続けて表示）

○4 番（矢上弘幸議員）

次のページをお願いします。取り扱っているレストランだったり、あとまた次のページもお願いします、生産者直売所とかあります。ここはメンチカツを取り扱ったり、自分のところでオリジナルで開発したのを提供しているところであります。次のページもいいですか。取り扱っているお店を一覧にしてマップにしております。これは冊子でもありますし、インターネット上でも見るができます。例えば、こういうことを市でも同じようにしていけば、ただ観光に来るだけじゃなくて市で食事をしていって、滞在できるようになる、滞在時間が長くなるようになると思うんですけど、こういった考えを例えば曾於市もしていこうとは考えていないですか。

○市長（五位塚剛）

都城はいろんな業者の方々がいらっしゃって、いろんなことを取組をされているようでございます。観音池パークのメンチカツなんかは本当に土産でもよろしいし、自家用に食べてもおいしいし、非常にそういうのをよく利用されているなど感じております。

私たちの曾於市もナンチクというすばらしい食肉加工場がありますので、もうちょっといろんな意味での取組をまちおこしの感覚でできたらいいなと思いますので、またナンチクの株主総会もありますので、提案をしてみたいと思います。

○4 番（矢上弘幸議員）

ナンチクだけに限ったことではないんですけど、先ほども言われましたうまS o o！めしGPがありましたよね。例えばそれでユズに絞ってコンテストをしたら、あとは牛肉に絞って、豚肉に絞って、毎年変えていって、その中でいろんなお店にメニューを考案してもらって、それを載せていくっていう感じでもいいと思うんで

す。上位になれば例えば曾於市フェアでグランプリを取ったっていうので持っていけば、またそのお店は認知度もアップすると思います。なので、1つの企業にこだわらずグランプリ、コンテスト形式でやっていけば、曾於市がどんどん盛り上がっていくと思うんですけど、それはどうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

その取組を行政がしたほうがいいのか、商工会とか観光協会とかいっぱいありますので、民間の力を借りるのが一番いいだろうと思っております。今回、6月から西原商会さんが曾於市に企業を始められました。曾於市のユズを使ったユズ胡椒を全国展開を今されております。非常に美味しいユズ胡椒ができておりますので、ユズをどういう形で、販路できるかということを含めて、今提案のものをあのちょっと検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

民間ですれば一番いいんですけど、なかなか民間で動きづらいというところもありますし、そこは市が主導権、率先して補助していくという形をとってもいいのではないかと考えております。今後に期待しております。

では、次の6番目、台湾里港郷との交流についてなんですけど、実際私も里港郷に行きまして、台湾の活気、すごい活気がある町だなと思いました。鹿児島・台湾直行便が運航再開して、今後もっと行きやすくなります。その交流として、青少年の交流についても検討しているということなのですが、例えば民間の、先ほどもあったんですけど、例えばユズだったり牛肉、豚肉そういうものの交流とかあってもいいんじゃないかなと思うんです、お茶だったり、お茶は世界一とってますから。そういうのがあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう交流は考えてないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今年の予算の中で、民間の団体が行く場合に少し支援をしたいと予算を出してありますけど、やはりその言われるように曾於市の特産品を台湾に売り込むための、やはりなんかポジティブ的なものを検討しないと前には進みませんので、そのことも含めて、また台湾からこちらのほうに来られますので、相談をしてみたいというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

地域おこし協力隊があるんですけど、総務省のホームページを見たら支援費用上限300万の財政措置とあって、それ以外に外国人だとさらに100万円を上限に支援って書いてあります。例えば台湾の方を曾於市の地域おこし協力隊に招き入れたら、もっと活性化して台湾からも人が、観光客がたくさん来るんじゃないかなと思うん

ですけど、例えばその地域おこし協力隊を外国人の方を雇うっていうお考えはないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

外国の方を協力隊員でしたときに200万円のアップというのを言われました。私それ知りませんでしたので、企画課長が多分興味を持っているんじゃないかと思えますので、企画課長に答弁させます。

○企画政策課長（外山直英）

地域おこし協力隊について、今議員がおっしゃったように特別交付税の算定基礎の中に入れるということでございまして、今の曾於市に協力隊がおりません。いた場合については算定基礎の中に含まれるという考え方ですので、今後採用されれば少し優遇措置はあるのかもしれませんが、今の時点では台湾の方から募集するという考えはありませんでしたので、少しまた考えてみたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

曾於市総合大学でも今回から「台湾に行きたいわん」という講座ができましたので、また台湾から地域おこし協力隊員が来るとなったらもっと盛り上がるんじゃないかなと思いますので、前向きにお願いします。

では、最後の曾於市市制施行20周年についてですが、10周年のときにはどういったことをされていたかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市が誕生して10周年のときにたまたま私が市長になりましたので、せっかくのことですので10周年記念事業をやろうということで、各課と連携しながらやりました。

まずやったのはNHKのど自慢大会を大隅町の文化会館で4月の1日に一番近い6月の28日に行うことができました。大変な賑わいで、つい二、三か月ぐらい前まで、20人中の歌い手の中で11人が曾於市で鐘を鳴らしていただきました。残念ながら二、三か月前に宇都宮で12人合格者が出たために、今2番目になってしまいました。

また、ゆるキャラが曾於市にはいませんでしたので、ゆるキャラをそお星人というのを発表いたしました。

また、曾於市のPR大使もそういうのがありませんでしたので、曾於市とつながっている人たちにお願いしてPR大使をしてもらったり、いろんな取組をいたしました。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

のど自慢は私も覚えています。その最高記録というのも聞いていました。例えば先ほど今言われました、のど自慢をまた来年も誘致する予定なのか、ちょっとお伺いします。

○市長（五位塚剛）

一応今年から来年の20周年に向けた取組を、今具体的に始めたところであります。その中の一つとして、来年の20周年に向けたNHKののど自慢大会を再度誘致したいということで、一応申し込みをしました。来年に抽選があるようでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

そのほかでは、何か有力なイベントを開催したいというのは思ってますか。

○市長（五位塚剛）

まだ確定はしていませんけど、ある民間の方々が子供たちに夢を与えるためにプロレスリングをやりたいということで、先月でしたか、都城の高城のほうでされました。大変賑わったみたいですけど、企業の方々に1万円ずつ寄附を頂いて100万円を集めて、子供たちにそういうのをされたみたいであります。あとこの20周年にふさわしい市民が喜ぶような、楽しめるようなものをできないかということ、今から検討したいというふうに思っております。

○4番（矢上弘幸議員）

プロレスは僕も大好きなので、ぜひお願いしたいところです。

例えば、昔はサマーフェスタでは神輿があったりとか、六月灯では綱引きがあったりとか、すごいそういうのがあって楽しい思い出がいっぱいあったんですけど、今はそういうのがどんどん縮小されていってなくなったりしています。

先ほど市長が言われました子供たちに夢を持たせるようなことがなくなってきたので、そういうのも復活したらどうかなと思いますので、それも検討していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時32分
再開 午後 2時43分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

11番、創志会、今鶴治信です。私は大きく3つの項目について質問いたします。

まず、1番目にテレビ共同受信施設組合について。①市内の組合の総数について伺います。②組合の運営に対する助成について伺います。

2番目に消防団について。①各分団の人員状況について伺います。②分団の主な年間活動状況について伺います。

最後に、3番目として、財部温泉健康センターについて。①過去の従業員の事故について伺います。②その後の経過について伺います。

以上、3つの項目について、市長に質問いたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、テレビ共同受信施設組合についての①市内の組合の総数について、お答えをいたします。

令和6年4月時点での市内の組合総数は40組合で、旧町ごとの組合数は、末吉、8組合、大隅、25組合、財部、7組合であります。

1の②組合の運営に対する助成について、お答えいたします。

現在、市としての助成はないところです。

2、消防団についての①各分団の人員状況について、お答えいたします。

まず、末吉方面隊について、定員217人に対して、実員199人で、不足数18人となっております。

次に、大隅方面隊について、定員230人に対して、実員202人で、不足数28人となっております。

次に、財部方面隊としては、定員152人に対し、実員143人で、不足数9人となっております。

2の②分団の主な年間活動状況について、お答えをいたします。

分団の年間活動は、火災の消火活動や台風時の待機などの出動はもちろんのこと、火災予防の啓発活動、全戸査察、消防車両の点検や水利点検も行っております。

また、規律訓練や早朝訓練などの訓練も行っております。

そのほかに大きな行事として、消防記念式典、消防操法大会、出初式などがあります。

3、財部温泉健康センターについての①過去の従業員の事故について、お答えをいたします。

令和4年4月25日月曜日、休館日の午前、従業員による施設の管理・清掃作業を2班に分かれて行った際、屋上の鳩よけネット張り作業に取りかかろうとした従業

員が、屋根裏の鉄骨に固定していた道板を踏み外し、バランスを崩し落下し、天井板を突き破り、肩や腰、腕に打撲や捻挫等の損傷を負った事故があったところです。

3の②その後の経過について、お答えいたします。

その後、令和5年1月30日まで、入院や通院により治療を行い、翌月より別部署で職場復帰をされております。また、その際の労災保険の認定もしており、それまでの診察費、薬剤費、給与補償の支払いも行われたところであります。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

それでは、1回目の答弁を頂きましたので、質問項目ごとについて順次質問いたします。

テレビ共同受信施設組合であります。市内に全体で40組合ということで、各町ごとにそれぞれあるわけですが、私の地元のほうもそうなんですけど、やっぱりこういうテレビ共同受信施設組合があるところは、山間部の大分下のほうに降りたところになっているということで、なかなかテレビ共同受信施設がないと、普通の地デジ放送が見れない地区であります。

その中で、ここ数年、大雨災害等によって、倒木、また山林崩落等によって、この地デジのケーブル線、また電柱が倒れて、その普及に、これまで保険に入っていて対応していたんですけど、私のところに相談があったんですけど、この保険がどこも、なかなかこれまで引き受けていただいたところがもう赤字ということで、ほとんど引き受けていただくところがなくなって、いろいろ相談したら、1か所ぐらい対応してくれるということですが、非常に掛金が高額になって、それぞれの組合も一緒なんでしょうけど、高齢者、またいろいろ組合のほうも維持費も要るんですけど電気料とか、だんだん組合員も少なくなって、維持が本当大変になったということで、市のほうに何かそういう制度はないのかという相談があったもんですから、今回質問したところであります。

そういうことで、市のほうに、このテレビ共同受信施設組合から相談を受けたことがないか伺います。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

共同受信施設組合のほうから、3件ほど御相談があったところでございます。

令和6年4月でございますが1件、こちらの御相談は、やはり議員がおっしゃったように保険料こちらのほうが、建物関係の保険料が上がったということと、あと5月につきましてもまた同じような、受信施設組合のほうから、そして、5月にもう一件、4月に1件、5月に2件、そのような御相談は頂いたところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

いろいろと私もこの間相談がありまして、市道のほうは、市のほうで何度もお願いして法面を工事していただきました。しかしながら、一部下のほうに残っている地区が、県の保安林になっているということで、県のほうにお願いしていただきたいということで、それが入っていなかったら市で対応できて、そういう山林崩落のおそれも大分軽減されたかと思うんですけど、そういう事情で、すぐそこが工事ができる状況じゃございません。ということで、もうこの間、数回にわたりそういう災害で一部のときもあったんですけど、大規模に災害を受けた年もありまして、やはりそういうことで、引き受けていただいた保険組合が、全国的なものでしょうと思いますけど、そろそろ集中豪雨で、本当もう30年に一度、50年に一度という想定外の大雨が降るわけですので、やむを得ない自然災害であります。

その中で、最初設置するときにはいろいろ助成があったと聞いておりますが、今、市としては、これまで一部何か助成を頂いたという話も聞いたんですけど、曾於市としては、正式なそういう助成制度はないということでありますか伺います。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

市の補助ということでございますが、令和3年でございます。3年、4年、5年ということで、段階的にこちら曾於市テレビ共同受信施設組合運営助成金交付要綱というのを、令和3年に設置をさせていただきました。その中で、光ケーブル化も進みまして、将来の改修の経費、そして、継続的な、安定的な運用を図っていただくために、1組合1回限りではございますが、助成金を出させていただいたところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

本当、災害等でSOOGoodFMも防災用に配られてありがたいんですけど、やはりそういう地区はラジオもちょっと入りにくいということもあります。やはり主なニュース等の情報はテレビより取られる、インターネットとか使われない高齢者の地区であります。

ということで、また今後、梅雨入りが発表されたんですけど、また今年もそういう災害がなければいいんですけど、もし災害があった場合に、その保険に入ろうにも物すごい金額に、これまでとすると大きくなって、ちょっとみんなにも相談、高齢者の年金暮らしの方が多いですので、相談もできないということでありました。

今すぐというわけにはいかないと思うんですけど、私もこういう電波的なものは

苦手なものですから、今、テレビ共同受信施設は、ちょっと山頂の上にこういう施設があって、そこから線を引っ張ってみんなテレビが見れるようになっているんですが、これに替わる新たなテレビが見られる方策とかいう、そういうのはないか伺います。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

今のところは、そちらのほうは考えていないところでございますけども、市長のほうとも協議をしながら、何かいい方法があるかどうかは考えさせていただきたいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

この前の総括質疑でも、小規模水道組合のことについて質問しましたけど、いろいろ同僚議員が地域の相談を受けて、そういう集落水道施設も2分の1に上げてくれるということで、この前も補正があったわけでありましたが、それと、宅地に対する災害に対して、私も議員になっていろいろ相談があって、宅地に裏の山の土砂が崩れてきた場合もどうにかしてくださいということで、市のほうにも相談しているんですけど、これは個人の宅地であるから災害対象にならないということで、できないというのも本当気の毒なことがあったんですけど、市の英断で、そういう宅地災害についても、今拡大的にそういう土砂をのかす助成ができたということで、そのときそのときに応じて、市のほうも対応いただいてありがたいことだと思っております。

ということで、杉の木がその地デジの線にかかった場合、市のほうに、杉の木を伐採していただけないかという相談した場合も、やはり地デジの、NTT回線もですけど、切断したときがリスクがあるので、そこは市としてはできないということでもあります。

ということで、市長に伺いますけど、今後、課のほうともいろいろ相談させていただいて、早急にもうこのニュース、災害等の情報に関することありますので、市としても、そういう保険が實際上人数で違うのか、距離で違うのかは分からないんですけど、その保険の2分の1助成とか、保険は毎年ですので、もしそれが不可能なら、災害時に2分の1ぐらいを、工事費の災害ですとかでも、大規模な場合、もう何百万円もかかるような工事になるところもあるそうですので、そこら辺を実情に合わせて、何らかのそういう情報を、そういう山間部の住人の方に届けるような対策を考えていただきたいと思いますと思いますが、市長に見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

テレビがなかなか受信ができないところについて、共同受信施設組合を作ってや

っているわけですが、言われるように、設置のときは一定の支援はありましたが、あとの運営については支援がないところでございます。

本来ならば、水道組合もそうですが、あとの維持管理については、ほとんどその組合が保険をかけて、落雷のときにも保険で対応したりいろんなことがあるわけですが、その保険料が高くなるということで、非常にかわいそうな気がいたしております。

今、各家庭には、曾於市は、全ての家の近くにケーブルテレビが配線されておりますので、インターネットを通じてのテレビを見ることも可能であります。財部については、都城のケーブルテレビが入っておりますので、都城のケーブルテレビからテレビを見ることも可能であります。

今後、こういう方々が現実にどんどん増えていく状況があるならば、今言われるようなことも含めて、市としても検討はさせていただきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

本当私も、志布志市はずっとケーブルテレビが視聴できますので、財部の場合はそういうふうに都城境ということで、末吉、大隅にもそういうケーブルテレビが使えれば、その料金を払えば安心して見えるし、そのケーブル等はまた自分たちで維持しなくてもいいということです。

いろんな形で、今、市長から答弁がございましたけど、その組合の利用者に対して、なかなか災害等でテレビ等が視聴できないことが長くにわたってないように検討をお願いしたいと思います。

この件については、ぜひ前向きに検討していただくということで終わりたいと思います。

2番目に、消防団について、各分団の人員状況について答弁を頂きました。この件に関しては、以前、同僚の原田議員が一般質問をされたことがありました。私も、そのとき、やはりそのとおりだなと思っておりましたが、どこもそうかもしれませんが、特に私の地区の消防団、なかなか今、一生懸命お願いしているんですけど、成り手不足で定数が定員に満たないところであります。

その中で、各分団の統廃合等も、今後検討していただけないかということで、曾於市全体じゃないんですけど、うちの地区はそういう相談も受けております。

市として、総務常任委員会等でも、以前その話をしたこともあるんですけど、いろんな相談を受けていらっしゃると思うんですけど、市としては、維持できるところはそのまま維持できればいいんでしょうけど、どのように今後消防団の在り方を考えているか、伺います。

○市長（五位塚剛）

消防団の在り方については、今言われるように、もう若い人が仕事の関係やら、また、操法大会にどうしても参加しなければならない、そういうこともあり消防団に入らないという人が増えているようでございます。そういう中で、団員を確保するのは厳しい状況のところもあるようでございます。市のほうから、消防団の幹部会とも定期的に議論しておりますけど、消防団のほうから、どことどこ将来的には一緒に統合したいという相談があれば、それは十分検討はできるというふうに思っております。我々行政のほうから、どことどこが一緒になってほしいということは、今のところは指示はしていないところであります。

○11番（今鶴治信議員）

今回、今度の日曜日、16日に、消防記念日にまた操法大会が行われます。ということで、各分団の選手の方々は、日々練習で本当一生懸命に、立派な操法をするために日々努力されているところでございます。

だから、現在、消防団に入っていられる方は、本当に使命感に燃えて、いろいろな、2番目の質問にありましたけど、年間活動状況についても熱心に本当取り組んでいただいておりますが、もう私が相談があったところは、長くに団長もやっているけど、後に成り手がいないから、辞めるに辞められないという、本当もうその地区に適齢の若い人がいくら探してもいないもんですから。また私の憶地区の消防団は、これまで自治会から何名ということで、自治会が責任を持って消防団員を出していたんですけど、もうその自治会も、自治会に若い人がもういない地区がたくさんになりまして、でもお願いをしても、振興住宅にはありがたいことにたくさんの若い方がいらっしゃるんですけど、これも強制的に入ってくれということもできないもんですから、なかなか、今入っていращやる消防団員は使命感に燃えられて、本当に日夜努力されていますが、その方々がもう年齢も重ねて辞めるのに、次にバトンを渡す人がいない状況ということで、今市長がおっしゃいましたが、そういう統廃合もやむを得ないかということでありましたが、やはり私には相談があって、幹部会で市のほうにそういう相談がないということは、何か自分のところだけ、こういうことを持ち出すのが気が引けるというのものもあるんじゃないかと思うんですけど、その辺については、総務課長とかは相談を受けたことがないか伺います。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

その統合のお話でございますけども、本部会議のほうでは正式なものというものは、私のほうでは受けていないところでございますが、ただ大隅のほうで1件、そのような話が、協議が進んでいるというのは聞いております。また、末吉のほうで

は、こちらでも正式ではございませんが、その団員数、またその団員が高年齢化しているということで、何か方法がないかということでお話があったところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

それぞれの方面隊のほうで一生懸命頑張っている中、幹部会に行かれた分団長が、もううちもちょっと人数がいなくて……とは、みんなのやる気とか、消防団に対する情熱を見たら言えないんだと思います。だから、私のところに相談があったと思うんですけど、やはり市のほうでも、今回も2台ほど高額な消防自動車をまた入れていただきますということで、私の地元も立派な消防車をそれぞれ頂いております。ということで、その消防車を維持していかなくちゃいけないんですけど、いかんせん、まちの分団のほうはそうでもないのかもしれませんが、以前、私も今回の質問に当たって、原田議員の一般質問をもう一回聞かせていただきましたけど、そのときの分団ごとの平均年齢を見たときも、やはりうちのほうはもう45歳以上を超えているような方々が今頑張っておられます。ということで、操法等も今度あるわけですけど、そのときも、原田議員も訴えられましたけど、操法の在り方も、競技上の全国につながる大会でありますので、一生懸命やられる方は、そちらを目指していくべきだと思っております。

しかしながら、ああいう綱引き等でもですけども、総体重とかそういうのがあるわけなんです。同じ小型ポンプ車であっても、もう七、八歳平均年齢の上の人と、その30代、20代の方々と競争するのもいかなものかという、体力的にも私たちもそうですけど、若いときは元気がありますけど、私はいつも操法大会の応援に、訓練中も顔を出したときも、もう大会までにはけがをしないように、無理をしないようにしてくださいねというのがお願いであります。その中で、競技上としたら、1秒でも早くするという、そういう操法大会であります。

そのときも、今後市長も在り方を検討しますということでありますが、その後、16日に早速記念日で操法大会がありますけど、今回はそれから少し改善がされているのか、どうなったのか伺います。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

この操法大会でございますが、本部会議のほうでお話があったところでございまして、その中で、この操法大会につきましては、メンバーについて、今、決まりがございまして、指揮者については班長以上でないといけないということがございます。そのような中で、どうしてもその班長が業務の都合上等で出れない、そういう

場合はどうするかということでお話があったところでございました。

その中で、今回オープン参加ということで、どうしても班長が出れない方は、若手の方とか代わりのメンバーが出ていただいて、そこで順位は決めますけれども、支部大会、県大会のほうには進めないということで、そういう方法も取り入れたらどうかということで話があって、今回そのようなことでオープン参加ということで幾つか相談がありました。こちらについては数年前からあるようでございました。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

県下一周駅伝も、Aクラス、Bクラス、Cクラスとそれなりのところで上位を決めていくわけで、そういう感じで、本当、全国大会、県大会優勝を目指している、そういうチームと、もう結構年齢が行っていて、若いときはできたんですけど、もう50前になったら、無理をしたら肉離れをするぐらいのことです。もしけがをしたら、それぞれ皆さん仕事を持っていられて、その仕事にも影響が出るわけです。

だから、今やっている方は絶対そういう泣き言は言わないと思います。しかしながら、市のほうで、幹部会でもそういうのは出にくいのかもしれませんが、しかし、市のほうでも、今後そういうふうに、参加型、アスリート型というか、そういうふうにとにかく火事のときに水を出す訓練はしなくちゃいけないわけですので、それは、操法は重要な訓練だと思いますが、1分1秒を争うのと、水を確実に出す訓練、そういうのももう分けてやるべきじゃないか、操法も、今、6月18日ということで、早い時期にありますので、まだいいですけど、私は旧末吉町時代に消防団に入っていましたけど、8月で私もスイカを作っておりましたけど、本当に夕方になったら訓練で仕事はできないし、うちの親も、私がいらないから体調を崩したりして、そういうふうに本当家族、いろんな農業以外も職場の方なんかも、本当負担が行くと思います。

ということで、今やっている方は、本当やる気があってやりますけど、そういうのを聞いて、魅力ある消防団というのを今から作っていかないと、若者は、失礼なことですけど、物好きがやっている消防団という感じに取られると、飲み方が好きな人たちということで。私の地域の後援会、消防後援会するとき、いろいろこの成り手の相談を消防団長、団の幹部が地域に相談しますといないもんはいないと、全部消防団の方々に強く当たられるんです。私はもうただ来賓で行っているわけだから、中に入って意見を言う立場じゃないんですけど、しかし、私も消防団にいて気持ちも分かりますので、皆さんの家族の家、親戚の家がもし燃えていたら、消防団の方がいち早くかけて火を消していただくんですよという、そういうふうに説得します。

そして、また、今認知症も増えてきて、高齢化で行方不明になったら、もう夕方

遅くまでも人命に関わることでありますから、一生懸命消防団の方々が、仕事があるのに出ていただいて、ますますもって、先ほどの災害ではないですけど、消防団の役目は重要になっていく。一方、今度は若手のそういう支えてくれる成り手がいないということで、やはり市長をはじめ、総務課のほうでも、そういうふうにして働き方改革じゃないけど、消防団等もやはり時代に合った消防団活動ということで、みんなが無理のなく、やりがいのある消防団活動、そして、訓練は的確にしないと、火事場に行ったときの指揮系統がしっかりしないと本事故の元でありますので、そういうふうになんか変えていかないと。私が確認したとき、令和4年の9月の定例会で原田議員が質問されていますけど、もうそれからかなりたって、指揮者がいないところはもうオープン参加というのは分かるんですけど、でも、それでも参加しなくちゃいけないということで、その辺について、市長、本当大なたを振るう時期に来ているんじゃないかと思うんですけど、どのようにお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

今言われることは、もう現実に出てきているわけでございます。当然そのことについては、真剣に議論しなければならないというふうに思っております。

消防団の中には、もう操法大会はなくてもいいんじゃないかという話もあるようでございます。時代の流れがそういう方向にも来ているのかなと感じますけれども、これはあくまでも消防団の組織の問題でありまして、行政のほうからこうなさいということとはできない問題であります。

ただ、今言われるように、一議員としていろんな問題提起がありましたので、このことは幹部会会議でちゃんと、このままでいいのかということを含めて問題提起をしてみたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

それと、案外この人員を見たとき、それぞれの地区で若い人が多かったり、なかなか入り手がいない地区も、特に周辺部はそうだと思うんですけど、そういう幹部会等で、うちのほうもそうなんですけど、地元出身でまちの中に住んでいらっしゃる方々はたくさんいらっしゃるんですけど、なかなかそこを、私なんか若い頃は、自治会で頼まれたら、もう「はい」と言って、素直に入る順番が来たかなということが入っていたんですけど、特に親のほうも、やはりみんながやっているから、お前も頑張らんやいかんじゃないかというような時代でありました。

しかしながら、みんながみんなそういうんじゃないんですけど、もううちの子供には消防団はちょっと誘わないでくれとか、そういう方もいらっしゃいます。

ということで、やはり消防団に対する市民の信頼、そして、尊敬、そういうのを本当、啓蒙のほうも本当大事だと思っております。女性消防団員とかいうのが、出

初式とか記念日なんかでも見かけますので、非常にイメージアップにいいんじゃないかと思っていますけど、もう今女性消防団員は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○総務課長（上村 亮）

お答えをいたします。

女性消防団につきましては、定員が12名となっておりますが、今6名の方が活動を頂いているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

これから女性でももし入っていただければ、今、分団でもし女性隊員が入ってくれないかと言って、もし入ってくれると言ったら、それは可能であるのかどうかを伺います。

○総務課長（上村 亮）

そちらのほうは可能だと考えているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

結構人員が定数にある分団もあると思いますので、その勧誘の仕方とか、その地区地区でこれまでの取組が違いますので、しかしながら、そうやって広くそういう若い人たちを募集して行って、消防団に加入していただかなくちゃいけませんので、そういううまく行っているところの事例とかを、総務課のほう何かで把握して、そういうやり方をなかなか定員に満たない分団とかにアドバイスとか、そういうこともやっていければ、少しはちょっと知恵を借りて、また1人でも増えるんじゃないかと思うんですけど、私も含め、なかなかそこら辺がアイデアが浮かばないところがありますので、何かそういうのは聞いていないかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

消防団の人数の確保がうまく行っているところは、その消防団員が、やはりいい仲間を作り上げているところではないかなと思っています。自分の同級生であったり、職場の人であったり、声を掛けて積極的に参加してもらうように、また無理をさせないようにやっておりますよということで、基本は仕事優先ですよということで入れさせているようでございます。

また、まちのほうに住みながら、地方のほうの消防団に入っている人もたくさんいらっしゃいます。反対にまちのほうに消防団に入っている人もいますので、やはり人のつながりだというふうに思いますので、また幹部会議でありましたら、そのことも含めて提案をしたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

この間、市のほうも、消防団の活動報酬等も引き上げていただきました。だから、

いろいろ市のほうもすごく危機を感じてやっけていただいているんですけど、やはり自らが頑張るという方が消防団活動をしていただかないと、強制はできないところでありますので、今後とも市のほうもそういうふうにして、いろんなところで啓蒙をしていただければと思っております。

消防団活動については、以上といたします。

最後に、財部温泉健康センターについて質問いたします。

以前、従業員の方が事故をされて、その後、文厚常任委員会でもこの話を聞いたときどうだったんですかと聞いたら、文厚常任委員会でも調査に行って、労災等に対応していきますということで、それで無事にこの件についてはもうよかったのかなと思ったと聞いておりましたが、私が聞いたところ、その後、どういう経緯かわかりませんが、ここでけが等も終わって労災で対応したということでありましたが、訴訟沙汰になって、今、係争中で裁判中であるというのを聞いておりますが、この件については事実であるか伺います。

○市長（五位塚剛）

第1回目で答弁したとおりであります。ただ、相手の方が裁判のほうになりましたので、それはもう肅々と進めるしかありません。

○11番（今鶴治信議員）

係争中の案件でありますので、あまり詳しくも聞けないところでありますが、もう一回確認しますが、一応いろいろけがをされて入院等もされたんですけど、もうそういうけがとか、そういうのはもう回復されて、別部署ということですが、体調のほうはもう完全に回復されているかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

もう基本的には体調もよくなって、ちゃんと休業補償も受けられて、また労災も受けられて、またちゃんと同じメセナの中のところで仕事をされている状況であります。

○11番（今鶴治信議員）

相手がいらっしゃることですが、これは、指定管理でありますので、メセナ温泉の職員ということで、メセナのほうで対応されたということで理解してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、指定管理でメセナ末吉に会社があるわけであります。それで、当時、事故、けがしたときは財部の温泉センターでけがをされましたけど、今は財部の道の駅で働いておられます。

○11番（今鶴治信議員）

係争中でありますので、もうこれ以上は聞きませんが、しかしながら、内容的なものはもう聞けないということではありますが、何らかの不満があるということで、相手方が訴えられたということでもあります。それは、けがをされた方が訴えられたわけですけど、市に対して訴訟を起こされているのか、それとも、今、メセナ末吉です、メセナ末吉のほうにされているのか。でも、実際、直営のときがあったわけですから、曾於市がもう訴えられていることになるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市に訴えられているのではなくて、会社のほうに裁判を起こされているわけでございます。

○11番（今鶴治信議員）

もう一回聞きますけど、いろいろ市としては労災ということで取り扱って、本人もけがも治られたということではありますが、市としては答えにくいところですけど、感情の行き違いというか、最初のけがをされたときの対応に何か向こうが感情的になられたとか、答えられる範囲でいいんですけど、そういうことではないのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

事故が起きたときには、すぐに市のほうにも連絡がありました。その後の対応をすぐに市のほうも、メセナの会社を通じてちゃんと対応しております。

もともとのスタートが、本人さんには外のほうの仕事をしていただきたいというお願いをしたのに、自らがハトのそちらのほうに出て行って起きた事故みたいです。それで、すぐに対応して休みなさいということで、その休業補償も、また労災もちゃんと指示をして、そのとおりになっているわけです。それで働ける状況になりましたので、また今働いている状況であります。何で係争になったのか、本人の何かの意思があるんだろうというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

以前、またこの案件とは違うんですけど、林業の方が木を伐採されて、その根が倒伏したとき、市の水道管を破損したということ、あれも訴訟になったわけではありますが、今回、私も迫議長にも、議長は聞いていらっしゃるでしょうかと言ったら、その訴訟になったのは聞いていないということでありました。本会議等で質問すべき内容じゃなかったのかもしれませんが、やはり事実関係を確認するために、私も耳に入ったものですから、今回聞いたわけであります。

できれば、どちらが過失とかそういうのは抜きにして、そういう市民の方でありますので、訴訟になった場合は、その時点で全員協議会で議会に報告していただければ、こういうところであえて聞く必要もなくなかったと思うんですけど、その件に関

して、なぜ市としては、落ち度はなかったという考えでしたけど、全員協議会で報告をすとか、議長のお耳にでも入れておこうとかいう、そういう判断はなかったのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

仮に相手が曾於市を訴えられたんだとしたら、全協でそういう状況を報告当然だと思います。ただ、この場合は、メセナ末吉という会社を相手の方が訴訟を起こされているわけですので、第三セクターという形で指定管理をしているところでありますので、そのことについては、裁判のことですから、あえてしていないようでございます。

○11番（今鶴治信議員）

この件とはまた別であります、財部温泉健康センターを無償譲渡するというのは、やはり市長、副市長が来て説明をされるわけであります。やはり市の指定管理の施設であった案件でありますので、文厚ではその事故のときは報告があつてすぐ調査にも行かれたということで、私も文厚委員のそのときの方々に話を聞きました。ただ、労災対応することでもう終わった案件だということを聞いておりましたが、訴訟沙汰になったということで、今こうやって一般質問で聞いている、これで事実関係は分かりましたので、これ以上は聞きませんが、やはり市の施設であった案件については、議長でもいいし、議会のほうにもぜひこれからも、ほかのこともありますが、共通認識として、私たちも曾於市を担う議員の一人一人でありますので、そういう情報をちゃんと分っておけば、それなりに中立公平にやっていきますので、今後のことでありますけど、指定管理先であっても、そういうことは議会にもぜひ全員協議会でも、議長にでも報告を願いたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（迫 杉雄）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、6月14日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時32分

令和6年第2回曾於市議會定例会

令和6年6月14日

(第3日目)

令和6年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月14日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 山中 雅人 議員
通告第6 原田賢一郎 議員
通告第7 瀬戸口恵理 議員
通告第8 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	湊 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	（ 欠 員 ）	17番	渡 辺 利 治	18番	久 長 登良男
19番	徳 峰 一 成	20番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	中 西 昭 人	ま ち づ く り 推 進 課 長	諸 留 貴 久
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保 健 課 長	渡 邊 博 之	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森 岡 雄 三
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		
大隅支所産業振興課長	大 迫 健 一		
財部支所産業振興課長	大 迫 伸 一		
選挙管理委員会委員長	澤 律 雄		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（迫 杉雄）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

さくら会所属、1番、山中雅人。

通告に従い4点質問いたします。

1点目、本市の住宅建設の方針について。

①第8期総合振興計画では、地域振興住宅の令和6年度支出の項目はなかったが、第9期計画では3戸建設の方針となった理由は。

②平成29年第4回定例会の中で、1戸当たり1,500万円の一般財源が負担になっており、今後は廃止の方向で検討していると答弁がある。一方で、令和2年第1回定例会では、5戸を上限として進めていきたいとある。今後、本市の地域振興住宅建設はどのようなのか。

2、曾於市学校規模適正化計画について。

①本市では急速な少子化の進展に伴い、大隅南小学校、財部北小学校、高岡小学校と統廃合が続き、保護者の間でも不安が広がっている。他自治体の事例を見ると、義務教育の小・中学校で規模適正化計画を策定し方針を議論している。一方、本市では平成22年度に中学校の計画は立てているものの、小学校単位では計画は未策定である。今後の少子化の動態に対応するためにも、小学校規模適正化計画の必要はないのか。

3、曾於市誕生20周年に伴う取組について。

①本市が2005年に誕生して20年の節目が近づいているが、曾於市民が相互に交流できるイベントや行事など検討しているのか。

②近年では、自治体の個性を確立すべく、シビックプライド条例を策定し、郷土の歴史と伝統を定義し、まちづくりプロモーション等にも活用する自治体が出てき

ている。本市もそのような取組が必要ではないか。

4、投票率向上の取組について。

①今年は鹿児島県知事選挙が実施され、衆議院議員選挙の可能性についても報道されるところであるが、本市は市議会議員選挙と重なった前回の衆議院議員選挙を除き、県内でも低い順位にとどまっている。投票率向上の取組はしているのか。

②主権者教育の一環として中学生向けの講座もあるが、投票に行く18歳の高校生向けの取組はどうなっているのか。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と3については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については教育長に、質問事項の4については選挙管理委員会委員長に後から答弁させます。

1、本市の住宅建設の方針についての①第8期総合振興計画では、地域振興住宅の令和6年度支出の項目はなかったが、第9期計画では3戸建設の方針となった理由について、お答えをいたします。

第8期総合振興計画の策定時点において、令和6年度以降の地域振興住宅建設事業は実施未定でありましたが、第9期総合振興計画では、令和6年度の地域振興住宅建設事業を実施することとし、事業費を計上したものであります。

1の②今後、本市の地域振興住宅建設はどのようになるのかについて、お答えいたします。

地域振興住宅建設事業の今後の取組については、条例の要件に合う方々からの入居希望があれば、引き続き進めてまいりたいと思います。

3、曾於市誕生20周年についての①イベントや行事などについて、お答えをいたします。

令和7年度に市制誕生20周年を迎えることになります。20周年事業については、曾於市市制施行20周年記念事業検討委員会設置要綱を定め、5月1日に庁内検討委員会を開催し、検討事業を示すとともに、その他の事業提案を各課に検討させております。

記念式典は、令和7年6月28日に開催したいと考えております。

3の②取組の必要性について、お答えをいたします。

住民が地域の誇りを持ってまちづくりを進めること等を規定した条例を策定している自治体が複数あるようです。本市において、近隣市町の動向などを注視しながら研究してみたいと考えます。

○教育長（中村涼一）

それでは、山中議員の質問にお答えいたします。

2、曾於市学校規模適正化計画についての①小学校規模適正化計画の必要はないかについて、お答えいたします。

現在、適正規模基準を満たしている小・中学校は末吉小学校のみで、他の学校は小規模校又は過小規模校であります。

小学校規模適正化計画の策定に当たっては、地域での合意形成や通学手段、さらには施設の老朽化等の課題をクリアする必要があります。

教育委員会としては、平成17年の合併以降、市内の核となる小中学校の整備を優先的に進めてきました。現在、改築計画を進めている末吉小学校の完成をもって、曾於市に応じた適正規模計画を示せられないか検討しております。

以上です。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

それでは、4番の投票率向上の取組についての①投票率向上の取組はしているのかについて、お答えいたします。

各選挙における投票率は年々低下する傾向にあります。投票率は、一般的に天候や選挙の争点、候補者の顔ぶれなど、様々な要素が総合的に影響すると言われておりますので、啓発事業のみで決定されるものではありませんが、ただ、本市に限らず投票率は長期低落傾向が続いていることから、政治への関心が薄らいでいることも影響しているものと推察できるところでございます。

投票率向上の取組でございますが、常時啓発の主なものといたしましては、小中学校・高校の児童生徒を対象にした選挙啓発ポスターの募集、模擬投票などを行う選挙出前授業などを実施いたしまして、将来を担う子供たちに対し、主権者としての自覚を促す事業を行っているところでございます。

また、明るい選挙推進協議会による街頭活動を実施しておりまして、啓発用リーフレット、ポケットティッシュや花の種などの配布を行っているところでございます。

選挙時の啓発につきましては、投票参加を呼びかける市報やホームページ、S O O G o o d F Mへの出演、広報車による啓発を行っているところでございます。

また、公費による選挙広報の発行、入場整理券の送付、移動式投票の実施、期日前投票の利用促進、投票所での親切・丁寧な雰囲気づくりなどを行うことで、「投票したい・投票しやすい」環境づくりを図っているところでございます。

次に、②の主権者教育の一環として中学生向けの講座もあるが、投票に行く18歳の高校生向けの取組はどうなっているのかについて、お答えいたします。

曾於高校への取組といたしまして、本年度4月30日に出前授業を実施したところ

でございます。これにつきましては、鹿児島県知事選挙を模した内容で、ビデオによる候補者の演説を視聴していただいて、模擬投票を行ったところでございます。

そのほか、18歳到達者を対象といたしまして、選挙啓発の図案が印刷されたクリアフォルダーの送付、曾於高校での移動式投票所の開設などを実施しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目の項目から質問してまいります。

まず、1点目の答弁要旨なんですけども、第8期総合振興計画の策定時点においては実施未定であったが、第9期総合振興計画では実施することにして事業費を計上したということなんですけども、この計画の変遷について詳細な答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

第8期のほうでは、翌年度以降の事業についてはゼロというところで計画いたしておりました。これにつきましては、この時点では、第9期以降の計画というのが未定ということございまして、第9期作成時点では、当該年度、令和6年度ということになりますけれども、これについては計上したというような状況でございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、計画自体が未定だっただけであって、内部では9期以降、令和6年度以降も予算を計上する予定であったという認識でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、第8期の時点では、翌年度以降の計画、第9期以降については未定ということでしたけれども、第9期策定時点では、その第9期中で令和6年度になりますけれども、この時点で継続して地域振興住宅建設事業を行うというところでございまして、この9期、6年度のみ計画として計上したものでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、直近の地域振興住宅の建設費について、担当課のほうから答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

令和５年度の実績で申し上げたいと思います。

令和５年度は２棟の地域振興住宅を建設いたしまして、２件のまず工事費の総額で申し上げますと、5,616万1,000円でございます。この２件の工事費をそれぞれ申し上げますと、まず原口西団地でございます。総額が2,421万9,000円でございます。内訳としまして、建設工事費が1,836万4,000円、造成工事が497万3,000円、外構工事が88万2,000円でございます。

もう１棟のところが中野団地でございます。大隅の中野団地。総額で3,194万1,000円でございます。内訳としまして、建設工事が1,858万1,000円、造成工事が1,252万9,000円、外構工事が83万1,000円でございます。

以上です。

○１番（山中雅人議員）

本当に建物だけではなく造成工事等も含めるので、中野のほうであると3,100万円程度でそれぐらいかかるといった答弁でありました。

まず、執行部の認識として、この１件当たり3,000万円近くかかっている状況でございますけれども、費用対効果などをどのようにして、今、認識しているのか、その点を担当課のほうから答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

まず、地域振興住宅建設事業の目的というところで、まずお答えさせていただきたいと思います。

これにつきましては、条例におきまして、人口減少に伴う少子高齢化が本市では顕著でありますけれども、地域社会における活力が低下、あるいは生活環境の保持が困難という地域に対して、人口増加及び定住促進を図ると、さらに地域の活性化に資するということでございます。

こういった目的のところで、この地域振興住宅建設事業を進めておりますが、この目的に沿った形で、最終的な地域の活性化に資するということでこれまでも進めてこられましたし、この成果が上がってきているというふうに考えております。

以上です。

○１番（山中雅人議員）

何で私がこういった費用対効果の質問をしたという意図に関して申し上げますと、やっぱり執行部答弁の中でも、直接そういったことは言っていないんですけども、それに近いことが結構答弁としてあったんです。例えば、令和５年の３月の議会答

弁によりますと、市長、その前はまちづくり推進課のほうから、希望者も少なくなっており、曾於市に転入される方の支援に回したいといったような答弁がありました。

また、市長のほうからも、今日において、この地域振興住宅事業というのはある程度役目を果たしているという答弁がありまして、ある程度リソースを振り分けていきたいといった趣旨の答弁なのかなというふうにそのときは思っていたんです。なんですけども、今回、9期の総合振興計画では、地域振興住宅事業が実施することとなっているんですけども、実際のところ今後この事業はどうなっていくのか、その点について市長のほうから答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方として、曾於市に曾於市以外から、特に都会部から曾於市に移住してきていただけるというのは非常にありがたいことでありますので、そういう方が具体的に申込みがあった場合は、続けていきたいというふうに思っております。

移住人口を増やすということは、曾於市の人口増対策でもありますし、将来像を見たときに、どうしてもこの分野の取組というのは非常に大事だというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

そういった答弁なんですけども、私が令和5年の3月の議事録等を見ていますと、市長のほう自らある程度役目を果たしているという答弁があったんです。当然、答弁の整合性も求められるので、議会側としては、じゃあ今後は縮小ないし廃止していく予定なのかなと当然思うわけでして、そういった令和5年段階と現段階でどういった議論等があってそういった結論になったのか、その点の結論の変遷について、市長のほうから答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

この事業は、旧末吉町時代から、所得制限なし、要するに夫婦で働いて所得があっても一定の家賃で、人口を増やすための施策として大きな成果を進めてきました。ある年には10戸を超える20戸近いときもありました。それが、ここ近年になって申込数がほとんどもう5戸以下になってきておりまして、また、今ある振興住宅から出られる方がちょっと非常に多くなってきましたので、絶対数を減らしてきたということでございます。

そういう意味で、以前からすると申込者が非常に少なくなったということで、目的を果たしてきたのではないかなという考えでありました。

○1番（山中雅人議員）

過去の答弁等を私、拝見しておりますと、やはり1戸当たり1,500万円の建設費

が重いといった答弁がありまして、そのときは建物だけで造成は入っていなかったんですけども、その中で、宅地分譲等にまちのリソースをある程度傾斜していきたいといった答弁があったわけです。

同時に、地域振興住宅と宅地分譲の事業を両方並行してやっているわけですけども、今後そのリソース配分というのはどうなっていくんでしょうか。その点、市長のほうから答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

地区公民館でいえば、非常に熱心に人の移住を積極的に望んでいるところがあります。そういう公民館の方々は、自らが土地の取得を含めていろんな形での協力をしていただいておりますので、今後もそういう条件の合う、要するに宅地分譲としてしたときに、希望者が多くなるようなところについては、宅地分譲事業は引き続き進めてまいりたいというふうに思います。

また、農村部の学校によっては、少人数になって非常に厳しい状況でありますので、そこに地域住民の皆さんたちの協力によって外部から人を、小学生を含めた子供たちを含めて移住ができますというそういう体制づくりができるのであれば、そこについては、引き続きこの振興住宅の役目というのはありますので、それはまた引き続きやっていきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

本市の進めるコンパクトシティとの整合性についてもお聞きしたいんですけども、やはりコンパクトシティというのは、ある程度まちのリソースを、まちの周辺部からまちの中心部にリソースを集中して、にぎわいを何とか維持していこうという制度でございまして、この地域振興住宅はその逆で、貧しいところ、過疎化が進んでいるところに地域振興住宅を建てて、まちの過疎化、衰退を止めようといった制度でございまして、言ってみれば水と油なわけです。

その意味で、今後の地域振興住宅の建設とまちとしてコンパクトシティをどう進めていくのかというそういった整合性も問題になっていくと思うんですけども、その点についてどう思っているのか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

コンパクトシティづくりは、今後、財部の町部を中心として進めていきたいというふうに思っております。

これについては区画整理事業といって、国の支援を受けられる事業でありまして、町部にそういう、住みやすいコンパクトシティづくりというのは、一つの魅力あるまちづくりになりますので、いろんな問題を含めてやはり模索しながら、曾於市にどれだけ人を呼べるかというのが大事なことでありますので、コンパクトシティの

役割はそういうものがあるし、地域における学校の維持を目指すためには、こういう振興住宅の役目もあると思いますので、両方を同時並行で考えるべきだというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

やはり何で私がこのまず第1点目の質問をしたかなんですけども、執行部の答弁が、これについて結構ぶれるんです。例えば、ちょっと古い答弁になるんですけども、平成26年度の市長の答弁によりますと、もう地域振興住宅の事業についてはあまりにも目的を達成しておりますと、また、旧末吉町時代からするともう150棟近くになって、やはり所期の目的を達成しているものがあります。これについても再検討する必要があるというふうに思っておりますといった答弁があって、そこからまた、やはり建てますという答弁になって、そこからまたやめますといった答弁になって、またやりますといった答弁になって、根本的に議会側としてもどうするのか分からないんです。

再検討するというのは、議会中に執行部から再検討するという答弁があるということは、当然、その縮小廃止を考えると受け止めますので、あまり安易に再検討するということは言っていたくないんです。

今後これをどうしていくのか、この事業、ちゃんと一貫した答弁をお願いしたいんですけども、その点、担当課はどう考えているのか答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

議員からもありましたとおり、今後の地域振興住宅建設事業をどうするかということで、担当課としましては、現在、この事業に関する課題ということを考えてございます。

まず1点目が、建築後13年後に譲渡可能というところになりますが、今のところ譲渡の申請が少なく、今後、修繕費用が増大するというところがございます。

2点目が、入居された方が転出等で空き家になっている住宅等もございます。こういったところが今後増えていくというところも、また懸念されるところでございます。

また、現在、建設資材あるいは労務費等も上がって、今後、建設費も増大するというところもございます。

こういった課題等も踏まえまして、今後、6年度については3棟というところで計上いたしましたが、7年度以降、こういった課題も含めてどのようにするかというところは、市長と相談しながら決定させていただきたいと思います。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

建設費や譲渡を受けてくれる人が少ないと、そして、その修繕も費用がかかっているといった点について、市長と今後検討していきたいといった趣旨の答弁でありました。

それを受けまして、市長としては、今後の令和6年度以降、令和7年、令和8年度以降はこの事業をどうやっていくのか、その方針についてお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

このことについては、今までも一貫した考えを持っております。全て廃止するということは言っておりません。ただ、一時はたくさんの申込みがありましたけど、そういう状況ではなくなりました。それで、今、若い人たちも、今、市内に住んでいらっしゃる方々も自分の住宅を新築したりが増えてきておりますので、やはりそういう人たちにも支援をすべきだということで、住宅取得資金という形での事業も取り組んでおります。

あくまでもこの事業は、曾於市以外からの人を呼び込むための誘い水の事業でありまして、同じような事業も近隣の市町村ももうやってきております。そういう意味では大きな役目は果たしてきたのではないかとはお思っておりますが、先ほども答弁しましたように、地域によっては外から若い人を呼び込みたいという熱意があるところについては、これはやはり守っていくべきだと思いますので、たくさんの予算がかかりますので、3戸程度ぐらいは毎年ぐらいの予算の中ではできるかなというふうに思っております。

○1 番（山中雅人議員）

市長の見解は十分理解できる場所なんですけども、やはり1戸当たり造成費用、建設費が高騰しているのかなと思うんですけども、中野住宅の場合1,000万円、建設費1,000万円で造成費1,200万円、トータル3,100万円といったこともありまして、3棟建てば9,000万円近いので、そのあたりの費用対効果ではないといった担当課の答弁だったんですけども、ある程度費用的にも検証されなければならない点はいろいろあると思うんですけども、その点、言ってしまうと、都城は住民1人当たり、今、なくしましたけども500万円あげるといったことをやっていたんですけど、逆に言うと、うちの場合は1家族当たり3,000万円の事業をやっているわけです。そういった点も含めて、事業の有効性などを内部でも今後検討していく必要があると思うんですけども、担当課の見解についてお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

この事業に関しましては、先ほど申し上げました事業費総額、工事費の総額です

が、5,616万1,000円というところでございました。これに関しましては財源がございまして、特定財源として市債の過疎債、これが4,340万円あるところでございます。

一方、ソフト事業となりますと、こういった起債等、特定財源がございませんので、全て一般財源というところになるところでございます。こういった財源のところも確保しながら、この地域振興住宅建設事業を進めていった経緯もあるということとは認識しているところでございます。

こういったところを含めて今後どうするのかというところは、また市長と相談しながら決定させていただきたいと思います。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

やはり財源等も無限にあるわけではありませんで、今後、まちづくり基金などで積み上げていってございまして、今後のまちづくりなどにお金が必要なところもあると思いますので、有効な支出に関しては厳しくなるべくチェックして進めていっていただきたいと思います。

2 項目めに進みます。

曾於市学校規模適正化計画でございまして。

これ教育長の答弁を拝見いたしますと、現在、改築計画を進めている末吉小学校の完成をめどに、曾於市に応じた計画が示すことができないか検討しているというところなんですけども、現在計画されている、まだ検討段階だと思うんですけども、小学校の学校規模適正化計画というのはどういったものになるのか、その概略等、お話しできれば答弁をお願いします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

現在進んでいる少子化の状態を考えると、最終的には、曾於市の場合は小規模校同士の統合というのはまずないということで、旧町ごとにあります岩川、末吉、財部、この3校に統合していくのが一番いい方法ではないかなと思っております。

そうした場合でも、いわゆる適正規模になるのは末吉小学校のみと、3校。中学校については、もう3校体制の維持は難しくなると。いろんな意味で学校としての機能を考える場合、曾於市の場合、中学校は一つに統合しないと生徒数が非常に厳しい状況もございまして。

ただ、これはあくまでも数字上の上でありまして、その地域の今後のことを考えると、何とか3中を維持していきたいと思っておりますが、学校規模の適正化といういわゆる文科省が示している数字の上でいくと、3小1中というのが、遠からず

曾於市の学校統廃合、もし数字だけで追っていくのであれば、そういう形になっていくと思われます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

今、私も参考資料として添付しているところなんですけども、曾於市の中学校の学校規模適正化計画なんですけども、これもかなり古い計画でありまして、これがまず小学校が入れなかった理由です。そして、今後、小学校の規模適正化計画が示された場合、中学校も同時にその内容を改定などするのか。小中学校を統合した規模適正化計画などを示すのか、その点の見通しについて教育長の答弁をお願いします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

平成22年に適正規模計画を策定し、その後、中学校の統合を進めたわけでありまして。計画に従えば、その次は小学校ということで、第2次計画に進むということで、実は平成27年に全ての小学校区を教育委員会として回りました。そして当時の保護者、それから地域の皆様方に御意見をいろいろ頂きました。

平成27年の段階では、残念ながら統合に関して非常に積極的な御意見を頂いた学校はございませんでした。むしろ何とか、先ほどの振興住宅ではありませんが、そういう行政の支援をして、小規模校を維持してほしいというそういう御意見がもうほとんど多数でございました。

結果的に教育委員会としては、小学校の分については、まだ統合は時期尚早ということで、平成27年の段階では判断して、その後の策定は2次計画のほうには進まなかったという状況でございます。そのときは、基本的には地域の意向、合意形成があった上で進めるということを前提としておりましたので、地域の合意が統合については図れないということで、先送りした状況でございます。

ただ、その後、御存じのとおり、令和3年から3校、小規模校が統合されております。少子化の問題、それからコロナ、いろんな状況もありまして、それぞれの地域、保護者のほうで判断されて、統合という選択肢で今進んでおります。

ただ、今後、少子化のほうはこれは止まる状況はございません。出生数についても、コロナ前には回復していない状況がございますので、今後、これが少子化がさらに加速度的に進んでいけば考えていかなければならないのかなと思っています。

中学校については、やっぱりその地域のなかなか交通手段とかいろんな問題もございまして、現在3校というのを維持していかなければならないのかなとは思っております。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

この平成22年度の計画を拝見しますと、11ページから12ページにかけて、小学校の適正規模というものが書いてあります。そこに18学級から24学級、1 学年 3 から 4 のクラスがあるのが適正規模であり、少なくとも各学年において複式学級を維持できる12学級程度、複数学級が必要だと書いてあるんですけども、現在もそういった認識でいいんでしょうか。1 学年当たり 2 クラスは絶対必要だよねといったことが書いてあるんですけども、現在のところでの小学校の適正規模の認識について、教育長ないしは教育委員会総務課長の答弁をお願いします。

○教育長（中村涼一）

まず、この適正規模というのは、あくまでも学校施設の維持、それから教職員のことを踏まえた上で、簡単に言えば、この12学級から18学級というのは、これは実は昭和30年代の当時の第1次合併が進んでいた、ちょうどその頃は小規模自治体が合併している時期で、それに合わせて小学校、中学校を統合していこうということで、一つの指針ですが、その当時はこの12から18学級というのは、あくまでもどちらかという施設設備とか、いわゆる中学校であれば全ての教科の先生がいる学校ということを前提とした場合、この数字であります。

ただ、この適正学級数が子供たちにとってどういう教育効果があるのかということについてのエビデンスではないということで、だからその後、文科省も決して適正規模でなければならないということではなくて、小規模校でも教育的な成果は十分得られるというそういう見解は示しています。

ただ、あまりにも過小規模校ということを考えると、子供たちにとってどうなのかなと、教育的効果というのは、私自身も切磋琢磨する中で子供たちが伸びていくと考えると、ある程度の規模というのは絶対必要なのかなと思っております。

ただ、この文科省のこの適正規模というのは、あくまでも私自身は教育的な効果というエビデンスではないと思っておりますので、これを金科玉条みたいに全てのものに必ずこうしなきゃいけないということはないと思っております。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

その点について関連して質問いたします。

教育長の答弁も十分分かるんですけども、現状、複数学級どころか複式学級も多いような状態でございまして、複式学級でいえば、1 学年と 2 学年の子が 1 人ずつだとすれば、先生が 1 学年の子を教えていれば 2 学年の子は自習するような状況になって、どう考えても効率が悪いんです。確かに大規模の10クラスあればいいのか、

1クラスの子が教育的によくないのかといったことはないと思うんですけども、少なくとも複式学級の解消は、やはり市として。いろんな議論もあると思うんですけども、私個人の立場としては、とても教育効果が高いと思えないんです。

やはり教育長も含めまして執行部としても、やはり複式学級については解消を目指していくということが最低限必要だと思うんですけども、その点、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（中村涼一）

複式学級、教員も非常に、2学年持たないといけないということで、大変な中で授業をされているのは、私も経験がありますのでよく分かります。

教育効果というところでどういうふうに考えればいいのか、例えば、曾於市の場合、非常に学力的に高いのは、実は小規模校の子供たちのほうが非常に学力的には高いです。むしろ大規模校のほうがまだまだ頑張らないといけない状況がございます。

そういった意味で、小規模校は先ほど申し上げましたように、複数学年と一緒に授業しなきゃいけないというマイナス面がありますが、一方で個別指導とか、また子供たちは先生がいない間は自分たちで学ばなきゃいけないということで、自分たちで勉強するそういう力もつくのではないかと考えております。

ただ、教育の中のもう一つの要素として、子供たちに社会性をどう身につけさせていくかという点でいうと、やはり小規模校になるとなかなか厳しい状況もあるのかなと考えております。小規模校の小学校から来た子が中学校で不登校になるというような状況も聞いております。

そういった意味で、ある程度やっぱり子供たちが、学力だけではなくて社会性、集団性というところを考える上では、やはりある程度の規模が必要なんではないかなと私自身もそう考えております。

特に、今、曾於市の場合は極小規模校、来年はもしかしたら1学級の学校も出てくる可能性がございます。そうなると、学校には校長先生と担任の先生しかいないと、こういう状況も出てくるのが予想されますので、少子化の状況を十分考えて、今後、やっぱり曾於市でもある程度進めていく必要があるということは、私も自身では覚悟して考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それに関連して質問をいたします。

まず、教育長答弁によりますと、一応そういった複式学級等々のよさやできない点等も総合的に考えて、考えていくといった趣旨の答弁であるんですけども、一応

その一方で、規模適正化計画自体は策定する予定だということが検討されているようなんですけども、大体、末吉小学校の完成後、大体いつ頃の完成になるのでしょうか。日程などを答弁できるのであれば、答弁をお願いします。

○教育総務課長（鶴田洋一）

教育長が最初に答弁いたしましたとおり、末吉小学校の完成をめどに何とか示すことができないかということですが、末吉小学校の完成が大体今の予定でいきますと、令和9年の2学期の統合を我々は目指しております。

そういう中で、今、教育長からあった議論を含めて、今、検討していこうかということ考えているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

令和9年2学期というか、若干遠いところではあるんですけども、十分に内部で審議して議会にも提示していただきたいと思います。

私がなぜ規模適正化計画について質問することにしたのかといいますと、保護者からの苦情があったんです。閉校委員会等に参加されていた保護者の方から、私の元に電話がありまして、果たして行政が学校を維持したいのか維持したくないのかが分からないと。人口統計などを提示して、教育委員会のほうから10年後こんなに人が減ります、生徒数が減ります、どうするんですかといった投げかけだけがあって、PTAが全部地域との折衝などをしないといけないと。一PTAに数十億円かかる学校の統廃合のそういった決断を任せないでほしいといった苦情が私のほうに来たんです。それももったもたなことだとは思いますが、一方でPTAや地元の意思の合意等を完全に無視しては、やっぱり物事が先に進まないところももちろんあります。けれども、やはり学校規模適正化計画がその計画になるのか分からないんですけども、何らかの計画や今後の見通し等を示すのがやはり教育委員会、又は市長等の責任ではないかと思うんですけども、その点について市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

将来の人口減少というのは、ある程度、統計で現実が出てきております。そういう中で、小学校、中学校を含めた生徒数をどのように維持するかというのは、教育委員会としても、また行政としても大きな役目があります。そのためにいろんな施策を打って、人口維持を図っているわけですが、小学校の統合については、我々行政のほうからどことどこ一緒になりなさいということは、今のところはしませんよという考えを示しております。

この間、自覚的に小学校が統合の経過がありましたけど、それはあくまでも学校、PTA、地域の方々が将来を見た上で、もう統合したほうが子供たちのためになる

という判断の下、相談があったからここまで来ておりますけど、今のところ具体的にそういう問題はしていないところでございます。

○1番（山中雅人議員）

あくまで教育委員会や地域、PTAとの話合いの下でといった答弁なんですけども、実際にお子さんを持つ保護者の方というのは、その学校の近くに家を建てたいとか思うものなんです。やっぱり歩いて通学しますんで、例えば学校のそばに家を建てるといふふうに決めて、すぐ統合になってしまったら、当然、家の造り損なわけです。行政にこの学校は維持されるんですかと問い合せれば、それはPTAと地元の人が話し合っただけで分りませんというのは、非常に保護者等にとってデメリットの大きな話ですし、金銭的な負担もあるんです。少なくとも、維持するのかしないのかぐらいは公にするのが行政としての役割なんじゃないでしょうか。それははっきり言って無責任な答弁だと思うんですけども、市長の見解について伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

無責任な答弁ではないというふうに思います。例えば、大隅の南校区、南小学校は地元の方々とPTAがよく議論をして、岩川小学校との統合を決められました。そのために行政としては、子供たちを安心して通学させるためにスクールバスを対応しながらやっております。そうなったときは、父兄の方々も南校区に住宅を安心して造れることも可能であるし、そのようになってきているし、場合によっては、反対に岩川校区内に家を造っている方もいらっしゃると思います。それは私たち行政がその人の自由を奪うことはできないと思っております。

あくまでもそれはその家族の基本的な考え方であって、市からそういうことを示しなさいというのは、現段階では非常に難しい話ではないかなというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

その点について質問いたします。

もちろんそれはそうなんですけども、一応逆に言うと、今後、統合される学校というのは、原則スクールバス通学という理解でいいんでしょうか。市長から大隅南の例が出たんですけども、確かに遠方の小規模校に家移して、そこで統合になったらスクールバス通学できますよというふうに言えば安心はできるんですけども、現在、スクールバス等も労働者がなかなかなくて走らせることが難しいといったことも聞かれますけども、基本的にそこは確保していくといった方針でいいんでしょうか。市長の答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

今、農村部から財部の北小学校も統合されました。当然、北校区内から財部小学校まで歩いていきなさいというのはこれはもう無理な話でありますので、それは行政としてスクールバス等で対応すべきだというふうに思っております。そのようにしております。

ただ、今後同じようなケースがどんどん出てくるでしょうから、その在り方については、今ある市内を走っているふれあいタクシーとか、また、別な形で親が送り迎えしたときのその通学用のガソリン代の支援をするとか、またいろんな別のやり方があるだろうと思うんです。それについては、今後も知恵を絞って曾於市独自のものができないかというのは、常に議論をしていきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

私もかなり強い言葉で言ってしまったんですけども、それくらい本当に最近の保護者にとって家をどこに建てるかというのは、小学校の校区の問題とかなり密接に関係しているんです。

私も知り合い等が曾於市に移住してくることを聞いたんですけども、やはりどの学校に行けるかどうかというのを真っ先に聞くんです。土地の安い高いとかいろいろあるんですけども、やはり学校に行って教育レベルはどうだ、そしてやっぱり近いのかどうか、そしてクラブ活動はどうだ、そういったことに非常に関心のある御家庭も多いので、特に最近はお子さんの数も少ないことが多いので、やっぱり学校が維持されるかどうかというのは、本当に言ってみれば移住を決定する上でもかなり決定的な要素になりますので、やはり学校が維持されるかどうかというのは、移住の上でも安心感につながると思うんです。

そういうときに、私も問合せがあったときに、いや、PTAと地域の人が話し合うので、現段階では答えられませんかと言ったら、移住しなくなることも十分考えられますので、その点については執行部の中でも、当然、原則論としては地域とPTAと話し合っ決めていくんですけども、やはり安心・安全で住みやすいまちだけでも訴えておきながら、でも小学校が維持されるかどうかは地域の決断に委ねるので分かりませんと言ったら、安心して移住もできないので、その点も含めて、仮に統合されることになっても間違いなくバスを出しますよと言い切れるんだったら、それこそまちの売り込み紹介のパッケージとして出せるところもあるんですけども、そこはやはり厳密に計画を立てて訴えていかないと、今の若い世代の方には刺さらないんじゃないかなと思うんですけども、その点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今のところは、農村部の小学校が統廃合した場合には、当然、子供たちを安心し

て学校に送るためにはスクールバスが一番基本だろうと思っております。ただ、今後について、今の財部小学校の中は、小学校の中でスクールバスを出しておりますけど、一方では、末吉の柳迫の人たちはスクールバスが出ていないわけです。そういう意味では非常に不公平感があるように感じられております。

ですから、このスクールバスの問題もやはり今後どうあるべきか、国がもっと積極的にこの分野について支援をしてもらえればいろんな方法はあると思うんですけど、これはまだまだ結論が出ない部分がありますけど、ただ、農村部からの小学校登校については、やはり距離が遠いのですので、そういう行政としては支援をしなきゃならないかなというふうには思っております。

○1番（山中雅人議員）

市長の答弁もあったとおり、やはりスクールバス等がどうなるかというのは保護者の間にとっても非常に関心の高いテーマでございますので、一応小学校の適正化計画も策定予定だということなんですけども、できるならば早めに策定の上で、保護者の不安等の解消に努めていただけるように求めるところであります。

3点目の質問に移ります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、山中議員の一般質問を中止して、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、山中議員の一般質問を続行いたします。

○1番（山中雅人議員）

それでは、大項目3点目、曾於市誕生20周年に伴う取組について質問を行います。

まず、この答弁要旨の中に、5月1日に庁内検討委員会を開き検討事業を示すとともに、その他の事業提案を各課に検討させていますとのことなんですけども、矢上議員の質問にもあったんですけども、改めてこういった検討事業、どのようなものなのか、どのような意見が出たのか、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

本格的には、今後、職員の声も聞きながら進めていきますけど、一応市民の皆さんたちがやはり20周年という一つの区切りを喜んでもらえるようなやっぱり取組が必要だろうと思っております。

そういう意味で、NHKののど自慢大会のことも言いました。また、子供たちに

プロレスを見せるようなそういう取組ができないかということと、曾於市は林業のまちでもありますし、林業に関するイベントとか、国道10号線沿いの通山地区がちょうど高速から入ったときに右側の部分がほとんど荒れ地の状態で、セイタカアワダチソウでそういう状況になっておりますので、曾於市に入ったら非常にヒマワリを含めたコスモスやそういうものを植栽ができないかということを含めて、今、問題提起をしているところでございます。今後また煮詰めたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

そういった市民の皆さんのいろいろなアイデア等を使って、NHKののだ自慢大会や10号線沿いの整備等、いろいろアイデアが出たところなんですけども、改めてこの施行20周年記念事業自体は実行することは恐らく間違いないと思うんですけども、この事業を改めて何を目的として、どういった趣旨で行われるのか、それも根本的な意義、それについて総務課かな、若しくは企画政策課長のほうから答弁をお願いします。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

この20周年でございますけれども、市民のみなでお祝いをするということもあります。また、市の歴史や魅力を改めて認識していただくために、20周年があるものと考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

私はこの3番目の2項目で、シビックプライド条例等の検討もということをしているんですけども、なぜこれを言ったのかといった趣旨の話なんですけども、やはりこの20周年等のイベントというのは、やはりどうしても何かただの式典で終わってしまうことも考えられます。

私の問題意識として、やはり旧末吉町、財部町、大隅町であまりまとまりができていないと。20年たっても曾於市民意識がなかなか醸成できていないというのが、私の個人的な問題意識でございまして、その点を執行部がどの程度共有しているかまだ分からないところなんですけども、やはりただの式典ではなくて、市長も前回の質問でもおっしゃったように、子育て等のイベントで、そういったことで横の流れができるようなイベント等も考えられるんじゃないかといったことがあったんですけども、やはりそういった形で、ちゃんと曾於市民としてある程度固まりができるようなイベント等をぜひ行ってほしいなとは思っているんですけども、その点、企画政策課のほうでどんな認識でいるのか、その点を答弁よろしく願いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

具体的なイベントについては、特にまだ御提示できるものはございませんが、議員おっしゃるように市民が誇りを持てるような、あるいは一体感が持てるような、そういったことを考えられるようなイベントを検討していきたいというふうを考えております。

○1 番（山中雅人議員）

昨今、2010年代から、このシビックプライドというものが結構言われ始めておりまして、私の参考資料が添付してあるんですけども、鹿児島市などはわくわくする鹿児島というのをスローガンにして、マグマシティイベント、プロジェクト等を行っているところでございます。やっぱり関係人口増加のためにまちに愛着を持ってもらって、そして、行政からではなく、市民のほうからまちを面白くできるようなイベント等を企画してもらって、PR動画を作ってもらったりとか、そういったことを企画しているようでございます。

そういったシビックプライドの取組というのは、本当に各自治体様々でありまして、例えば、一番面白いところでありますと、埼玉県のカノ市などは、大声でカノ市を大好きだと叫ぶ条例などユーモアにあふれたものですが、議員の発案で条例を制定する等、最近そういった取組などが進んでいるところでございます。

逆に相模原市などは、地元の愛着度などで政策目標をつくりまして、どれだけこの政策によって愛着度をアップできたかというのをKPIとして政策効果まで検証してやっていると、そういったところまで様々であります。ぜひ、いろんなモデルがあると思うんですけども、私はやっぱり鹿児島市のように上からの指揮権ではなく、市民からアイデア等を募集して、曾於市を一つにするようなそういった取組というのをやってほしいなと思っているんですけども、その点、企画政策課のほうでどういう認識なのか答弁をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

改めて議員のほうにお伝えしますが、いわゆるシビックプライド条例を制定されているところは、ある新聞社の広告のほうで、関東、関西の10万人以上の都市のランキングをつけるための手法として商標登録されている名称だという認識を持っております。ただ、この名称云々よりも、やはり冒頭おっしゃられた自主的に、あるいは地元で愛着が持てるようなところを醸成するためには、こういったものが必須だという認識でおります。

ただ、やはり条例を制定されている自治体を拝見いたしますと、それなりにある程度のものがそろったまちがほとんどでございまして、条例を制定するだけが目的ではどうかという認識を持っているところでございます。

○1 番（山中雅人議員）

企画政策課長の答弁は私も全くそのとおりだと思っております。例えば、都城市などは、岩橋市長のほうからウェルネス都城というのを別に条例化はしておりませんけれども、やはり宮崎でもない、鹿児島でもないまち都城というのをまちのアイデンティティーとしてしっかり確立していった、まちのブランディング等にも成功しております。

シビックプライドというのはただの読売新聞の文字でしかありませんので、別にこれを使う必要もないと思うんですけども、やはり一つまちのブランディング、シティプロモーションとして何かキャッチーなものをつくって、そして、ただキャッチーなだけじゃなくて市民がそれを発信していくといった形で、まちのブランディングイメージの向上がやはり重要じゃないかと思っております。

例えば、鹿児島市であれば「あなたとわくわくマグマシティ」ですけども、平塚市などでは「手をつなぎたくなる街ひらつか」等をつくっていろいろやっていますけれども、これは「あなたとわくわくマグマシティ」の場合は、商工会等からまちのアイデアを回収して事業提案をしてもらうといったやり方をしていますし、この神奈川県平塚市の「手をつなぎたくなる街」というのは、ビーチがきれいなので、結局、デートスポット平塚といった形でまちのブランディング化を進めているといったところもあります。

当然、都城市等ほかの自治体でもブランディング化というものを行って、まちをやっぱり差別化していく、そしてそのプロモーションも行政が主導してやっていくんじゃないくて、市民のほうから発信してもらうといった形でまちのブランディング化をちゃんと進めていった、若者が定住したくなるようなまちとしてつなげていくといった形で、やはりPR戦略と絡んでいるんです。そういった取組、シティプロモーションの曾於市における現状というのはどういった認識でいるのか、企画政策課長のほうから答弁をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

具体例としては提示するものは特にはないんですけども、ただ一方的なSNSの発信というところにとどまっている現状だという認識を持っております。ですので、いろんなオープンデータを皆さんに使っていただけるような、シティプロモーション的な行動ができるようなものを今後検討していきたいというふうに考えております。

○1 番（山中雅人議員）

これも要望にはなるんですけども、繰り返しになるんですけども、この20周年記念事業がただの式典として、行政がある意味、市長が挨拶をして、議長も挨拶をし

て、そして何かしらのお祭りのようなものがあって、ちゃんちゃんといった形で終わってしまっただけでは意味がないので、この20周年記念事業をある種の境として、曾於市の一体化、一体性を高めていけるような住民意識の向上も含めて、ぜひ執行部で取り組んでいただきたいんですけども、その点について市長はどのような認識を持っているのか、市長の答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

20周年というのは、やはり一つの区切りの年でありますし、ぜひ市民の声も生かしながら、曾於市に住んでよかったと言えるようなまちづくりというのは非常に大事だと思っておりますので、そのために、また曾於市以外の人を曾於市に呼び込むための一つの記念事業だと思っておりますので、いろいろと知恵を出してみたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

昨今、このシティプロモーションというのがなぜ言われ始めているのかについて、少し補足をいたしますと、やはり住みやすいまちというのは、もうあらゆる自治体が言うようになってきていまして、なかなか差別化ができないというふうな指摘がされておるところでございます。そのために、選ばれるまち、住みやすいまちを超えて選ばれるまちとして、まちの個性をつくっていかないといけない、そして、まちの個性をつくっていくために、シティプロモーションとしてまちの魅力というものを、行政は当然ですけども、住民や商工会やNPO法人等からアイデアを募集して、それをまちの政策として反映していくといった形で、やっぱりこれも本当に市長の施政方針にある公民連携の考え方にやっぱり近いものなのかなというふうに思います。

そういった形で、市民のアイデアをしっかりとこういった20周年記念事業というものに生かしていただきたいというふうに私は思うんですけども、その点について市長の見解についてお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、曾於市の中の企業の方々、曾於市を取り巻く企業の方々、いろんな形で今応援を頂いております。やはり民間の力を借りた曾於市のまちづくりというのは、私は大事だと思っております。そういう意味では、もっと広く市民の声も聞きながら、民間と一緒にあったまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

私も議員になってから特に認識をするんですけども、例えば、政治活動等で財部などに行くと、君は出身どこだいというふうに言われて、末吉でございますという

ふうに言うと、末吉の人はもう帰ってくださいと言われてたりもしたことがあるんです。大隅でもそういったことは近いことがあったんですけども、やはり自分も政治活動をしていて、やはり市民の方々もまだ出身というものにやっぱりこだわりを持つんだなと。それについて私のほうからノーと言うことはできませんので、それはそれとしていいんですけども、やはり今後そういった価値観が少しでも減っていくように、末吉、財部、大隅の発展をお互い祝えるような、そういった関係性というのをしっかりと醸成できるような取組をぜひお願いしたいと思っております。

そして、4点目に移ります。

投票率向上の取組なんですけども、まず、この模擬投票などを行うというふうにあるんですけども、この模擬投票というのは高校の模擬投票と似ているようなものなんでしょうか。その点について選挙管理委員会の答弁をお願いします。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

模擬投票の内容についてお答えします。

小中高とも同じような形態でございますが、まず、鹿児島県知事を想定して、学生さん、若者が想定した模擬のビデオを私が県知事になったらこのようなことをしますというような公約を発表して、これが二、三名程度のビデオで発表します。それについて生徒さんが考えて各投票を行うと。この模擬投票に関しては、実際の本物の投票所と同じ形態で受付台、それから投票箱、記載台と全く同じような形態でしますので、そこで興味を持ってもらうような形にしております。また、開票まで実際にしてもらいますので、その一連の作業を本物の機械と本物の用紙を使いながらさせていただきます。

また、その間に前段で主権者教育として、選挙はどのような仕組みで行われているか、選挙に行かないとどういうことになるのかというその主権者教育まで含めて、一貫して模擬投票と出前授業を行っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

非常に実態性のある模擬投票で、私も聞きながら大変面白い取組をしているなと思ったところでございます。

私どもの活動として、子ども議会等もやっているところではあるんですけども、やはりどうしても模擬に終わってしまうところがあります。私の個人的な思いとして、やはり本当の主権者教育というのは、実際のお金を使ってほしいなというふうに思うんです。

例えば、子ども議会で子供が質問して執行部が答弁するといったことで終わるのではなく、それに少しでも予算をつけてあげるとか、本当に多額の予算は当然つけ

られないんですけども、本当に1万円、2万円程度でもいいですし、そういった形で模擬を超えて、本当に予算がつくというのが民主主義の根本でございますので、そういった取組にお金などをつけられないのかなというふうに思っているところであります。

例えば、日本で一番若い市長である芦屋市の高島市長などは、地元の生徒会長に100万円をぽんとあげて、これは主権者教育というよりはリーダーシップ教育の一環としてやられたらしいんですけども、生徒会長に100万円をあげて、それを君の好きに使ってみなさいといった形でリーダーシップ教育をしたり等の活動もやっているところでございます。

やはり、今後、少子化も進んできまして、やはり地元に対して主体的に取り組んでくれる、そういった当事者意識を持って頑張ってくれる子供たちというのを育てるのが大変重要になってきますので、小中につけるのか、高校につけるのか分からないですけども、そういった予算の支出など考えられるのかなと思うんですけども、教育長でよろしいでしょうか。教育長、答弁よろしくお願いします。

○教育長（中村涼一）

主権者教育ということで、子ども議会も以前はどちらかというと、子供たちから何々を造ってほしいといういわゆる要求型のそういう子ども議会が多くて、なかなかその要望に対して財政的なところとかがいろいろあって応えられない、こういう状態がありましたので、昨年度から政策提案型というか、子供たちにいろいろ議論してもらって、曾於市をよくするためにはどういうふうに、どういうことを市にしたいかという、又は自分たちでこういう提案はできないかというそういう子ども議会のほうに変えようということで昨年度初めて試みて、結構、本当に子供たちというのは一生懸命考えてくれるんだなと、また、いろんな意味で曾於市のことをよくしたいという思いがあるということを私自身も初めてやってみて分かったところでございます。

その中で、子供たちに自由に、自分たちで使い道についてはいろいろ大人の指導も必要だと思うんですが、今、提案あったように、子供たちにお金を使って何か考えさせるというのは、僕も一つ主権者教育というか、子供たちにとっては貴重な体験になるだろうなと、芦屋市のあれも面白いなと思って、そこまで子供たちを信頼できる市長さんというのはすごいなと私も思いました。

子供だから未熟でできないということじゃなくて、そういう子供たちを信頼して、いろんなこういうお金、財政、予算というのを考えてもらうというのは、主権者教育にとっては非常に大事なことだと思います。

○1番（山中雅人議員）

大変前向きな答弁を頂きまして、やはりそういった子供たちをある種、主役としてやっていくというのが、昨今のはやりでございますので、やはり本市としても、そういった形での主権者教育やリーダーシップ教育等で人材育成に努めていただきたいと思うところでございます。

本当に、例えば曾於高校に我々は資格の取得の件などでいろいろ補助金などを出しているところではあるんですけども、そういったただの模擬投票じゃなくて、例えば生徒会などに5つアイデアを出してもらって、18歳以上の生徒でどのアイデアがいいのか投票で決めてもらうとか、そういった形のより実態的な投票の在り方もできると思うんです。そこはやはり本市と選挙管理委員会がいろいろ協力しなければいけないと思うんですけども、そういった取組等、検討の余地はないのか選挙管理委員会に質問いたします。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

曾於高校が最初スタートする1年生、2年生のときに出席授業をやったことがございまして、そのときには、模擬投票じゃなくて生徒会の関係の選挙ということで、実際の生徒会の選挙をこちらが出向いて行ってやったところございまして、結果は公表できないというようなことございまして、投票までの作業というふうなことでやったところございますが、今後ともそういう取組は非常に大事になっていくだろうと考えておりますので、こちらもいろいろ検討して取り組んでまいりたいと思っております。

○1番（山中雅人議員）

芦屋市の高島市長のことも、いきなりぼんと100万円をあげたのではなくて、本当に市長が生徒会の皆さんと定期的に昼食会などを行って、ある程度行政と信頼関係を築いた上で、じゃあ君ならいいから100万円使ってみなさいと、そういった形でリーダーシップ教育に取り組まれたということもございます。

やはりある程度、市長なり、都城市などは都城市議会の方が高校生といろいろディスカッションなどを行っているようなんですけども、我々としても主権者教育にいろいろ積極的に取り組んでいかないとと思う認識もありつつも、やはり執行権を持っている皆さんの、執行部の、一部予算を実態的な形で未来の青年たちにある種試してみるといったアイデアも大変有効なものだと思うんですけども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

子ども議会の役割は、各学校の生徒が代表していろんなことを質問してきました。それは非常にそれなりに効果はあったというふうに思っております。また、政治に関心のある子供も出てきているというふうに思います。今後もいろんな形での支援

をしながら進めていきたいというふうに思います。

○1 番（山中雅人議員）

青少年教育が本当にまちの未来でありますので、今後も取り組んでいただきたいと思います。

以上で、大項目 4 点の質問をいたしました。

1 点目、地域振興住宅、2 点目、小学校適正化計画について質問しましたが、やはり地域振興住宅というものは、小学校のある種の維持の部分ともかなり密接に絡んでおります。やはりまちをいかに維持していくのか、ちゃんとした総合計画を立てて、統一かつ長期的なビジョンの下にまちづくりを行っていただくことを提言し、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前 11 時 30 分
再開 午前 11 時 40 分
—————・—————

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第 6、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○14 番（原田賢一郎議員）

そお幸喜会、14 番、原田賢一郎でございます。私は、主に 3 つのことについてお伺いをいたします。

まず初めに、大隅町須田木小学校跡地にあるふれあい広場のトイレについて。

2 番目に、再造林をした後の対応策について。

3 番目に、職員の定員適正化計画についてをお伺いいたします。

まず、1 番目の大隅町須田木小学校の跡地にありますこの広場のトイレについてお伺いをいたします。

①この広場には、青少年館と恒吉消防分団の車庫もあり、ゲートボール場や日天子神社もある。地域の交流の場となっております。ここのトイレをどう認識されているか。

②このトイレは、須田木小学校、その当時のトイレだと聞いております。地域住民の切実な願いでありますトイレ改修を早急に取り組むべきと思うが、どう対応するのかお伺いをいたします。

2 項目めの再造林した後の対応策についてお尋ねをいたします。

①この3年間に伐採された山の面積と再造林された面積を示してください。

②この3年間に再造林後の下刈りを森林組合に委託された面積と個人でされた面積を示してください。

③植林をすると、その後3年間は森林組合で個人負担なしで管理をしてくれるとのことでありましたが、下刈りのため10a当たり5,000円の負担金を徴収することだが、実際はどうか。

④再造林後の市の対応策を示してください。

3項目めの職員適正化計画についてお尋ねいたします。

①令和4年10月に大きな職員の再編が実施されましたが、大隅、財部両支所の係は大幅な削減となったが、その後の結果を検証されたのか報告をしてください。

②両支所の建設耕地水道係はあまりにも少ない4人体制であるが、対応し切れているのか。

③権限移譲等における仕事量は増えてきていると思うが、この10年間でそれに伴う仕事の件数は何件増えているのか。

④ここ最近職員数を増やしている自治体もあると聞くが、近隣ではどこか。

⑤適正化計画では、令和12年度の職員数を320人としているが、この数値を達成しないとペナルティーがあるのか。

⑥320人の数にこだわり、現場が疎かになることは許されません。現行の適正化計画は大隅、財部両支所の職員削減に直結するもので、市民生活に大きな影響を与えます。市民サービスの低下にならないよう、適正な職員配置をすべきと思うがどうか。

市長にお尋ねをいたしまして、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、原田議員の質問にお答えしたいと思います。

①大隅町須田木小学校跡地ふれあい広場のトイレについての①この広場には青少年館と消防分団車庫、ゲートボール場や日天子神社もあり、地域交流の場となっているが、ここのトイレをどう認識しているかについて、お答えをいたします。

もともとは須田木小学校のトイレで、これまで須田木地域の住民の方々によって管理、修繕等が行われています。現在は主にゲートボールをされる方に利用されているトイレであると認識しております。

1の②地域住民の切実な願いであるトイレ改修を早急に取り組むべきだと思うが、どう対応するのかについて、お答えをいたします。

可能な限り財政負担の少ない、利用される方に喜ばれるような方法を検討してまいります。

2、再造林した後の対応策についての①この3年間に伐採された山の面積と再造林された面積について、お答えをいたします。

3年間に伐採された面積につきましては、令和3年度が541ha、令和4年度が498ha、令和5年度が488haとなっております。

3年間に再造林された面積につきましては、令和3年度が253ha、令和4年度が271ha、令和5年度が282haとなっております。

2の②この3年間に再造林後の下刈りを森林組合に委託された面積と個人でされたその状況について、お答えをいたします。

森林組合の下刈りにつきましては、全て森林組合への委託となっております。なお、この3年間に森林組合に委託された下刈り面積につきましては、令和3年度が677ha、令和4年度が927ha、令和5年度が914haとなっております。

2の③植林をすると、その後3年間は森林組合で個人負担なしで管理してくれるとのことであった。下刈りを進めるため10a当たり5,000円の負担金を徴収することだが、実際はどうかについて、お答えをいたします。

森林組合が実施している下刈りで個人負担のないものにつきましては、森林組合に伐採業務から再造林と3年間の下刈契約をされた方は個人負担がありません。個人負担があるものにつきましては、伐採業務を森林組合以外の伐採事業者に委託された方は、下刈りの負担金として10a当たり5,000円の負担金を徴収しております。

2の④再造林後の市の対応策を示せについて、お答えをいたします。

再造林後の下刈りは、植栽した苗木の初期成長を促すために大変重要な作業であります。しかしながら、現在、年間の伐採面積が平均500haで推移しており、再造林面積が300haで、放棄地が毎年200ha増加している状況であります。

再造林後の市の対応策につきましては、下刈面積が増加傾向にあることから、下刈事業に対しての上乗せ補助を継続することと、下刈作業を行うための労働力の確保は急務となっておりますので、下刈労務者の確保に対応していきたいと考えております。

3、職員定員適正化計画についての①組織再編後の支所体制の結果検証について、お答えをいたします。

令和4年10月の機能再編は、基本的には両支所にある本庁機能を有する福祉事務所、農業委員会、教育委員会を本庁に集約するものでした。これにより職員数が減っておりますが、本庁機能から支所機能に移管したため、支所においては事務量に応じた職員数となったところです。

再編後の検証につきましては、令和5年5月に全課を対象に業務等の聞き取りを実施しましたが、再編による課題等はなかったところでございます。

また、市民からの苦情や相談は寄せられていないとのことですが、現状の事務体制を検討し改善していきたいと考えております。

3の②両支所の建設耕地水道系の体制について、お答えをいたします。

両支所の建設耕地水道系の職員数については、再編時に支所業務を協議し、事務量に応じた職員数を配置しました。通常業務は支障はないと考えておりますが、災害事務や維持管理業務での突発的な案件で、支所対応が困難な場合の初動は、本庁からの応援体制を取っております。しかし、現場対応や窓口受付の人員配置、事務手順等については、事案ごとに検討、改善が必要と考えております。

3の③10年間の権限移譲事務件数について、お答えをいたします。

権限移譲事務件数は、平成26年度が37事務、平成27年度から平成29年度が152事務、平成30年度から令和元年度が166事務、令和2年度から令和5年度が167事務となっております。全ての事務が毎年度、取り扱うものではございませんが、10年間で130事務の増となっております。

3の④最近職員数を増やしている近隣自治体について、お答えいたします。

近隣市では、職員数の規模は違いますが、都城市、鹿屋市、始良市が増、志布志市、霧島市が減となっております。

3の⑤適正化計画の職員数を達成しないとペナルティーがあるのかについて、お答えいたします。

計画が未達成の場合にそのようなペナルティーはありません。市の財政状況や将来的な人口減といった社会情勢を踏まえての目標数値となっております。

3の⑥市所の職員削減について、市民サービスの低下を招かない適正な職員配置について、お答えをいたします。

職員数につきましては、全国的には総務省が発表している類似団体で比較すれば、本市は人口1万人当たり134団体のうち64番目の数値となっており、現在、平均的な職員数だとは思いますが。

今後、組織内の内部事務見直しを継続して行ってまいります。市民サービスが低下するようであれば、令和7年度に策定する行政改革大綱に併せて、現行の定員適正化計画の見直しも外部委員等の意見を取り入れて協議しなければならないと考えております。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

ただいま市長から1回目の答弁を頂きました。

非常に分かりやすい明快な答弁を頂きまして一安心はしたところでございますが、まず、最初のこの1項目めの須田木小学校跡地のふれあい広場のトイレの件につい

て、再度お伺いいたします。

それでは、ここの写真を撮ってまいりましたので出させていただきますか。

(原田議員、議場モニターにふれあい広場の全景写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これが須田木小学校跡地の地域のふれあい広場でございます。ここには、今、御存じのとおり正面にあります、真正面のあの古い建物、これが青少年館。それから左に見えます赤い車庫の部分ですね、あれが曾於市消防団恒吉消防分団の車庫でございます。それから右端に見えておりますこの鳥居、これは先ほど市長からも言われました日天子神社の鳥居でございます。この鳥居はもともと山腹にあったものを地域住民の方々の有志でここに移設をされたというふうにも聞いております。こういう状況の下でございます。

それから、次の写真をお願いします。

(原田議員、議場モニターに日天子神社の写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これがさっきの神社の鳥居です。

次、お願いします。

(原田議員、議場モニターにふれあい広場のゲートボール場の写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これですが、ここがゲートボール場でございます、非常によく整備がされてあまり草も生えていません。きれいによく管理をされております。そして、奥にあります屋根が見えます、瓦でないこの白いほう、ここは休憩所でございます。ゲートボールをされる方の休憩所です。これは、お聞きしましたら、ここの地域の方々が有志で大工さんもいらっしゃって、そしてみんなで造った休憩所だというふうに聞いております。

次の写真をお願いいたします。

(原田議員、議場モニターにふれあい広場のトイレの外観写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これが例のトイレでございます。これは恒吉小学校があったときのトイレだそうです。それで、今、これは瓦ぶきになっていますが、ちょっと左端のほうが新しいのを乗せ替えてあります。これも瓦を有志を募って寄附などを頂いて、そして自分たちで瓦も乗せたんだそうです。そのような姿勢がよく見えていると思います。

次、お願いします。

(原田議員、議場モニターにふれあい広場の男子トイレの写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これは若い人たちには何か分からないと思います。我々、終戦後に生まれた、ベビーブームで生まれた私たちにとってはすぐ分かります。課長さん方は分かりますか、これ。これは男子用の立ち小便をするところです。このような状況です。

次、お願いします。

(原田議員、議場モニターにふれあい広場の女子トイレの写真を表示)

○14番(原田賢一郎議員)

これが女性用のトイレとなっておりますが、表現はちょっとまずいんですけれども、昔のいわゆるぽっとな式のトイレでございました。あまりにもみすぼらしいということで、今、洋式の便座が据えてあります。これは水も何も出ない、ただ座るための簡易の便座です。こういったトイレでございます。これもこの地域の方々、この地域に、昔、田之上商店という一番大きなお店がございまして、そこの奥さん、大隅町の方々ならほとんど御存じだと思いますけれども、田之上さんという方、町の婦人会長を長くしていただいた方でございます。八木副市長なんかもよく御存じだと思いますが、そういったことで、地域の方々の力でずっとここを管理をされて、こういった状況が保たれている状況でございます。

このような施設でございましたので、私は今回たまりかねてこの問題を取り上げました。ここのトイレかれこれには、委員会等でも私も何度か指摘もしたこともございますが、一向に改善をする気配がございませんでした。というようなことで、ここに取り上げた次第でございます。

先ほどの市長の答弁の中に、この要望に対しまして可能な限り財政負担の少ない、利用される方に喜ばれるような方法を検討してまいりますと前向きな答弁を頂きました。これはもちろん水洗トイレだというふうに認識をしておりますが、そのようなふうに改善をしていただくということによろしいですか、市長。

○市長(五位塚剛)

市内にいろんな施設がありまして、地域で維持管理をしてもらって、自分たちで造りあげたところもあるようでございます。今の地域の方々が今も現状として有効活用するのであれば、同じ水洗便所でも簡易水洗便所方式というのもありますし、合併浄化槽となると相当な金額もかかりますけど、何らかの形での取組をしたいというふうに思います。

○14番(原田賢一郎議員)

前向きに検討するということで理解したいと思います。

ここのゲートボール場、ここは現に今もこの地域の住民の皆さんが使っていると思います。それで、熱心なことに週2回も練習されているんです。ですから、この休憩所も必要です。ですから、そういった意味からも、地域にまだ一生懸命、

高齢の方ですけど住んでいらっしやって、一生懸命健康維持しながら唯一の楽しみ
のゲートボールを週2回もずっとやっていらっしやいます。このような実態を踏ま
えて、市長、ぜひともこの改修をしていただきたいと思います。再度答弁をお願
いします。

○市長（五位塚剛）

私も利用させてもらったこともありますし、要望に応えていきたいというふうに
思います。

○議長（迫 杉雄）

ここで、昼食のため、原田議員の一般質問を一時中止し、休憩いたします。午後
はおおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時10分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、原田議員の一般質問を続行いたします。

○14番（原田賢一郎議員）

それでは、引き続き質問をさせていただきます。

2項目めの再造林した後の対応策について質問をいたしましたが、第1回目の答
弁を頂いたところでございます。

その中で、ここ3年間に伐採された面積についての報告がございました。その中
で、平成3年度が541haの伐採、4年度が498ha、5年度が488haとなっております
が、そのうち再造林された面積は、3年度が253ha、4年度が271ha、5年度が
282haとなっておりますが、この再造林されなかった面積を計算してみますと、こ
の3年間に約721町歩の山が放置されているというふうな認識を抱くところですが、
そういう認識でよろしいですか。

○耕地林務課長（國武次宏）

森林組合が造林できなかった面積としまして放置されている面積でございます。

○14番（原田賢一郎議員）

非常にこれは憂うべき現象だと思っております。これは非常に大事な問題です。
曾於市の今からの森林行政に大きく問われているところだというふうに認識します。

そこでですが、現在、地球の温暖化で異常気象や様々な分野で悪い影響が出てき
ておりますが、針葉樹林、広葉樹林、こういう樹林と放置した原野とでは、脱炭素
対策上から大きな影響が出ないか心配をしておりますが、その懸念はないのかです。

その点をお伺いいたします。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

炭素、CO₂の問題であれば、伐採された後に先駆的に入ってくる日を好む広葉樹等が生えてきます。アカメガシワとかカラスザンショウとか成長が著しく早いものが生えてきます。その後に、また森林の移り変わりで、それなりの炭素量は確保できると思っておりますが、ただ、国が示しているのは、針葉樹に対してそれを適切に間伐したときのその森林が持つ炭素量で計算しておりますので、実際、放置されたものに対しては詳しく炭素量の積算というものはございません。

○14番（原田賢一郎議員）

針葉樹林、植林されたそういった山と放置された原野、原野と言ってもいいのかな。先ほど写真をちょっと出していただけますか。

（原田議員、議場モニターに伐採後に再造林した山とそうでない山の写真を表示）

○14番（原田賢一郎議員）

この状態です。

もうちょっといい写真が撮ればよかったんですけども、植林をした山と放置されている山が近隣になかなか見当たりませんでした。ですので、一応、私のところの近くの山の状況ですが、右下、右のほうに植林がされております。これが、今、五、六年生ぐらいかな。五、六年になっているかならないか。それで、左上です。雑木林になっています。あそこが、今、伐採をされてから四、五年ぐらいたっています。ですから放置されている状況でございますので、さっき課長が述べられましたそういった樹種が今生えてきております。

ですから、私たちは森林を育てるというそういった使命感もありますが、それ以上に、今、脱炭素を言われておりますが、そっちの影響はないのかなというふうに心配もしておりました。

植林をしたほうが脱炭素に対しては効果があるのか、そのまま放置していても何ら変わらないのか、そこら辺は分かっていますか。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

炭素量の比較、自然のままに生えてきたものと人工的に植えた杉、ヒノキ林の炭素量の差というのはちょっと比較しておりません。

ただ、認識的なもので、人の見方が2通りあります。市の考え方としましては、やっぱり経済的に切られた山は、非常に利便性のいい森林でございます。その森林に対しては、やっぱり再造林で新たな財産の育成をしてほしいという希望がござい

ますが、ただ、放置された広葉樹が一概に悪いというのとは言えない、自然的な見方からすれば、広葉樹が生えていって、今後また自然の移り変わりをしていくという流れで、自然的なものが嗜好される方もおられますので、どちらが正解かというのははっきり言えないところでございますが、市の方針としては、やっぱり再造林をしていただきたいという方向で推進しております。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

ありがとうございました。

その炭素に関してはあまりはっきり分かっていないということですが、市長、今、御存じのとおり、どこの山も伐期に入りまして、大方、今、山がほとんど切られております。大体の林家が山を、10万円から、高い人たちで20万円ぐらい、そのぐらいの値段で山を手放されております。

そのようなことでございますので、五、六十年もかけた山が10万円台からたったの20万円ですよ。これはいろんな経費が要るからやむを得ないんでしょうけれども、そういったことのこういった悲惨さといいますか、私たちがまだ青年の頃はこんなことがございました。

農家の後継者は、サラリーマンとか公務員と違って退職金がありません。それで、退職金代わりに山をみんな仕立てたもんでした。ですから、その当時は、1山売れば100万円、100万円、ばんばん売れた時代です。ですから、そういったことを夢を見て、今の植林をされております。だけど、現実には甚だ厳しくて、たった10万円から20万円です。

そしてその上に、今から質問しますが、下刈りの補助を5,000円出さないとかいろいろ出てくるんですが、10万円そこそこもらっていて、再びまた再造林をして、やっぱりこの意識といいますか、認識がだんだん薄れてきております。

ですから、この統計からいきますと、伐採された面積の約半分は荒れていくというふうに認識をしますが、50年後のこの荒れた山はどういった状況になると想像されますか。これは課長のほうが詳しいから課長にお願いします。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

50年といいますと、この陽樹、日を好む種類の中に今度はカシ類が入ってくると思うんですが、日陰を好む陰樹といわれるやつが入ってきますけども、その陽樹から陰樹が成林するまでに大体300年から500年かかると言われておりますので、それが自然の樹木の生育の流れだと一般的には言われていますが、50年ぐらいではまだ陽樹が残っている状況だとは思います。

○14番（原田賢一郎議員）

さすがやっぱり専門家ですね。詳しいです。よく分かりました。

市長、お聞きのとおりです。ですが、やはりこれを先祖代々から仕立てた山を売ったわけですので、これはやっぱり責任として、再造林をしてまた返すというのが私たちの務めだと思いますが、市長、どのような見解をお持ちですか。

○市長（五位塚剛）

やっぱり自然環境を守るためには、山の木が果たす役割というのは、地球温暖化の意味でも非常に大事な役目があるというふうに思っております。幸いにして、曾於市は県内でも再造林率がトップクラスであります。いろんな支援をしておりますけど、現実には、今、原田議員が言われるように、再造林をしない方が増えております。それは、もう正直なところ、今、再造林をしても、自分の子供の代には誰ももう管理する人はいないというような、そういう残念ながら状況もありまして、もうあえて再造林をしないという状況も理由としてあるようでございますけど、やはり自然環境を守るためには大事なことだというふうに思っております。

○14番（原田賢一郎議員）

私も全くそういった認識で共通しているんですが、我が曾於市は、非常にいい特性がございます。何かといいますと、まず山で石ころ、岩、これをまず見かけない。特に財部なんかは非常に立派な山林が多くて、もちろん大隅、末吉もですが。まず畑に石ころ、礫が出ない。これは曾於市、一つの特徴です。

私は高校時代に、ある友達に高校のとき、話をする中で、私は岩川です。岩川には山で岩を見ろうなんていうのはまず見られないよと言ったら、私は笑われました。原田のところは山には石がねたいげなよと、それを疑っているんです。ですから、そのくらい曾於市の山には石ころ、岩はありません。

ですから、非常に森林を保全する、そういった意味でも非常にいい土地なんです。畑にしてもしかり。ですから、こんな恵まれた曾於市の山を守らないで誰が守りますか。

いろいろ事情はあります。後はもう見ないと、みんなよそにいる人もおります。ですから関心がありません。だけど、これをやっぱりこのままにしたら大変なことになると私は思っているんですが、何かいい手だてはないのでしょうか。課長を含めどちらでもいいです。

○市長（五位塚剛）

森林環境税が新たな形で国民から徴収が始まりました。やはりこの森林環境税をやっぱりうまく活用して、子供たちにもこの山の果たす役割と守っていく教育をやっていく必要があるだろうと思っております。そういう意味では、国のほうも何ら

かのことを考えてこのような形をされたことですから、私たちも引き続き、山の所有者の方には山を守っていただくこの教育というのをやっぱりやる必要があるだろうと思っております。

引き続き、いろんな広報を含めて取り組んでいきたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

ぜひ前向きに取り組んでいただくように、切に要請をしておきます。

それでは次に入りますが、この下刈りの関係ですが、先ほど数字を述べられました。下刈りを森林組合に委託されて、その面積について令和3年度が677ha、4年度が927ha、5年度が914haとなっております。

しかし、再生林の面積から見ますと、令和3年度は253haの再生林、4年度が271haの再生林、5年度が282haの再生林です。だけど、この下刈りの面積については2倍も3倍も増えているんですが、これは2回刈り、3回刈りをしたということですか。課長、この辺はどういったことでこうなるんですか。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

現在の造林事業の補助がございます。その補助では、今、写真にも出ていますけれども、主林木が、写真は杉でございますが、この杉、ヒノキが3mの高さになるまでは下刈りが可能であります。

それと、国のほうで規定しております林齢とはちょっと違うんですけども、鹿児島県は成長がいいということで、県のほうで5年生までという取決めをしておりますので、その面積の累積でございます。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

よく分かりました。

みんないろいろ受け取り方が違いまして、3年間は管理をしてくれる、いや、俺なんか5年間で聞いたよとかいろいろございました。そういったことで、3年と5年ということが、今、よく分かりました。それではそのように納得いたします。

それでは、次の③ですが、植林をすると、その後の3年間は森林組合で個人負担なしで管理してくれるとのことであったが、10a当たり5,000円の負担金を徴収する実態はどうかということについて答弁を頂きました。

ここも、我々林家にはあまり周知がされておられません。私もその認識はございませんでした。こんな方もいらっしゃいます。伐採をされる業者さんですが、伐採はもちろん個人でやられるんですけども、全てを森林組合に全部出荷をしておりますということをおっしゃいます。それで、その方がおっしゃいますには、私は森

林組合オンリーですので、下刈りかれこれ植林もすぐしてくれるんですよということをおっしゃいました。ですから、私たちもそういったことで認識をしておりました。

今、答弁の中でその違いが分かりました。個人で個人に販売した場合にはこの5,000円を徴収するということがここに出ております。だけど、これは一般の人たちは知りません。知っている人もいらっしゃるかもしれませんが、その違いがよく分かりました。ですから、やはりそこらの周知徹底してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

市のほうでは、森林環境譲与税の一部を森林組合が行いました造林事業の標準単価をもって10%を森林組合に補助しております。なるべく森林所有者の負担を軽減するための施策として実行しておりますが、会計検査員のほうから指摘がございますのは、やっぱり補助事業であるので個人負担を取りなさいという方向であります。曾於市森林組合だけは、曾於市が県内の市町村では一番高く補助しておるんですが、なるべく所有者からは負担を少なくするような方策で、今後とも対応していきたいとは考えております。

以上です。

○14番（原田賢一郎議員）

分かりました。補助だから個人負担をしなさいということだそうですが、曾於市の山が荒れないためにもこの5,000円の負担分、これはやっぱり市が対応策として取り組むべきじゃないかと思いますが、市長、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

理由は述べました。森林組合に全て委託すれば、3年間は個人負担はないですよという仕組みで今までやっているみたいですので、今、原田議員が言われるように、森林組合を通さなかった場合に個人負担が出てくるということで、それを行政で持ちなさいという問題提起だと思うんですけど、非常に予算上それができるのか、森林環境税という事業のお金がありますけど、こういう形でできるのか、もう一回そのあたりを協議させていただきたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

ぜひ、そのようなふうに前向きに取り組んでいただきたいと思います。来年度からこの森林環境譲与税が徴収をされ、国民1人当たり1,000円ずつです。そういったことで非常に喜ばしいことで、曾於市にとってはまたありがたいことでございます。

しかしながら、この森林環境譲与税もいろいろありまして、人口割、森林の面積割、いろいろあるみたいですが、現行のこの譲与税の在り方ではいろいろ不公平が出てきておりまして、例えば、横浜市などはその環境譲与税を使うのに困っているというようなことで積立てに回していると。そんな自治体も、横浜ばかりじゃないですがいろいろ聞いております。

曾於市にとっては、どれだけあっても足りないと思います。ですから、この譲与税が来年度から徴収されます。今までは前もって国が立て替えて今までやってきましたけれども、この譲与税の使い道ですが、今、具体的には、課長、どういう使い道で、今、今年の譲与税は約8,000万円ぐらいだったと思っておるんですが、どういふような使い道に用途はなっていますか。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

まず、森林環境譲与税につきましては、森林整備のために使いなさいというのが第1点でございます。曾於市としましては、まず、この森林管理をしていない森林所有者の把握をまず国はしなさいということで、意向調査というのがございます。

意向調査につきましては、曾於市につきましては3万1,000筆あります。ほかの市町村については15年かけて行うような計画でございしますが、曾於市は今年度でそれは全部終わります。

それが意向調査後に、今度はどういうふうな森林整備をしていくかという方向に持っていきたいという考え方で、また譲与税の使い方を工夫しないといけないと思います。

それと、譲与税の森林整備の推進業務委託料としまして、森林組合に譲与税の対策室をつくっております。要するに、森林管理ができない所有者様を適切に森林管理を促すように、意向調査の調査に基づきまして委託が可能である、森林組合に頼みたいという方の意見を聞いた後に、森林組合にお願いをしていくような業務を行う委託料でございします。

それと、次世代の森林づくり事業の補助金がございしますが、これにつきましては、先ほど森林整備の造林補助事業に上乗せの事業でございします。

それと、担い手対策の補助金もございしますが、この担い手対策補助金につきましては、森林組合の請負を実施しておられる担い手の方に、事業費の標準単価の15%の上乗せをして支給しております。この担い手対策につきましては、苛酷な労働でございします。森林組合の請負単価が安いとは思っておりませんが、曾於市に拠点を置いた事業者様が昨年14事業者おられます。要するに、その14社の方たちが曾於市の下刈り、再造林のために働いてもらっております。そういうような取組でほかの

地域と差別化を図りながら、曾於市に担い手をつくっていかうという補助金でございます。

それと、地域産材の利用促進ということで、県内の木材を使って、県が認定する緑の工務店に建築を依頼した方に1棟当たり30万円の補助を出しております。

以上のような内容で譲与税を使っております。

○14番（原田賢一郎議員）

非常に大事なことでございます。森林組合が、今、非常に一手に引き受けていただいて、この再造林やら下刈りができている状況がよく分かりました。

山を仕立てるとというのは、一言で言って並々の努力ではできません。植林をして二、三年もすると、もう雑草、雑木が生い茂って、植えた木も枯れてしまいます。ですから、植え付けてから三、四、五年が一番の大事な時期でございます。それを乗り切ると後は間伐等でできると思いますが、非常に大事な部分を森林組合さんが請け負っていただいておりますので、ここは大事にしなきゃいけないと思います。

ですから、この環境譲与税も毎年増えてはきてはおりますが、この森林環境譲与税は、今後、曾於市にとってはどんどん増えるものだと私は思っておりますが、どういった見通しをお持ちでしょうか。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

令和5年度の税制改革大綱が改正されまして、市の人工林の面積50%の算定が55%に変更になっております。それと、人口割が30%が25%に削減されておりました、その5%が人工林面積のほうに移ってきておりますので、曾於市の譲与額がまた今年度見直されまして、プラスで来る予定でございます。

○14番（原田賢一郎議員）

分かりました。

本来、この森林環境譲与税というのは、私の独断ですが、山を切った後のその再造林をいかにするか、そして次世代へ渡すかというその大きな役目をするのが、私は森林環境譲与税だと思っていました。しかしながら、いろんな木材の利用をしたときとかいろいろあるようでございます。

いずれにいたしましても、人口割を5%削ったというようなことで、それが面積に加算されるわけですので、曾於市にとっては非常にありがたいことだと思っております。

ですので、ぜひ市長、課長の今の答弁では毎年増える見込みがあるというような答弁を頂いております。ですから、これを有効活用するに当たって、先ほど私が申し上げました再造林云々というところの個人でした分の5,000円ぐらいはやっぱり

補助をしてあげるということ、それが50年後の曾於市の森林のために非常に大きく役立つと思います、再度、答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

森林環境譲与税につきましては、全国の市長会でも問題になっておりました。人口の多いところに配分が大きいのではないかとということと、やはり一番山を守っている農村部の自治体に配分を強化すべきだということを問題提起をいたしました。そういう中で見直しがありました。

それで、私たちの曾於市で、やはり今後は増えてくるだろうと思うんですけど、そのお金はちゃんと基金で積み込んで、森林組合と一緒に曾於市の林業発展のために予算は使いたいというふうに思っております。

また、同時に、子供たちに林業の果たす役割というのをまた説明して、直接小学生やら保育園の子供たちに植林をしている状況なんかをいっぱい見てもらう、そういう運動も必要だというふうに思っております、今、私たちの曾於市の中にいろんな若い人たちが、再生林を目指すそういう若者が増えてきております。同時に、ポット苗も作る若者も増えてきておまして、この農林に関する職員が曾於市でも増えているということは、非常に関心が高まってきているという裏づけだというふうに思っておりますので、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

それでは、④の再生林後の市の対応策ということで、一応、市長も前向きに検討するという答弁を頂きましたので、この質問については特段の努力をしていただいて、曾於市の山が荒れないということを切に要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

最後の職員定員適正化計画についてをお伺いいたします。

1回目の答弁を頂いておりますが、その中で私が今取り上げているのは、主に支所のことを取り上げておりますが、支所においては、事務量に応じた職員数となったところだというふうに非常に明快にここに答弁が出ておりますが、本当にそうなのかなと私は今疑問に思っておるものですから、この質問を出したところでございます。

令和3年度に曾於市の定員適正化計画というのが定められておりますが、これは令和3年度から令和12年度までの10年間の職員の適正化計画でございます。私もいろいろ参考資料を頂いたんですが、この中で、令和3年から令和12年までの10年間の計画が定められておりますが、来年はその中間での見直しをすると聞いておりますが、その観点から質問をいたすところでございます。

いろいろ見ますと、支所に限って今から申しますが、大隅支所の耕地建設水道、

ここの部署についてちょっと詳細にお伺いいたします。

ここの部署は、本来ならばこの4つの課、3つの課かな、をまとめた係がおるわけですね。本来は40人ばかりでやっている事務量だというふうに聞いておりますが、今はそれを4人でやっております。それで、その中の仕事の内容というのをいろいろ見てみました。

耕地課に関する仕事ですが、これが法定外公共物、境界確認、占用の受付事務に関すること、それから土木施設の災害対策及び復旧事業の技術に関すること、いろいろあります。この項目が何と16項目あります。建設に関することこの中に含まれております。そして、また水道係においては、これも8項目の仕事がございます。ですから、24項目の仕事を4人でやっているわけです。これは幾ら再編とはいえ、私は無理があるんじゃないかと思いますが、先ほどの市長の1回目の答弁では、何もそういったことは聞いておりませんという答弁を頂きました。本当にそうですか。

みんな小言はあまり言えませんよね、職員も。だから恐らく上に届いていないのかなというふうに感じておりますが、何も聞いていらっしゃいませんか。

○市長（五位塚剛）

役所の再編に伴って本庁機能を強化するという状況の中で、大方本庁に集約をしました。それで、支所の在り方というのも十分検討した上で職員の配置をいたしました。この間、特段このような状況の中で、支所のほうが仕事に対応できずに、また職員が病欠をするとかそういうことについて、今のところは私のほうには届いていないところであります。

総務課長を中心として、また両副市長を交えてずっとこの間見てきておりますけど、特段、今のところ大きな問題になるようなことは聞いていないところでございます。

○14番（原田賢一郎議員）

恐らく職員もそんな小言は言えませんよね。これは私なんかがちょこっと耳に挟むことだけで物事を言うのはこれはどうかと思うんですけども、この再編の計画の中にこういう項目があります。

耕地課の分ですが、支所に耕地関係の受付がないとの指摘を受けて、1人分の事務作業は持たせないが、受付のために事務を1人出すことになったということが書いてあります。これは令和3年の作成当時のあれだからちょっと古いんですけども、こういうのもあります。

ですから、今、大隅の耕地水道かれこれのこの係は4名だと言いましたが、土木は技術者が2人いらっしゃると聞いています。そして、耕地関係はいらっしゃらないと聞いております。耕地関係の分は受付のみだという話をされました。ですから、

そこでは相談にならないわけです。ですから土木、耕地、林務、こういった類いの相談事というのはやはり急を要します。

例えば今から、もう梅雨に入りましたけれども、また災害がやってきます。ですから、即行動をして即決断をして、即その対応策を練らなきゃいけません。土木だけがおって、耕地は何でいらないのか。曾於市の基幹産業は農業です。農業イコール耕地です。だから、私たちが常に相談に行くのは耕地か土木か建設、そこがほとんどです。ですから、そこが一番重要な問題を取り扱うところだと私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

職員の適正化計画に基づいて配置をいたしました。全て財部、大隅の耕地林務土木水道課が全部受けなさいということは一言も言っていないところでございます。

当然、本庁のほうからも応援体制に入りますし、両支所が対応ができないときは、もう必ずすぐに連絡を取り合って、対面でも、またテレワークでも連絡を取れるようにしております。

具体的に、今、このことによって、耕地関係で大隅、財部で対応ができなくて非常に困ったというのは今のところ聞いておりませんが、それはそうならないと思っております。だから、対応ができるように、職員も一緒になってちゃんと検討はしてまいりますけど、問題点があったときはまた指摘をしていただければありがたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

ちょっと順不動であちこちしておりますが、次の質問の中に、⑤ですけれども、適正化計画の職員数を達成しないとペナルティーがあるのかについては、ありませんということでしたが、それはそれで了解しました。

であれば、やはり適正な職員配置というのを望む観点から、先ほど答弁の中にもありましたが、職員の少ないほうから、曾於市はいいほうだという報告も受けました。これは令和3年度からのやつでちょっと統計は古いんですけども、その中にこういう統計がございます。

これは総務省が公表したデータで、普通会計に属する職員数、企業会計を抜く、その他の職員を抜くですが、その中で類似団体、ここでは128なんですけど、128の中で、人口1万人当たりの職員数の少ないほうから、我が曾於市は39番目の位置にありますとあります。これは先ほどの答弁よりちょっとデータが古いんですけど、これは令和3年度かな、というふうにあります。

その中で、類似団体の中で、鹿児島県内に市が9市町村が入っています。それで、我が曾於市はそこの中では39位です。人口1万人当たりの職員数は90人。それと、伊

佐市ですが、ここも我が曾於市と面積的にはほぼ一緒に392㎡、ほぼうちと変わらなくて、これは36位。89.83人です。それと、全く我が曾於市と同じぐらいの人口の南さつま市ですが、これは人口1万人あたりに131人です。これは101位。127のうち。もう後ろのほうです。

ですから、これでは我が曾於市はまだトップクラスです。少ないほうからです。だから、市長はいつも言っているらしいです。健全化比率、それから財政指数かれこれ県内でもトップだと言っているらしいです。私もそう思っています。

ですから、無駄は省かなきゃいけないんですけども、職員を減らすことだけが何か先行しているように私たちには映るんです。そのことによって私たちが不平不満を感じるような行政サービスの低下があってはならないと思っておりますので、そこまでこだわらなくてもいいんじゃないかというふうに私は思いますが、どげんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

将来を見込んで、人口がどのように減少していったらいいかという前提の下に、職員の定員適正化計画を立てて、そして本庁支所方式の在り方を見ながらいろいろと検討しました。そのことについては全て議会の皆さんたちにもお示しをしながらやってきました。

ただ、やってみると、やはり企業誘致の関係でも、企画でやったものを商工観光課に持って行って、やっぱりこれもやり方が非常にうまくはかみ合わないなということで、また戻すようにしました。実際、そういうのがちょっとここ二、三年の間に出てきております。やはり、住民との関係、職員との仕事の量の関係を含めて、当然、見直しをしてきております。

ただ、今、言われるように、職員を320名まで減らしていくというのは大きな目標でありますけど、そこに絶対にしなきゃならないということでは私もそうは思っておりません。どうしても必要であるならば、それはまた見直しをしながら、必要なところに職員を配置をしたいというふうに思っております。

同時に、任用職員という方がいっぱいいらっしやいますので、そのあたりもちょっと見直しをしながら、職員を増やすのであれば、そのあたりのことを専門職でできる職員をまた増やすべきだというふうに思っております。

そういう意味で、総合的にいろいろ考えながら、職員の適正化は進めていきたいというふうに思っております。

○14番（原田賢一郎議員）

今、市長のほうに前向きな答弁を頂いたところですが、総務省の指標における適

正な職員の見極めに必要な観点というのがここに出ておるんですが、その中で、数値比較のみをもって適正な職員数を論じるのではなく、論ずるのは妥当性を欠くと出ています。

一定数の職員を確保することを前提としながら、個々の事務事業について業務の性質及び分量を分析、把握し、効率的、効果的な職員数を加味する中で、真に必要な適正な職員数を見極めていく必要があると、こういうふうに結んである。全くそのとおりだと思います。ということは、やはり見直しをきちっとして、そして対応していくということが必要かと思います。

ですから、私は、今、支所のことだけを申し上げておりますが、私なんかが最初、この再編計画があるときに、農業委員会とそれから福祉事務所、それから教育委員会、これは大移動をするんだなという認識がありました。それと同時にびっくりしたのは、それと同時に支所では職員が半分しかいなくなった、これはみんな啞然としました。市民も驚きました。これで一体本当に適正な事務処理ができるのかと不安を感じました。両支所の住民は皆さんそう思われたと思います。私も今でもそう思っています。

ですから、市長は何も聞いておりませんと言いますが、私たちはたくさん聞こえてきております。ですから、それをいちいち言うとな個人攻撃になりますので言いませんけれども、そういった声があるんです。ですから、適正な人員配置をしてほしいということ、それから、必要とあらばその部署は増やしてでもいいよというような柔軟な考えを持って当たってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

十分議論した上で職員の配置をしております。また、仕事の内容も十分それを前提としてしております。やはり職員の能力によっては、見方はいろいろあるだろうと思っております。私は職員に、市民から受けた相談は基本的には納得できるような体制を含めて説明をなさいと言っております。だから、支所でできないことはすぐに本所の職員の応援をもらえばいいと思っております。

そして同時に、やはり今言われるように、本当に機能として回らないのであれば、これはもう当然見直ししなければならないと思っております。災害が起きたときはこれはもう一致団結して、本所からも全面的にバックアップして、住民には迷惑かけないように体制は取りますけど、おのあのいろいろ問題があったら指摘をしてもらえば、それなりの改善努力はしたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

今からまた大雨、台風等のシーズンになってまいります。耕地課関係は今からがまた慌ただしい市民等の対応に追われてくるんだというふうに思います。

災害が起きた場合、土砂崩れ等が起きた場合、もう去年もありました。台風6号が来ました。そのときも本所から応援をしていただいて駆けつけております。そこまではよかったんですけども、働き蜂ばかりどっさり来て、事務がいなかったという話を聞きました。みんな外に出ます、現場に。そうすると従来の電話番、その人たちは兼ねての業務がある。何を言いたいかというと、もちろん技術者ばかり来ても、今度はそこで対応をする人がいなかったという話も聞いております。そこに人員不足が生じたということでパニックになったという話も聞きました。

ですから、やはり現場に出る人は出る人でいいんだけど、そこで事務をする人、対応をする人、そこまで考えないと、てきぱきとした対応ができていないというのも聞きました。

今から大雨のシーズンになりますので、万全の体制を敷いていただいて、そういった市民に不安が残るようなことがないようにお願いをしたいと思います。市長もう一回見解を。

○市長（五位塚剛）

本当に災害が起きそうな状況が今後出てまいります。そういうときに、住民の方々にやっぱり不安を与えないというのは大事なことであります。また、その体制づくりというのも大事なことであります。

各支所において、課長等の陣頭指揮というのが非常に重要になっていきますので、そのあたりをよく十分配慮しながら、また、場合によっては臨時的な職員も配置しながら対応を進めてまいりたいというふうに思います。

○14番（原田賢一郎議員）

最後になりますけれども、先ほど市長の答弁の中で再任用職員も大いに活用したいというのがありました。私も賛成であります。

それで、もう1つお願いですが、支所の場合はオールマイティーでなければいけないと思います。若い人をやっても経験不足、そういったことが非常に目につきます。ですから、何をやっていいか分からん、そういった状況が発生します。ですから、ベテランの職員を抜てきしていただいて、オールマイティーにこなせる人、私は、今、大隅支所に再任用の方もいらっしゃいますが、非常によくやってくさっております。私たちはすぐやる課を目指しておりますと言われました。ほとんど苦情、相談が来たらすぐ現場に駆けつけておると。そして現場主義でやると。それから、常にタイアップしております。非常にすばらしく活躍をさせていただいております。本当に感謝をいたしております。

ですから、そういったことを考えていただいて、適正化計画は数値にこだわらず、現場に応じた配置をお願いしたい。そしてまた、支所に配属になったからといって、

職員が左遷になったようなそういった感触を持つようであってはいけませんので、自分は支所に回されたから、俺の能力を高く買っていたというそういう認識を持てるような職場をつくっていただきたいというふうに切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩をいたします。

休憩	午後	2時04分
再開	午後	2時14分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

3番、さくら会、瀬戸口恵理です。

それでは、通告に従いまして質問をしてみたいです。

今回は大きく4項目についてお伺いいたします。

まず、こども基本法について、そして市民ニーズの取り入れ方について、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりについて、男女共同参画の推進について、それぞれ伺ってまいります。

まず、1つ目、こども基本法について。

令和5年4月、こども家庭庁創設と同時に施行された「こども基本法」は「こどもまんなか社会」を目指していますが、その実現のための本市の取組についてお伺いいたします。

①こども基本法施行後、本市が新たに取り組んでいることをお伺いいたします。

②こども施策にこどもの意見を反映させているか伺います。

③市内の公立学校における校則や生活のルール等について、公開の内容も含めて現状を伺います。

④校則や生活のルール等において、全てのこどもが個人として尊重され、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言える環境は整っているかお伺いいたします。

大項目2、市民ニーズの取り入れ方について。

①施策方針の1つ目である「市民にやさしい市政運営」とは何か。また、その実現のために具体的に行っていることをお伺いいたします。

②市政運営へ市民の声を取り入れるために行っていることをお伺いいたします。

③市長自ら市職員に対して、共に市政を進めるために市政運営の基本的な考え方を伝え、共有ができているかお伺いいたします。

④市職員は市民でもあります、意見を取り入れる仕組みがあるかお伺いいたします。

⑤市民からのクレームに対し、対応マニュアル等があるかお伺いいたします。

大項目 3、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりについて。

①施政方針の 5 つ目である「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」において、現在取り組んでいることをお伺いいたします。

大項目 4、男女共同参画の推進について。

①本市の男女共同参画の推進のための取組についてお伺いいたします。

②本市において、男女共同参画推進を目的とした条例が制定されているかお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の 1 の③と④以外については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の 1 の③と④については教育長に後から答弁させます。

1、こども基本法についての①こども基本法施行後、本市が新たに取り組んでいることについて、お答えをいたします。

「こどもが健やかに幸せに成長できる社会の構築」のために、子育て世帯の身体的・精神的・社会的負担を少しでも軽減することを目的に、各事業に取り組んでいます。

令和 5 年 4 月から、「子育てリフレッシュ事業」、「産後ケア事業の利用料の無料化」、5 月からは「こどもの定期予防接種の委託先を都城市・三股町の医療機関まで拡充」、令和 6 年 4 月から「第 1 子と第 2 子の出産祝い金の増額」、新規事業として、「ファミリー・サポート・センター事業」、「子育て世帯訪問支援事業」を実施しています。

また、全ての子供が適切に養育され生活や人権が守られるために、要保護児童対策協議会を中心とした支援の強化を図っています。

1 の②こども施策にこどもの意見は反映させているかについて、お答えをいたします。

こども基本法では、国や地方自治体の子供施策に子供・若者などの意見を反映する措置を講ずることとしています。子供の意見を聴取する機会としては、年に

1 回開催している「こども議会」や各イベント等の際に記入していただくアンケート、学校等からの報告があり、そこで出された意見を基に取り組む事業や、要望をきっかけに始まった事業があります。

また、こども基本法では、子供のほかに「こどもを養育する者、その他の関係者の意見の反映」をうたっており、保護者の意見を反映させ見直した事業もあります。

今後は、関係機関が連携し、子供や若者の意見を聴取する機会を増やし、施策への反映に努めてまいりたいと思います。

2、市民ニーズの取り入れ方についての①施政方針の1つ目である「市民にやさしい市制運営」とは何か、また、その実現のために具体的に行っていることについて、お答えをいたします。

本市の将来像を示した第2次曾於市総合振興計画に示したまちづくりの基本方向に基づき、市民の福祉、教育、くらしを守るために様々な取組を行うものです。

具体的には、市民が安心して暮らせる魅力あふれるまちづくりや若い世代の子育て支援対策、農林業の生産向上を図るための産業の振興、災害に対応するための防災対策、人づくりの基本となる教育の振興など幅広く対応しております。

2の②市政運営への市民の声を取り入れるために行っていることについて、お答えをいたします。

市民の皆様からの御意見等を頂くために、本庁及び各支所へ意見箱の設置、様々な計画策定等におけるパブリックコメント制度や自治会長を対象に市が実施する各種事業などの説明を行う市政説明会を毎年開催しております。

また、自治会が抱える課題や悩みを解決できるよう、自治会と職員が相談を行う自治会相談員制度も行っております。

2の③市長自ら市職員に対して、共に市政を進めるために市政運営の基本的な考え方を伝え、共有ができていくかについて、お答えをいたします。

市政運営における方向性や考え方について、市長より職員に対して訓示を行っております。

また、市政運営に関し、毎年当初予算編成において、10月上旬に当初予算編成の基本方針を示した上で、職員へ通知しております。

2の④職員からの意見提案について、お答えいたします。

職員からの施策提案の機会として、曾於市職員提案制度に関する規程を設けております。

平成17年度から提案された案件は27件で、一部採択も含め11件採用されております。今後も職員から様々な意見を受ける環境を整えていきたいと考えております。

2の⑤市民からのクレームに対し、対応マニュアル等があるかについて、お答え

いたします。

クレームに対するマニュアル等は特に作成しておりませんが、市民等から寄せられた意見、クレーム等については、全庁的なものは庁議で情報共有を行っております。

なお、各課所管事務に関する個別の案件につきましては、私に報告後、支所を含め担当課、担当係で情報共有を行っております。

3、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの①現在取り組んでいることについて、お答えをいたします。

農業経営の安定化と維持、拡大を図るために、担い手の育成確保や生産振興として、経営規模拡大、省力化のためにビニールハウス、牛舎、機械導入等の機械施設整備、優良種畜の導入、保留など、国県事業や市単事業を活用した生産基盤の整備と産地育成に関係機関、団体、各部会組織と連携して取り組んでおります。

また、農業経営の負担軽減のために、農業公社によります受託作業やコントラクター事業への取組、サツマイモ基腐病、有害鳥獣被害等への被害防止対策、家畜伝染病を防止するための防疫対策の強化等に取り組んでおります。

4、男女共同参画の推進についての①男女共同参画の推進のための取組について、お答えをいたします。

市では、男女共同参画推進懇話会を年2回開催し、提言の実施や外部講師による年1回の職員向け研修会及び市民向けセミナーとして、年2回の「魅力アップセミナー」を開催しております。

7月の県男女共同参画週間に併せて、市報に啓発記事掲載や男女共同参画地域推進員の取材による「きらりみんなのコーナー」ページへの掲載、啓発チラシの自治会全戸配布、市ホームページなどで男女共同参画週間の周知を行っているほか、曾於市民祭会場ではポケットティッシュを配布して啓発活動を行ったところです。

また、県主催の男女共同参画基礎講座への参加や若年層の啓発活動として、小学校でのワークショップやセミナーが開催されております。

4の②男女共同参画推進を目的とした条例が制定されているかについて、お答えいたします。

男女共同参画推進を目的とした条例は制定されております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

1の③市内の公立学校における校則や生活のルール等の公開の現状について、お答えいたします。

児童生徒がより望ましい集団生活を送るために、小学校では「生活のきまり」を、中学校では「校則」を定めております。

校則の内容については、各学校で子供の意見を取り入れながら見直しを進めているところであります。

また、公開については、ホームページや文書等で周知を図るように指導しておりますが、学校によっては十分でないところもあるようなので、教育委員会としても早急に再度指導してまいります。

1の④校則や生活のルール等において、全てのこどもが個人として尊重され、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言える環境は整っているかについて、お答えいたします。

子供の意見表明権は、子供たちが安心して自分らしく生活していくために尊重されなくてははいけません。その考え方は学校においても浸透してきているところです。しかし、子供の意見をどう聞き取るか、そして学校経営や学校行事等にそれをどう生かしていくかについては課題があり、子供の意見が十分に反映されているとはいえない状況です。

教育委員会としても、子供たちの発達の段階や特性等を踏まえ、一人一人の意見を大事にしていけるように学校へ指導してまいります。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、順に質問をしてまいります。

まず、こども基本法についてですけれども、本市においても地域包括支援センター等がございますので、伴走型子育て支援のほうを実施しているところであるかと思いますが、本市においては、伴走型子育て支援は何歳から何歳までを想定していらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

生まれてから就学前までを想定しております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私たちが文教厚生委員会で所管事務調査に行きました渋谷区の子育てネウボラなんですけれども、ネウボラという言葉がまだちょっと耳なじみないかと思いますが、ネウボラというのは、フィンランドを発祥とした子育て支援の仕組みでありまして、ネウボラはフィンランド語でアドバイス、いわゆる助言の場を意味しております。

フィンランドでもこのネウボラはもう国を挙げてやっけていまして、これは妊娠期から小学校入学までを対象としている制度でございます。その点、うちと同じ年齢

対象になるかと思うんですけれども、ただ、渋谷区の子育てネウボラに関しては、2017年からスタートした国の制度、いわゆる本市にもあります子育て世代包括支援センターの仕組みを生かして、妊娠期からの子育て支援を家庭に寄り添って18歳までを伴走し、共に育てるという仕組みでございます。

何が言いたいかといいますと、子育て支援というのは、こども未来課の担当が大体就学前になるかと思うんですけれども、就学前までは問題がなかったお子さんが、就学後に環境が変わったりとかした場合にいろいろ不都合が起きて、支援を必要とする場合も幾つか実例を聞いておりますが、その場合に、どのようにして福祉であるとか相談窓口につながっていいか分からずに、その現状をお母さんがそのままどうしていいか分からないで放置してしまって、現状が悪化してしまうという実例も起きておりますので、支援を切るのではなくて伴走型と言っているからこそ支援をつなげていくということが大事だと思っているんですけれども、今現在、こども未来課と福祉介護課、そして教育委員会の連携がやはり取れていないんじゃないかという場面を多々見受けることがあるんですけれども、原因はどこにあると考えていらっしゃるのでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

毎月、こども未来課のほうに各学校から要支援・要保護の必要、気になる児童生徒の情報は頂いているところではあります。ただ、そこに引っかけられないといえますか、そこまでない子供さん、児童生徒の情報については、今、なかなか取れないところになります。

ですので、もう少し、今後、お互いに連携をする必要はあるかと思うんですけれども、その連携のやり方については、まだ今後ちょっと関係課、教育委員会、福祉介護課とも協議が必要かと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もう一つ、渋谷区の子育てネウボラの特徴なんですけれども、妊娠期から、つまり母子手帳交付時からずっと、18歳に至るまで担当制で保健師さんがついてくださるというのが特徴であります。なので、例えば就学後、小学校に上がっても、はたまた中学校に上がっても、高校に上がっても同じ保健師さんに相談ができるということで、それがとても私はいいなと思ったところなんですけれども、なぜかというところ、相談窓口がその都度変わっていくんです。なので、自分の子供に何か問題があった場合に、最初は大体保健師さん、健診とかで発達の遅れとかを指摘していただいて、特に初めての子供だと、ほかの子との違いが自分は分からないので、ちょっと例えば言葉が遅いですねとか、気になるところがあるので一緒に見ていきましょうというふうに寄り添っていただくんですが、また今度はそこから就学した

後、小学校に上がったときに、今度はクラスに子供が入って担任の先生とのやり取りになるかと思うんですけども、そうしたら、今までは保健師さんに相談できていたのに、今度はどこに相談したらいいんだろうというところがあります。また中学校に上がってもまた変わっていくということで、担当、1 か所ずっと相談できる場所があれば、そこから連携していただけるとお母さんはすごく安心感が違うかと思うんです。

じゃないと、今まで保健師さんに相談していたけども、また今度保健師さんに把握してもらったことを、例えばまた今度は学校側、教育委員会のほうにまた一から説明しないといけない。また、小学校は把握しているけれども、今度は中学校に上がったときにその情報が共有されていないということがあります。

個人情報保護の関連もあるのでなかなか難しいと思うんですけども、もう少し各課が連携していただければ、お母様方の負担が軽くなるのではないかと考えているところです。それについて市長、何か御見解ありましたらお答えください。

○市長（五位塚剛）

子育て支援に関しては、こども未来課を中心としながら保健課の対応と、また場合によっては保育園、幼稚園、小学校をつないでいくわけですから、ただ、基本的には個人の情報のことがありますから、その人のことを全部つなげなさいということとは現実的には簡単にはいかないと思います。

ただ、やはりお母さん、お父さんがちゃんと積極的に、困ったときは、そのときに相談してもらえば、各課も前の状況も聞きながらちゃんと相談には乗れる体制はできているというふうに思っておりますので、引き続き、やっぱり相談事は積極的にしてもらえればありがたいというふうに思います。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

一つ事例を申し上げますと、就学前は特に問題がなかったお子さんなんですけども、就学後にちょっと問題があるということが分かって、学童に行っていたんですけども、学童に通うことができなくなった。もうちょっと見られませんかということがあって、そのお母さん、福祉サービスを御存じなくて、放課後等デイサービスの存在を知らずに3年間ずっとおられたそうなんです。

何でそれが分かったかというと、新しくほかの市外から転勤されてきた先生が担任の先生になられて、ずっと困っていらっしゃった現状に気づかれて、放課後等デイという福祉サービスがありますけれどもということで紹介をされたそうなんです。

なので、そもそもが困り事があっても福祉につながらない、知ることができない、窓口がどこかも分からないという市民がとて多いというのが現実なんです。なので、各課が連携して、どこかでその芽が出たときに、どこかでキャッチできるよう

な体制づくりをしないと、全てのことを子供のことはこども未来課だというふうにしていけば、事が大きくなってから対応するのはすごく大変だと思うんです。

なので、福祉サービスは特にいろいろあって分かりづらくて、知らなかったというお母さん方がすごく周りにも多いんですけれども、それについて広報等はどのように対応していらっしゃいますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それではお答えいたします。

児童の福祉サービス、障がい児の福祉サービスについては、手帳を持っていない人もサービスを受けられるようになっております。その場合に、普通の方の障がい者手帳とかを取られる方については、取られたときにこういうサービスがありますよということでパンフレットとか説明とかをするんですけど、障がい児の場合は手帳を取らない状態でもできます。個人個人にその事業の説明とかパンフレットとかを配れないような状態にあります。

なので、今ちょっといろいろとまた広報のやり方をどうにかできないかということで、係のほうでもちょっと話をしているところでございます。もう少し待っていただけたらと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そして今、福祉の面では相談事業所、そして放課後等デイサービスの事業所が、とても曾於市でもほかの市でもそうですけれども不足している現状にあります、それに対して何か働きかけ等はされていらっしゃいますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

障がい者の相談につきましては、そお地区障がい者等基幹相談支援センターというのが、志布志、大崎と一緒に委託をしております。たまたまこれが志布志の医療法人のほうに請けていただいております。そちらのほうで事業所同士の空き状況とかというのを把握していただいております。

うちの福祉介護課のほうに相談があれば、そちらのほうにつないで、空き状況とかの調整をそこでしていただいているので、事業所とかを教えていただけるというか、案内できるような状態にはしてあります。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

実際、窓口で起こったことなんですけれども、放課後等デイサービスが少ないということで、空きがないか窓口で相談事業所から連絡をしても、ちょっと空きについては分からないという回答をもらってしまうんです。なので障がい者基幹センターですか、そちらのほうの紹介がうまくされていない現状があるんですけれども、そ

れについて今後対策はしていただけますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

そちらのほうも今度の課内での話合いの中で、基幹相談支援センターのほうもどうにかして皆さんのほうに広報できればと思って検討しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

いろんな面で子育てに関する相談をする場所であるとか連携が取れる場所が複数あるというのが大切だと思っております。

また、こども基本法については、子供の人権をうたっておりますが、つい最近、鹿児島市のほうでも不適切保育のほうで報道されて衝撃が走ったところなんですけども、それに関して、本市の対応はどのようになっておりますでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

6月11日付に、県のほうから保育所等の安全管理の徹底等についてという周知依頼が届きまして、それを市内の全保育所16か所と放課後児童クラブ29か所にメールで送付をいたしております。

また、市としての取組としまして、今度7月3日の日に、保育所向けの虐待防止についての研修会を予定しております。児童相談所や警察署から職員が来まして講話をお願いしているところですが、今回の事件も絡めながら、再度、安全管理の徹底について周知を図ってまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはりお母様方、預けるのがやっぱり心配になってしまうかと思うんですけども、例えば、大きな事件まではなくても、例えば相談の中に、まだ言葉も発せないような赤ちゃんが、どうやらつままれて帰ってきているようなんだけど、こういうのはどこに相談したらいいんだろうとか、あとは、先生からひどい言葉を投げかけられたようなんだけど、子供と先生とのやり取りなので、子供がお母さんにこんなことを先生に言われたと申告しても、それを証明できる場がないんです。なので、お母さん方も子供の勘違いかもしれないしということで黙ってしまう。

ある意味、言葉を悪くすると、働いているお母さんからしてみれば、子供を預けている施設に対してはやはりあまりものを言いづらい。なぜかという、大事な我が子がある意味人質に取られているような状態というふうな表現をするお母様方もいらっしゃると思いますので、やはりお母様方の声を届ける、また様々なところに連携していく仕組みというのが大事かと思っているところであります。

また、子供や保護者の声を聞くということが、今後、こども基本法の大事なところになっているかと思うんですが、御答弁していただいた内容を見ますと、年に

1 回、子ども議会や各種イベントの際に記入していただくアンケート、学校からの報告等というふうに答弁いただいています。今現状、この子供施策に子供の意見を反映させる仕組みとしては足りているとお考えでしょうか。

○こども未来課長（新澤津友子）

お答えいたします。

こども基本法にあります意見を反映させるための必要な措置というものには、まだ取り組んでいるとは言えないところでございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

また、今回、委員会のほうで所管事務調査に行きました流山市なんですけれども、委員長からの報告もありましたとおり、相当、保護者や子供自身の声を聞くということに一番力を入れて取り組んでいるところなんです。それがやっぱり人口増にもつながっているかと思うんですけれども、そもそもここはマーケティングもすごく上手なので、キャッチコピーとして「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市。」はじめ、「子どもといたい私も、仕事をしたい私も、この街を選んだ。」というふうにキャッチコピーをポスターなどで発信して流山ブランドというのを確立しているところなんですけれども、子供の意見を取り入れる方法として、小学校5年生から高校3年生までの児童生徒ら15名によるこども会議をはじめ、子供のワークショップや、あと市民団体と共催でフェスタをしたりですとか、あとは直接意見を聞く機会をその都度いろいろな場面で設けております。

これは、教育委員会のほうも周知や公聴に関してはとても協力的だということで、連携をととてもしていらっしゃるんですけれども、例えば市民祭りではブーステントを設置して、向こうでは子ども家庭課があるんですけれども、子ども家庭課が中心となってキーホルダー作りなどを行い、子育て世代と積極的につながることによって、あの人よく見るよねと、市の職員さん、この間も話しかけてもらったよねという感じで、最初はやはり親しくしゃべることができなくても、ニーズを知ろうとする姿勢を強めることで、お母様方もぽつりぽつりとお話をされるということも実際にあるそうです。

やはりこれ、児童虐待防止も兼ねて、校長会や教頭会等でも連携を欠かさないようにして取り組んでいるということなんです。これ、今、本市で取り組もうとしても、今現状、正直難しいかなと思うところがあるんですけれども、これに対してやはり今後予算等をつけて仕組みを変えていかないと、子育てしやすい曾於市というふうには現実的には難しいかと思うんですけれども、市長、御見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

子育てしやすい曾於市というキャッチフレーズは、私は少なくとも都城、三股、霧島、志布志を含めて、意外と曾於市は認められているというふうに思っております。

いち早く高校卒業するまでの医療費を無料化にしたり、今回は学校給食費も全て無料にいたしました。今後、まだ子育てがしやすい曾於市という意味ではまだまだ足りない部分もありますけど、市の職員の努力やら、また地域住民のいろんな意見を参考にしながら、いろんな意味での取組は開始したいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

本市の保健師さん、大分努力をしていただいて、子育て支援にとっても積極的に対応していただいていると思うんですけども、いかんせんやはり保健師さんですので、日々の業務に追われてしまって新しいことを考えるということがなかなか難しい、また、そのお母さんからSOSが発信されても、それへの対応がなかなか通常業務があるので難しいという場合があるので、やはりこども未来課の体制ももう少し考えていかなければいけないなと私は思っているんですけども、市長、それに関して、こども未来課、もう少し力を入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

新しい課をつくりました。こども未来課というのは、やはり子供の将来を見て、お母さん、お父さんたちが曾於市はやっぱり子育て支援に特化した形でいろいろと前向きなんだという意味では、私は理解があると思います。ただ具体的な中身について、まだ弱い部分がありますので、これはこども未来課を中心として、職員の発想の下、いろいろなことを取り組んでまいりたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そして、学校面のいわゆるこども基本法でよく出るのが、学校校則のことになるかと思うんですけども、現在、校則等に関しては見直しをかけている段階で、また公開の仕方についても、今現在、取り組んでいるところというふうにお伺いいたしました。そもそも学校校則、いわゆる学校生活の決まりや約束の見直しに関するガイドライン等は本市にはございますでしょうか。

○教育長（中村涼一）

基本的に、校則等についてはもう各学校で作成するという事になっておりますので、ガイドラインとかそういうのは今のところありません。

ただ、そういう状況があるので、現在、曾於市の教育委員会としては、学校管理規則を見直して、その中で校則については学校長の責任の下で作成すると、ただし、子供、保護者、児童生徒の意見を聞いて校則等を定めると、また、必ずホームペー

ジ等で周知するようにということで、今、改定のほうを進めております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

教育委員会のホームページのほうで、各学校のホームページが見ることができるかと思うんですけども、正直どこに校則が載っているのかも分からない。はたまたホームページすらもない学校が今現状あるかと思います。小規模校であれば先生と保護者の方のコミュニケーションが図れると思うので、中身等についても十分周知をされているかと思うんですけども、例えば大きい学校、末吉小学校、大隅小学校、財部小学校に関しては、やはりなかなか保護者の方まで知ることができるのか、また、コミュニティ・スクールを構築していく上で、地域の方にも知っていただくことができるのかというのが疑問に思っているところなんですけれども、分かりやすいところにやはり表示をするということが大事かと思うんですけども、それらに関しては、学校に対してどのような通知をしていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

それではお答えいたします。

学校の校則や決まりにつきましては、令和5年2月27日に通知文を出しまして、こども基本法に基づいた対応をするように指導しているところでございます。

その一つとしましては、決定した校則や決まりについてはホームページで必ず公表することということで、今現在、全市内20校のうちの19校につきましてはホームページやブログで公表しているところです。

一中学校におきましては、ちょっとホームページ自体が今ちょっとシステムの関係で見られない状態になっているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

午前中の山中議員の質問の中にもありましたけれども、例えば移住を考えている人は、その地域がどういったところなのかというのをまずもって気になるところで、地域性であるとか治安であるとか、あと子供たちが通う学校はどんなところなのかというところで、ホームページを閲覧される方が多いかと思います。その中で、やはり学校の校則というのは地域でまた様々なところもありますので、そこもやっぱり気になるところで見える方も多いかと思うんですけども、やはり目につくところにきちんとあるということが大事かと思いますので、今後も対応をしていただきたいと思います。

また、不適切指導に関してちょっと質問させていただきたいんですけども、鹿児島県のほうでは、指導が不適切な教員の取扱いに関する規則というのが、令和

5年4月1日に施行されているかと思うんですけれども、本市のほうでは、不適切指導に関する規則等はございますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

それではお答えいたします。

教職員の懲戒処分につきましては、県のほうで指針を示してございますので、それに準じて今対応しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、学校のほうで不適切だと思われるような指導が行われた場合というのは、こういった経緯をたどってそれを改善していくような形になっていますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

まず、学校で起こったことにつきましては、学校の管理職であります校長を中心として、まず事案の整理、まず正確な事案の把握というところから進んでいくものでございます。それに伴って、不適切な指導があった場合は、管理職のほうで指導という形になりますけれども、程度によりましては、当然、その後、市の教育委員会、県の教育委員会という形で、先ほど申し上げました県の懲戒指針に沿って対応する形となっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、子供ですので、これはおかしいんじゃないかと思うことが例えば学校にあったとして、先生に言ってみました。しかし、先生に取り合ってもらえない、聞いてもらえない。なので、もういいや、何を言っても一緒だからもう諦めてしまおうと、そんなふうに言われると、もういいやというふうになってしまうんですけれども、あるとき、今度は先生が何か意見はないかと尋ねるわけです。もう何か意見なんか今まで言いたかったけど、ずっと押し黙ってしまって、今さらそんな聞かれてももう何もないよというふうになってしまいがちだと思うんです。

なぜかという、今の日本の学校教育は、どちらかというともう団体で行動しますので、個人をあまり尊重し過ぎると輪が乱れてしまうのでどうしても難しいということで、多少我慢して学生生活を送っている方が大半だと思います。その中で、いざ社会に出ると、君は何も意見がないのかと逆に言われてしまって、今までと逆のことを言われるんです。だから、就活にすごくみんな苦勞すると思うんです。今まではみんなと一緒にしなさいと言われたのに、今度はみんなと違うアピールポイントを言いなさいと言われるわけなので、やはりそれは学校現場が変わっていかな

いと、子供たちもすごく混乱してしまうんじゃないかと思っているところです。

幸い、うちは学びの共同体ということで、みんなの意見を考えながら、取り入れながら学んでいきましょう、深めていきましょうという取組をしているので、とてもいいことだと思うんですけども、それは授業でのことであって、実際、生活の現場はどうなのかというのはとても疑問に思うところなんですけれども、それについてお考えをお伺いいたします。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員が御指摘の点は非常に大切なことだと私も考えているところでございます。

令和2年に、生徒指導の基となります生徒指導提要が改訂となりました。その中でも、生徒指導というのは、指導だけではなく支援も必要であるということもうたわれております。またその中で、主体的で対話的で深い学びの授業を基に、そのような一人一人の信頼し合える仲間づくりというのもうたわれているところですので、本市が進めております学びの共同体の授業もそのあたりに通じるのではないかなというふうに思っております。

また、先ほどから話題になっておりますこども基本法や子どもの権利条約等の理念というのが、やはり一人一人の子供を大切にする、あるいは子供の意見を尊重する、そういったものがいろいろ根底にあると思いますので、そのような形で対応していきたいと思いますが、まだまだ学校においては、全ての学校、あるいは全ての教職員でそれが日々なされているかというのは、非常にやはり課題も多いですので、継続して指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もう一つちょっと気になることがありまして、行事等に対して、今現在、保護者や生徒の意見を積極的に取り入れているかどうかについてお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

学校行事につきましては、学校においては運動会や文化祭など様々な行事を行っているところなんですけれども、先ほどからありますこども基本法の趣旨にのっとり、子供、児童生徒が主体的に企画や運営に関わるということは非常に大事なことだと思いますけれども、やはり一部の学校においては、まだそのような形でできていない学校があるのではないかなというふうに思っております。

どうしても教師主導という形になっている学校もあると思いますけれども、かな

り改善はしてきているのかなということで考えてはおります。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今年度から運動会が市内一律、ほとんど1日開催となるということで学校のほうから伺ったところなんですけれども、その件については、こういったふうに保護者や子供の意見等のヒアリングは行ったのか、もしあればお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○教育長（中村涼一）

運動会については、今年は熱中症を避けるということで、2学期以降に実施する学校については、できればもう10月以降ということで、それは校長先生方にお願いしました。そして、1日開催ということについては、それぞれのこれは学校行事でするので、学校が決めるべきことだと思っております。

ただ、それぞれ私たちの考えとしては、コロナ前は1日でやっていたわけです。それが、コロナに対応するということで半日開催になった。コロナが収まれば、当然、今後、運動会や体育祭、体育大会はどうするかというのは、これは当然保護者、地域ときちっと話し合って、学校だけで決めるものではありませんので、そういうことについては。もちろん学校行事によっては学校だけで決めるものもある場合があります。ただ、保護者とか地域が参加するものについては十分意見を聞いて、その中で判断してくださいということで、一律に求めたということはありません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、教育長のお話を聞いて安心しました。一部の保護者の中で、もう教育委員会が1日開催しろと言ったから1日開催になったんだってという話も回っていたところだったので、できればいろんな保護者の意見等も聞いてからがいいよねというふうに話をしたところだったんですけれども、ただ、5月でも熱中症の事故が、曾於市じゃなくて、全国的にも涼しい場所でも起きているので、10月以降でもまだ暑い日もありますので、熱中症に関して、1日開催することはちょっと不安が残るところなんですけれども、それに関して対策等は学校には通知はしていらっしゃいますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

運動会につきましては、本市20校ございますけれども、約半数の10校が半日開催、今年度ですね。終日開催は半分の10校というふうになっております。

また、5月に開催した学校が5校ございます。5月につきましては、学校の突然死が一番1年間で多い月でもあるということで、体が寒い時期から急に暑くなって

体が順応していないというところもありますので、練習や運動会等については、休憩を十分に挟みながら余裕を持ったプログラムで行うことや、水分補給の時間を確保すること等を指導しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こども基本法、こういう分かりやすい冊子をホームページ、こども家庭庁のほうで作ってしまして、とても分かりやすく、子供でも読めるような感じで、今、掲載されております。

なので、やはりこども基本法、まだなじみがない部分も多いですけども、これからは子供自体も、それこそ主権者教育で知るところになるかと思いますので、子供たちが、いや、僕たちの意見はもう少し聞いてもらえらるはずなんだけれども、大人のほうがきちんと聞いてくれないうも言ういたくなくなる、ということが起きますので、せっかく子供がいい意見等も持っている場合もありますので、聞く体制、そして各課が連携できるような体制づくりのほうをしていただきたいと思います。

続いて、2項目めに入りたいと思います。

市民ニーズの取り入れ方なんですけれども、今、御答弁いただいたところで、市民ニーズの取り入れ方についていろいろお話を伺いました。

本庁及び各支所へ意見箱の設置、また様々な計画策定等におけるパブリックコメント制度や自治会長を対象に市が実施する各種事業などの説明を行う市政説明会というふうにありましたけれども、今現在、本庁及び各支所へ意見箱の設置がござい
ますが、こちらに投書される意見等はどれくらいありますでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

意見箱につきましては、5年度につきまして6件ほどあったところでございます。

内容としましては接遇関係、そちらのほうが多かったようでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

続いて、パブリックコメントですけども、こちらどれくらいの応募がありましたでしょうか。ホームページでも閲覧できると思いますが、どれくらい年度で出して、どれくらい答えが返ってきていますでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、令和5年度につきましては3件、案件がございました。そちらに対しましては小学校関係の改築基本計画、そして老人福祉計

画等がございまして、意見等はなかったところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それこそ、本日は末吉小学校のプロポーザルの締切日ということで、教育委員会の窓口がとてにぎわっていたように見受けられますが、曾於市の末吉小学校の改築基本計画というのは、それだけ募集があるということは、市民の関心も高いのではないかなと思うところなんですけども、パブリックコメントに意見等がなかったということをどういうふうに受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

パブリックコメントでございますが、ホームページに掲載しているところでございますが、主に各計画等をしてしておりますが、なかなか量も多く、理解をするのに時間がかかるということもあるようでございます。そちらにつきましては、今後、概要等をつけるなり、ある程度分かりやすいような形でしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前、矢上議員の一般質問でもパブリックコメントについての質問がありましたが、やはりパブリックコメントを書くために、すごい100枚ぐらいの資料を読み込んで、そこから意見を出さないといけないということで、なかなか骨が折れる作業だなお見受けしております。

期間も意外と短くて、例えば、末吉小学校の改築基本計画は——これ間違っていますね、令和6年12月14日から令和6年1月12日までとなっておりますが、年度がもしかしたらまたいでいるのかもしれませんが、期間が短かったようにお見受けしますが、これももし間違っていたら、総務課長、その期間はどれくらい募集期間があったかお答えできますか。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

こちらにつきましては、議員の御指摘のように令和6年となっておりますが、こちらは5年の12月14日だと思いますので、令和5年12月14日から令和6年1月12日の約1か月間という形になっているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり年末の忙しい中、また正月のところ、なかなかパブリックコメントを書こ

うという気が起きるかどうかわちょっと難しいかなと思うところなんですけども、やはりパブリックコメント等、市民の意見を取り入れるときはその状況等も把握して、また書きやすさであるとか、期間であるとかも考慮していただかないと、なかなか市民の声というのが届いてこないのかなと思っているところです。

前回の一般質問でも取り上げましたが、財部温泉健康センターの件も、やはり財部の市民の方々がおっしゃるには、声を聞けてもらっていないんじゃないかなとおっしゃる方もとてもたくさんいらっしゃいますので、やはりそう言われなかったために、市民の声を聞くというのは大事かと思っているところです。市長、それに関して御答弁があればお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民の声を聞くというのは基本ですので、当然、いろんな新しいものをするときには、そういう努力をするというのは私も大事だと思っております。

そういうために、今回、たからべ温泉については市民の声を聞くための努力を予算化したところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前、私、第3子を出産したときにお祝い金を直接市長から頂きまして、以前も一般質問等で話したことがあるんですけども、その中に市長宛ての手紙という用紙を頂いたんです。それは結局出すことはなかったんですけども、市長に何か子育てとかで何か意見等があれば、手紙に書いて出してくださいというふうに渡されたことをよく覚えておりまして、市長はすごく市民の声を大事に聞いてくれる方なんだなと、そのときすごくうれしく思って記憶に残っているところです。なので、やはり市民の声を聞いて市政を運営していくというのは大事になってくるかと思います。

また、質問の中にもありますけれども、市の職員もまた市民でありますので、意見をよく取り入れるような取組をしていただきたいと思います。例えば、ほかの市町村が行っているように対話をする機会であるとか、例えば、各課とのランチ会とか対話をする機会というのは曾於市にはありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

一般市民と市長を交えてのランチ会というのは今はないところでありますが、私、市長に就任したときに、何回か当時の大和家さんがありましたので、弁当を取って食事をしながら意見交換をしたことはあります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはりトップダウンだけではなくて、いろいろな意見等やアイデアを持っていっていらっしゃる市民も、そして職員の方もいらっしゃるかと思いますので、今後はまたそ

ういった意見を取り入れるような仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

また、市民からのクレームに関しても、私、以前接客業におりましたので、クレームというのは、お客様からのアドバイスだというふうには受け止めておりました。そもそもクレームを言うということ自体が一手間なんです。なので、クレームは改善してほしいからこそ言ってくるものなんです。じゃないと、もういいやと見切りをつければもう黙っている。クレームというのは、不満を感じている人のほんの一握りの方が言ってくるのがクレームになりますので、このクレームの中にも、またそれを改善することによっていい施策が生まれてくるのではないかと考えているところなんです、そういった考えは市長はありますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民からの素直な御意見、これは非常に大事だと思います。

ただ、度を越したクレーマー的な意見というのは、よく考えるとその人のやはり性格上のものがありますので、クレーム、前向きな御意見というのは、私たちも受けてすぐに対応できるようにしたいというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、カスハラが問題になっておりますけれども、やはり度を越えたクレームというのはなかなか対応が難しいかと思うんですけれども、きちんと節度を持って申し上げてくださる市民の方も多くいらっしゃるかと思いますので、それに関しては改善のヒントが多く含まれていると思って、またいい意見でもしあれば、各部署だけでとどめておくことではなくて、水平展開して、また部署を超えた対応等を行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市民の声の投書というのも引き続きずっと毎月やっていますので、市民の声は大事にしたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その意見箱に関しては、周知等は行っていますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民の声については、一般的に市民の皆さんたちは市役所に来られたときは気がついたときは投函できる場所は設けてありますので、ある程度は分かっていると思いますけど、市民全てが分かっているということになっていないと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もう少し意見箱も目立っていいのか分かりませんが、分かりやすいというか、誰でもいつでも入れていいのかちょっと緊張する方もいらっしゃるかもしれま

せんので、いつでも誰でも、たとえ子供であっても大丈夫ですか。そういった方が入れてもいいということを広く知らしめていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

子供が意見箱に投函してはいけないということはありませんので、子供なりに考えたことを投函してもらうのは別に問題ないと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、今後も市民の声をより積極的に取り入れられるような仕組みづくりのほうを今後取り組んでいただきたいと思います。

○議長（迫 杉雄）

ここで、瀬戸口議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時27分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、大項目3の農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりについてお伺いしてまいります。

所得倍増のまちづくりとここであつておりますが、この達成度を図るための基準等はどこになりますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この施政方針の5つ目で、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりをというのを私が書きました。基準というのはないんですけど、気持ちの問題でありまして、やはり努力をしてそういう結果を求めるという意味での一つの目標値にしたところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

気持ちというのはいかに分かりますが、やはり市長一人で市政を運営するわけではございませんので、施政方針にうたうからこそ何らかの基準等がないと、それをどれくらい達成したというのを図るのが難しいかと思うんですけども、今現在、就任当初掲げられてから、今現在に至るまでの達成度はどのようにして図っていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

毎年、農業の生産額というのは発表しているんです。そういう意味では、農業全体としては530億円に到達して、全国で10番目の自治体に入りました。

それと、畜産に関しては全体で3位に入っていました。そういう意味では、ユズについても、当時は九州1位になっていたかは分かりませんが、今、生産量は九州で1番目になっておりまして、もうちょっと頑張れば全国の中でも3つの指に入ってくるとこまで来るのではないかなと思っております。

具体的に、今、数字をどれどれということはちょっと言えないところですけど、今後は目標値を決めて取り組んでいきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

高い目標、所得倍増というとは相当高い目標だと思うんですけども、大体この高い目標を達成するためには、小さな目標の積み重ねとなりますので、例えば所得倍増を10年後に達成するのを目指すのであれば、毎年20%増を目標とするべきでありまして、毎年の施政方針にはその年の目標数値を記載するのが最適かなと思っております。

市長が今おっしゃられた生産額が530億円で全国10位というのもすばらしい数値ではありますが、それもあくまで相対的な結果でありまして、本市がどれだけ所得を増やしてきたかというのは、元の数値があってそれから測っていかないとなかなか伝わるのが難しいかと思いますが、今後はそういった細かい数値を設定する予定はございますか。

○市長（五位塚剛）

農業に関しては、毎年、来年度の目標値というのを決めてあります。倍増とかじゃなくて、5%、10%目標ずつで一応目標値は決めているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、市長がこれをあえて所得倍増とされたんだと思うんですけども、この倍増というのがなかなかインパクトはありますけどもなかなか伝わりづらいというか、現実的に難しいんじゃないかと思ってしまうところなんですけども、そもそもの所得倍増の定義というのは市長としてはどのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

農業の盛んな市でありまして、やはりうちは農業が本当によくならないと、まち全体、市全体がよくならないというのはもう基本でありますので、そういう意味で、狭い意味で10年後に1.1倍、1.2倍を目指すということじゃなくて、大きな意味で所得倍増を目指す取組ということで、スローガンを掲げたところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

スローガンを所得倍増というふうにしていらっしゃるということですが、例えば、

農林業センサス等がございます、統計のデータが。そういうのを曾於市のほうで分析をして、それを周知を図り現状分析等はしていच्छやいますでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

農林業センサスにつきましては統計でございますので、それについて統計を分析するということは、今のところしたことがないところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか農林業センサスというのは、都道府県ごとであるとか、あとは人口が何万人以上のところしか載っていないとかありまして、曾於市というのを見つける、そもそもデータを見つけるのがなかなか難しいかと思うんです。なんですけれども、曾於市が載っていないわけでもなく、分析ができないわけでもないの、今後、この農林業センサス等の統計をいろいろ活用しながら、農政に生かしていただきたいと思うところなんですけれどもいかがでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

今後はセンサス等、そういったデータを活用していきたいと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

統計も基本的には何年かに1回とかいう形でしていますので、なかなか最新のものは手に入らないんですけれども、それでもやはり数値的根拠としては、一番やはり統計データというのがものを言いますので、今後もやはり市政をしていく中で、ほかの同じような自治体との比較等もできるかと思いますので、活用をしていただきたいと思います。

ちなみに、曾於市のほうでは統計係もあるかと思うんですけれども、そちらのほうの分析等は、例えば農政とかでも生かしたりとかは、活用していच्छやいますか。

○企画政策課長（外山直英）

3月まで企画政策課が統計を所管しておりましたので、私のほうで回答いたします。

各種統計につきましては、議員御指摘のとおり年次的なもの、毎年やるものと種類がございます。ただ、調査等を主体的にやっておりますので、分析等までは行っておりません。

以上でございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

恐らく今年が国勢調査の年になるかと思います。国勢調査も、やったからといってすぐデータがホームページに上がってくるわけではなくて、順次、何年かかけてホームページ等でデータが上がってくる形になるかと思います。

その中には、鹿児島県の工業データ等もあったりとかして、曾於市の事業所数がどれだけ減って、従業員数がどれだけ減ってきているということも統計データのほうで見ることができます。つまり、曾於市の働き口がどれだけ減ってきているかということも見ることもできるんです。

同じように、農林業センサスのほうも、そういった今現状、曾於市が抱える現状がどういったことに直面しているかというのを、データを分析することによって解析をすることができるかと思いますので、今後、活用していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、曾於市の農業の実態調査をした上で目標値を決めて、施策に生かすというのは非常に大事なことでありますので、そういう方向づけはしたいというように思います。

できたら、瀬戸口議員、一般質問の項目に、基本的にずっと聞いておきますと、今のようなことはほとんど一般質問の項目ではありませんので、事前から通告に入れてもらえればありがたいと思います。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

すみません。所得倍増の根拠がなかなか分からなかったもので、私のほうから提言をさせていただいたところだったんですけれども、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

所得倍増のこの考え方ですけど、なかなか倍増にするというのは大変だというふうに思います。しかし、やっぱり目標値を高く上げて、今後、いろんな分野でその取組をするというのが非常に大事なことでありますので、今後も努力はしていきたいというふうに思います。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

やはりせっかく高い目標を掲げたのであれば、小さな目標を積み重ねて達成することを目指さないと、それはもうただの絵に描いた餅になってしまいますので、今後とも努力をしていただきたいと思います。

続いて、大項目4の男女共同参画の推進について伺ってまいります。

今年度より男女共同参画の所管が企画政策課から総務課に移りました。以前と比べてよくなった点、悪くなってしまった点等あればお答え願います。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

よくなった点、悪かった点、今年から総務課のほうに来ているところで、まだ分析等はしておりませんが、現在、今まで企画政策課のほうで担当としておった関係で、いろいろ我々としても企画政策課のほうからいろいろ情報を頂いて勉強しているところでございますが、ただ、よくなった点というよりも情報発信、こちらが目的で今回企画政策課の分の統計関係、そして広報関係、そして男女共同参画関係、そして総務課の支所関係と統合しているところでございますので、その分は若干はスピード感が早くなったのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、市町村における県が出しております課長相当職以上の女性の登用状況に関してなんですけれども、今現在、県が出しているのは令和5年4月1日現在なんです、最新の情報がもしあればお答えください。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

県の資料によりますと、係長職以上の関係でございますが、今、お持ちしているのは5年度分でございますが、市の平均が17.7%という情報が来ているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それは、ほかの自治体と比べてどのように分析をしていらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

申し訳ございません。今、お話ししたのが県の資料によります市の平均ということで、17.7%ということでございます。

市の5年度の平均としましては、5年度につきましては10.5%ということで、若干開きがあるところでございます。こちらにつきましては開きがございますが、県内の市町村、部制を敷いているところもございますので、単純に比較はできないかもしれませんが、ただ開きがあるというのは把握しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは市長にお伺いいたします。

今現状、曾於市において男女共同参画の推進はどのように分析をしていらっしゃいますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市における男女平等のための女性の活躍の場所を設けるという意味では、私たちもたくさんの優秀な女性が職員にいますので、なるべく登用したいというふうに思っております。そういう努力をしているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

女性を登用したい企業とかもありますけれども、やっぱりそこで問題になるのが、登用されると負担が大きくなってなかなか家庭との両立が難しいという声もありますが、市の職員に限って質問いたしますが、それから男女関係なく働きやすい職場づくり、また家庭との両立のしやすさ等はどのように取り組まれていらっしゃいますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

男女共同については、いろんな働き方改革を含めて研修会、講習会も参加させて、女性の方が積極的に働ける環境づくりというのを男性の職員も交えて勉強会はしているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

また、職員の今現在働いていらっしゃる女性の方に、どうやったら働きやすくなるかなどのヒアリング等を行っていますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

直接個別的にヒアリングというのはあまりしておりませんが、職員全体を集めての中での訓示的なもので、やはり女性の活躍する場所は、市としても積極的に取り組んでいきたいという思いは伝えてあります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

また、男女共同参画の中で一緒になって取組状況等が地図上で表示されるものの中に、市町村における生理の貧困の取組状況というのがございます。

現在、私の手元にある県の最新が令和6年2月1日現在なんですけれども、実施している市町村が37、これは達成率86.0%です。鹿児島県の中で検討中が4市町でございます。霧島市、南種子町、龍郷町、瀬戸内町です。そして、未実施が2市村でございます。その2つというのが、我が曾於市と三島村になっております。

つまり、曾於市において生理の貧困の取組状況というのが、今現在、行っていないということに県のほうではなっておりますが、今の現状について伺います。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、今の質問についてお答えします。

令和3年度に、フードバンクそおへ生理用品の寄贈がありました。令和3年度に

各施設等への設置を行っております。令和3年度から。

令和4年度につきましては、フードバンクのほうにもあまり寄贈のほうがなく、令和3年度にあった寄贈のほうで対応しているところであります。それ以降の要望というか、生理用品の要望等が上がってはきていないというような状況でありまして、その在庫が残っているというか、そのままになっているような状態であります。以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後、生理の貧困の解消に向けて取り組んでいく予定はございますか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今後につきましては、またそのような要望が上がってきたりしたら、また市長のほうとも協議いたしまして、予算を要求したりするなどの対応はしていきたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

コロナ禍の中で、やはりこの生理の貧困というのは取り上げられることが増えたことなんですけれども、やはり鹿児島県全体と比べて、曾於市がやはりあまりにも取り組んでいないということは不名誉なことでもありますので、今後はそちらの対応のほうもできるようにお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題については、学校も含めて保健室のほうに準備をちゃんとしてありまして、生徒の方々が自由に頂けるように段取りもしているところでございます。

今言われる市民全体としての問題だろうと思うんですけど、あまり直接そういう市民の中からそういう要望がありませんでしたけど、検討はさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そして、県の報告の中には、市町村における男女共同参画推進条例の制定状況についてもございます。令和5年11月末現在で策定済みが18市町、こちらは県全体における41.9%、未策定が6市15町4村となっております。

今現在、我が曾於市でも制定はされていないという御答弁がございましたが、今後、その予定はございますでしょうか。市長、お願いいたします。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えいたします。

条例につきましては、男女共同参画推進本部また定例会の推進地域定例委員会のほうで協議をしていただいたという経緯もございます。ただそのときに、まだ男女共同参画の周知に力を入れたいという意見もあったようでございまして、現在、条

例のほうは制定していないところがございますが、条例につきましては、目標またいろいろな問題点、いろいろな協議が必要で十分な時間が必要と思っておりますので、今後、もしその条例を制定というお話が出てきた場合には、協議会とそして外部の意見等をお聞きしながら、協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

母親が子供を産み育てるときに、やはり何がネックになるかという、家庭と仕事の両立になってくるかと思います。例えば、第1子、第2子を産み育てる中で、本当は第3子が欲しい。曾於市で第3子以降出産すると10万円ももらえますので、出産したいけれども、これ以上、仕事で育児休暇を取ることが難しいであるとか、業務が大変なので、年齢的に第2子を産んだ後というのは、役職的にもある程度責任のあるようなことを任せられる年になりますので、やはり自分のキャリアとてんびんにかけたときに、もうちょっと本当は産みたい気持ちはあるけれども、産み育てることが難しいといって諦めてしまう女性も数多くいらっしゃいます。

その中で、やはり曾於市が子育てしやすい曾於市を目指す上で、男女共同参画の推進というのは切っても切り離せないことであるかと思いますが、そのためには、やはり条例制定というきちんとした形の中で進めていくことが大事だと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

子育てがしやすい曾於市を目指すために、条例制定が基本じゃないかという御意見であります。1つの考え方かもしれませんが、私たちも子育て支援の在り方についてはかなり議論しながら政策を出してきております。その政策が今確実に広がっておりますので、それをフォローするために、そういう特化した条例がいいのか分かりませんが、総合的な判断の下で必要ならばやっていきたいというふうに思っています。

○3番（瀬戸口恵理議員）

鹿児島県でも3年かけて男女共同参画のキャンペーン等をして、もうかなり力を入れて男女共同参画の推進に取り組んでおりました。

例えば、令和5年度の末で一旦プロジェクトが終了したんですけれども、その発表会というか、公開の場には、曾於市出身の白鳥アナウンサーが進行を務めて、男女共同参画の今後についての話し合い等も持たれたところであります。

なので、男女共同参画の推進というのは今後も注目されていきますし、また、鹿児島県、全国的にも条例制定が進んでいく分野かと思いますが、今現在、曾於市

では難しいということであっても、今後、取り組まなければならない問題になってくるかと思います。

ただ、ほかのところに準じて波に乗ればいいんですけども、さっきの生理の貧困じゃないですけども、うちだけ取り残されることがないように取り組んでいかなければいけないと思いますがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

男女共同参画の世の中、推進を国が率先してやっております。当然、地方自治体もそれに併せて、女性の方が働きやすい環境づくりと子育てがしやすい環境づくりというのは、男性あってこれはできるわけです。だから、家族の中でそういう話し合いが当たり前ができるようなまちづくりというのが私は大事だと思っております。そういう意味でも、努力は今後していきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長がおっしゃるように、確かにそのとおりです。男女共同参画、女性だけということでもございません。そもそも女性を優遇してほしいという施策でもございません。男性でも女性でも同じように働きやすい職場、生きやすい社会をつくるというのが目的になっております。

今後、では、市長のほうでは、男女共同参画の推進に関しては力を入れていっていただけるということによろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

企画のほうから総務課の秘書広報係の中でこれをやることになりましたので、当然、私も力を入れていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

もちろん今までの企画政策課のほうでも十分力を入れていただきましたし、また総務課のほうに移管してから、大変力を入れていただいていると思っております。ただ、しかし進め方ももう少しスピード感を持ってやっていかないと、やはり社会づくり、いわゆる知っている人は知っているけれども、市民全体ではなかなか浸透していないという現状もまだ現在ありますので、今後とも広報等も含めて力を入れていっていただきたいと思います。

最後に市長、御答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

私が今やっぱり感じているのは、曾於市のホームページ、以前からすると相当よくなったというふうに思っております。それでも先進的なところのホームページを見ると、物すごく分かりやすく、ポイントを絞っております。

子育て支援のところにチェックすると飛んでいって、その中身がよく分かるよう

に、目で見て分かるというふうなやり方がありますので、ホームページの在り方を総務課のほうで、こちらのほうに来ましたので、ここをもうちょっと力を入れて、曾於市のホームページはすごいなというようなものを作り上げていく中で、一緒に進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長から前向きな御答弁を頂きました。

今回、子育てから市長の施策方針、そして男女共同参画の推進までをまとめて質問させていただきました。

やはり、私も常々市長に申し上げておりますが、子育てしやすい曾於市を本当に子育てしやすい曾於市にするために、今後とも尽力していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時59分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○9番（岩水 豊議員）

9番、新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので質問いたします。

先日6月1日に、都城志布志道路、都城末吉道路、曾於志布志道路の合同整備促進大会が地元選出の国会議員や国土交通省、九州地方整備局長、宮崎、鹿児島両県の知事をお迎えして盛大に開催されました。

我が曾於市の五位塚市長も、都城末吉道路建設促進協議会会長として、頑張ろう三唱を力強くされ、頼もしい限りでありました。

そこで、まず1番目に、高規格道路の整備促進について伺います。

①都城志布志道路の全線開通時期について、いつになるかをお伺いいたします。

次に、②都城末吉道路整備の見通しについて、現在どのような状況であるかをお伺いいたします。

あわせて、③曾於志布志道路整備の見通しについてもお伺いいたします。

2番目に、令和6年度予算の土木費の減額についてお伺いしたいと思います。

①市民生活に大きな影響を及ぼす市道整備事業費が前年度より減額されているよ

うに感じております。今後、どのような見通しになっていくのかについて、計画についてお伺いいたします。

最後に、最近の大型工事における曾於市の入札状況について、異常なまでの低入札価格で落札されている件数が多く見られるようであり、適正な工事ができるか、適正な品質を保てるのか疑問に感じております。

そこで、曾於市発注工事の適正な施工管理について。

①低入札価格調査の状況をお伺いします。

②低入札落札工事の施工監理の対応についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、高規格道路の整備促進についての①都城志布志道路の全線開通時期について、お答えいたします。

地域高規格道路都城志布志道路は、都城インターチェンジから志布志港までの全線が開通になるのは令和7年3月末予定となっております。

1の②都城末吉道路整備の見通しについて、お答えいたします。

現在の見通しは立っておりませんが、早期事業化を実現するため、今後も関係機関等へ要望活動を行ってまいります。

1の③曾於志布志道路整備の見通しについて、お答えいたします。

令和3年に、かごしま新広域道路交通計画の構想路線となっておりますが、現在のところ見通しは立っておりません。今後も引き続き早期事業化を実現するため、関係機関等への要望活動を行ってまいります。

また、6月1日には圏域一体となった早期事業化の実現に向けての合同促進大会も開催されたところであります。

2、令和6年度予算の土木費の減額についての①市道整備事業が減額されているが、今後の計画について、お答えいたします。

令和6年度当初の道路関係の予算は、道路維持費及び道路新設改良費合わせて8億7,000万円ほどとなっておりますが、3月補正で前倒しして承認を頂いた過疎対策事業の9,000万円を加えますと、令和5年度当初とほぼ同額となります。

今後につきましても、補助事業は有利な起債を利用し予算の確保に努めてまいります。

3、曾於市発注工事の適正施工管理についての①低入札価格調査の状況について、お答えをいたします。

直近の低入札価格調査を実施した工事は、大隅支所改築に関する電気設備工事と

機械設備工事の合わせて3件、同じく財部支所改築に関する電気設備工事と機械設備工事の合わせて3件、合計6件です。

低入札価格調査の結果に基づいて、低入札価格調査委員会において全ての案件について契約の内容に適合した履行がされると判断しております。

3の②低入札落札工事の施工監理の対応について、お答えをいたします。

低入札価格で請負契約が締結された工事の監督体制については、曾於市低入札価格調査に関する要綱第11条の規定に基づき、監督体制の強化を図ることとなっております。

具体的な強化といたしましては、請負業者から提出される施工体制台帳及び施工計画書の調査を行い、記載内容どおりに施工が実施されているか段階確認、検査を入念に行います。

また、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から、必要に応じて施工現場の調査も行います。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、順次2回目の質問をさせていただきます。

高規格道路の都城志布志道路が都城インターチェンジから志布志港までが、来年3月末予定となっておりますということでお伺いしました。これについては、非常に我々としても必要な道路だと思っておりますし、早く開通を望んでいる一人としても、これで事業が完結できるということで安心しております。

あわせて、今、2番目、3番目に出しました都城末吉道路、それと曾於志布志道路、これについて要望段階ということで、見通しは立っていないということですが、これについて促進協議会の会長としてどのような経済効果、医療圏等を踏まえて、曾於市に与える影響をどのように捉えておられるかをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

都城志布志道路が完成した場合に、やはり宮崎県から、また鹿児島県から志布志港に輸出される木材やら、またいろんな分野で大きな成果があるというふうに認識しております。これが完成した後に、都城末吉道路のバイパス道路の案件であります。これについては、両方ともそうですが、曾於市の土地がほぼ中心的になってまいりますので、まず、市民の合意といいますか、市民の協力がなければなりません。

そういう意味では、市民にとって利便性がある道路にしなければいけないと思っております。そういう意味では、末吉インターから末吉の道の駅に一旦つないで、そして新たな財部のSKLVの近くにつないで、そして都城の平塚インターにつなぐという、このことによっていろんな地域住民の活性化につながるというふうに思

っております。

弥五郎インターからの有明インターも、これはやはり東九州自動車道との関係でも、非常にこれがつながると短時間でバイパス道路としていきますから、やはりこれも八合原のまちの中に一旦インターチェンジを造ってもらうという考えでやりますので、多くのメリットがあるのかなと思っております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

新たな交通網整備ができるということで、私も非常に希望する面もありますが、逆にちょっと地元として、特に商店街を含めた、特にもうまちを通らない、商店街を通らない状況での移動というのが増えてくると、我が曾於市にとっての負の部分という影響というのは、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

当然そのことが心配されておりましたので、私たちは、やはり末吉も道の駅たからべのSKLVのところにインターチェンジを、これは無料区間になりますので造ってもらうという、また弥五郎のほうも大隅の真ん中にインターを造ってもらうということで、基本的には一定の通りの人は、地元でいろんな意味で利用してもらいたいという願いを持っているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

こういう道路網が整備された場合、具体的にこれが進んでいくとしたときに、我が曾於市として負担すべきものというのが、新たなものが発生する可能性というのはあるんでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今の段階ではまだ事業が認定されておきませんので、具体的な費用の面もまだ示されておきません。ただ、これについては、私たちはこの10号線のバイパス道路とっておりますので、国のほうで全面的に事業をしていただきたいというふうに思っておりますので、今までと同じようなやり方で、市に対して直接負担金を求めることはないというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ、そうあるようお願いしたいと思っております。

ただ、あらゆる交通網が整備されていきますと、今言われた都城末吉道路に関しては、道の駅でありSKLVという面で、幾らかその辺との接合もよくなって保たれるかとは思いますが、また一方で、伊崎田から弥五郎インターまでの道路ができたりした場合に、どうも真ん中が空洞化になってしまう、末吉の商店街、岩川のまちの中とかいう心配というのを相当しております。

便利という、交通網が整備されるということで、いろんな防災や経済、医療に関する整備ということで非常にありがたい話であります、反面、逆に交通網が整備されてきますと、素通りされてしまうんじゃないとか、例えば八合原で毎月牛の競り市があります。そこをするというので、近くのビジネスホテルにも毎月決まった日数の予約がずっと入っているということで、経営していく上でも非常にありがたいというようなことになっておりますが、交通網が整備されるということについて、素通りされてしまうとか、市長がすごく期待をかけておられる財部の温泉保養施設の無償譲渡を含めたところで、ホテル整備とかということを非常に力を入れておられますが、逆に都城との間で素通りになってしまうとか、いろんな交通網の整備によって空洞化されたり、そこにいる現在の商店街とかいうのが、本当にこれが我々地元に住んでいる住民として、効果の部分、良い部分と負の部分との兼ね合いというのは、もうちょっと実際、促進の立場で会長もされておられるわけですが、私もその道路については期待をしている部分もあります。

ただし、そういうまちが疲弊してしまうんじゃないかというところをちょっといろいろ調査といいますか、専門的な調査を入れて、この道路ができた場合、我が曾於市としては、どういう部分は農産物の輸送とか、そういう面についてはメリットがあるというのは出ておりますが、具体的なメリットの部分の数字、それと負の部分、デメリットの部分の数字とかいうのをやはり調査していく必要があるのではないかなと思うんですが、市長、いかがでしょうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

新しい道路造りに関しては、今、言われるような直接つないだ場合は、完全にストロー現象で、曾於市の人は、当然、末吉財部インターで降りて地元のほうに入ってきますけど、一般的な都城の方は、まっすぐ都城インターのほうにそのまま行く人も、宮崎の方も多くなろうと思います。

この問題については、当然、新しい道路を造ると当然そういうのも出てきますけど、やはり私たちはもうちょっと総合的に判断して、そういう中でも地元のまちづくりをどういうふうにしていくかというのは、大いに議論をして、同時に商店街の皆さんたちとまちづくりについての議論をして、対策はすべきだというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

意見が一致したところで要望したい部分であります、どうも工事をする段階ではいろいろ経済が動きます。建設資材をはじめ人も動くし車も動くということで、工事による経済効果というのはあると思いますが、出来上がったときの後の問題というのをよく、実際曾於市を預かる市長として、出来上がった場合の全体的な構想、

社会的全体に与える影響、大隅半島全域に与える影響としては、それはすごく必要な部分があると思います。

ただし、それが我が曾於市の市民のため、経済のために本当になるかというところは、もうちょっと掘り下げて調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

調査については引き続きやっていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

非常に期待しておりますので、今、約束していただきましたので、ぜひそのような形で高規格道路等については両面から考えてやっていただきたいと思います。

あわせて、2番目の質問に入らせていただきますが、市道整備については、補正予算によって当初と昨年度と変わらぬ状況になっているとの説明であります、私たちとしては、こういう高規格道路等の交通網整備に併せまして、市民生活に一番影響のある市道等の整備、そしてまた維持についてというのを非常に懸念しているわけです。

先だってもちっと私のほうの地元のほうでも、倒木による道路の危険性があるということで、自治会長が市のほうに届け出たということでありましたが、そういう現状でも危ない状況というのが、特に高木が道路にせり出して危ない箇所等もありますし、併せて整備がなかなか進まない状況にある道路、ですから私たちは市民生活に一番大きな影響を及ぼす道路と、そして毎日使う道路と、こういう高速道路、交通網との兼ね合いで、もちろん両方でできればいいことではありますが、私としてはもう少しこっちのほうの市民生活に影響のある分について、もう少し精査して予算を含めて整備を進めていってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

当初予算ベースでいったら、3月末で補正を組みましたので、先食いをしたような感じになりました。5年度の当初と6年度の当初を合計すると大体同じだということは、今、説明したとおりであります。引き続き、地元の市民のための道路造りの予算については、また努力をしていきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

過疎対策事業として9,000万円を加えたということではありますが、これは私としてはもう100%確定した事業とはまだ見切れない部分があるような気がします。これが本当だとしても、現在ここ3年間を見ても、市道の改良率等については、ここ3年間で0.2%しか改善されていないんです。もう少しこの辺の改善をしていただきたい。

センターレーンを引いた良い道路を造ってほしいというわけではありません。もう少ししっかりと、390kmもあるこの曾於市全体ですので、大きな道路というのはなかなかできませんので、生活に支障のない道路整備ということを強く要望したいと思っておりますが、特に山間部のところ、大隅町なんか特にそういうところが多いようであります。もう少しこういう地域を傾斜配分といいますか、どこに住んでも住みやすい曾於市であるというような形での対応というのを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

予算については、3町均衡ある予算の提案をしているところでございます。

また、あと交通事故の関係でそういう危険性のあるところを優先する、そういう観点から、全体を見ながら進めていくところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

強く要望をしてこの項目は終わりたいと思います。

3番目の曾於市発注の適正工事についてお伺いいたします。

私のほうでも県の電子入札の結果等の印刷をしてみました。特に、今回、財部が今議会で契約の議決をしたところでありますが、機械設備工事に当たっては85.8%、機械設備工事の2工区におきましては何と61.2%、電気工事に関しまして90.2%という数字で落札されています。これが低入札の調査の結果に基づき、全ての案件について契約内容に適合した履行ができると判断しておりますと。

実際、私どもが普通に考えて、市が予定価格としている金額の61%というのが適正なのかという判断をされたということです。具体的にこれを担当された部署の具体的な内容についてお伺いしたいんですが、まずは例えば資材です。資材が適正な資材なのか、発注者が予定している材料の詳細とかいうのがいろんな部材であると思います。それを今度は低入札で落札したということであれば、それがそのまま使われるということが材料面について担保されているか。

そして、次に労務関係について。適正な技術者の配置と適正な施工の人員が確保されている判断を具体的にされたのか、まずここについて具体的に説明をしてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

まず、市のほうでの積算につきましては、積算内訳書によってこの単価等をつくりまして、これによって入札に図るというような形で進めたところでございます。

この市の積算方法についてでございます。

市の積算内訳書による積算基準につきましては、国の公共建築工事積算基準等資

料、鹿児島県建築工事積算基準による県単価を基本としているところでございます。また、単価の採用につきまして、こういった県単価を基本とできない場合、これにつきましては、見積単価等について、曾於市公共工事単価等設定基準、これによつての見積単価の提言というところで、この基準に基づいた内容で積算を行っているところでございます。

このまず積算について問題がないかというところでございます。

これにつきましては、まず公共単価によってのいわゆる歩切りの廃止というところが国交省から出ておりまして、これについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、平成17年によって、この歩切りについては法律違反というところがここは禁じられているところでございます。

よつて、曾於市のほうでいわゆる積算内訳によつての単価というのは、先ほど申し上げました県単価によって求められた数値を出したところでございます。

先ほど質問のございましたこの説明に関してが適当であったかというところでございます。

これにつきましては、この低入札価格調査の中で、実際の積算内訳と比較する内訳書を事業者から求めてそれを提出いただいております。一番価格の低かった財部支所庁舎改築工事の設備工事の2工区でございます。これについては、先ほど議員からありましたとおり61.2%という低い数字でございました。

この内容を先ほどの積算内訳書の中で確認をいたしましたら、やはりその設備、特にパッケージエアコン、これが低く内訳書の中では記載されていたところでございます。このパッケージエアコンの当然ながら機材等については、そこのほうに明記されておりますので、これについても確認をして問題ないというふうに判断をしております。

事業者から、この内容等が安い価格で、なぜこういう形に納入できたかというところをこの調査の中でお尋ねしたところでございます。これについては、機器納入業者や取引業者に見積りを取りまして、安い価格で納入できる体制ができていること、また自社の技術者がおりまして、下請に出すということがないということというところがあったところです。こういったところで適正というふうにこちらとしては捉えているところです。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

ちょっと聞き取りづらかったんですけど、パッケージエアコンでよろしかったですか。ある一定の資材が極端に安く入るということでありますが、これは公共単価としてなっているものなのか、それとも市が公共単価として提示がないから、見積

りを徴収して価格を設定したのか、単価を設定したのかをお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、先ほどの設備についての単価についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、県単価によるものを基本といたしますが、それによらないものにつきましては、曾於市公共工事単価等設定基準によってこの単価等を求めるところでございます。この単価による100%でなく、見積単価の低減というところを行っておりまして、このエアコン類については4割という低減をしているところでございます。

一方で、最終的には請負業者ということになりますが、ここのところについては18%という安い価格で最終的には入札をしたというところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

分かりやすいような分かりにくいような説明を頂きましたが、よく考えるところでまいりますと、約4割も安いと。市が設定した予定価格よりも4割も安い。その前の大隅庁舎の場合でも、こっちはまだひどい63%と56%とかいう数字で落札して施工するということになっておりますが、積算上に問題はなかったのか、振り返ってみて、今、業者からの見積り、施工の調査をした場合、低入札の調査をした場合に問題ないと判断したということであれば、予定価格の設定の段階での問題点はなかったということでもいいんですか。どうもこの辺が整合性が取れないような気がします。お伺いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

最初の答弁で申し上げましたとおり、予定価格の基となります積算内訳書、こちらにつきましては県単価を基本としているところでございます。もし独自の単価とした場合に、やはりこの県単価との差が生じ、いわゆる歩切りとみなされる部分もありますので、県単価を基本とするというところはこれまでと同じところでございます。

ただ、先ほど申し上げました見積単価によるものにつきましては、この県単価がございませんので、市の基準といたしまして、先ほど申し上げました空調機器類につきましては、この低減率を0.4から0.9というふうに定めているところでございます。

この0.4という一番低い数値のところでのこの予定価格の基となる積算内訳書を作成したところでありますが、それよりもさらに低い価格で入札されるというところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

再度確認ですが、見積りを取って独自単価、公共単価がない場合、市独自で見積りを取って単価を設定します。そのときに見積りを取った単価といいますか、その資材について90%なりとかで積算の基本に入れるか、若しくはそれを0.4という40%で見るとかというこの言い回しという判断でいいんですか、今の説明。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

県単価によらないものについては議員がおっしゃったとおり、こちらの独自の見積りという中で、低減率、今回は0.4という数値を取ったところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

見積りを取った単価の4掛けで、4割で積算に入れたということですか、再度お伺いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

おっしゃるとおりです。

○9番（岩水 豊議員）

これは落札した業者の方が0.4で入れたということですか。それとも、市のほうが積算をするときに0.4掛けでしたということですか、再度。

○市長（五位塚剛）

機械工事のことですので、本来ならばメーカーの空調機は必ず定価の金額が提示されます。その空調機については、市は定価の4割ぐらいで一応基本として、予算の査定をしました。実際は、業者の努力によって機械の価格が20%を切るという形で入ることができたということで、金額が大幅に下がったということでございます。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、メーカーの定価の40%を設計単価に入れたということですが、その0.4という根拠はどこから出るんですか。

○市長（五位塚剛）

今まで市が公共事業としていろいろ空調やら電気やらいろいろ入札をかけますが、その入札の設計なるものを最初に市のほうである程度の基本的な金額を出すために、見積りを取ります。それが大体空調機においては40%というのが今までの実績であります。それをベースにしながら予算を組んで、実際、入札をした結果、入札に参加された業者が、経営努力で空調機を安く仕入れることができたという数字によっ

て、大きなことで入札の結果が安くなったということでありまして、市にとっては非常にありがたいことでございます。

○9番（岩水 豊議員）

具体的に、そのパッケージエアコンですか、その資材が幾らかということは伺っていないところでありますが、定価の40%を設計単価として入れました。それを業者は20%で仕入れることができるから安くできますよということでした場合の落札が、予定価格の61%に落ちた。この具体的に問題ないという数字的なもの、先ほど言いました資材の、こんな細々した資材類の、いろいろJ I Sの何番とか何かいろんなのがありますね。そういう品物等の管理確認。それと、ミルシートかな、その製品の判断をするそういう公的な書類、そして、それに伴う施工、人件費がかかりますね。人件費は削られないはずだと思うんです。どうしてもかかると思うんです。それが4割も落ちるとか、それとか、大隅庁舎におかれましては、これが56%ということですので、44%も落ちてとかいうのは、非常に何か不安を持つんです。

ですから、両方とも施工監理にコンサルが入っております。コンサルに対して、今度は通常の予定価格の範囲内、調査基準、最低制限価格以上で予定額の中で落札した業者が施工する工事の施工監理と、それを下回った調査にかかった場合の監理というのは、国交省等も全く違うんです。発注者側の監理が。それは適正な品物、製品が市民に県民に国民に提供されるかということを検証しないといけないということになりますので、監理会社が、コンサルが入っている場合等については、プラス業務が発生するはずなんです。コンサル契約を変更しないといけない。通常の見査、監理では駄目ですよと。事細かにするという基準があるはずなんです。それをするように今回の両支所についてはなっているのかどうかをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

メーカーの空調機を納める場合は、必ずメーカーから承認図を提出されます。この商品は正確なものでありますよという承認図を頂きます。また銅パイプについても、この銅パイプはどこのメーカーのこういう製品ですよという材料の品質管理の証明書が必要になっています。だから、全てのものが材料については提出を義務づけております。それを基にして確認をしております。

問題なのは、労務費を削減しているのではないかとということですが、これもちゃんと賃金単価を出してきておりますので問題ないと思っております。

全体の工事の施工の監理については、設計事務所が当然これに入ってきますので、これはもう正当な検査をしながらやっておりますので、これはあくまでも予定をした市の予定価格よりたくさん業者が頑張った競争の範囲の数字でありまして、低入

札についても調査した結果、問題がないということで判断をしているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

一般的には低入札調査基準価格を下回った入札についての施工監督、監理というものに関しては通常とは違うレベルですというのが基本だと思うんです。国のほうもそういうふうにやっております。そういう経験もあります。

ですから、もう事細かなことまでを監理されます。ですから、施工する側は非常に大変であります。それが市民、県民に、その目的に達した品物をこの安い価格でも施工したよということを発注者側が、市民に対して県民に対して国民に対して責任を持たないといけない。調査基準価格を下回ったのにオーケーだということを認めたわけですから。それでトラブルがあった場合は、業者の責任ではなく発注者の責任。施工監理が、安い価格で落札したからよかったという一面だけではない部分がある。

そこについてのこの両支所の施工監理、コンサルが入っていると思います。そこについて、その辺はちゃんと対応はするようにしておりますかを再度お伺いします。担当課はどこですか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それではお答えいたします。

今、議員がおっしゃったところがいわゆる工事の監督体制の強化というところであらうかと思います。

低入札によってのこの強化につきましては、曾於市の低入札価格調査に関する要綱、この第11条でございます。この中で、次に掲げる措置を取り、監督体制の強化を図るということが明記されてございまして、主に4号でございます。

1号が施工体制台帳の提出及びその内容の調査、2号が施工計画書の内容の調査、3号が重点的な監督業務の実施、そして4号が労働安全担当部局との連携というところでございます。

一番初めの市長からの答弁にございましたとおり、この段階確認検査を入念に行うというところがあるところです。

この段階確認について説明を申し上げますと、市が定めております建設工事の関係書類提出要領というところがございまして、これに重点管理項目というところがございます。

これにつきましては、建築工事が21項目、電気工事が13項目、機械設備工事が3項目というこの重点管理項目というのを、この事業者、請負業者が作成をして、それを市が委託する監理会社が確認をして、最終的には市を通して提出をするとい

うところでございます。

議員からございました、もちろん機器の点検等はこの重点管理項目のほうに出てまいります、先ほど申し上げました入念にというところをどのように行うかというところでございます。

具体的には、先ほど申し上げました重点管理項目、これを工事監理者が当然ながらチェックをして、その内容と改善があれば改善を求めます。ここに市が監督員ということで現場に通常はもう入らないんですけども、低入札、この案件であれば監督員も現場に入りまして、機器等の確認をこの監理会社、監理の事業者と行いながら、これをきめ細かく確認、検査を行うというところで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

そこが非常に重要であって、これが完成したときに問題があったりとか不具合があったりしては困るわけですので、安ければよからうという話ではないということです。というのは、安く取ったところにこそ、逆に言えば確認、段階のそれぞれの検査を10段階であればそれを20段階にするとかいうぐらいきめ細やかな監理をする、そうしたらそれを監理会社に委託しているわけですから、そこともそういう監理項目が増えるということであれば、コンサルの業務契約も変更が発生する可能性というのも含めて、どこかでかしていかないと、安ければよからうでは大きな問題が出てくる可能性があると思うんです。

ですから、これにつきましては十分監理について対応していただきたいと思いますが、具体的に、監理がこのように両方とも通常の工事よりも具体的に分かりやすい、我々一般の人でも分かりやすいような説明というのはできないものですか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

工事監理についてということであつたろうかと思います。お答えいたします。

工事監理業務の委託というところで、今回、両支所の改築について発注をいたしております。これについては、当然ながらの市の仕様書もございまして、この工事監理の業務委託については、主なものを申し上げますと施工計画書、工程表等の審査、工程管理、施工の立ち合い、施工状況の検査、施工が設計図書又は図面等に不適合の場合の改善方法の検討、工事請負契約との照合、こういったところを施工会社が行うところでございます。

こういったところの進捗のところも含めて、監督員であります市の技術者がこの検査等も行いながら、これが適正に工事が行われているかということは確認するところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

今、課長が言われることは、標準的な部分というのが多いような気がします。ですから、低入札といいますか、最低制限価格を割った入札についての調査というのを、十二分に対応していただきたいと思います。

ちょっともう一件、どうも最近、この入札の件について、財部支所、大隅支所の件について調査しておりましたところ、1件、面白い入札の状況のものを発見したものですから、ちょっとお伺いしたいんですが、通告に合うのかどうかは分かりませんが、5年災の315号の川床線の道路災害復旧工事が、入札が不落になっていると出ているようですが、これは間違いないですか。

○土木課長（吉元幸喜）

議員が言われるとおり間違いないです。

○9番（岩水 豊議員）

すいません、これは災害復旧ですので、早急な工事が必要だと思われませんが、今後の対応は何かできているところでしょうか、お伺いします。

○副市長（大休寺拓夫）

災害復旧ですので、至急、次にまた入札できるように発注はかけております。大丈夫です。もう1回入札を行います。同じ件でもう1回行います。

○9番（岩水 豊議員）

といいますと、通常、入札で不落になった場合については、普通は指名替えというような形になると思いますが、これは金額的にも大きいようではありますが、入札方法はこれは指名競争による価格競争ということになっておりますが、再度入札するという場合になったら、また同じ業者で、再度同じ内容で実施の予定でしょうか。

○副市長（大休寺拓夫）

これは災害でございますので、地域性ということで、大隅のほうに発注をかけますが、同じレベルで発注をかけます。

ただ、設計の中身が若干変わっておりますので、特殊な工事が一部ありまして、その積算が各業者さん違っていたということで、うちの考え方も若干違ったんですけど、そこも精査をして、土木課に聞きながら、精査をしながら、設計を若干変えておりますから、それでまた発注をかけるということでございます。

○9番（岩水 豊議員）

市内にはこの工事に対応する業者の方は、大隅だけではなく末吉、財部にも多くいらっしゃると思うんですが、同じメンバーですということに対しては、公正取引委員会等についても、契約上に何も問題は発生しませんか。

○副市長（大休寺拓夫）

基本的には競争入札だとは思いますが、地域の機会均等とか、あと災害につきましては、その現場の持ち合いとか、普段の災害の応急措置とか、そういうのが地域にもかなりのウェートを頂いておりますので、原則に言えばそうなるかもしれませんが、災害については、そういう地域性ということでさせていただいております。

○9番（岩水 豊議員）

広い曾於市ですが、末吉も大隅も財部ありません。私どもとすれば一緒の曾於市という考えでおります。ですから、どこに問題があったかをしっかり精査することと、併せて、これは災害ですので補助事業ですよね。後で問題にならないような今後の対応をしていただかないと、やった方がいいが後でそういういろんな面から国交省なり、今言いました公正取引委員会等なりで問題になるようなことになれば、元の木阿弥になってしまう可能性もありますので、その辺の法的な問題がないかということはしっかり調査して行っていただきたいと思います。再度、答弁を求めます。

○副市長（大休寺拓夫）

災害につきましては国の査定がありまして、それに基づく設計をしておりますので、設計はまず問題はないと思いますが、この工事に関しましては、ちょっと盛土の関係が多くありまして、金額的には上がっておりますけれども、技術的にはそう難しいことはないということでした。ただ、いつもと違う工法が若干入っております、その積算が若干違っていたということでありましたのでやり直しました。

今、議員が言われました国庫事業も入っておりますので、後で会計検査等も入りますから、そこは十分気をつけて、工事につきましてもAクラスでお願いをする予定でございますので、そこは注意してやりたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

最後になりますが、県、国の指導を仰ぎながら、再度の発注をしていただきたいと思います。

また、今回、兩大隅、財部支所の改築工事が行われますが、非常に低入札価格になっているということで心配する部分もあります。ですから、特に監督される部署としては、そういう問題がない施工ができるように、そして適正にできる、そして適正な品物を市民に約束できるというところで、しっかり管理をしていただきたいと思います。ことを要望して、一般質問を終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月26日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

_____ . _____ . _____

散会 午後 4時51分

令和6年第2回曾於市議會定例会

令和6年6月26日

(第4日目)

令和6年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月26日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 議案第43号 曾於市税条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）

第2 議案第44号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第3 議案第45号 曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第4 議案第46号 曾於市公共下水道条例の一部改正について
（産業建設常任委員長報告）

第5 議案第51号 令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第6 議案第52号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

第7 議案第53号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第8 議案第54号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第9 議案第55号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

第10 議案第56号 令和6年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

第11 議案第57号 令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

(以下3件一括議題)

第12 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書

第13 陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書

第14 陳情第3号 川内原発20年延長に関する陳情書

(総務常任委員長報告)

(以下2件一括議題)

第15 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

第16 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(文教厚生常任委員長報告)

第17 同意案第1号 教育委員会教育長の任命について

第18 閉会中の継続審査申出について

第19 閉会中の継続調査申出について

第20 議員派遣の件

追加

(第4号の2)

第1 発議第3号 豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	山 中 雅 人	2番	出 水 優 樹	3番	瀬戸口 恵 理
4番	矢 上 弘 幸	5番	片 田 洋 志	6番	重 久 昌 樹
7番	鈴 木 栄 一	8番	上 村 龍 生	9番	岩 水 豊
10番	淵 合 昌 昭	11番	今 鶴 治 信	12番	九 日 克 典
13番	土 屋 健 一	14番	原 田 賢一郎	15番	山 田 義 盛
16番	(欠 員)	17番	渡 辺 利 治	18番	久 長 登良男
19番	徳 峰 一 成	20番	迫 杉 雄		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 吉 田 竜 大 総務係長 富 永 大 介

主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	八 木 達 範	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	関 戸 達 哉
総 務 課 長	上 村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
大隅支所長兼地域振興課長	上 迫 直 一	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	中 西 昭 人	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	水 道 課 長	吉 田 宏 明
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会計管理者・会計課長	吉 元 健 治
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	農業委員会事務局長	中 野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上 集 勉		
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

○議長（迫 杉雄）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程によって進めます。

日程第1 議案第43号 曾於市税条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

日程第1、議案第43号、曾於市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案3件及び陳情4件を4月22日、6月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案3件及び陳情3件について結論を得ましたので報告します。

議案第43号、曾於市税条例の一部改正について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行により、公益信託制度における信託事務に関連する寄附金税額控除について改正する内容であります。

公益信託が法制定以降50年ほど利用されていなかった背景について質疑があり、制度そのものが浸透していなかったものと考えられ、県内でも2件しか信託の申請をしていない状況である。本市において関連する個人、団体等はないと思われるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第43号について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第44号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第2、議案第44号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案5件及び陳情2件を6月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第44号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案は、内閣府令の一部改正に伴い、小規模保育事業A型等における保育士の数を、満3歳以上満4歳に満たない児童については20人から15人につき1人、満4歳以上の児童については30人から25人に1人に改正するものです。

なお、本市において、対象事業所はないとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第44号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第3 議案第45号 曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第46号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第3、議案第45号、曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第46号、曾於市公共下水道条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

議案2件については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案5件を6月19日に委員会開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第45号、曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案は、ゆず搾汁センター増設等の事業完了に伴い、廃止した冷凍庫を削除し、機械能力向上による搾汁施設の利用料を変更するために提案するものです。

なお、本案については、現地調査も実施しました。

冷凍庫が今後必要になることはないかとの質疑があり、現在はメセナ食彩センターに隣接する冷凍保管庫を使用しており、ゆず搾汁センターの冷凍庫は耐用年数も経過し、未利用施設となっていたため、廃止による影響はないと答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号、曾於市公共下水道条例の一部改正について。

本案は、下水道法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関連する規定を改正するものです。

改正による下水排水の水質基準に関する質疑に対し、今回の改正の影響を受ける特定事業所は、本市にはないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の45号のゆず搾汁センター関連の一部改正について、二、三質問をいたします。

委員長の今の説明にもありましたけども、これまでの既存の冷凍庫はもう老朽化しており廃止する方向で、今後は隣接する冷凍保管庫を使用したいという説明であります。

質問の第1点であります。

現在、あらゆる製造業においては、一般的に冷凍庫関係を設置するのがこれがもう一般的通常であります。当然のことながら、ユズ関係もそうした状況だと思っております。

質問の第1点であります。曾於市の場合は、これまで毎年大体どれぐらいの量のユズ関連の製品を冷凍保管庫に貯蔵していたのか、一時的なものを含めて、もし質疑がされていたらお聞きしたいと思います。これが第1点。

それから、第2点目は、今、申し上げたように、製造業の一環として、今後も冷

凍庫はやはり使用は必要だと言えますが、隣接する冷凍保管庫はどれぐらいの保管能力があるのか、量的に。質疑がされていたらお聞きかせ願いたいと思います。

第3点目、隣接する冷凍保管庫は所有権がどこの所有権になっているのか、その点もし質疑がされていたら報告をお願いします。

以上、3点です。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

ユズの保管庫の件の質問を頂いたのですが、現在、保管庫については、冷凍庫は今後必要になるかというような意見がありました。その中でもいくと、平成19年、搾汁センター建設と同時に移設したものでありまして、現在は未使用であるということの説明がありました。

ほかの意見については、質疑はなかったところでございます。

以上です。

それから、水道の件ですけれども、現在、補助金についても……。

（「水道はまだ」と言う者あり）

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第45号及び議案第46号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号及び議案第46号の2件は委員長の報

告のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第5、議案第51号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第51号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の財政調整基金繰入金1億6,851万6,000円の減額、市債の緊急自然災害防止対策事業債の増額であります。

財政調整基金繰入金の減額について質疑があり、介護保険特別会計繰入金の増や、サツマイモ基腐病対策推進事業補助金、農地・農業用施設災害復旧費補助金の前年度分が令和6年度に交付されたことに伴い、財源調整として基金へ繰り戻すことになったとの答弁がありました。

総務課関係では、児童手当の変更に伴う人事給与システム改修業務委託料57万2,000円の増額について、一般財源となっているが国からの補助はあるのかとの質疑があり、今後、国からの予算措置がある予定であるとの答弁がありました。

企画政策課関係では、大隅弥五郎伝説の里の健康ふれあい館トイレ修繕費57万2,000円、財部交流館浄化槽ブロー取替修繕費22万6,000円の増額が主なものであります。

委員より、健康ふれあい館内のトイレにおいて、3基ある小便器のうち2基が故障している状態であったことについて、早めの対応を求める意見がありました。

市民環境課関係では、共同墓地災害復旧事業補助金87万円、財部埋立処分場水処理施設改修費127万1,000円の内容について説明がありました。

浸出水処理施設改修費について質疑があり、平成10年に操業を開始して以来、初めての取替修繕となる。修繕には約6か月間かかる見込みであるが、取替え中の水質基準については、応急対応により問題ないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第51号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉介護課関係では、物価高騰対応低所得者支援給付金支給事業の支給対象世帯についての質疑に対し、令和5年度は所得割が課税されていた世帯で、令和6年度に非課税又は均等割のみになった世帯に支給するとの答弁がありました。

保健課関係では、財部温泉健康センター管理費の住民意向調査等実施支援業務委託料に対する質疑に対し、財部温泉健康センターの今後の在り方に関するアンケート調査を実施する計画で、各町1,000人ずつの計3,000人を対象にする予定であるとの答弁がありました。

委員より、利用者の割合からすると財部町の市民が多いと推測されるので、対象者の抽出に当たっては、財部町の市民に多く配分すべきとの意見があり、委員会として意見の一致を見ました。

また、アンケート案の内容が示されましたが、この件について委員から、恣意的な内容とならないよう、財部温泉健康センターの目的を明確にした上で、公平公正な実施を求めたい。また、今後の在り方について自由意見を記入できる欄を設けるべきであるなどの意見がありました。

さらに、アンケート調査を実施したとしても、この結果のみをもって無償譲渡が良いと結論づけることはできないとの意見があり、委員会として意見の一致を見ました。

こども未来課関係では、保育対策総合支援事業の保育環境改善等事業補助金についての質疑があり、今回、3つの園から希望があり、内容として、システムの導入が1か所、システムを入れるパソコンの導入が2か所であったとの答弁がありました。

教育総務課関係では、廃止給食施設活用及びオーガニック給食の先進地研修として、千葉県内を訪問する予定であるとの説明がありました。

末吉小学校改築事業の増額理由についての質疑があり、改築設計プロポーザルを県内に絞らず全国から広く募集したため、大変多くの応募があり、審査に係る協議が増えることから、審査委員謝礼を追加したとの答弁がありました。

生涯学習課関係では、大隅地区運動施設管理費についての質疑があり、枯れ木があり危険であるので伐採するとの答弁がありました。

委員より、老木の桜などが多く見られる。事故が起きてからでは遅いので、早めに対応するよう意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第51号、令和6年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

商工観光課関係では、道の駅に設置しているAEDの過去の使用実績について質疑があり、昨年度に道の駅すえよしのAEDを1回使用したとの答弁がありました。

また、計画しているAED講習会の対象者についての質疑があり、パートを含む全職員が講習の対象になると答弁がありました。

耕地林務課関係では、地方債補正の追加について、末吉地区の用排水路整備事業や大隅地区の治山事業に活用していくと説明がありました。

土木課関係では、昨年度末までに完了した測量等の結果から、予算組替えや増額補正をするものと説明がありました。

まちづくり推進課関係では、向江公園測量設計委託料に関する今後の対応について、実施中の建物調査や今後の地盤調査の結果を踏まえ、住民と協議し進めていきたいと説明がありました。

水道課関係では、小規模水道施設整備事業費補助金は、今後の申請についても補正対応するののかとの質疑に対し、金額が大きく緊急を要する申請があったときは補正をお願いしたいと答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に1点、産業建設委員長に1点、それぞれ質問いたします。

まず、総務委員長について伺います。

報告にありましたけれども、企画政策課関係あるいは市民環境課関係では、トイレをはじめとした修繕あるいは改修関係が予算計上されている、その内容の報告がありました。

一般的に、今、総務委員会に限らず文厚関係、あるいは産建関係の数多くの施設も老朽化が多く、トイレをはじめとして修繕あるいは改修が必要な施設が今後も出るおそれがあります。

例えば総務委員会関係の中でいえば、このトイレ関係とか、あるいは修繕関係、あるいは改修関係、本来ならば、市は当初予算で予算計上すべきであります。当初予算で計上するのは原則基本とすべきであります、その点で委員会の質疑の中で、当初予算にはもう間に合わなかったのか、そうした質問があったら報告をしてください。

2点目、年度途中でやむなく補正予算を計上するということも今後もあり得るかと思います。これは致し方ないことであります。

第3点目、しかし、やはりどうしても補正予算を待たずして修繕補修が必要なことも今後もあり得ます。この場合は予備費の活用が必要であります。こうした当初予算、そして補正予算、第3段階として予備費の活用についての流れを含めて、市の基本的な考え方について質疑があったら、報告をお願いいたします。

次に、産建委員長に1点質問をいたします。

委員長報告にもありましたし、先日の総括質疑でも私質問しましたが、水道課関係の小規模水道施設に対する補助金、年度途中の補助金でございます。これも当初予算で予算額が対応できなくての当然のことながら補正予算での追加予算でございます。

質問の第1点は、どの地域でも、小規模水道を利用されている方は高齢化が非常に高いと思うんですが、今回申請された地域あるいは世帯では、どれほど高齢化の状況があるのか、審議がされていたら報告をお願いいたします。これ第1点。

第2点目は、総括質疑でもいたしましたけれども、現在のこのことに関係した市の補助金は2分の1補助でございます。しかし、高齢化が非常に高い中で、なかなか限られた高齢者では、修繕の内容によっては残りの2分の1の負担が非常に厳しいという点もあるのではないのでしょうか。その点で、委員会審議の中で2分の1の引上げを、言わば補助の弾力的な補助率の対応はできないものか、審議がなされていたら報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質疑にお答えいたします。

徳峰議員の質疑の内容といたしましては、今後もこの施設の老朽化等が増えていく中で、3月の当初予算でそういった予算措置等ができなかったのかといった質問でございます。

お答えいたします。

まさに同様の観点から議論があったところでございます。一応、報告にも書いてあるところではあるんですけども、やはり3基あるうちの2基が故障しているとい

うことで、非常に使い勝手が悪くなります。そこで、1基壊れていて、それで2基壊れたことによって、今回予算を提案したといったことは説明であったんですけども、委員より、非常に不便であるので、できるなら当初予算等、もう1基壊れた段階で早急に予算を計上したらどうだといった意見が出されたところでございます。

以上です。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

徳峰議員の質問にお答えします。

補助金が出ましたけども、委員会の中でもこのことが出ました。現在は半額補助。国から補助がもらえたらいいという質問もあったところだったんですが、その内容についての回答としては、一応、市としても対応していきたいという説明がありました。

あとについてはなかったところです。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に再度質問いたします。

ただいまの委員長の報告、答弁では、今回提案された補正予算の補修関係については、当初の予算を編成する段階で、施設の不具合というか補修すべきじゃないかという点も確認されたということでもありますよね。確認されたということでしたら、当然のことながら当初予算でやはり予算計上をするべきじゃないか。これは補修に関係した予算計上の基本じゃないかと思うんです、金額にもよりますけれども。年度途中の6月で補正するというのはいかがなものかという、基本的な補修関係に対する市の姿勢、考え方なんです。年度途中で補正が必要になったというんだったらもうやむを得ないんですが。

ですから、今後ともあり得ると思いますので、補修の予算規模にもよりますけども、そう大きな予算ではなかったら、その点で、再度詰めた審議が行われていたら報告答弁をお願いいたします。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質疑にお答えいたします。

まさに同様の観点で、本当に当初予算で早急に対応すべきだったのではないかといった意見があったところでございます。これについても、本当に市民の本当に温泉利用客の方で小便器等を利用される方は非常に多いので、その点を含めて市民に不便をかけないように、できるだけ早急な対応をとった意見があったところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第51号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第52号 令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第7 議案第53号 令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

日程第8 議案第54号 令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第6、議案第52号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第8、議案第54号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

議案第52号、令和6年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

保健衛生普及費において、野菜摂取量測定器を導入し、生活習慣病予防に役立てるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案については採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、令和6年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動に伴う人件費繰入金及び職員給の減が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号、令和6年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動による人件費の減並びに前年度分の精算に伴う償還金及び一般会計繰出金の増が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第52号から議案第54号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第54号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第56号 令和6年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第57号 令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第9、議案第55号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第11、議案第57号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第55号、令和6年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正は、歳入では、人事異動に伴う人件費繰入金の増額、歳出では、生活排水処理事業に係る職員の通勤手当、共済費の増額が主な内容であります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（淵合昌昭）

議案第56号、令和6年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第57号、令和6年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2議案を一括して報告します。

議案第56号、議案第57号ともに人事異動に伴い職員給ほか人件費の補正を行うものです。

以上、審査を終え、議案第56号及び議案第57号について採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案３件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第55号から議案第57号までの以上３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案３件に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第57号までの以上３件は委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第12 陳情第１号 川内原発20年延長に関する陳情書

日程第13 陳情第２号 川内原発20年延長に関する陳情書

日程第14 陳情第３号 川内原発20年延長に関する陳情書

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第12、陳情第１号、川内原発20年延長に関する陳情書から、日程第14、陳情第３号、川内原発20年延長に関する陳情書までの以上３件を一括議題といたします。

陳情３件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

陳情第１号及び陳情第２号、陳情第３号、川内原発20年延長に関する陳情書、以上、陳情３件を一括して報告いたします。

本陳情は、能登半島地震を踏まえ、川内原子力発電所の基準地振動を超える地震が起きないという完全な保証がない限り、20年運転延長に反対する決議を上げること、また、鹿児島県や薩摩川内市、原子力規制委員会等への各種決定の白紙撤回を

求める内容であります。

本委員会では、4月22日に参考人として陳情者2名の出席を求め、審査いたしました。

審査では、参考人から陳情趣旨の説明を受け、原発から離れた市町村からの意見の必要性や、再生可能エネルギーを含めた国のエネルギー施策の捉え方、原発に関連する地元への経済効果等について意見を聴取しました。

また、昨年11月に国の原子力規制委員会が運転期間の延長を許可し、地元市長が容認する旨を表明、また、県知事も了承することに至った経過や地元市議会での審査経過の概要について確認したところであります。

委員より、原発の安全性を心配する意見も理解できるが、国の専門的な審査による許可を経て、国や地元自治体も審査した上で運転期間延長が容認されている中で、本市議会が、これまでの関係機関の各種決定の白紙撤回を求めることは困難であるとの意見があり、陳情3件について採決の結果、本委員会としては全会一で不採択とすべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

陳情3件を不採択としたことに対して疑問、あるいは反対する立場での質問を二、三いたします。

川内原発に限らず、委員長御自身も全国の現在の原子力発電所のありようについてはそれなりに勉強されていると思います。今、日本政府が抱える特に老朽化した原発の今後の対応のありようについては、最も大きな今後解決すべき、しかし見通しが立たない大きな問題の一つであると言われております。

川内原発もその一つでございます。老朽化した原発をさらに20年延長するかどうか、御承知のように塩田知事は4年前の県知事選挙で、最終的には県民の判断に仰ぎたいということを明確に選挙の公約としてうたっているながら、それを実行していない公約違反の状況での、そして委員の中で、下から4行目でありますけども、県も地方自治体と同じように運転延長に容認されているという、そうした言わば公約違反の県知事容認であります。

特に20年延長については、県知事の役目というか責任が非常に重いんです。そうした点が1点あります。この公約違反について審議がされていたら、委員会審議の中で報告してください。

それから、質問の2点目。現在の原子力発電、特に老朽化した発電所について大きな、これは世界的にもそうありますが、解決が困難な問題があります。川内原

発もその一つであります。

一例だけ質問をいたします。審議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

一つは、御承知のように、原発で使用したいわゆる使用済みの核燃料の保管の在り方でございます。全てのあるいはほとんどの原発が保管を余儀なくされております。川内原発の場合は、現在どれぐらい保管されているでしょうか。今後の、これを最終的にどう処分するかがまだ見通しが、日本の場合も立っておりません。この点で審議がされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

以上、2点です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の2点の質問に対してお答えいたします。

まず1点目、塩田知事の公約違反の件について審議が行われていたのかといった質疑でございます。これについてはやり取りはなかったところでございます。

やり取りの中で多かったのは、やはり30km圏内からかなり離れた自治体である本市が、この原子力政策について審議することの是非、若しくは、再生可能エネルギーだけではそれは無理ではないかといった点等が多く、塩田知事への言及というのはあまりなかったところでございます。

2点目として、使用済核燃料等の処理についてやり取りがあったのかといった質疑でございます。

これについては参考人の方が指摘したところではございますが、委員としては、やはり国のそれは管轄でありますので、国の原子力規制委員会の判断等を信用していいのではないかとといった回答があったところでございます。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、陳情3件について討論を行います。討論通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は陳情1、2、3号については採択すべきという立場から、不採択には反対でございます。

反対する理由の一つは、今、言いましたように、鹿児島県政のトップ責任者であ

る県知事が明確な4年前の公約違反のまま県知事として県政を担当している、再度、今回の知事選挙に出馬いたしております。こうした県知事の姿勢が納得できません。厳しい言葉で言うと、許すことができません。これが第1点であります。

第2点目は、冒頭申し上げましたが、現在の日本の原子力発電は、特に川内原発をはじめとして、特に老朽化した原子力発電所は大きな課題と見通しが立たない解決困難な課題を幾つか抱えております。

先ほどの1回目の質問で申し上げましたが、使用済核燃料の問題もそうであります。幾つかあります。例えば、一般的に私たちは民間の場合も、あるいは公共事業体も水道事業についてなどとも言えますが、一旦建設をいたしますと、造りますと、毎年利益の中から一定分を減価償却で積み立てております。民間の場合もこれがいわゆる内部留保金の一部として保存されております。

しかし、川内原発の場合を含めて、日本の原発はそうした私たちが行っている通常の減価償却におけるしっかりとした積立てを行っておりません。結果的に、国がそれを言わばまけているというか、減免している形での償却費のありようでございます。しかし、川内原発の場合も40年が20年さらに延長されるかどうか分かりませんが、これは施設でありますので必ず老朽化して、最終的には廃炉とせざるを得ません。実際、現在、日本でも福島原発をはじめとして24基以上がもう廃炉決定がされています。

御承知のように、廃炉となるとこれは莫大な膨大な費用がかかります。そのための積立てを川内原発もしっかりと行っていないのではないのでしょうか。などなど、いろんな問題点がありまして、これは20年延長はやめよという立場から、陳情書を採択すべきという立場から、不採択には反対であります。

○議長（迫 杉雄）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに反対の討論はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○8番（上村龍生議員）

不採択に賛成の立場での討論を行います。

2点の観点から賛成をいたします。

まず、20年の延長に対する賛成討論でございますけれども、原子力発電所、東北の原発の事故の最たる原因は、冷却水の電源喪失によるメルトダウン、これが原因であります。したがって、冷却水が確保できない状況が生ずれば原発は事故を起こす、これはもう実証済みの理論でございます。

川内原発に関しましては、これは20年延長してもしなくても、もし再稼働しなく

ても使用済みの核燃料は現存するわけでありますから、動いても動いていなくても事故の起きる可能性というのは、冷却水が喪失をされれば事故が起きる可能性はある。しかし、冷却水を確保できる施設が整っていれば、これは安全は確保されるわけです。

国の原子力審査委員会も、このことに関しての安全基準を示されたというふうに理解をしております。これが１点目の賛成理由。

２点目は、電気料金のお話でございます。

今、全国の電気料金の中で、これまで九州電力管内は非常に安かった。しかし、今回３割以上だったと思います。ちょっと記憶違いだったら訂正をしていただきたいんですが、値上がりが予定をされて実施されると思うんですけども、原子力を止めると、さらにこの電気料金は上がってしまいます。この夏場でも特にそうですが、上がるとどうするか、税金を投入しなくてはいけないという２点の観点から、電力の安価での確保と事故発生に対しての予防策がしっかりしているという保証があれば、私は原発延長には賛成の立場での討論といたします。

以上です。

○議長（迫 杉雄）

ほかに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情第１号から陳情第３号までの以上３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。討論がありましたので、陳情３件の採決は起立によって行います。

お諮りいたします。陳情３件に対する常任委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

陳情第１号から陳情第３号までの以上３件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（迫 杉雄）

起立少数であります。よって、陳情第１号から陳情第３号までの以上３件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第16 陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025
年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第15、陳情第6号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について及び日程第16、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての2件を一括議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩水 豊）

陳情第6号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について、陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について、本陳情2件については、関連があるため一括議題とし、審査を行いました。

審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

陳情第6号は、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること、陳情第7号は加配教員の増員や少数職種の配置増などを主な内容としております。

以上、審査を終え、本陳情2件について採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（迫 杉雄）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、陳情 2 件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情第 6 号及び陳情第 7 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。陳情 2 件に対する常任委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、陳情第 6 号及び陳情第 7 号の 2 件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（迫 杉雄）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第 14 条第 1 項の規定により、発議 1 件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、発議 1 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第 1 発議第 3 号 豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（迫 杉雄）

追加日程第 1、発議第 3 号、豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育

費国庫負担制度拡充に係る意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○４番（矢上弘幸議員）

発議第３号、豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

提出者、曾於市議会議員矢上弘幸。

賛成者、岩水豊、瀬戸口恵理、上村龍生、原田賢一郎、徳峰一成。

提案理由。将来を担う子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第３号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、発議第３号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第３号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第17 同意案第1号 教育委員会教育長の任命について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第17、同意案第1号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第17、同意案第1号、教育委員会教育長の任命について説明をいたします。

中村涼一氏の任期が令和6年6月26日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、提案するものです。

なお、同法第5条第1項の規定に基づき、任期は3年となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（迫 杉雄）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は中村教育委員並びに教育長の再任には賛成であります。

中村教育長は、以前4年間、曾於市の教育委員会の学校教育課長として、また教育長としても3年間、私、7年間通算、文厚委員会でお付き合いをさせていただきましたけども、非常に読書家で、また豊かな創造力とまた感性をお持ちであります。特に強調しているのが、現在、学びの共同体を推進する教育行政でございます。これをやはり花開かせるためには、恐らく8年、10年以上かかるんじゃないかと個人的に思っており、どうしても曾於市の教育長としてそのリーダーシップを引き続き発揮してもらいたいという強い気持ちも持っておりますので、再任に賛成であります。

○議長（迫 杉雄）

反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第1号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（迫 杉雄）

ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（迫 杉雄）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（迫 杉雄）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、17 番、18 番、19 番。

（投票）

○議長（迫 杉雄）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫 杉雄）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今鶴議員及び九日議員の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（迫 杉雄）

投票の結果を御報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成18票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第18 閉会中の継続審査申出について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第18、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第19 閉会中の継続調査申出について

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第20 議員派遣の件

○議長（迫 杉雄）

次に、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第168条の規定により、次定期例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫 杉雄）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付託された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の6月議会に提案をいたしました補正予算並びに教育長の人事案件についても、全会一致で認めていただきました。認めていただいた予算については速やかに執行して、市政発展のために進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（迫 杉雄）

以上をもちまして、令和6年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 3 号	曾於市税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 1 号	令和 6 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 5 号	令和 6 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 4 号	曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 1 号	令和 6 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	令和 6 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 3 号	令和 6 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 4 号	令和 6 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 5 号	曾於市ゆず搾汁センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	曾於市公共下水道条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 1 号	令和 6 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 6 号	令和 6 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 1 号） について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 7 号	令和 6 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

総務常任委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 者	審 査 報 告
第 1 号	令和6年 2月6日	川内原発20年延長に関する陳情書	曾於市在住	賛成少数 不採択
第 2 号	令和6年 2月6日	川内原発20年延長に関する陳情書	曾於市在住	賛成少数 不採択
第 3 号	令和6年 2月8日	川内原発20年延長に関する陳情書	曾於市在住	賛成少数 不採択

文教厚生常任委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 者	審 査 報 告
第 6 号	令和6年 5月24日	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について	曾於市在住	全会一致 採 択
第 7 号	令和6年 5月24日	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について	曾於市在住	全会一致 採 択

豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡
充に係る意見書案

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第
1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月26日

曾於市議会議長 迫 杉雄 殿

提出者	曾於市議会議員	矢 上 弘 幸
賛成者	同 上	岩 水 豊
賛成者	同 上	瀬戸口 恵 理
賛成者	同 上	上 村 龍 生
賛成者	同 上	原 田 賢一郎
賛成者	同 上	徳 峰 一 成

（提案理由）

将来を担う子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、
子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を
受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するも
のであります。

豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡
充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 複式学級を解消すること。
- 5 特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。
- 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月26日

鹿児島県曾於市議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻 秀久	殿
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿
財務大臣	鈴木 俊一	殿
総務大臣	松本 剛明	殿
文部科学大臣	盛山 正仁	殿